

人権に関する県民意識調査
報告書

平成 25 年 3 月
高 知 県

はじめに

高知県では、真に人権が尊重される明るい社会づくりをめざして、平成10年に高知県人権尊重の社会づくり条例を制定しました。

また、平成12年には人権意識の高揚を図るために高知県人権施策基本方針を策定し、県民の皆様や市町村をはじめとする関係機関とともに、さまざまな取組を進めてまいりました。

しかし、私たちの社会には、今なお、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人など様々な分野において人権問題が存在しており、最近では、インターネットによる人権侵害や東日本大震災に伴う人権侵害なども発生しています。

これまでの取組の一つとして、人権施策を推進していくうえでの基礎資料とするため、平成14年度に「人権に関する県民意識調査」を実施しましたが、調査実施後10年が経過し、時代とともに新たな人権課題への関心も高まっていることから、この度、10年振りに「人権に関する県民意識調査」を行うこととしました。

今回の調査では、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に人権課題として掲げられている「ハンセン病元患者等」、「刑を終えて出所した人」、「犯罪被害者等」、「インターネットによる人権侵害」に関する質問を新たに追加して実施しました。この報告書はその調査結果を取りまとめたものです。

県では、この調査結果を人権教育や人権啓発などの施策に反映していくとともに、県民の皆様や関係機関をはじめとする多くの方々にこの報告書をご覧いただき、人権が尊重される社会の実現に向けてお役立ていただければと考えています。

終わりに、調査にあたりましてご協力いただきました、県民の皆様や関係者の方々に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

平成25年3月

高知県知事 尾崎正直

目次

I. 調査の概要

1. 調査目的	1
2. 調査項目	1
3. 調査設計	1
4. 調査結果の見方	2
5. 回収結果の概要	4

II. 調査結果

1. 人権全般	9
(1) 問 1-1 基本的人権の周知度	9
(2) 問 1-1 副問 日本の基本的人権	12
(3) 問 1-2 人権意識の変化	15
(4) 問 1-3 関心のある人権問題	17
(5) 問 1-4 人権侵害の経験	22
(6) 問 1-4 副問 1 人権が侵害されたと思った内容	24
(7) 問 1-4 副問 2 人権が侵害されたと思ったときの対応	28
2. 同和問題	32
(1) 問 2-1 同和地区・同和問題を知った時期	32
(2) 問 2-2 同和地区・同和問題を知ったきっかけ	35
(3) 問 2-3 同和地区や同和地区の人を意識する場合	39
(4) 問 2-4 同和地区出身の人との結婚について	43
(5) 問 2-5 同和問題の解決方法	45
3. 女性	49
(1) 問 3-1 女性に関する人権上の問題点	49
(2) 問 3-2 女性の人権を守るために必要なこと	53
(3) 問 3-3 男女の雇用機会について	57
(4) 問 3-4 仕事と家庭の両立について	61

4. 子ども	65
(1) 問 4-1 子どもに関する人権上の問題点	65
(2) 問 4-2 子どもの人権を守るために必要なこと	69
(3) 問 4-3 子どもが虐待されていると知った場合の対応	73
5. 高齢者	77
(1) 問 5-1 高齢者に関する人権上の問題点	77
(2) 問 5-2 高齢者の人権を守るために必要なこと	81
6. 障害者	85
(1) 問 6-1 障害者に関する人権上の問題点	85
(2) 問 6-2 障害者の人権を守るために必要なこと	89
7. エイズ患者・H I V感染者・ハンセン病元患者等	93
(1) 問 7-1 エイズ患者・H I V感染者に関する人権上の問題点	93
(2) 問 7-2 エイズ患者・H I V感染者の人権を守るために必要なこと	96
(3) 問 7-3 ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点	99
(4) 問 7-4 ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なこと	103
8. 外国人	106
(1) 問 8-1 外国人に関する人権上の問題点	106
(2) 問 8-2 外国人の人権を守るために必要なこと	110
9. 刑を終えて出所した人	114
(1) 問 9-1 刑を終えて出所した人に関する人権上の問題点	114
(2) 問 9-2 刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なこと	117
10. 犯罪被害者等	120
(1) 問 10-1 犯罪被害者とその家族に関する人権上の問題点	120
(2) 問 10-2 犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なこと	124
11. インターネットによる人権侵害	127
(1) 問 11-1 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点	127
(2) 問 11-2 インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと	131
12. 人権啓発	134
問 12-1 人権意識を高めるための啓発方法	134
13. 人権教育	138
問 12-2 人権を尊重する心や態度を育むための教育について	138
14. 人権尊重の社会の実現	142
問 12-3 人権尊重の社会実現のため必要なこと	142
15. 人権問題や調査についての意見・要望	146

Ⅲ. 設問間クロス集計分析

1. 問 1-1 × 問 1-1 副問 × 問 1-2.....	149
2. 問 1-4 副問 1 × 問 12-1.....	150
3. 問 1-4 副問 1 × 問 1-4 副問 2.....	151
4. 問 3-1 × 問 3-2.....	152
5. 問 3-3 × 問 3-4.....	153
6. 問 4-3.....	154
7. 問 5-1 × 問 5-2.....	155

Ⅳ. 添付資料

I . 調査の概要

I. 調査の概要

1. 調査目的

人権についての県民の意識や平成14年度調査との変化を把握することにより、今後の人権施策を推進していくうえでの基礎資料とする。

2. 調査項目

- (1) 属性（性別、年齢、職業、居住地域）
- (2) 人権全般
- (3) 同和問題
- (4) 女性
- (5) 子ども
- (6) 高齢者
- (7) 障害者
- (8) エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病元患者等
- (9) 外国人
- (10) 刑を終えて出所した人
- (11) 犯罪被害者等
- (12) インターネットによる人権侵害
- (13) 人権啓発
- (14) 人権教育
- (15) 人権尊重の社会の実現

3. 調査設計

- (1) 調査地域 高知県内全域
- (2) 調査対象 高知県内在住の成人（選挙人名簿に登録されている者）
- (3) 標本数 3,000人
- (4) 標本抽出方法 系統抽出法による無作為抽出
- (5) 調査方法 無記名による郵送法
- (6) 調査期間 平成24年8月20日から9月5日
- (7) 実施機関 高知県文化生活部人権課
- (8) 調査機関 株式会社クリケット

4. 調査結果の見方

本報告書では、調査結果の分析を調査項目ごとに回答者の属性、すなわち性別、年齢別、職業別に行った。項目ごとに図表を作成し、解説を付した。以下、注意事項を示す。

- (1) 図表に記入してある数値は、各回答項目に対する回答数および構成比である。

$$\text{構成比 (\%)} = \frac{\text{回答数}}{\text{有効回収数}} \times 100$$

- (2) 表の構成比は、少数点以下第2位を四捨五入しているため、択一設問の合計が100%にならない場合がある。また、質問項目への回答は、「○は1つだけ」、「○は3つまで」、「○はいくつでも」などの方法を採用している。したがって、複数回答の設問は構成比を合計すると100%以上になる。

- (3) 副問（前問で特定の回答をした一部の回答者のみに対して続けて行った質問）については、その特定の回答をした人数を有効回収数として構成比を算出した。

- (4) 調査票内の規定にはずれたもの、例えばある調査項目で回答は1つのみと規定したが、複数の回答が記入されていた場合はその回答は無効とした。なお、無効の回答は無回答扱いで集計を行った。また、無回答数の表記は択一設問のみで行い、複数回答の設問では行っていない。

- (5) 文章中及び図表中の選択肢、属性の表示は内容を損ねないよう簡素化している場合がある。

- (6) 過去の調査との比較を分析の中で用いたときは、必要に応じて構成比のみの比較表を添付している。調査項目が完全に一致しない場合、本調査に無い選択肢は除いている。

- (7) 分析の中で参考として用いた資料及びその概要を以下に示す。

- 「人権に関する県民意識調査」

実施機関：高知県企画振興部人権課

調査機関：株式会社くろしお地域研究所

調査期間：平成14年9月30日から10月10日

対象：高知県内在住の成人（選挙人名簿に登録されている者）

標本抽出数：5,000人

有効回収数：2,495人

調査方法：郵送法

● 「人権擁護に関する世論調査」

実施機関：内閣府大臣官房政府広報室
 調査機関：一般社団法人 中央調査社
 調査期間：平成24年8月23日から9月2日
 対象：全国20歳以上の日本国籍を有する者
 標本抽出数：3,000人
 有効回収数：1,864人
 調査方法：調査員による個別面接聴取法

● 「同和問題に関する意識調査」

実施機関：高知県企画部同和対策課
 調査機関：大阪市立大学文学部社会学研究室的山本登教授のグループ
 調査期間：昭和56年7月
 対象：高知県に所在する同和対策事業の「対象地域」外に居住している有権者
 標本抽出数：5,000人
 有効回収数：2,836人
 調査方法：郵送法

● 「同和問題に関する意識調査」

実施機関：高知県企画部同和対策室
 調査機関：大阪市立大学の山本登名誉教授と奈良教育大学社会教育研究室の中川喜代子教授の研究グループ
 調査期間：平成元年9月から11月
 対象：県内全域、ただし地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する対象地域に居住する県民を除く。
 標本抽出数：5,000人
 有効回収数：2,913人
 調査方法：郵送法

(8) 居住地域については、以下のとおり8地域に分類した。

- | |
|---|
| 1. 高知市 |
| 2. 安芸広域圏：室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村 |
| 3. 南国・香美広域圏：南国市、香南市、香美市 |
| 4. 嶺北広域圏：本山町、大豊町、土佐町、大川村 |
| 5. 仁淀川広域圏：土佐市、いの町、日高村 |
| 6. 高吾北広域圏：仁淀川町、佐川町、越知町 |
| 7. 高幡広域圏：須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町 |
| 8. 幡多広域圏：宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町 |

(9) 今回の調査は標本調査であるため、統計上の誤差「標本誤差」が生じる。この標本誤差は有効回収数と得られた結果の比率によって異なるが、95%を信頼できる誤差の範囲とすると、誤差は下表のとおりである。

(標本誤差)

	10% (90%)	20% (80%)	30% (70%)	40% (60%)	50%
1,500	±1.5%	±2.0%	±2.3%	±2.5%	±2.5%
1,350	±1.6%	±2.1%	±2.4%	±2.6%	±2.7%
1,250	±1.7%	±2.2%	±2.5%	±2.7%	±2.8%
1,000	±1.9%	±2.5%	±2.8%	±3.0%	±3.1%

例えば、1,500人の回答者がいる中で、Aという選択肢を選んだ回答者が10%であった場合、標本誤差は±1.5%であるので、誤差を考慮した場合、この回答率は95%の確率で8.5%~11.5%の間に存在するということになる。

なお、標本誤差については、次の式を用いて算出した。nは回答者数(人)、pは回答率(%)を表す。

$$\text{標本誤差} = 1.96 \times \sqrt{\frac{p(100-p)}{n}}$$

5. 回収結果の概要

(1) 調査票配布数と回収状況

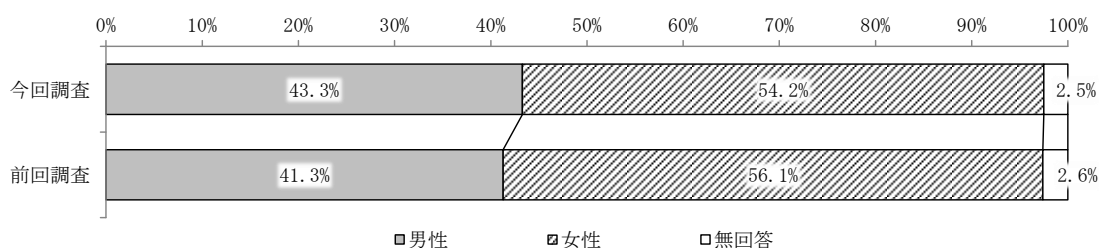
- 配布数：3,000票
- 回収数：1,385票
- 有効回収数：1,351票（有効回収率45.0%）

(2) 回答者の属性（性別・年齢別・職業別・居住地域別）

F1 性別割合

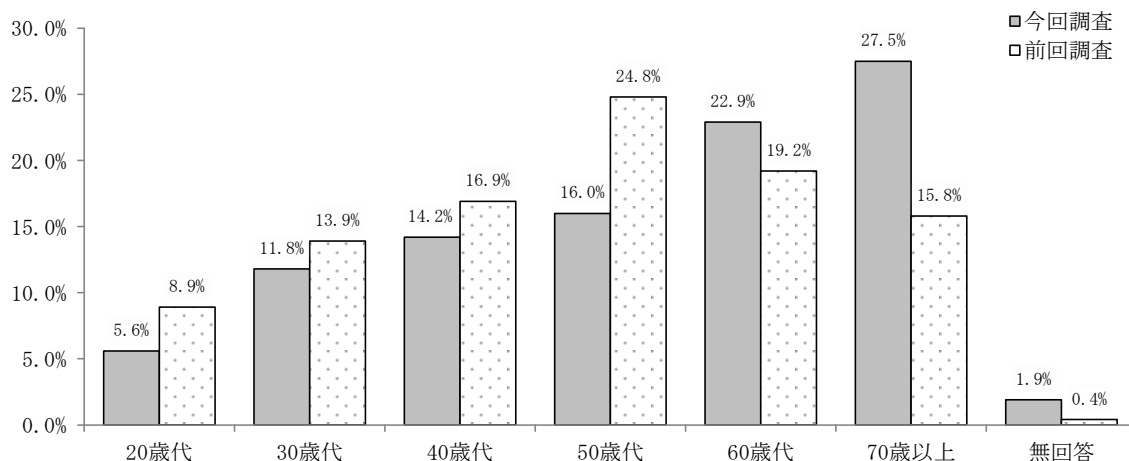
	今回調査		前回調査	
	回答数(人)	構成比(%)	回答数(人)	構成比(%)
総数	1,351	(100.0)	2,495	(100.0)
男性	585	(43.3)	1,031	(41.3)
女性	732	(54.2)	1,399	(56.1)
無回答	34	(2.5)	65	(2.6)

* 前回調査は、平成14年度に高知県が実施した人権に関する県民意識調査。



F2 年齢別割合

	今回調査		前回調査	
	回答数(人)	構成比(%)	回答数(人)	構成比(%)
総数	1,351	(100.0)	2,495	(100.0)
20歳代	76	(5.6)	222	(8.9)
30歳代	160	(11.8)	346	(13.9)
40歳代	192	(14.2)	421	(16.9)
50歳代	216	(16.0)	620	(24.8)
60歳代	310	(22.9)	480	(19.2)
70歳以上	372	(27.5)	395	(15.8)
無回答	25	(1.9)	11	(0.4)



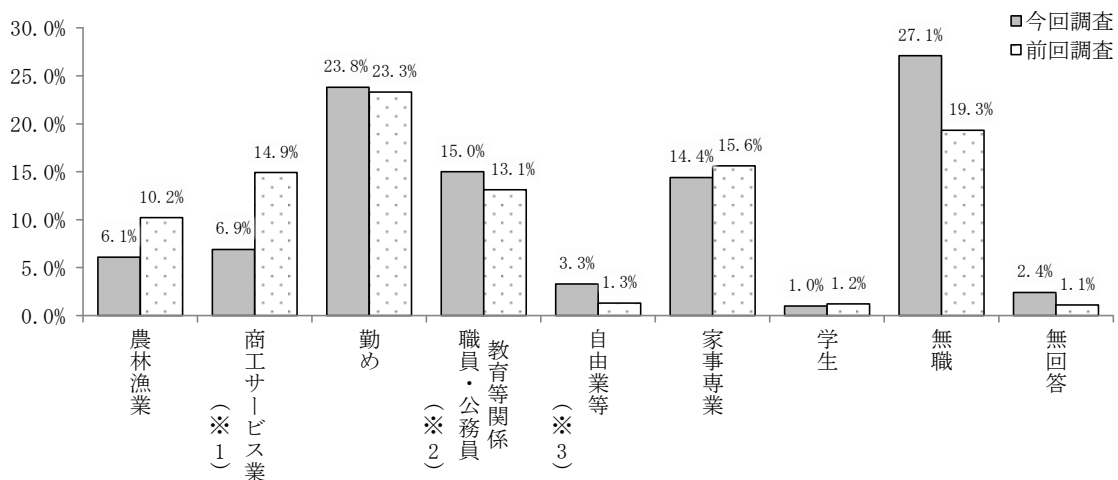
F3 職業別割合

	今回調査		前回調査	
	回答数(人)	構成比(%)	回答数(人)	構成比(%)
総数	1,351	(100.0)	2,495	(100.0)
農林漁業	83	(6.1)	254	(10.2)
商工サービス業(※1)	93	(6.9)	373	(14.9)
勤め	322	(23.8)	581	(23.3)
教育・福祉・医療関係者 及び職員・公務員(※2)	202	(15.0)	327	(13.1)
自由業、その他有職 (※3)	45	(3.3)	32	(1.3)
家事専業	194	(14.4)	388	(15.6)
学生	14	(1.0)	31	(1.2)
無職	366	(27.1)	482	(19.3)
無回答	32	(2.4)	27	(1.1)

※1 「商工サービス業」は、前回調査「商工サービス業・自由業」との比較。

※2 以下、「教育等関係職員・公務員」という。

※3 「自由業、その他有職」は、前回調査「その他の有職」との比較。以下、「自由業等」という。

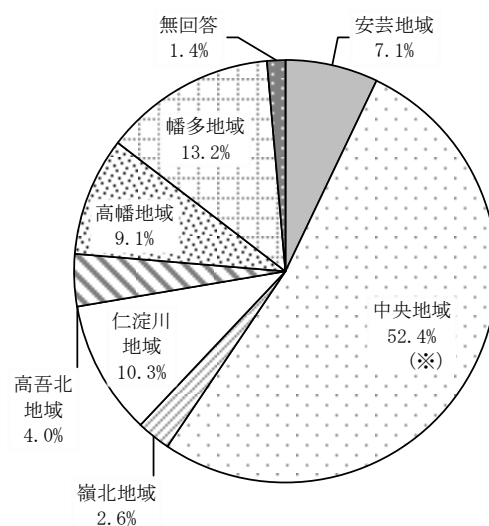
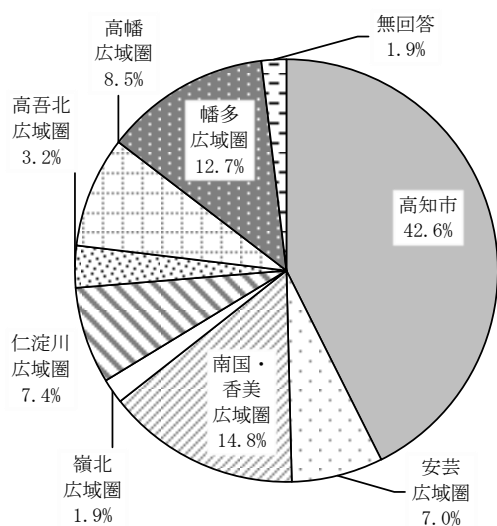


F4 居住地域別割合

	今回調査	
	回答数(人)	構成比(%)
総数	1,351	(100.0)
高知市	575	(42.6)
安芸広域圏	95	(7.0)
南国・香美広域圏	200	(14.8)
嶺北広域圏	25	(1.9)
仁淀川広域圏	100	(7.4)
高吾北広域圏	43	(3.2)
高幡広域圏	115	(8.5)
幡多広域圏	172	(12.7)
無回答	26	(1.9)

	前回調査	
	回答数(人)	構成比(%)
総数	2,495	(100.0)
安芸地域	178	(7.1)
中央地域(※)	1,308	(52.4)
嶺北地域	64	(2.6)
仁淀川地域	256	(10.3)
高吾北地域	99	(4.0)
高幡地域	226	(9.1)
幡多地域	329	(13.2)
無回答	35	(1.4)

※ 「中央地域」は、高知市・南国市・香南市・香美市。



II. 調查結果

II. 調査結果

1. 人権全般

(1) 基本的人権の周知度

問1-1 基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されています。
あなたは、このような基本的人権の内容を知っていますか。

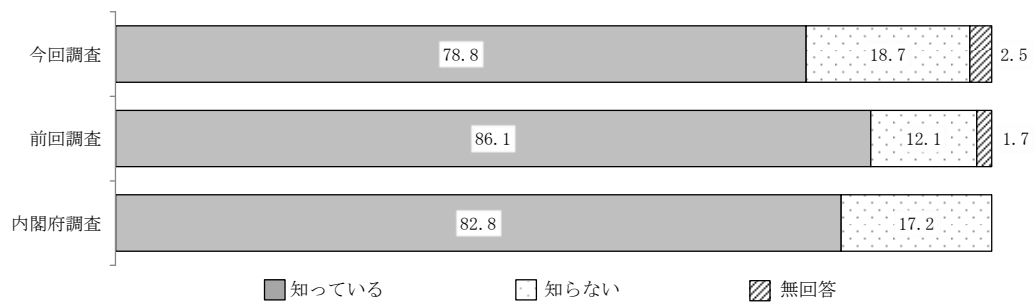
【いずれかに○を】

(基本的人権には思想、表現の自由などの自由権や生存権などの社会権、参政権などがあります。)

1. 知っている → (副問へ)

2. 知らない → (問1-2へ)

図 1-1 基本的人権の周知度 (%)

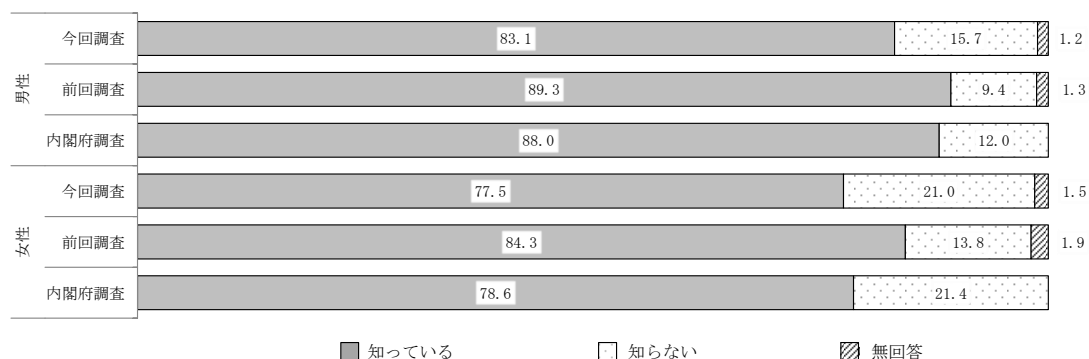


「侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されている基本的人権の内容を知っているか」について聞いたところ、「知っている」の割合が78.8%、「知らない」が18.7%となっている。

平成14年度に高知県が実施した人権に関する県民意識調査（以下「前回調査」という。）と比べ、「知らない」の割合が高くなっており、「知っている」の割合は低くなっている。

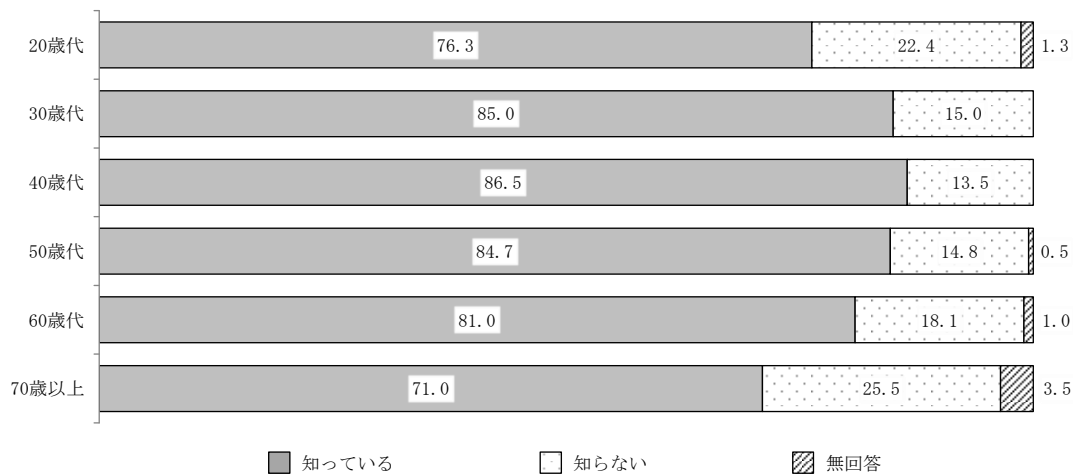
平成24年度に内閣府が実施した人権擁護に関する世論調査（以下「内閣府調査」という。）と比べ、「知らない」の割合が高くなっており、「知っている」の割合は低くなっている。

図 1-2 基本的人権の周知度【性別】 (%)



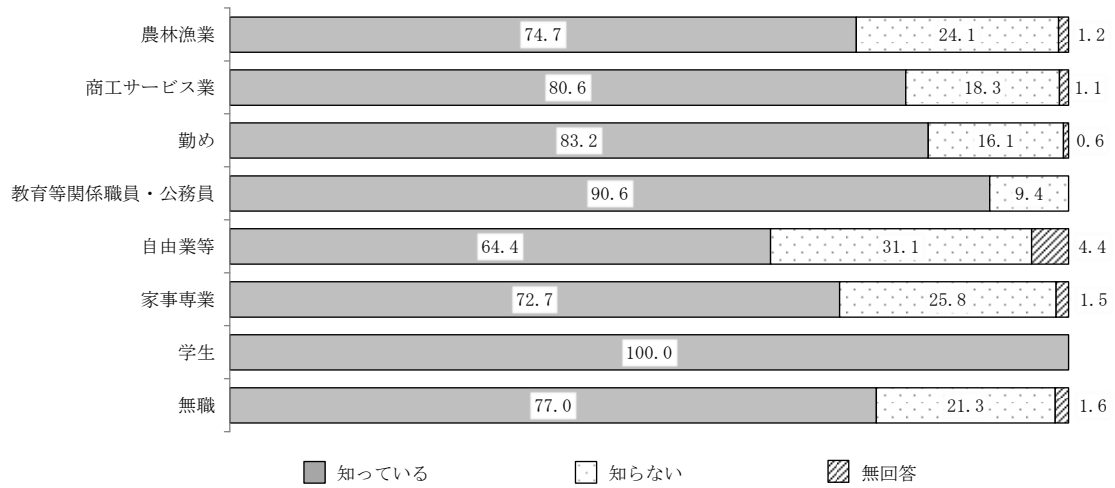
性別で見ると、「知っている」の割合は女性が77.5%、男性が83.1%と男性が高くなっている。
 前回調査と比べ、「知っている」の割合は男女ともに低くなっている。
 内閣府調査と比べ、「知っている」の割合は男女ともに低くなっている。

図 1-3 基本的人権の周知度【年齢別】 (%)



年齢別で見ると、「知っている」の割合は、40歳代が86.5%で最も高く、次いで30歳代が85.0%、50歳代が84.7%、60歳代が81.0%、20歳代が76.3%となっており、70歳以上が71.0%で最も低くなっている。

図 1-4 基本的人権の周知度【職業別】 (%)



職業別でみると、「知っている」の割合は、学生が 100.0%で最も高く、次いで教育等関係職員・公務員が 90.6%、勤めが 83.2%、商工サービス業が 80.6%と続いており、自由業等が 64.4%で最も低くなっている。

(2) 日本の基本的人権

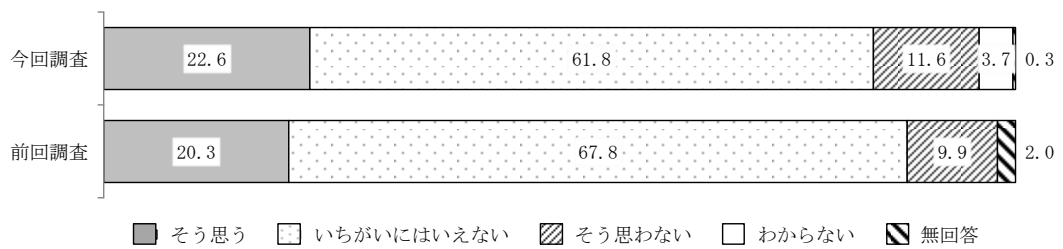
副問 [問1-1で「1. 知っている」と答えた方にお尋ねします]

あなたは、今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。

【○は1つだけ】

1. そう思う
2. いちがいにはいえない
3. そう思わない
4. わからない

図 1-5 日本の基本的人権 (%)

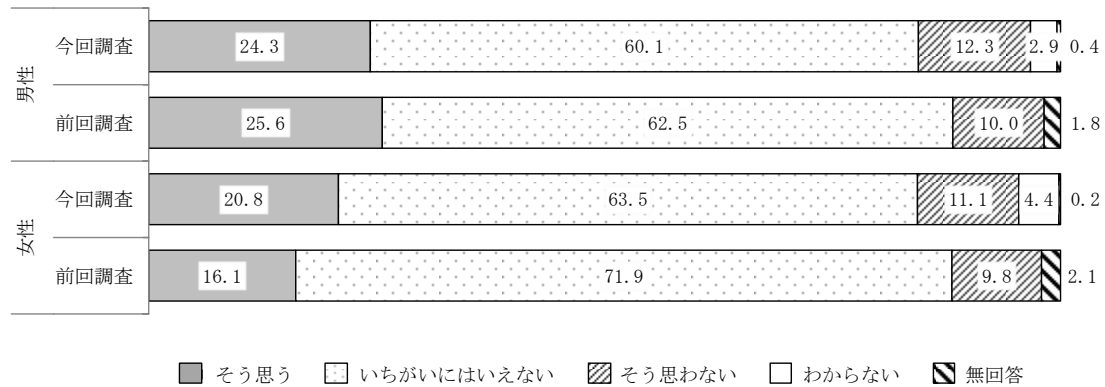


* 前回調査には、「わからない」の回答項目が存在しない。

「日本の基本的人権について、問1-1で『知っている』と答えた方に、今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思うか」について聞いたところ、「そう思う」の割合が22.6%、「いちがいにはいえない」が61.8%、「そう思わない」が11.6%、「分からない」が3.7%となっている。

前回調査と比べ、「そう思う」や「そう思わない」の割合が高くなっており、「いちがいにはいえない」の割合は低くなっている。

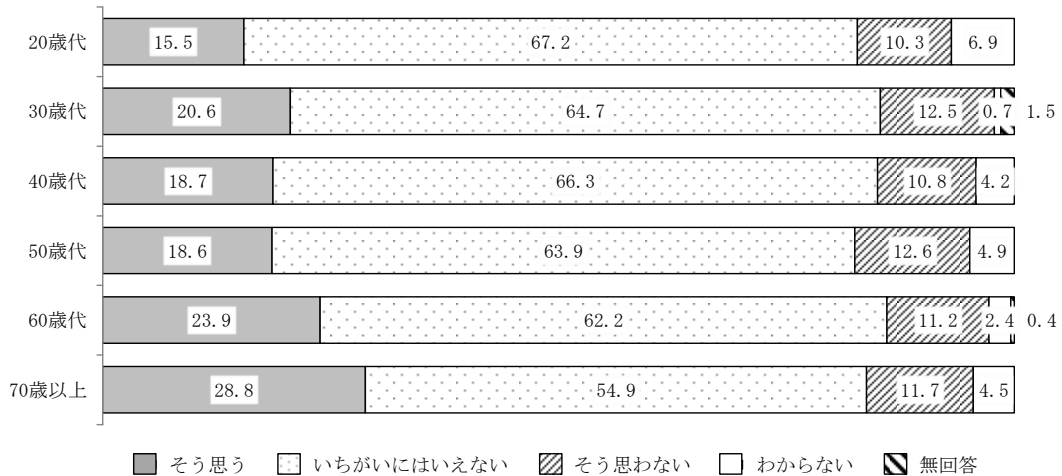
図 1-6 日本の基本的人権【性別】 (%)



性別で見ると、「いちがいにはいえない」では女性の割合が高くなっている。一方で、「そう思う」や「そう思わない」では男性の割合が高くなっている。

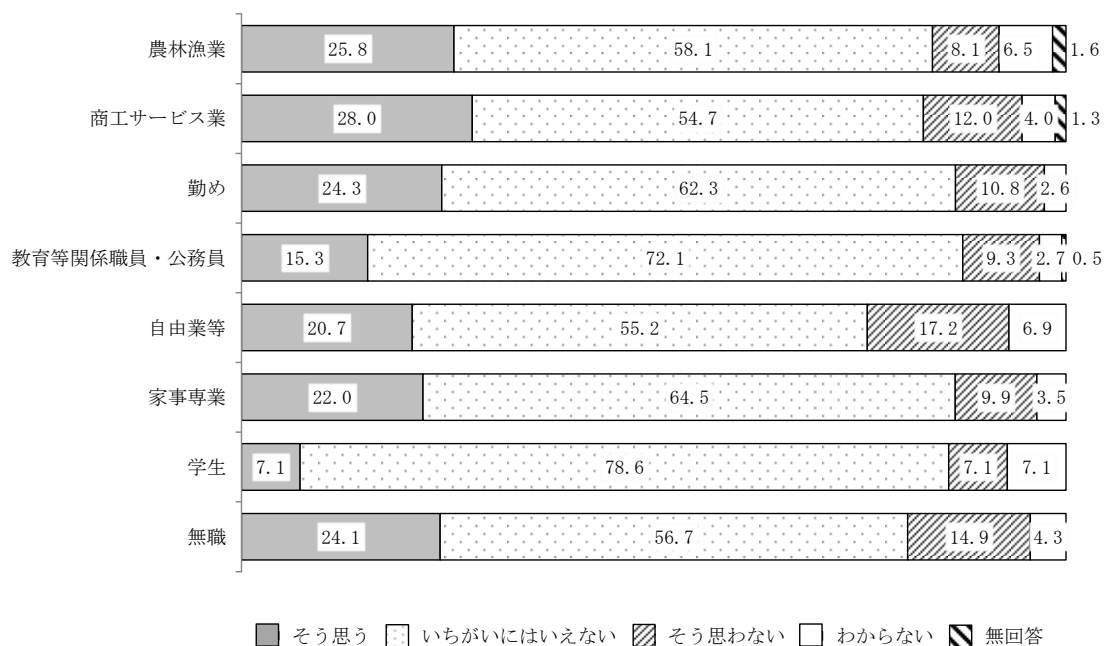
前回調査と比べ、女性では「そう思う」の割合が高くなっており、「いちがいにはいえない」は低くなっている。一方、男性では「そう思わない」の割合が高くなっており、「いちがいにはいえない」は低くなっている。

図 1-7 日本の基本的人権【年齢別】 (%)



年齢別で見ると、「そう思う」の割合は、70歳以上が28.8%で最も高く、次いで60歳代が23.9%、30歳代が20.6%と続いており、20歳代が15.5%で最も低い割合となっている。

図 1-8 日本の基本的人権【職業別】 (%)



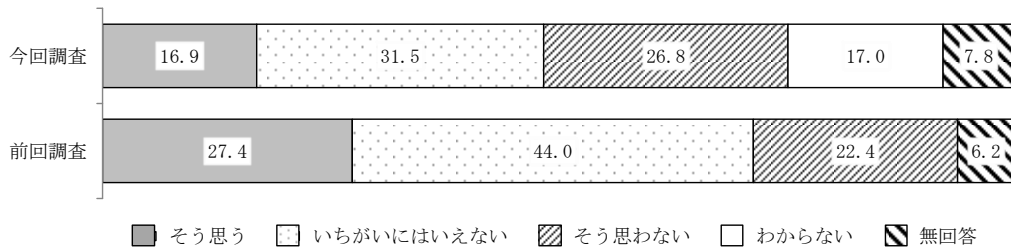
職業別でみると、「そう思う」の割合は商工サービス業が28.0%で最も高く、次いで農林漁業が25.8%、勤めが24.3%などとなっており、学生が7.1%で最も低くなっている。

(3) 人権意識の変化

問1-2 あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、4～5年前に比べて高くなっていると思いますか。
【〇は1つだけ】

1. そう思う
2. いちがいにはいえない
3. そう思わない
4. わからない

図 1-9 人権意識の変化 (%)

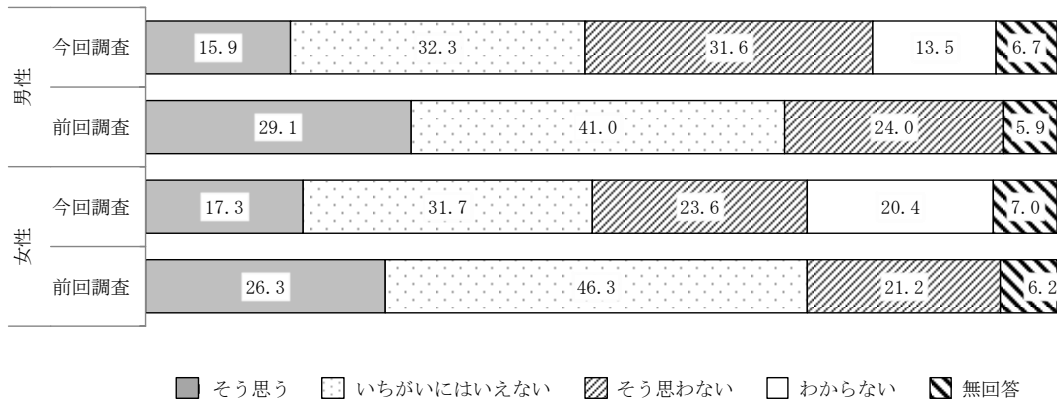


* 前回調査には、「わからない」の回答項目が存在しない。

「国民一人ひとりの人権意識は、4～5年前に比べて高くなっていると思うか」について聞いたところ、「そう思う」の割合が16.9%、「いちがいにはいえない」が31.5%、「そう思わない」が26.8%、「わからない」が17.0%となっている。

前回調査と比べ、「いちがいにはいえない」や「そう思う」の割合は10ポイント以上低くなっている。

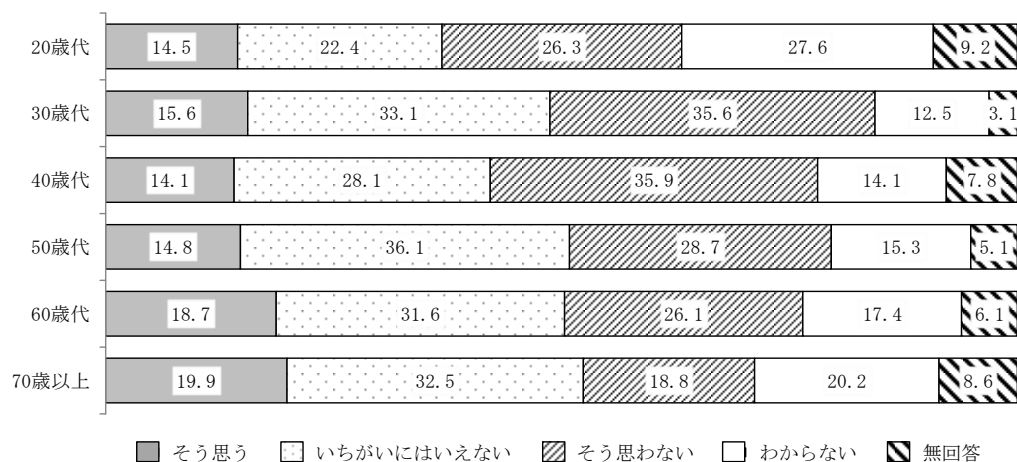
図 1-10 人権意識の変化【性別】 (%)



性別でみると、「わからない」や「そう思う」などは女性の割合が高くなっている。一方で、「そう思わない」や「いちがいにはいえない」は男性の割合が高くなっている。

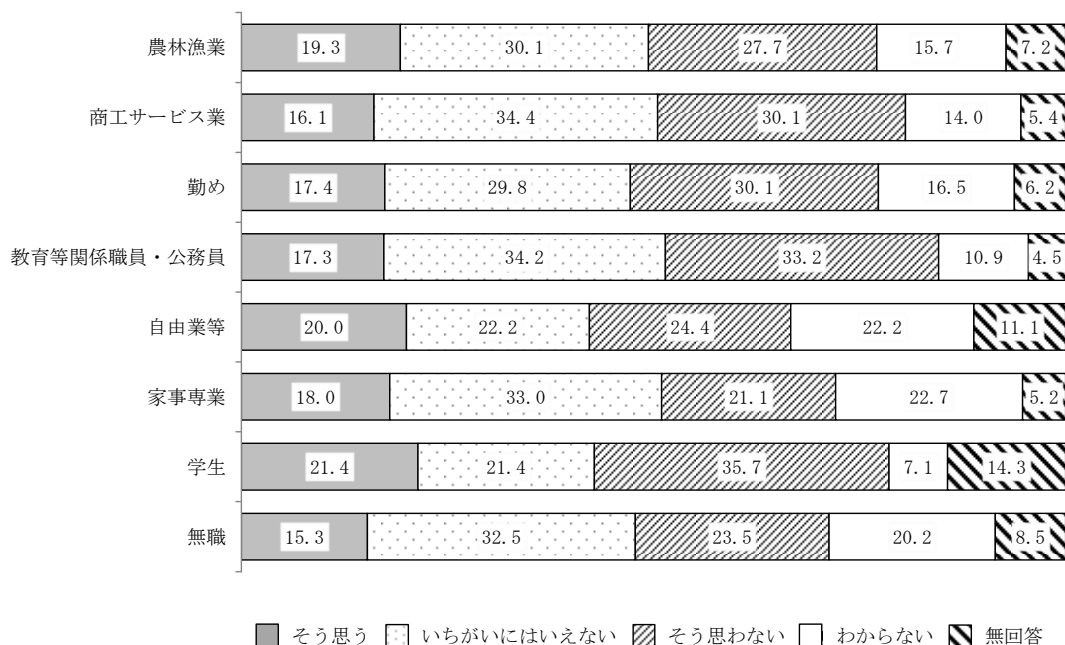
前回調査と比べ、男女ともに「そう思わない」の割合が高くなっている。一方、女性では「いちがいにはいえない」が、男性では「そう思う」の割合が、それぞれ10ポイント以上低くなっている。

図 1-11 人権意識の変化【年齢別】 (%)



年齢別でみると、「そう思う」の割合は、70歳以上が19.9%で最も高く、次いで60歳代が18.7%などとなっており、40歳代が14.1%で最も低くなっている。

図 1-12 人権意識の変化【職業別】 (%)



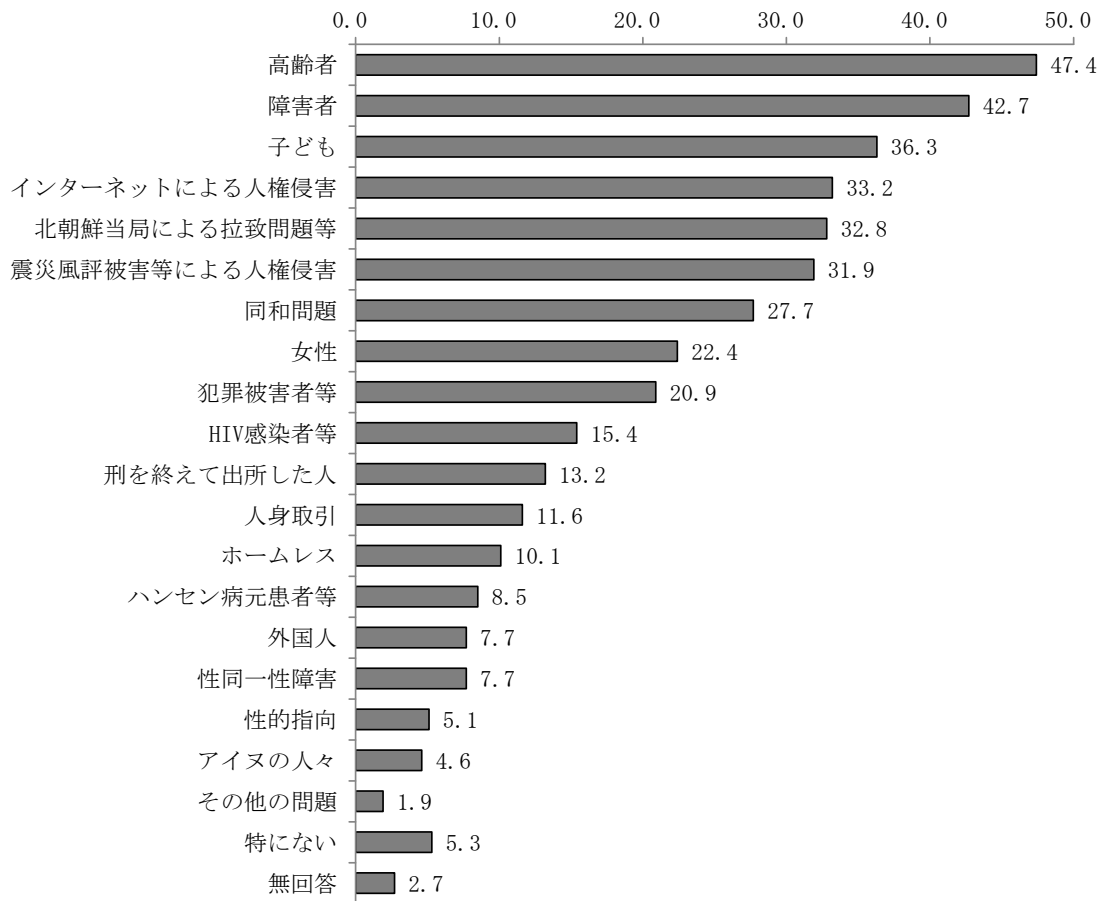
職業別でみると、「そう思う」の割合は、学生が21.4%で最も高く、次いで自由業等が20.0%などとなっており、無職が15.3%で最も低くなっている。

(4) 関心のある人権問題

問1-3 日本の社会における人権にかかわる問題として、あなたが関心のあるものはどれですか。【〇はいくつでも】

1. 同和問題	2. 女性
3. 子ども	4. 高齢者
5. 障害者	6. HIV感染者等
7. ハンセン病元患者等	8. 外国人
9. アイヌの人々	10. 刑を終えて出所した人
11. 犯罪被害者等	12. インターネットによる人権侵害
13. ホームレス	14. 北朝鮮当局による拉致問題等
15. 性的指向	16. 性同一性障害
17. 人身取引	18. 震災における風評被害等による人権侵害
19. その他の問題	20. 特にない

図1-13 関心のある人権問題 (%)



「日本の社会における人権にかかわる問題として、あなたが関心のあるもの」について聞いたところ、「高齢者」の割合が47.4%で最も高く、次いで「障害者」が42.7%、「子ども」が36.3%、「インターネットによる人権侵害」33.2%となっている。

「その他」の主な記述としては、「いじめ」、「パワーハラスメント」、「貧富の差」などがあつた。

表 1-14 関心のある人権問題 (%) [過去調査等との比較]

	今回調査	前回調査	内閣府調査
高齢者	47.4	42.2	34.8
障害者	42.7	56.6	39.4
子ども	36.3	43.1	38.1
インターネットによる人権侵害	33.2	30.2	36.0
北朝鮮当局による拉致問題等 (※1)	32.8	-	26.5
震災風評被害等による人権侵害 (※2)	31.9	-	28.4
同和問題	27.7	45.4	13.4
女性	22.4	32.4	26.9
犯罪被害者等	20.9	41.3	19.3
HIV感染者等	15.4	26.7	14.1
刑を終えて出所した人	13.2	18.2	15.8
人身取引	11.6	-	10.2
ホームレス	10.1	-	12.4
ハンセン病元患者等 (※3)	8.5	20.8	13.4
外国人	7.7	15.6	10.7
性同一性障害	7.7	-	9.6
性的指向	5.1	-	9.2
アイヌの人々	4.6	11.4	5.7
その他の問題	1.9	1.8	0.4
特にない	5.3	6.7	8.6

※1 「北朝鮮当局による拉致問題等」は、内閣府調査「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」との比較。

※2 「震災における風評被害等による人権侵害」は、内閣府調査「東日本大震災に伴う人権問題」との比較。

※3 「ハンセン病元患者等」は、内閣府調査「ハンセン病患者・回復者等」との比較。

前回調査と比べ、「高齢者」や「インターネットによる人権侵害」などの割合が高くなっており、「犯罪被害者等」は20ポイント以上、「同和問題」や「障害者」の割合は10ポイント以上、それぞれ低くなっている。

内閣府調査と比べ、「同和問題」と「高齢者」の割合が10ポイント以上高くなっており、「ハンセン病元患者等」や「女性」などの割合は低くなっている。

表 1-15 関心のある人権問題【性別】 (%)

	男性			女性		
	今回調査	前回調査	内閣府調査	今回調査	前回調査	内閣府調査
高齢者	41.9	39.6	28.8	52.3	43.3	39.8
障害者	43.9	57.0	37.7	42.8	56.1	40.8
子ども	32.5	38.8	32.3	39.8	46.4	42.8
インターネットによる人権侵害	32.1	30.1	35.9	35.2	30.7	36.1
北朝鮮当局による拉致問題等 (※1)	32.6	-	26.9	33.7	-	26.2
震災風評被害等による人権侵害 (※2)	31.6	-	27.1	32.8	-	29.5
同和問題	32.8	52.2	17.1	24.3	40.2	10.4
女性	14.9	24.5	20.0	29.0	38.4	32.6
犯罪被害者等	21.0	42.3	20.6	21.4	40.8	18.3
HIV感染者等	13.3	29.3	12.7	17.3	25.1	15.2
刑を終えて出所した人	14.0	18.0	16.4	13.1	18.2	15.2
人身取引	11.1	-	9.9	12.0	-	10.5
ホームレス	11.6	-	13.4	9.0	-	11.5
ハンセン病元患者等 (※3)	8.9	21.5	12.7	8.5	20.4	13.9
外国人	8.5	20.0	12.0	7.4	12.2	9.6
性同一性障害	6.5	-	7.6	8.7	-	11.2
性的指向	5.0	-	9.3	5.2	-	9.1
アイヌの人々	4.8	14.1	7.0	4.6	9.5	4.6
その他の問題	2.1	1.9	0.7	1.6	1.8	0.2
特になし	4.6	7.2	9.0	6.0	6.1	8.3

性別でみると、「女性」や「高齢者」では女性の割合が10ポイント以上高くなっている。一方で、「同和問題」や「ホームレス」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、男女ともに「高齢者」などの割合が高くなっており、「犯罪被害者等」、「障害者」、「同和問題」、「ハンセン病元患者等」の割合は、それぞれ10ポイント以上低くなっている。

内閣府調査と比べ、男女ともに「同和問題」と「高齢者」の割合が10ポイント以上高くなっており、「ハンセン病元患者等」などの割合は低くなっている。

表 1-16 関心のある人権問題【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
高齢者	34.2	36.3	38.5	42.6	50.3	61.6
障害者	48.7	44.4	43.8	44.0	43.2	41.1
子ども	43.4	49.4	42.7	36.1	35.5	27.7
インターネットによる人権侵害	43.4	38.8	47.4	44.4	30.3	19.4
北朝鮮当局による拉致問題等	15.8	25.6	27.1	32.4	39.0	39.2
震災風評被害等による人権侵害	39.5	30.6	31.8	38.9	31.6	28.5
同和問題	27.6	23.8	25.5	29.6	31.9	26.6
女性	31.6	40.6	28.1	22.7	16.1	15.3
犯罪被害者等	19.7	25.0	31.3	19.4	20.6	16.1
HIV感染者等	23.7	18.1	19.3	16.7	12.6	12.6
刑を終えて出所した人	18.4	8.8	14.6	12.5	12.9	15.1
人身取引	13.2	12.5	15.1	9.7	11.9	9.9
ホームレス	17.1	9.4	15.1	8.3	8.4	9.1
ハンセン病元患者等	9.2	8.8	10.4	8.3	7.1	9.1
外国人	14.5	11.3	12.0	6.0	6.1	5.4
性同一性障害	19.7	16.3	13.0	6.5	3.9	3.0
性的指向	13.2	11.3	9.4	3.2	2.6	1.9
アイヌの人々	3.9	3.1	7.3	5.1	3.9	4.6
その他の問題	3.9	1.3	4.2	1.4	2.3	0.3
特になし	6.6	6.3	4.2	4.6	4.8	6.5

年齢別でみると、20歳代では「障害者」が、30歳代では「子ども」が、40歳代、50歳代では「インターネットによる人権侵害」が、60歳代、70歳以上では「高齢者」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

「高齢者」や「北朝鮮当局による拉致問題等」は年齢層が上がるほど割合が高くなっており、「性同一性障害」や「性的指向」は年齢層が下がるほど割合が高くなっている。

表 1-17 関心のある人権問題【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
高齢者	38.6	41.9	41.0	44.6	48.9	54.1	42.9	55.5
障害者	32.5	40.9	37.0	55.9	44.4	42.8	35.7	45.4
子ども	27.7	38.7	38.2	48.5	33.3	37.1	21.4	30.6
インターネットによる人権侵害	25.3	40.9	37.6	43.1	40.0	30.4	64.3	25.4
北朝鮮当局による拉致問題等	30.1	35.5	31.7	28.2	35.6	41.8	28.6	33.3
震災風評被害等による人権侵害	31.3	26.9	33.5	34.7	33.3	31.4	50.0	31.4
同和問題	28.9	25.8	26.1	33.7	33.3	25.3	21.4	27.9
女性	9.6	23.7	21.1	33.7	26.7	28.4	50.0	16.1
犯罪被害者等	14.5	23.7	20.8	28.7	20.0	19.1	35.7	19.1
HIV感染者等	14.5	10.8	13.0	24.3	17.8	17.5	35.7	12.3
刑を終えて出所した人	14.5	10.8	11.8	13.9	15.6	12.9	28.6	15.0
人身取引	6.0	11.8	11.2	12.9	13.3	13.9	14.3	11.2
ホームレス	9.6	3.2	9.6	11.4	11.1	11.9	35.7	9.8
ハンセン病患者等	8.4	6.5	5.3	11.4	13.3	9.3	14.3	9.6
外国人	4.8	8.6	7.5	11.9	13.3	7.7	7.1	5.7
性同一性障害	3.6	7.5	6.8	14.9	13.3	6.7	14.3	5.5
性的指向	2.4	7.5	3.7	8.4	6.7	5.2	28.6	3.6
アイヌの人々	3.6	4.3	1.6	7.9	4.4	5.2	0.0	6.0
その他の問題	3.6	2.2	0.6	2.5	2.2	1.5	7.1	1.9
特になし	7.2	4.3	5.3	4.5	4.4	3.6	0.0	7.1

職業別で見ると、教育等関係職員・公務員では「障害者」が、学生では「インターネットによる人権侵害」が、そのほかの職業では「高齢者」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

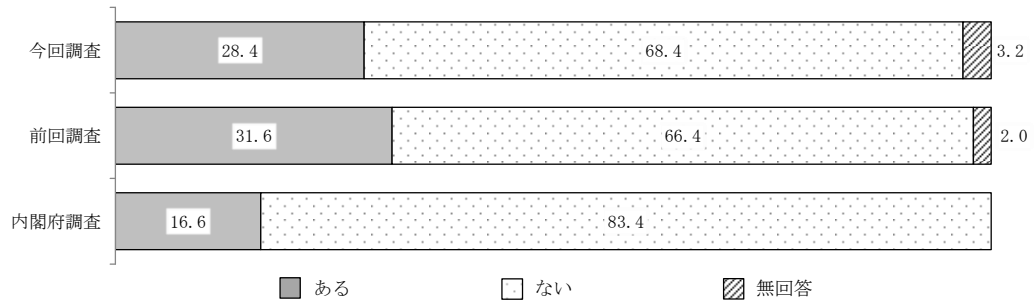
(5) 人権侵害の経験

問1-4 あなたは今までに、ご自分の人権が侵害されたと思っただことがありますか。

【いずれかに○を】

- 1. ある → (副問1と2へ)
- 2. ない → (問2-1へ)

図1-18 人権侵害の経験 (%)

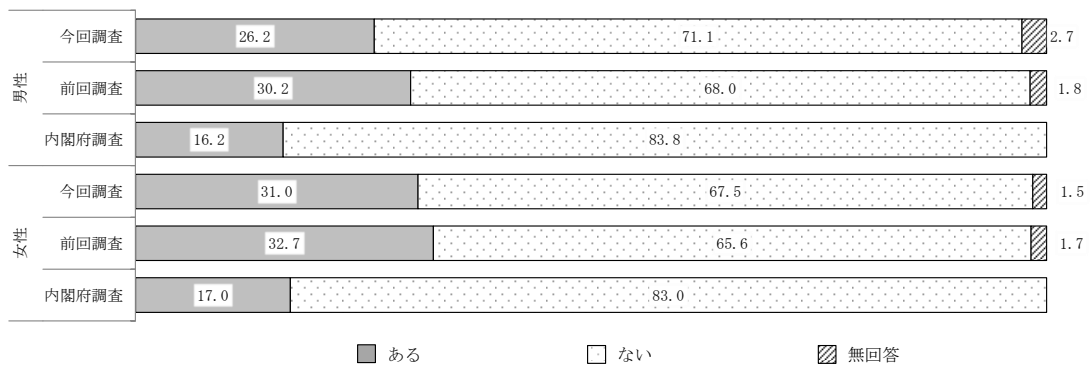


「自分の人権が侵害されたと思っただがあるか」について聞いたところ、「ある」の割合が28.4%、「ない」が68.4%となっている。

前回調査と比べ、「ない」の割合が高くなっており、「ある」は低くなっている。

内閣府調査と比べ、「ある」の割合が高くなっており、「ない」は低くなっている。

図1-19 人権侵害の経験【性別】 (%)

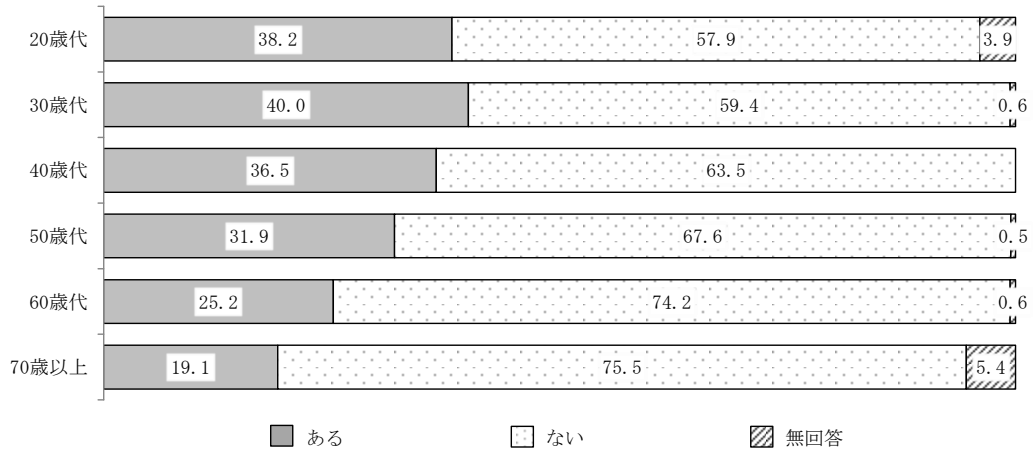


性別でみると、「ある」の割合は女性が高くなっている。

前回調査と比べ、男女ともに「ない」の割合が高くなっており、「ある」は低くなっている。

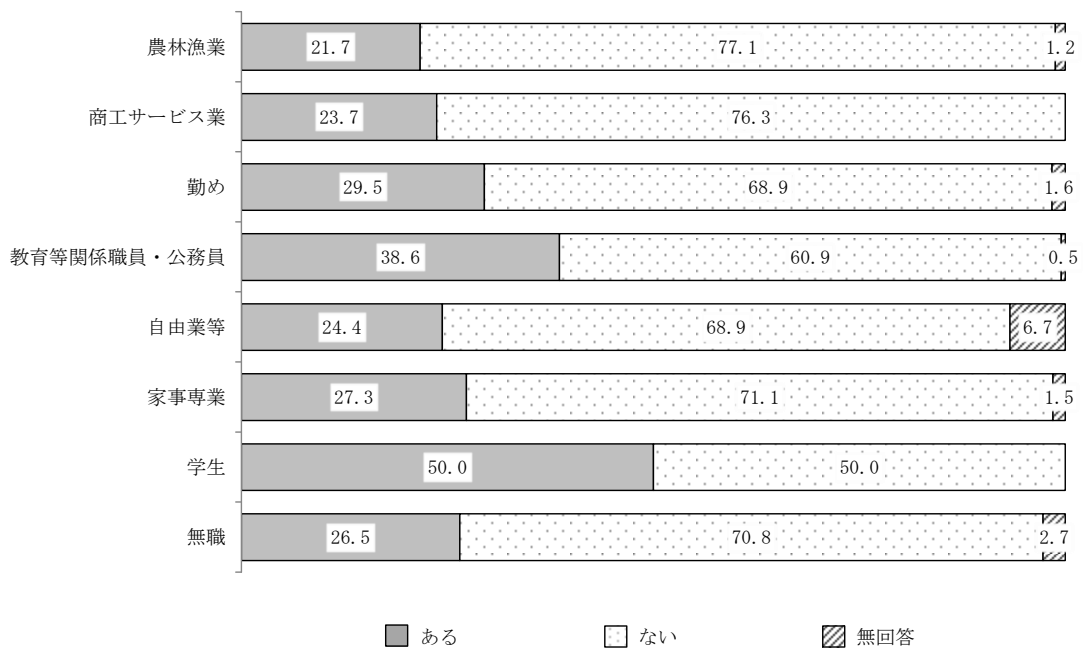
内閣府調査と比べ、男女ともに「ある」の割合が高くなっており、「ない」は低くなっている。

図 1-20 人権侵害の経験【年齢別】 (%)



年齢別でみると、「ない」は年齢層が上がるほど割合が高くなっている。

図 1-21 人権侵害の経験【職業別】 (%)



職業別でみると、「ある」の割合は学生が50.0%で最も高く、そのほかの職業は40%未満になっている。

(6) 人権が侵害されたと思った内容

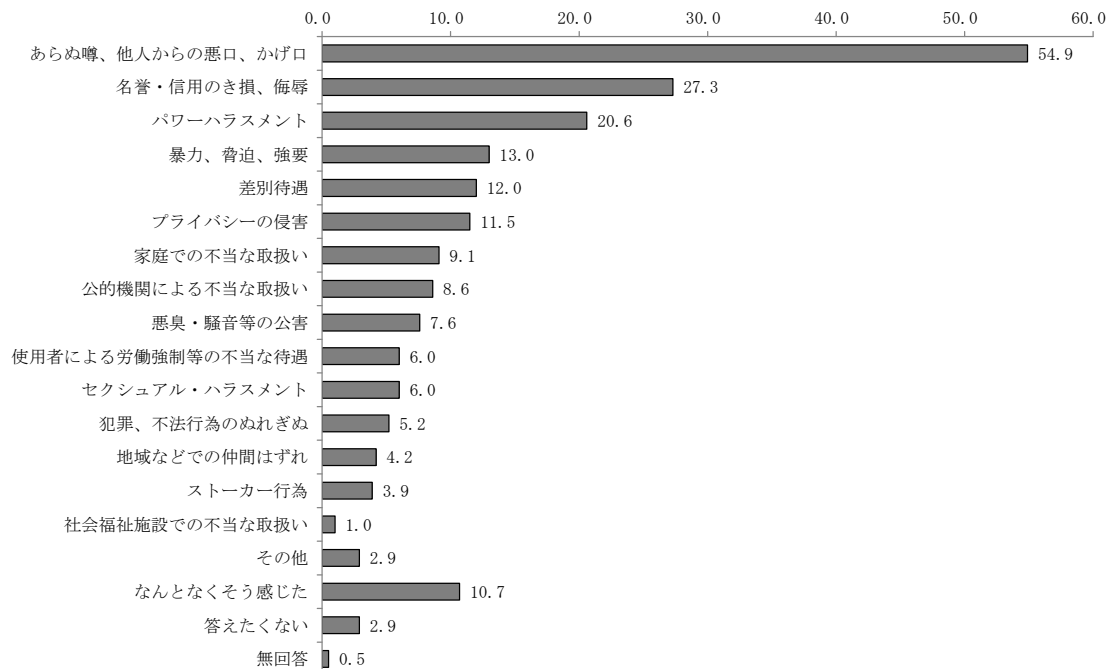
副問1 [問1-4で「1. ある」と答えた方にお尋ねします]

それはどのようなことで人権が侵害されたと思いましたか。

【〇はいくつでも】

1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
2. 名誉・信用のき損（傷つけること）、侮辱
3. 暴力、脅迫、強要（社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された）
4. 犯罪、不法行為のぬれぎぬ
5. 悪臭・騒音等の公害
6. 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分等により、不平等または不利益な取扱いをされた）
7. 地域などでの仲間はずれ
8. 公的機関による不当な取扱い
9. 使用者による労働強制等の不当な待遇
10. プライバシーの侵害
11. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
12. パワーハラスメント（職務権限などの立場を利用して行ういやがらせやいじめ）
13. ストーカー行為
14. 家庭での不当な取扱い
15. 社会福祉施設での不当な取扱い
16. その他
17. なんとなくそう感じた
18. 答えたくない

図 1-22 人権が侵害されたと思った内容 (%)



「人権侵害の経験について、問1-4で『ある』と答えた方に、どのようなことで人権が侵害されたと思ったか」について聞いたところ、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」の割合が54.9%で最も高く、次いで「名誉・信用のき損（傷つけること）、侮辱」が27.3%、「パワーハラスメント（職務権限などの立場を利用して行ういやがらせやいじめ）」が20.6%となっている。

「その他」の主な記述としては、「学歴差別」、「子どもの頃のいじめ」、「子どもがいるという理由での就職不採用」などがあつた。

表1-23 人権が侵害されたと思った内容（%） [過去調査等との比較]

	今回調査	前回調査	内閣府調査
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	54.9	58.0	47.4
名誉・信用のき損、侮辱	27.3	31.5	18.1
パワーハラスメント（※1）	20.6	-	24.2
暴力、脅迫、強要	13.0	11.9	8.7
差別待遇	12.0	18.9	19.7
プライバシーの侵害	11.5	21.3	20.0
家庭での不当な取扱い	9.1	-	-
公的機関による不当な取扱い（※2）	8.6	13.6	12.9
悪臭・騒音等の公害	7.6	17.8	12.3
使用者による労働強制等の不当な待遇（※3）	6.0	11.0	14.8
セクシュアル・ハラスメント	6.0	9.4	5.8
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	5.2	3.3	-
地域などでの仲間はずれ（※4）	4.2	4.2	-
ストーカー行為（※5）	3.9	5.7	-
社会福祉施設での不当な取扱い	1.0	-	2.6
その他	2.9	3.6	1.9
なんとなくそう感じた	10.7	5.1	2.3
答えたくない	2.9	2.0	1.9

※1 「パワーハラスメント（職務権限などの立場を利用して行ういやがらせやいじめ）」は、内閣府調査「職場での嫌がらせ」との比較。

※2 「公的機関による不当な取扱い」は、内閣府調査「警察官等の公務員からの不当な取扱い」との比較。

※3 「使用者による労働強制等の不当な待遇」は、内閣府調査「使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇」との比較。

※4 「地域などでの仲間はずれ」は、前回調査「村八分」との比較。

※5 「ストーカー行為」は、前回調査「特定の人に執拗に（しつこく）つきまとわれる」との比較。

前回調査と比べ、「なんとなくそう感じた」や「犯罪、不法行為のぬれぎぬ」などの割合が高くなっており、「悪臭・騒音等の公害」や「プライバシーの侵害」などは低くなっている。

内閣府調査と比べ、「名誉・信用のき損（傷つけること）、侮辱」や「なんとなくそう感じた」などの割合が高くなっており、「使用者による労働強制等の不当な待遇」や「プライバシーの侵害」などは低くなっている。

表 1-24 人権が侵害されたと考えた内容【性別】 (%)

	男性			女性		
	今回調査	前回調査	内閣府調査	今回調査	前回調査	内閣府調査
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	49.0	53.7	40.4	59.0	61.3	52.9
名誉・信用のき損、侮辱	33.3	30.5	21.3	23.8	31.7	15.5
パワーハラスメント (※1)	22.2	-	20.6	19.4	-	27.0
暴力、脅迫、強要	14.4	15.8	6.6	12.3	9.2	10.3
差別待遇	10.5	18.6	15.4	13.2	18.8	23.0
プライバシーの侵害	12.4	18.0	17.6	11.0	24.3	21.8
家庭での不当な取扱い	2.6	-	-	13.7	-	-
公的機関による不当な取扱い (※2)	11.8	20.9	16.2	6.6	9.0	10.3
悪臭・騒音等の公害	8.5	23.5	14.0	7.0	14.0	10.9
使用者による労働強制等の不当な待遇 (※3)	9.8	9.6	14.0	3.5	11.8	15.5
セクシュアル・ハラスメント	2.0	1.6	1.5	8.8	15.1	9.2
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	11.1	4.8	-	1.3	2.4	-
地域などでの仲間はずれ (※4)	3.9	4.8	-	4.4	3.9	-
ストーカー行為 (※5)	3.9	3.2	-	4.0	7.7	-
社会福祉施設での不当な取扱い	0.7	-	3.7	1.3	-	1.7
その他	3.3	4.2	2.2	2.2	3.3	1.7
なんとなくそう感じた	9.8	5.8	2.9	11.0	4.8	1.7
答えたくない	3.3	1.9	2.2	2.6	1.8	1.7

性別で見ると、「家庭での不当な取扱い」や「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」では女性の割合が10ポイント以上高くなっている。一方で「犯罪、不法行為のぬれぎぬ」や「名誉・信用のき損（傷つけること）、侮辱」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、女性では「なんとなくそう感じた」などの割合が高くなっており、「プライバシーの侵害」は10ポイント以上低くなっている。一方、男性では「犯罪、不法行為のぬれぎぬ」などの割合が高くなっており、「悪臭、騒音等の公害」は10ポイント以上低くなっている。

内閣府調査と比べ、女性では「なんとなくそう感じた」などの割合が高くなっており、「使用者による労働強制等の不当な待遇」などは10ポイント以上低くなっている。一方、男性では「名誉・信用のき損（傷つけること）、侮辱」の割合が10ポイント以上高くなっており、「悪臭・騒音等の公害」などは低くなっている。

表 1-25 人権が侵害されたと考えた内容【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	72.4	65.6	52.9	50.7	50.0	49.3
名誉・信用のき損、侮辱	34.5	31.3	28.6	23.2	21.8	31.0
パワーハラスメント	37.9	25.0	34.3	21.7	12.8	2.8
暴力、脅迫、強要	10.3	20.3	12.9	5.8	12.8	15.5
差別待遇	6.9	7.8	10.0	14.5	15.4	14.1
プライバシーの侵害	10.3	14.1	12.9	11.6	9.0	11.3
家庭での不当な取扱い	6.9	9.4	11.4	8.7	11.5	5.6
公的機関による不当な取扱い	6.9	6.3	12.9	8.7	5.1	11.3
悪臭・騒音等の公害	0.0	4.7	10.0	1.4	14.1	9.9
使用者による労働強制等の不当な待遇	6.9	10.9	7.1	5.8	3.8	2.8
セクシュアル・ハラスメント	13.8	6.3	7.1	8.7	3.8	1.4
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	13.8	4.7	2.9	7.2	3.8	4.2
地域などでの仲間はずれ	3.4	3.1	8.6	1.4	5.1	2.8
ストーカー行為	3.4	1.6	11.4	2.9	3.8	0.0
社会福祉施設での不当な取扱い	3.4	0.0	0.0	2.9	0.0	1.4
その他	0.0	3.1	0.0	5.8	2.6	2.8
なんとなくそう感じた	3.4	6.3	8.6	15.9	9.0	16.9
答えたくない	3.4	0.0	1.4	4.3	2.6	5.6

年齢別でみると、全ての年齢層で「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」の割合が最も高く、次いで20歳代、40歳代では「パワーハラスメント（職務権限などの立場を利用して行ういやがらせやいじめ）」が、そのほかの年齢層では「名誉・信用のき損（傷つけること）、侮辱」の割合が、それぞれ高くなっている。

表 1-26 人権が侵害されたと考えた内容【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	50.0	68.2	63.2	47.4	45.5	56.6	71.4	49.5
名誉・信用のき損、侮辱	11.1	31.8	27.4	35.9	27.3	17.0	57.1	26.8
パワーハラスメント	5.6	9.1	25.3	37.2	0.0	7.5	42.9	15.5
暴力、脅迫、強要	16.7	9.1	12.6	11.5	18.2	11.3	28.6	14.4
差別待遇	5.6	13.6	6.3	11.5	18.2	18.9	0.0	15.5
プライバシーの侵害	11.1	4.5	10.5	16.7	18.2	5.7	28.6	11.3
家庭での不当な取扱い	11.1	18.2	9.5	7.7	9.1	17.0	0.0	4.1
公的機関による不当な取扱い	5.6	13.6	8.4	6.4	18.2	3.8	0.0	12.4
悪臭・騒音等の公害	0.0	13.6	6.3	3.8	0.0	5.7	0.0	14.4
使用者による労働強制等の不当な待遇	0.0	4.5	9.5	7.7	9.1	1.9	0.0	5.2
セクシュアル・ハラスメント	5.6	4.5	6.3	7.7	0.0	9.4	0.0	4.1
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	0.0	22.7	3.2	3.8	0.0	0.0	28.6	7.2
地域などでの仲間はずれ	0.0	4.5	2.1	5.1	18.2	5.7	0.0	4.1
ストーカー行為	5.6	9.1	3.2	1.3	9.1	1.9	0.0	6.2
社会福祉施設での不当な取扱い	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	1.9	0.0	2.1
その他	5.6	0.0	1.1	2.6	9.1	1.9	0.0	4.1
なんとなくそう感じた	22.2	4.5	7.4	14.1	0.0	15.1	0.0	10.3
答えたくない	11.1	0.0	2.1	0.0	0.0	1.9	0.0	6.2

職業別でみると、全ての職業で「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」の割合が最も高く、次いで農林漁業では「なんとなくそう感じた」が、教育等関係職員・公務員では「パワーハラスメント（職務権限などの立場を利用して行ういやがらせやいじめ）」が、家事専業では「差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分等により、不平等または不利益な取扱いをされた）」が、そのほかの職業では「名誉・信用のき損（傷つけること）、侮辱」の割合が、それぞれ高くなっている。

(7) 人権が侵害されたと思ったときの対応

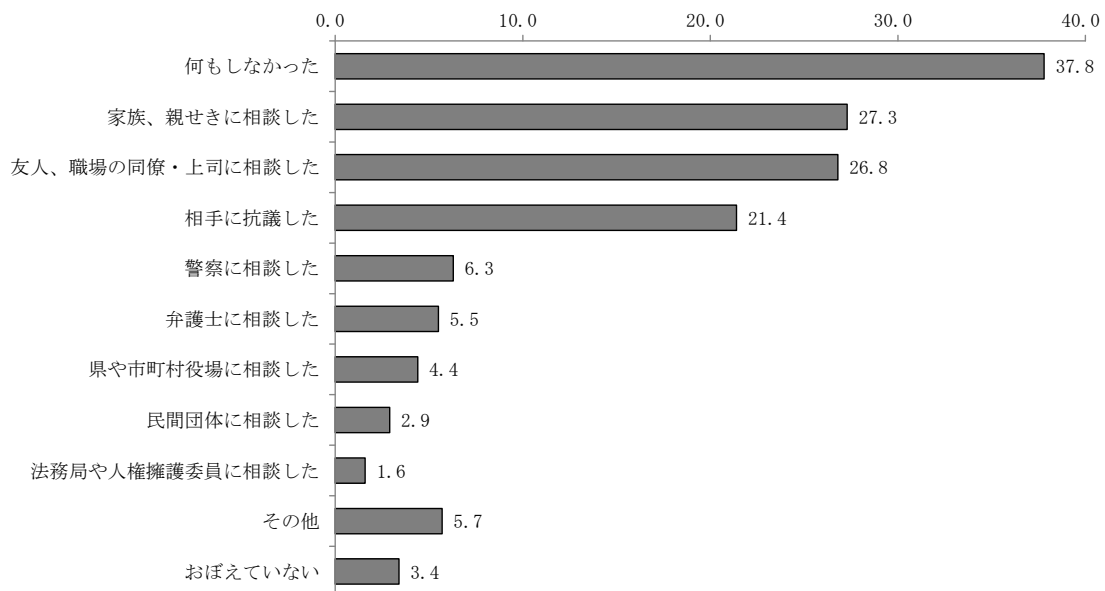
副問2 [問1-4で「1. ある」と答えた人にお尋ねします]

その（侵害されたと思った）ときにどうされましたか。どなたかへ相談したことがありますか、それともご自分で処理されましたか。

【〇はいくつでも】

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 友人、職場の同僚・上司に相談した | 2. 家族、親せきに相談した |
| 3. 弁護士に相談した | 4. 警察に相談した |
| 5. 法務局や人権擁護委員に相談した | 6. 県や市町村役場に相談した |
| 7. 民間団体に相談した | 8. 相手に抗議した |
| 9. 何もしなかった | 10. その他 |
| 11. おぼえていない | |

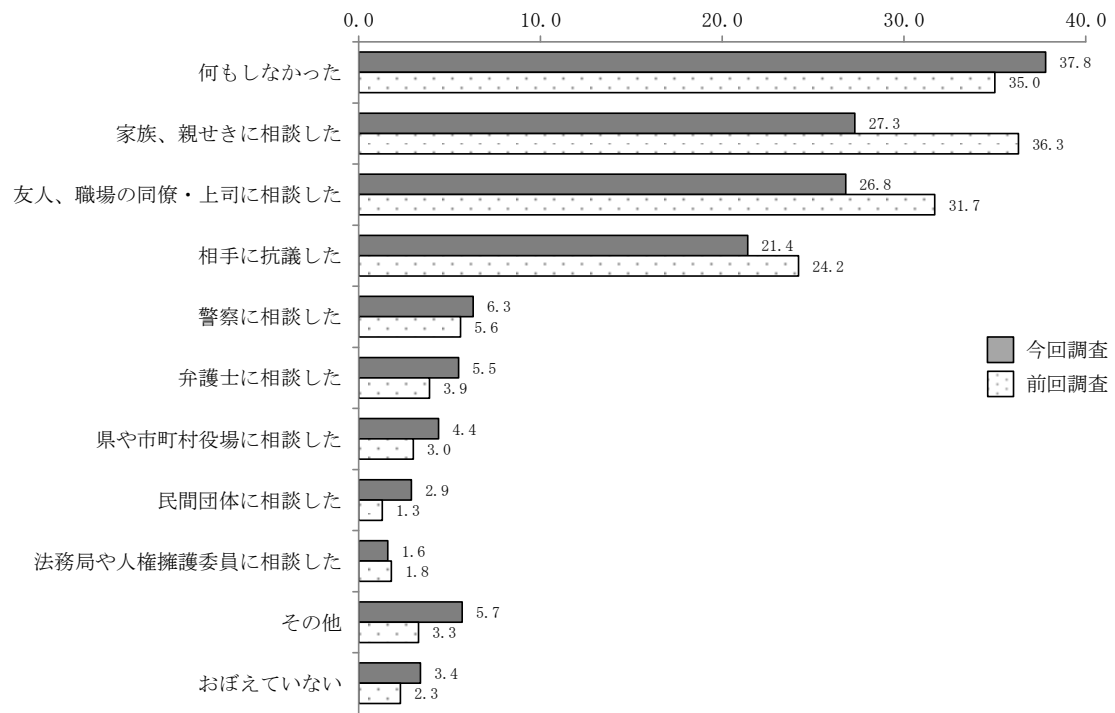
図 1-27 人権が侵害されたと思ったときの対応 (%)



「人権侵害の経験について、問1-4で『ある』と答えた人に、人権が侵害されたと思ったときにどうしたか」について聞いたところ、「何もしなかった」の割合が37.8%で最も高く、次いで「家族、親せきに相談した」が27.3%、「友人、職場の同僚・上司に相談した」が26.8%となっている。

「その他」の主な記述としては、「労働基準局に問い合わせた」、「司法書士、裁判所に相談した」、「仕事を辞めた」などがあつた。

図 1-28 人権が侵害されたと思ったときの対応 (%) [過去の調査との比較]



前回調査と比べ、「何もしなかった」、「弁護士に相談した」、「民間団体に相談した」などの割合が高くなっており、「家族、親せきに相談した」や「友人、職場の同僚・上司に相談した」などは低くなっている。

表 1-29 人権が侵害されたと思ったときの対応【性別】 (%)

	男性		女性	
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
何もしなかった	37.9	37.6	37.9	31.7
家族、親せきに相談した	18.3	28.0	33.9	42.5
友人、職場の同僚・上司に相談した	22.9	24.8	29.5	37.0
相手に抗議した	24.2	31.5	19.4	19.7
警察に相談した	5.9	5.1	6.6	6.1
弁護士に相談した	7.8	5.5	3.5	3.1
県や市町村役場に相談した	3.9	4.5	4.8	2.2
民間団体に相談した	2.6	2.9	3.1	0.2
法務局や人権擁護委員に相談した	1.3	1.6	1.8	2.0
その他	5.2	2.9	6.2	3.7
おぼえていない	3.3	2.9	3.1	2.0

性別で見ると、「家族、親せきに相談した」や「友人、職場の同僚・上司に相談した」などでは女性の割合が高くなっている。一方で、「相手に抗議した」や「弁護士に相談した」では男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、女性では「何もしなかった」などの割合が高くなっており、「家族、親せきに相談した」などは低くなっている。一方、男性では「弁護士に相談した」などの割合が高くなっており、「家族、親せきに相談した」などは低くなっている。

表 1-30 人権が侵害されたと思ったときの対応【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
何もしなかった	20.7	35.9	30.0	47.8	41.0	38.0
家族、親せきに相談した	58.6	35.9	25.7	20.3	19.2	25.4
友人、職場の同僚・上司に相談した	48.3	34.4	31.4	23.2	23.1	14.1
相手に抗議した	13.8	14.1	31.4	14.5	25.6	22.5
警察に相談した	3.4	6.3	12.9	1.4	6.4	5.6
弁護士に相談した	0.0	4.7	8.6	4.3	5.1	7.0
県や市町村役場に相談した	3.4	6.3	2.9	2.9	5.1	5.6
民間団体に相談した	3.4	1.6	5.7	1.4	5.1	0.0
法務局や人権擁護委員に相談した	0.0	1.6	1.4	2.9	2.6	0.0
その他	0.0	7.8	7.1	10.1	3.8	2.8
おぼえていない	0.0	4.7	2.9	1.4	0.0	9.9

年齢別でみると、20歳代では「家族、親せきに相談した」が、30歳代では「何もしなかった」と「家族、親せきに相談した」が、40歳代では「友人、職場の同僚・上司に相談した」と「相手に抗議した」が、50歳以上の年齢層では「何もしなかった」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

「友人、職場の同僚・上司に相談した」は年齢層が下がるほど割合が高くなっている。

表 1-31 人権が侵害されたと思ったときの対応【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
何もしなかった	38.9	36.4	38.9	41.0	18.2	45.3	14.3	32.0
家族、親せきに相談した	22.2	18.2	27.4	25.6	9.1	34.0	71.4	27.8
友人、職場の同僚・上司に相談した	27.8	27.3	33.7	35.9	18.2	15.1	42.9	18.6
相手に抗議した	16.7	22.7	22.1	19.2	36.4	13.2	0.0	26.8
警察に相談した	11.1	9.1	7.4	2.6	18.2	1.9	0.0	8.2
弁護士に相談した	0.0	13.6	3.2	9.0	0.0	3.8	0.0	6.2
県や市町村役場に相談した	5.6	4.5	3.2	3.8	9.1	0.0	0.0	8.2
民間団体に相談した	0.0	0.0	4.2	1.3	0.0	5.7	0.0	3.1
法務局や人権擁護委員に相談した	5.6	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1
その他	5.6	4.5	5.3	5.1	9.1	5.7	0.0	7.2
おぼえていない	11.1	0.0	2.1	2.6	0.0	7.5	0.0	3.1

職業別でみると、自由業等では「相手に抗議した」が、学生では「家族、親せきに相談した」が、その他の職業では「何もしなかった」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

2. 同和問題

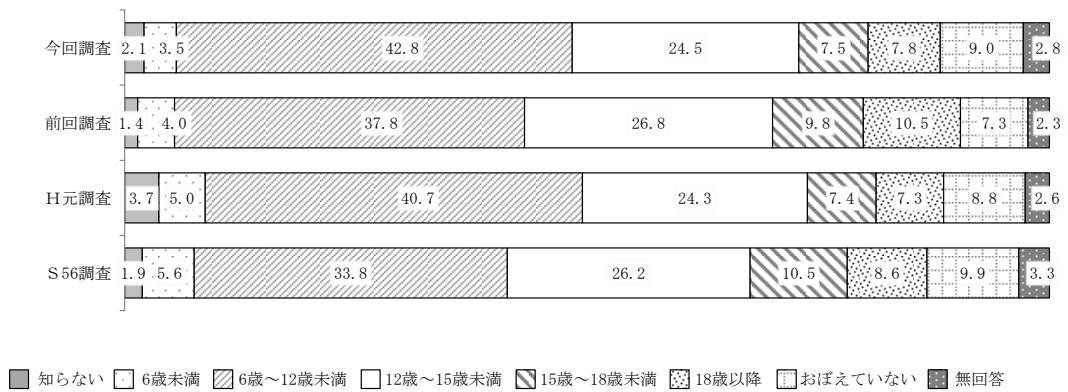
(1) 同和地区・同和問題を知った時期

問2-1 あなたは、同和地区や同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。

【○は1つだけ】

1. 同和地区や同和問題は知らない → (問3-1へ)
2. 6歳未満 (小学校に入る前)
3. 6歳～12歳未満 (小学生のころ)
4. 12歳～15歳未満 (中学生のころ)
5. 15歳～18歳未満 (高校生のころ)
6. 18歳以降
7. おぼえていない

図2-1 同和地区・同和問題を知った時期 (%)



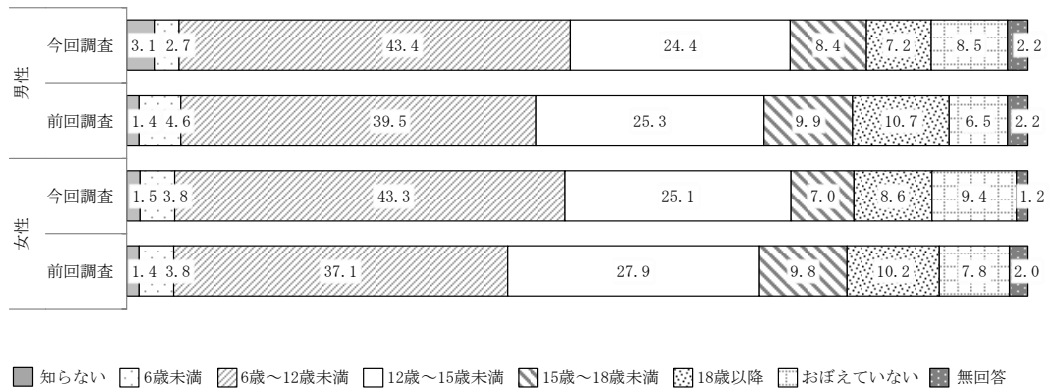
「同和地区や同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃か」について聞いたところ、「6歳～12歳未満」の割合が42.8%で最も高く、次いで「12歳～15歳未満」が24.5%、「18歳以降」が7.8%などとなっている。また、「同和地区や同和問題は知らない」の割合は2.1%となっている。

前回調査と比べ、「6歳～12歳未満」や「おぼえていない」などの割合が高くなっており、「18歳以降」や「12歳～15歳未満」、「15歳～18歳未満」などは低くなっている。

平成元年に高知県が実施した同和問題に関する意識調査（以下「H元調査」という。）と比べ、「6歳～12歳未満」や「18歳以降」などの割合が高くなっており、「知らない」や「6歳未満」などは低くなっている。

昭和56年に高知県が実施した同和問題に関する意識調査（以下「S56調査」という。）と比べ、「6歳～12歳未満」や「知らない」の割合が高くなっており、「15歳～18歳未満」や「6歳未満」などは低くなっている。

図 2-2 同和地区・同和問題を知った時期【性別】 (%)



性別で見ると、「18歳以降」や「6歳未満」などでは女性の割合が高くなっている。一方で、「知らない」や「15歳～18歳未満」では男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、女性では「6歳～12歳未満」の割合が高くなっており、「12歳～15歳未満」や「15歳～18歳未満」は低くなっている。一方、男性では「6歳～12歳未満」の割合が高くなっており、「18歳以降」は低くなっている。

表 2-3 同和地区・同和問題を知った時期【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
知らない	10.5	3.8	1.6	0.0	2.3	1.3
6歳未満	0.0	1.3	1.6	2.3	5.2	5.4
6歳～12歳未満	47.4	72.5	69.8	44.0	28.1	28.8
12歳～15歳未満	21.1	10.6	17.7	35.2	31.9	23.1
15歳～18歳未満	2.6	3.1	3.1	10.2	11.6	7.8
18歳以降	6.6	3.1	2.6	4.6	10.3	12.9
おぼえていない	11.8	4.4	3.1	3.7	9.4	16.7
無回答	0.0	1.3	0.5	0.0	1.3	4.0

年齢別で見ると、60歳代では「12歳～15歳未満」が、60歳代を除く年齢層では「6歳～12歳未満」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

表 2-4 同和地区・同和問題を知った時期【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育等関 係職員・ 公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
知らない	2.4	2.2	2.8	1.5	6.7	0.5	7.1	2.2
6歳未満	6.0	4.3	1.9	1.0	2.2	4.1	0.0	5.5
6歳～12歳未満	33.7	39.8	57.1	60.4	44.4	37.1	28.6	29.2
12歳～15歳未満	27.7	30.1	22.0	25.7	26.7	24.7	28.6	24.3
15歳～18歳未満	12.0	6.5	6.8	6.4	2.2	9.8	0.0	8.2
18歳以降	6.0	9.7	3.7	1.0	6.7	12.9	28.6	12.0
おぼえていない	12.0	6.5	4.3	3.5	8.9	10.3	7.1	15.3
無回答	0.0	1.1	1.2	0.5	2.2	0.5	0.0	3.3

職業別でみると、全ての職業で「6歳～12歳未満」の割合が最も高くなっており、学生は「12歳～15歳未満」と「18歳以降」も同じ割合で最も高くなっている。

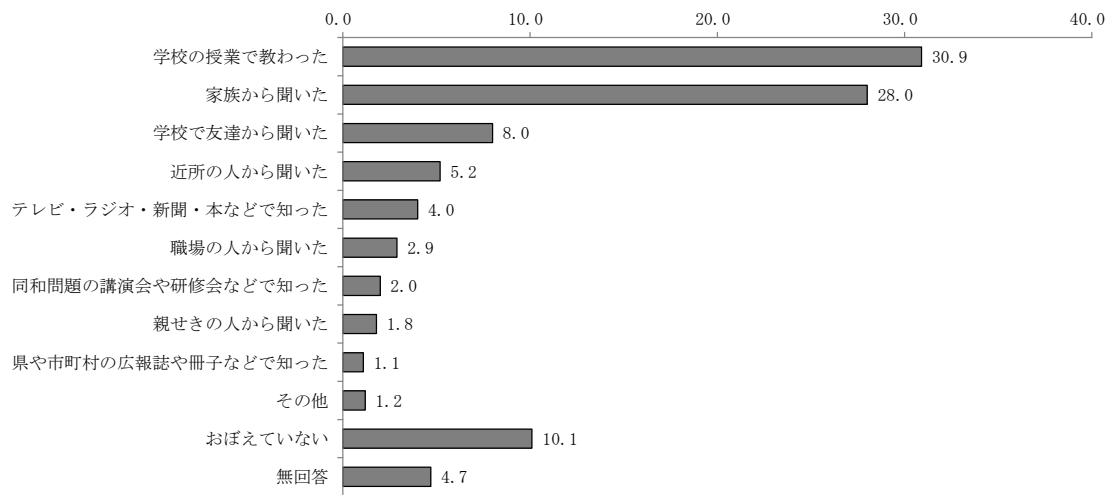
(2) 同和地区・同和問題を知ったきっかけ

問2-2 あなたが、同和地区や同和問題についてはじめて知ったきっかけは、何ですか。

【〇は1つだけ】

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1. 家族から聞いた | 2. 親せきの人から聞いた |
| 3. 近所の人から聞いた | 4. 職場の人から聞いた |
| 5. 学校の授業で教わった | 6. 学校で友達から聞いた |
| 7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った | |
| 8. 同和問題の講演会や研修会などで知った | |
| 9. 県や市町村の広報誌や冊子などで知った | |
| 10. その他 | 11. おぼえていない |

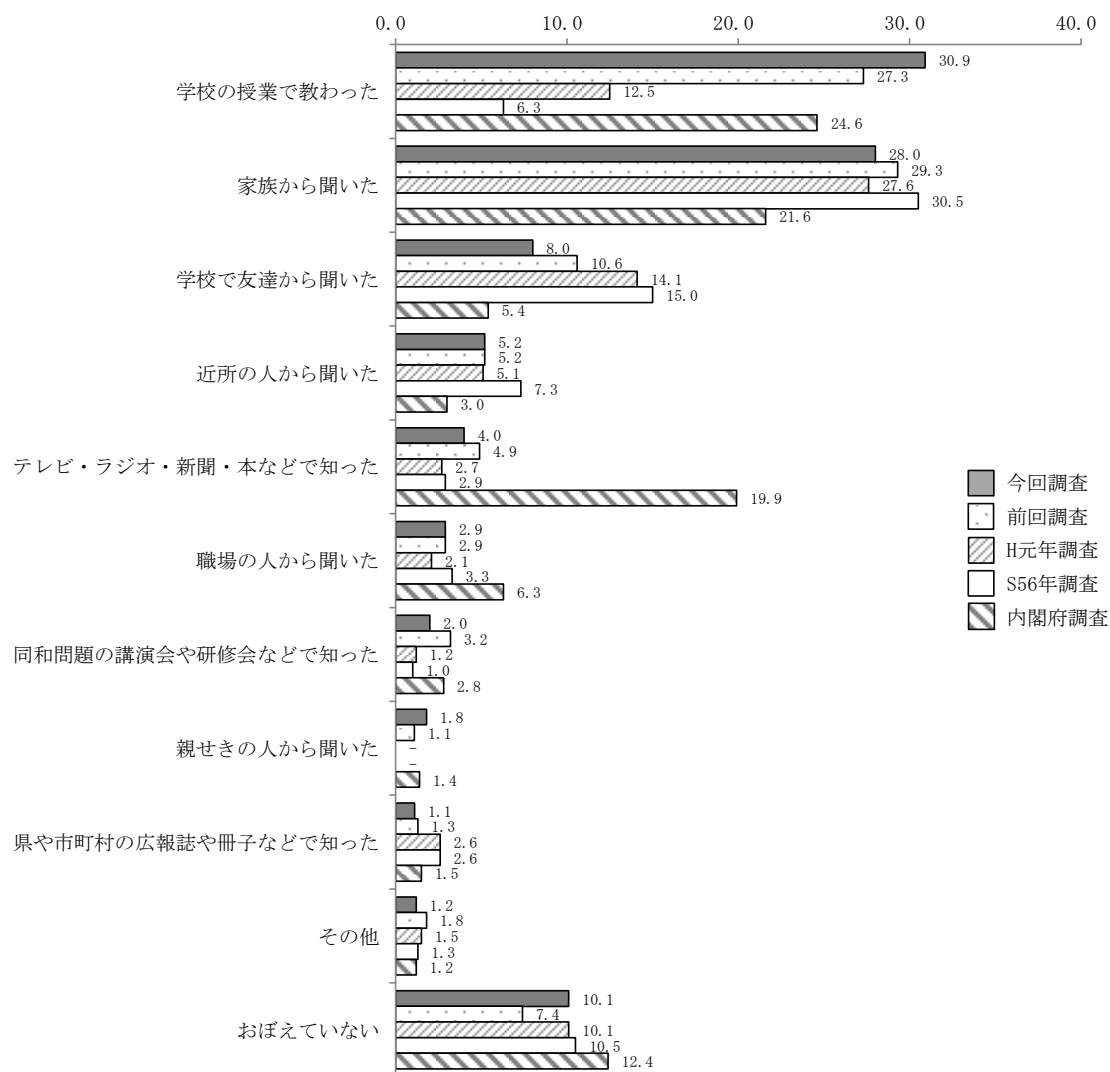
図2-5 同和地区・同和問題を知ったきっかけ (%)



「同和地区や同和問題についてはじめて知ったきっかけ」について聞いたところ、「学校の授業で教わった」の割合が30.9%で最も高く、次いで「家族から聞いた」が28.0%、「おぼえていない」が10.1%となっている。

「その他」の主な記述として、「運転免許取得時」、「学校で自然にわかった」、「保育所にて」などがあつた。

図 2-6 同和地区・同和問題を知ったきっかけ (%) [過去調査等との比較]



* 内閣府調査の構成比は、本設問に含まれない「同和問題を知らない」を除外したものを 100 とし算出した。

前回調査と比べ、「学校の授業で教わった」や「おぼえていない」などの割合が高くなっており、「学校で友達から聞いた」や「家族から聞いた」などは低くなっている。

H元調査と比べ、「学校の授業で教わった」の割合が 10 ポイント以上高くなっており、「学校で友達から聞いた」や「県や市町村の広報誌や冊子などで知った」などは低くなっている。

S56 調査と比べ、「学校の授業で教わった」の割合が 20 ポイント以上高くなっており、「学校で友達から聞いた」や「家族から聞いた」などは低くなっている。

内閣府調査と比べ、「学校の授業で教わった」や「家族から聞いた」などの割合が高くなっており、「テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った」は 10 ポイント以上低くなっている。

表 2-7 同和地区・同和問題を知ったきっかけ【性別】 (%)

	男性			女性		
	今回調査	前回調査	内閣府調査	今回調査	前回調査	内閣府調査
学校の授業で教わった	30.0	24.8	19.2	32.6	29.6	29.5
家族から聞いた	27.7	30.6	18.8	28.6	28.8	24.0
学校で友達から聞いた	9.7	10.6	6.6	6.9	10.7	4.4
近所の人から聞いた	4.2	5.7	3.0	6.2	4.4	3.1
テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った	4.6	4.8	21.1	3.5	4.7	18.6
職場の人から聞いた	4.1	3.4	8.9	1.9	2.5	4.0
同和問題の講演会や研修会などで知った	1.4	3.1	2.9	2.6	3.1	2.7
親せきの人から聞いた	2.6	1.0	1.6	1.2	1.2	1.3
県や市町村の広報誌や冊子などで知った	0.7	0.9	1.6	1.2	1.5	1.5
その他	0.7	2.3	1.4	1.7	1.5	0.8
おぼえていない	10.2	7.9	14.9	10.3	7.0	10.1
無回答	4.1	4.9	-	3.2	5.0	-

* 内閣府調査の構成比は、本設問に含まれない「同和問題を知らない」を除外したものを100とし算出した。

性別で見ると、「学校の授業で教わった」や「近所の人から聞いた」などでは女性の割合が高くなっている。一方で、「学校で友達から聞いた」や「職場の人から聞いた」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、女性では「学校の授業で教わった」などの割合が高くなっており、「学校で友達から聞いた」などは低くなっている。一方、男性では「学校の授業で教わった」などの割合が高くなっており、「家族から聞いた」などは低くなっている。

内閣府調査と比べ、女性では「家族から聞いた」などの割合が高くなっており、「テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った」は10ポイント以上低くなっている。一方、男性では「学校の授業で教わった」の割合が10ポイント以上高くなっており、「テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った」は10ポイント以上低くなっている。

表 2-8 同和地区・同和問題を知ったきっかけ【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
学校の授業で教わった	61.8	72.7	67.2	38.0	8.3	4.9
家族から聞いた	11.8	13.0	18.5	32.4	42.6	28.9
学校で友達から聞いた	4.4	2.6	3.7	7.4	9.6	12.3
近所の人から聞いた	1.5	0.0	0.5	0.9	6.6	12.3
テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った	1.5	0.0	1.1	2.8	5.9	6.8
職場の人から聞いた	0.0	0.6	0.0	3.2	3.6	4.9
同和問題の講演会や研修会などで知った	0.0	0.6	0.5	2.3	1.3	4.4
親せきの人から聞いた	1.5	0.0	1.1	1.4	3.6	1.9
県や市町村の広報誌や冊子などで知った	0.0	1.3	0.0	0.9	1.7	1.4
その他	0.0	0.6	0.0	0.9	3.3	0.8
おぼえていない	11.8	7.1	4.2	6.5	11.2	16.1
無回答	5.9	1.3	3.2	3.2	2.3	5.4

年齢別でみると、20歳代から50歳代までの年齢層では「学校の授業で教わった」が、60歳以上では「家族から聞いた」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

表 2-9 同和地区・同和問題を知ったきっかけ【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
学校の授業で教わった	22.2	29.7	47.6	60.3	31.0	19.2	46.2	10.1
家族から聞いた	28.4	27.5	26.8	23.1	42.9	31.6	15.4	29.9
学校で友達から聞いた	13.6	7.7	6.4	3.5	9.5	8.3	7.7	10.9
近所の人から聞いた	8.6	6.6	1.3	0.5	0.0	10.9	0.0	8.1
テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った	3.7	4.4	1.6	2.0	2.4	3.1	15.4	7.5
職場の人から聞いた	3.7	3.3	1.6	0.5	7.1	1.0	0.0	5.6
同和問題の講演会や研修会などで知った	2.5	3.3	1.3	1.0	0.0	3.6	0.0	2.5
親せきの人から聞いた	2.5	1.1	1.0	1.0	0.0	2.6	0.0	3.1
県や市町村の広報誌や冊子などで知った	1.2	0.0	1.0	1.0	0.0	2.6	0.0	0.8
その他	1.2	0.0	0.6	1.0	0.0	2.6	0.0	1.7
おぼえていない	8.6	11.0	7.3	4.0	4.8	13.5	7.7	15.4
無回答	3.7	5.5	3.5	2.0	2.4	1.0	7.7	4.5

職業別でみると、商工サービス業、勤め、教育等関係職員・公務員、学生では「学校の授業で教わった」が、農林漁業、自由業等、家事専業、無職では「家族から聞いた」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

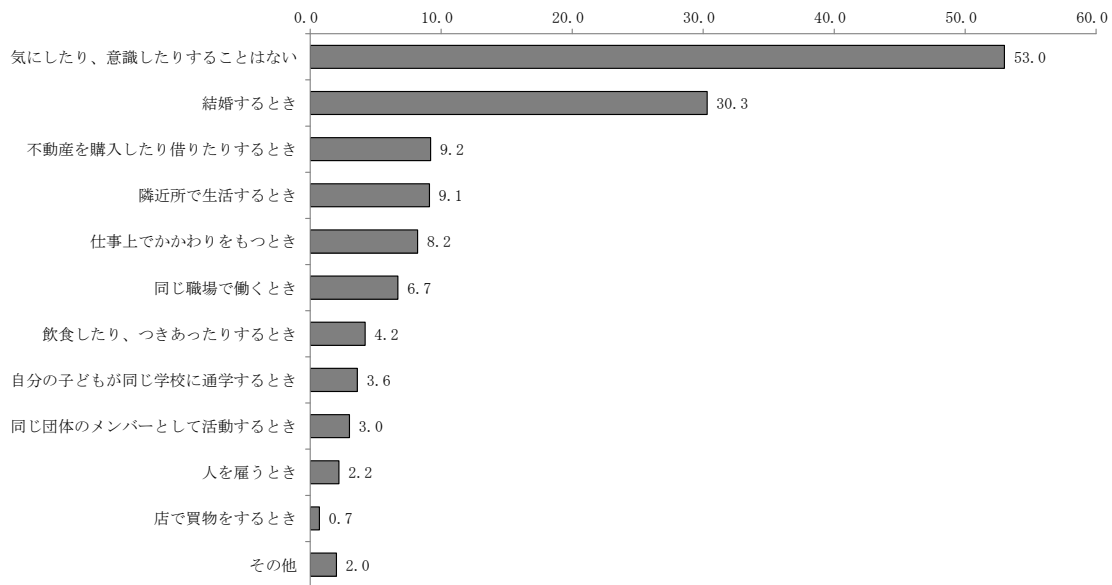
(3) 同和地区や同和地区の人を意識する場合

問 2-3 あなたは、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか。

【○はいくつでも】

1. 気にしたり、意識したりすることはない
→ (この項目を選ばれた方は、他の項目には○印をつけないでください)
2. 結婚するとき
3. 人を雇うとき
4. 同じ職場で働くとき
5. 自分の子どもが同じ学校に通学するとき
6. 隣近所で生活するとき
7. 同じ団体(町内会、自治会、PTA、サークルなど)のメンバーとして活動するとき
8. 飲食したり、つきあったりするとき
9. 不動産(家、土地など)を購入したり借りたりするとき
10. 店で買物をするとき
11. 仕事上でかかわりをもつとき
12. その他

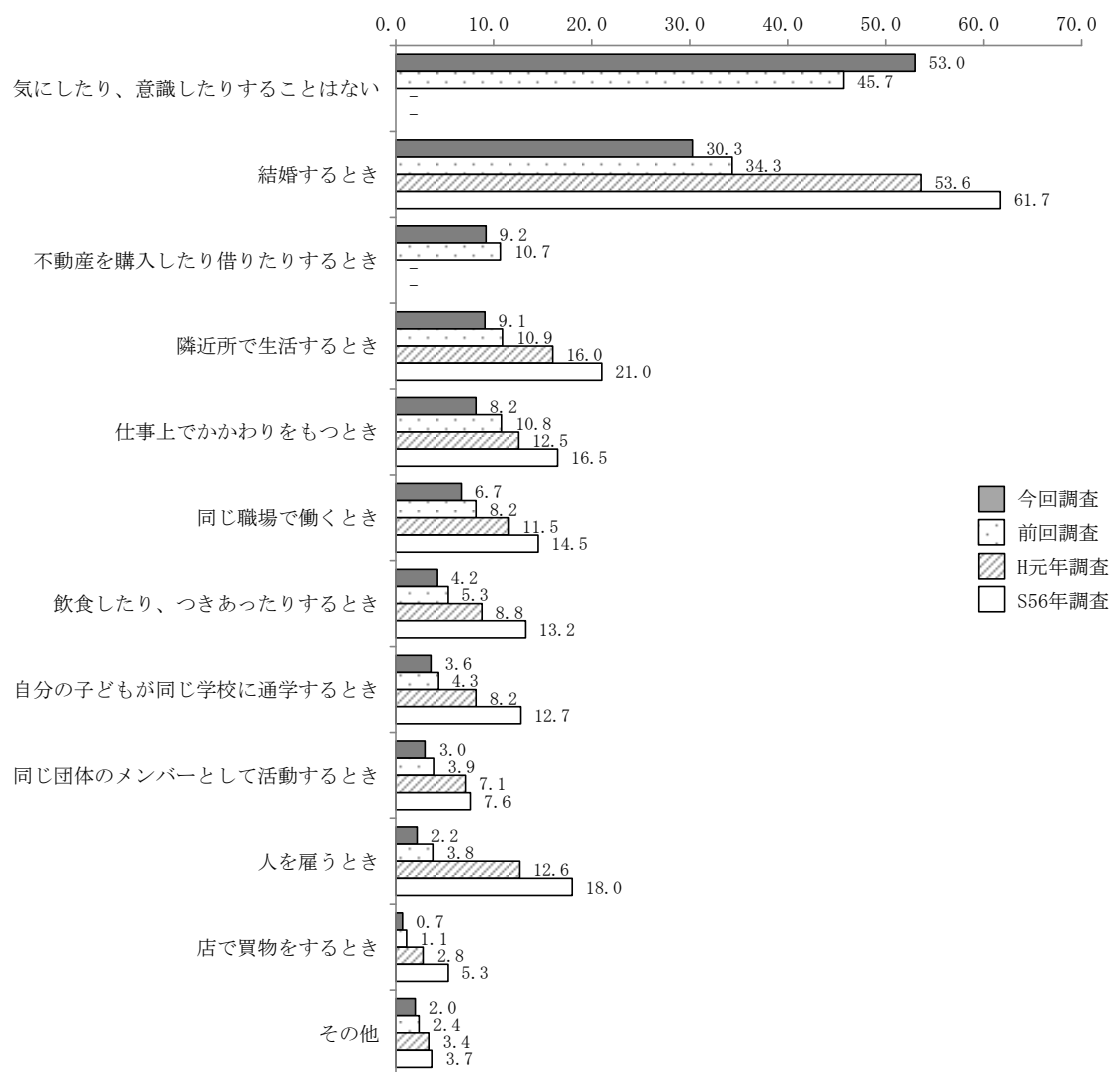
図 2-10 同和地区や同和地区の人を意識する場合 (%)



「同和地区や同和地区の人をいうことを気にしたり、意識したりすることがあるか」について聞いたところ、「気にしたり、意識したりすることはない」の割合が 53.0%で最も高く、次いで「結婚するとき」が 30.3%、「不動産(家、土地など)を購入したり借りたりするとき」が 9.2%となっている。

「その他」の主な記述としては、「同和地区の人に対する差別的な発言を聞くととき」、「『なるだけ関わらないように』』といつの間にか」、「ほとんど気にしていないが、時には気にするときがある」などがあつた。

図 2-11 同和地区や同和地区の人を意識する場合 (%) [過去の調査との比較]



前回調査と比べ、「気にしたり、意識したりすることはない」を除く全ての項目で割合が低くなっている。

H元調査と比べ、全ての項目で割合が低くなっている。特に「結婚するとき」の割合は20ポイント以上、「人を雇うとき」は10ポイント以上低くなっている。

S56調査と比べ、全ての項目で割合が低くなっている。特に「結婚するとき」の割合は30ポイント以上、「人を雇うとき」や「隣近所で生活するとき」は10ポイント以上低くなっている。

表 2-12 同和地区や同和地区の人を意識する場合【性別】 (%)

	男性		女性	
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
気にしたり、意識したりすることはない	54.3	46.0	53.3	45.8
結婚するとき	28.9	32.1	32.0	36.4
不動産を購入したり借りたりするとき	9.2	10.1	9.2	11.4
隣近所で生活するとき	10.9	10.5	7.9	11.5
仕事上でかかわりをもつとき	11.3	13.5	6.1	8.7
同じ職場で働くとき	8.6	8.1	5.4	8.1
飲食したり、つきあったりするとき	5.6	6.4	3.1	4.6
自分の子どもが同じ学校に通学するとき	4.2	3.7	3.1	4.9
同じ団体のメンバーとして活動するとき	3.4	4.4	2.6	3.8
人を雇うとき	3.2	4.8	1.5	3.1
店で買物をするとき	0.9	1.0	0.6	1.2
その他	1.9	2.9	2.2	2.2

性別でみると、「結婚するとき」は女性の割合が高くなっている。一方で、「仕事上でかかわりをもつとき」や「同じ職場で働くとき」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、男女ともに「気にしたり、意識したりすることはない」の割合が高くなっており、「結婚するとき」などは低くなっている。

表 2-13 同和地区や同和地区の人を意識する場合【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
気にしたり、意識したりすることはない	77.9	62.3	52.9	52.3	44.9	54.2
結婚するとき	17.6	25.3	30.2	33.8	38.6	27.2
不動産を購入したり借りたりするとき	4.4	14.3	11.1	10.6	8.6	6.5
隣近所で生活するとき	1.5	11.0	12.7	6.9	9.6	9.0
仕事上でかかわりをもつとき	4.4	7.1	9.0	10.2	12.2	5.2
同じ職場で働くとき	4.4	5.2	6.3	8.8	9.6	4.9
飲食したり、つきあったりするとき	1.5	3.2	3.7	4.2	5.3	4.4
自分の子どもが同じ学校に通学するとき	1.5	5.2	4.8	5.1	1.7	3.3
同じ団体のメンバーとして活動するとき	1.5	3.9	3.2	3.7	3.0	2.2
人を雇うとき	1.5	1.3	3.7	2.3	2.6	1.6
店で買物をするとき	1.5	0.6	0.5	0.9	0.3	0.8
その他	2.9	1.9	4.8	0.5	2.3	1.4

年齢別でみると、全ての年齢層で「気にしたり、意識したりすることはない」の割合が最も高く、次いで「結婚するとき」が高くなっている。

表 2-14 同和地区や同和地区の人を意識する場合【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
気にしたり、意識したりすることはない	48.1	53.8	54.6	55.3	52.4	53.4	100.0	52.2
結婚するとき	30.9	31.9	32.3	30.2	31.0	34.7	0.0	28.5
不動産を購入したり借りたりするとき	12.3	8.8	13.1	8.0	9.5	8.3	0.0	6.7
隣近所で生活するとき	7.4	8.8	11.8	8.0	9.5	8.8	0.0	8.9
仕事上でかかわりをもつとき	13.6	8.8	9.6	9.5	7.1	2.1	0.0	9.5
同じ職場で働くとき	7.4	3.3	9.6	5.5	4.8	4.1	0.0	8.1
飲食したり、つきあったりするとき	4.9	1.1	3.8	5.5	4.8	4.1	0.0	4.5
自分の子どもが同じ学校に通学するとき	4.9	2.2	5.1	3.0	7.1	3.1	0.0	2.5
同じ団体のメンバーとして活動するとき	3.7	1.1	3.5	3.0	4.8	0.5	0.0	3.9
人を雇うとき	4.9	4.4	2.2	1.5	7.1	0.5	0.0	2.0
店で買物をするとき	1.2	0.0	1.0	0.5	0.0	1.6	0.0	0.3
その他	3.7	1.1	1.6	2.0	2.4	2.1	0.0	2.5

職業別でみると、全ての職業で「気にしたり、意識したりすることはない」の割合が最も高く、次いで学生を除く職業では「結婚するとき」が高くなっている。

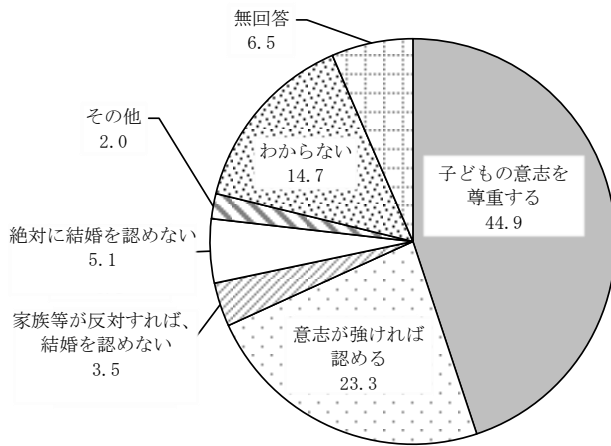
(4) 同和地区出身の人との結婚について

問 2-4 かりに、あなたにお子さんがいて、そのお子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区出身の人だとわかった場合、あなたはどうしますか。

【○は1つだけ】

1. 子どもの意志を尊重する
2. 親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める
3. 家族や親戚が反対すれば、結婚を認めない
4. 絶対に結婚を認めない
5. その他
6. わからない

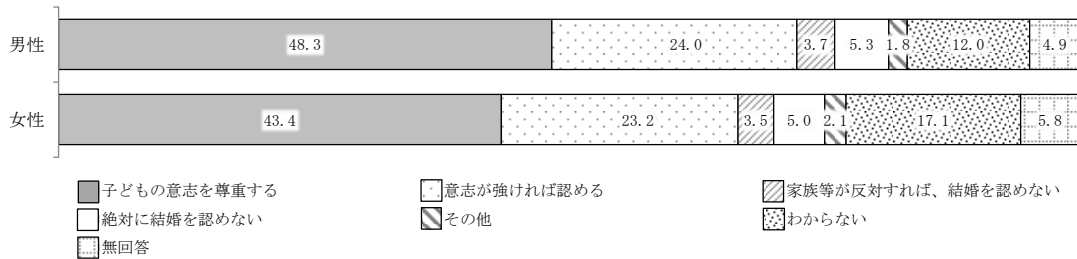
図 2-15 同和地区出身の人との結婚について (%)



「自分の子どもが結婚しようとしている相手が、同和地区出身の人とわかった場合、どうするか」について聞いたところ、「子どもの意志を尊重する」の割合が44.9%で最も高く、次いで「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める」が23.3%、「わからない」が14.7%となっている。

「その他」の主な記述としては、「相手の人間性を重視する」、「子どもが幸せになれるような相手であれば、反対する理由はない」、「双方の家がじっくり話し合って決める」などがあつた。

図 2-16 同和地区出身の人との結婚について【性別】 (%)



性別でみると、「子どもの意志を尊重する」や「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める」などでは男性の割合が高くなっている。

表 2-17 同和地区出身の人との結婚について【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
子どもの意志を尊重する	55.9	53.9	51.9	50.5	38.3	40.1
意志が強ければ認める	5.9	11.7	15.9	25.5	33.0	26.7
家族等が反対すれば、結婚を認めない	0.0	3.2	2.1	1.4	4.3	5.7
絶対に結婚を認めない	4.4	6.5	3.7	3.7	6.9	4.6
その他	4.4	2.6	4.2	1.4	1.3	0.8
わからない	25.0	16.2	17.5	13.0	10.2	16.3
無回答	4.4	5.8	4.8	4.6	5.9	5.7

年齢別でみると、全ての年齢層で「子どもの意志を尊重する」の割合が最も高く、次いで 20 歳代から 40 歳代では「わからない」が、50 歳以上の年齢層では「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める」の割合が、それぞれ高くなっている。

表 2-18 同和地区出身の人との結婚について【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育等関 係職員・ 公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
子どもの意志を尊重する	37.0	44.0	48.9	60.3	40.5	41.5	61.5	38.5
意志が強ければ認める	29.6	30.8	22.4	16.1	23.8	25.9	0.0	25.7
家族等が反対すれば、結婚を認めない	7.4	4.4	2.6	1.0	2.4	5.2	0.0	4.2
絶対に結婚を認めない	11.1	2.2	5.8	2.0	9.5	3.6	0.0	6.1
その他	1.2	2.2	2.2	1.5	4.8	2.1	7.7	1.4
わからない	9.9	11.0	14.4	14.1	16.7	18.1	7.7	16.8
無回答	3.7	5.5	3.8	5.0	2.4	3.6	23.1	7.3

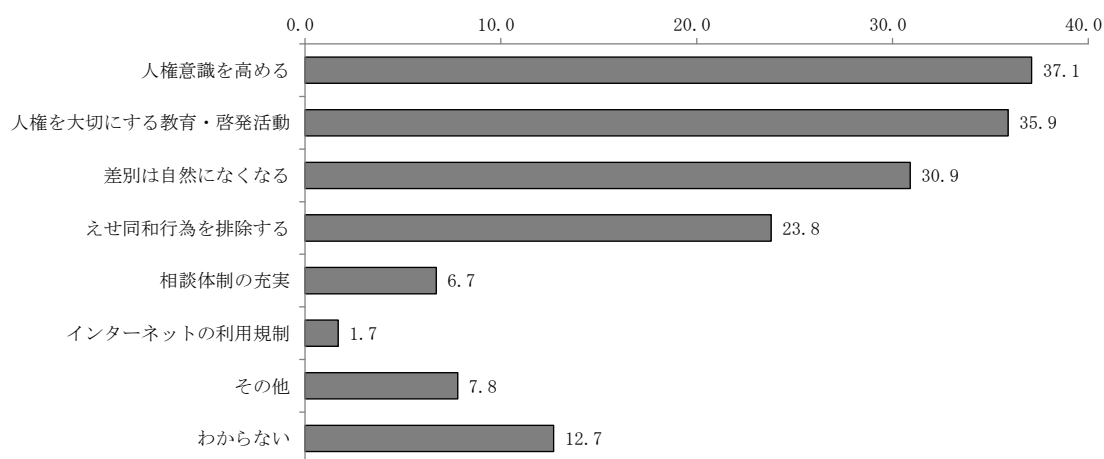
職業別でみると、全ての職業で「子どもの意志を尊重する」の割合が最も高く、次いで学生を除く職業では「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める」が、学生では「無回答」の割合が、それぞれ高くなっている。

(5) 同和問題の解決方法

問2-5 あなたは、同和問題を解決するためには、どのようなことが大切だと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 行政が、差別意識をなくし人権を大切にす教育・啓発活動を積極的に行う
2. 県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする
3. 同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる
4. 同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する
5. えせ同和行為を排除する
6. インターネットの利用等にかかわる規制をする
7. その他
8. わからない

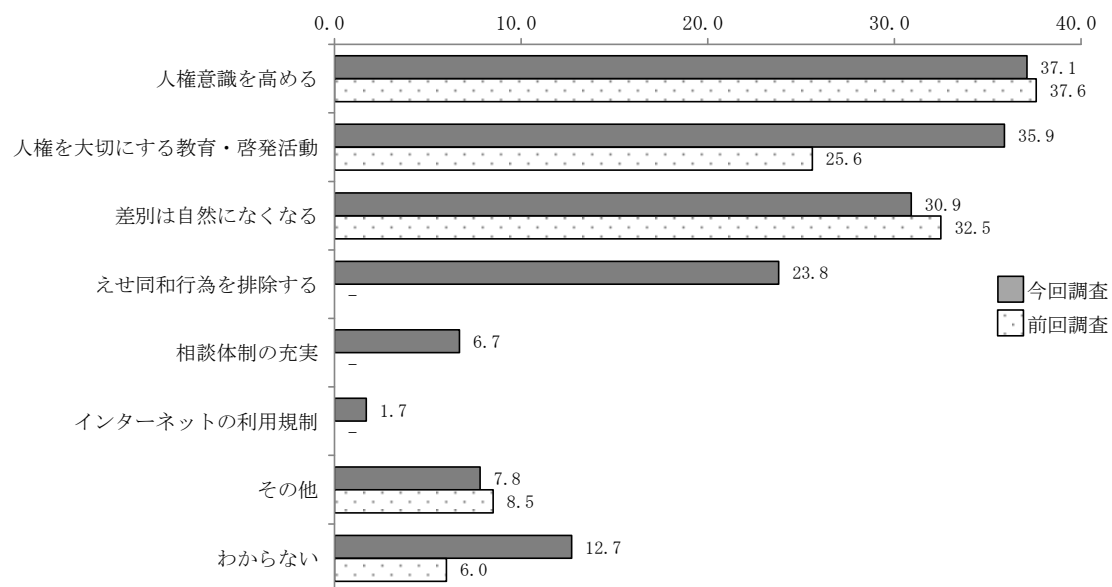
図 2-19 同和問題の解決方法 (%)



「同和問題を解決するためには、どのようなことが大切だと思うか」について聞いたところ、「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」の割合が37.1%で最も高く、次いで「行政が、差別意識をなくし人権を大切にす教育・啓発活動を積極的に行う」が35.9%、「同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」が30.9%となっている。

「その他」の主な記述としては、「行政が特別扱いしない」、「同和地区の方々の意識も変えること」、「親の収入によって子どもが受けられる教育水準が下がらないよう行政が支援する」などがあつた。

図 2-20 同和問題の解決方法 (%) [過去の調査との比較]



* 前回調査の回答条件は【2つまで○】。

前回調査と比べ、「行政が、差別意識をなくし人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」の割合が10ポイント以上高くなっており、「同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」、「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」などは低くなっている。

表 2-21 同和問題の解決方法【性別】 (%)

	男性		女性	
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
人権意識を高める	36.2	38.2	39.1	37.6
人権を大切にする教育・啓発活動	37.7	26.5	35.2	24.9
差別は自然になくなる	33.2	31.6	30.1	33.3
えせ同和行為を排除する	29.8	-	20.0	-
相談体制の充実	7.8	-	5.8	-
インターネットの利用規制	1.9	-	1.5	-
その他	9.2	9.9	6.8	7.6
わからない	10.2	4.7	14.7	7.0

性別でみると、「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」では女性の割合が高くなっている。一方で、「えせ同和行為を排除する」や「同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、女性では「行政が、差別意識をなくし人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」の割合が10ポイント以上高くなっており、「同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」は低くなっている。一方、男性では「行政が、差別意識をなくし人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」の割合が10ポイント以上高くなっており、「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」は低くなっている。

表 2-22 同和問題の解決方法【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
人権意識を高める	35.3	35.1	39.2	40.3	35.6	38.4
人権を大切にす教育・啓発活動	27.9	31.2	46.0	36.1	31.0	39.8
差別は自然になくなる	32.4	27.9	23.8	22.2	34.3	39.5
えせ同和行為を排除する	13.2	27.9	29.1	32.4	32.0	10.6
相談体制の充実	5.9	7.8	4.2	9.3	5.6	6.8
インターネットの利用規制	0.0	2.6	0.5	2.8	2.0	1.4
その他	14.7	11.7	10.1	9.3	7.6	3.0
わからない	20.6	14.3	7.9	10.6	10.9	16.1

年齢別でみると、40歳代、70歳以上では「行政が、差別意識をなくし人権を大切にす教育・啓発活動を積極的に行う」が、そのほかの年齢層では「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

表 2-23 同和問題の解決方法【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
人権意識を高める	34.6	38.5	36.4	45.2	45.2	39.4	38.5	33.2
人権を大切にす教育・啓発活動	43.2	27.5	34.2	42.2	57.1	34.2	23.1	34.9
差別は自然になくなる	37.0	36.3	30.0	23.6	31.0	35.8	15.4	32.4
えせ同和行為を排除する	21.0	29.7	28.1	30.2	21.4	21.8	23.1	18.4
相談体制の充実	4.9	1.1	6.1	7.0	11.9	6.7	0.0	8.1
インターネットの利用規制	1.2	0.0	1.3	2.0	2.4	1.6	7.7	2.2
その他	6.2	6.6	10.2	9.5	4.8	6.7	7.7	6.1
わからない	9.9	12.1	10.5	9.0	4.8	15.0	15.4	17.3

職業別でみると、農林漁業、自由業等、無職では「行政が、差別意識をなくし人権を大切にす教育・啓発活動を積極的に行う」が、そのほかの職業では「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

3. 女性

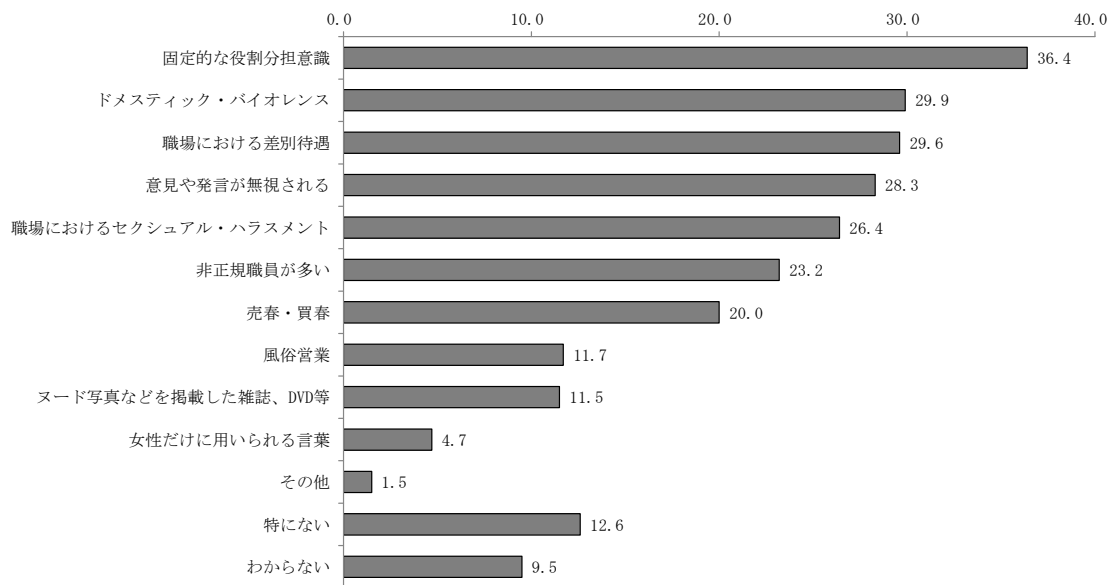
(1) 女性に関する人権上の問題点

問3-1 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を他の人に押しつける
2. 女性ということで意見や発言が無視される
3. 職場における差別待遇
4. 女性が多い職業で非正規職員（パート等）が多い
5. ドメスティック・バイオレンス（DV）
6. 職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
7. 売春・買春（いわゆる「援助交際」を含む）
8. 女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD
9. 女性の働く風俗営業
10. 「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに用いられる言葉
11. その他
12. 特にない
13. わからない

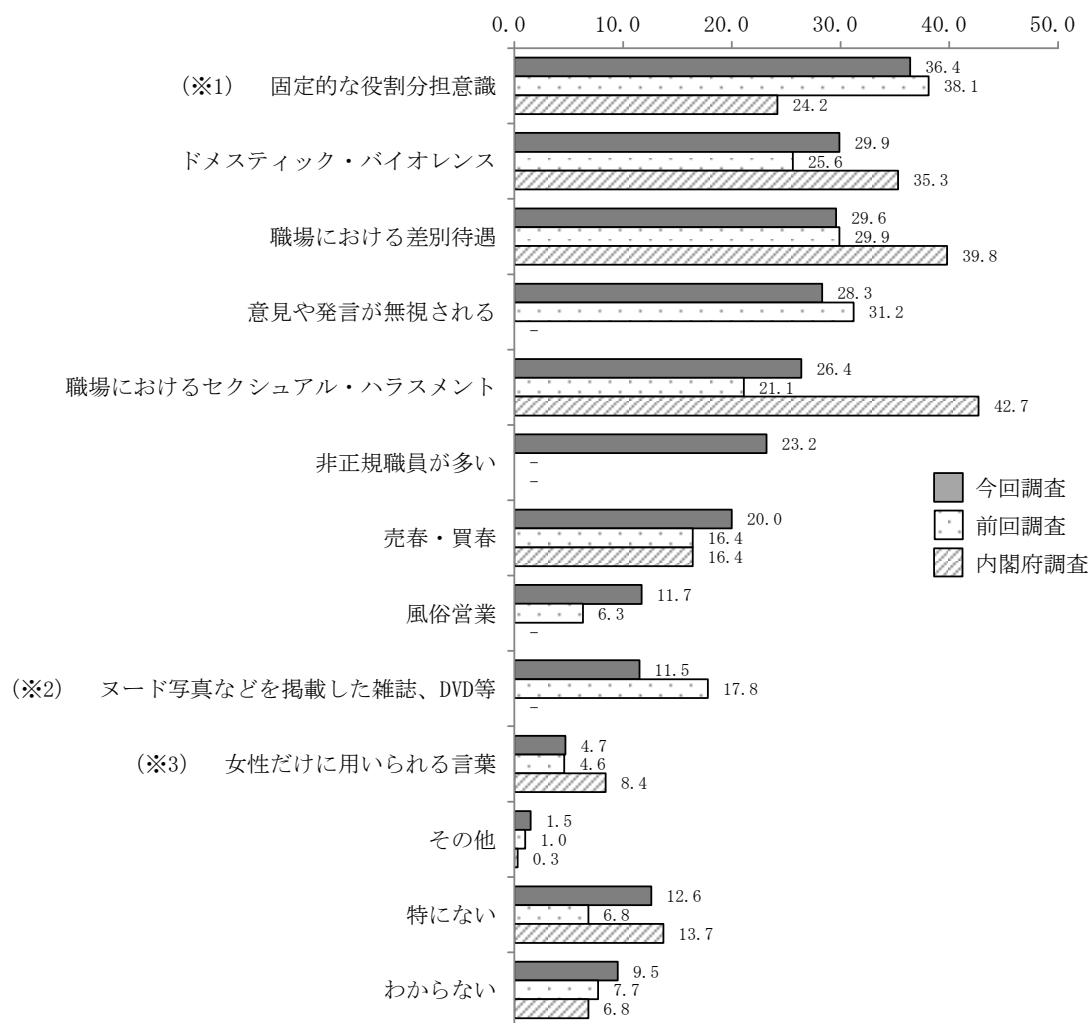
図3-1 女性に関する人権上の問題点（%）



「女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことか」について聞いたところ、「男女の固定的な役割分担意識（『男は仕事、女は家庭』など）を他の人に押しつける」の割合が 36.4% で最も高く、次いで「ドメスティック・バイオレンス（DV）」が 29.9%、「職場における差別待遇」が 29.6% となっている。

「その他」の主な記述としては、「夫婦別姓」、「嫁や姑などの漢字」、「男性の女性に対する軽視」などがあつた。

図 3-2 女性に関する人権上の問題点 (%) [過去調査等との比較]



※1 「男女の固定的な役割分担意識（『男は仕事、女は家庭』など）を他の人に押しつける」は、内閣府調査「男女の固定的な役割分担意識（『家事は女性』等）に基づく差別的取扱いを受けること」との比較。
 ※2 「女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD」は、前回調査「内容に関係なく女性の水着姿、裸体や媚びたポーズなどを使用した広告」、「女性のヌード写真などを掲載した雑誌、新聞」、「アダルト・ビデオ、ポルノ雑誌」を合計したものとの比較。
 ※3 「『女子アナ』、『女医』、『女流作家』などのように女性だけに用いられる言葉」は、前回調査「『令夫人（他人の妻の敬称）』、『婦人』、『未亡人』のように女性だけに用いられる言葉」及び、内閣府調査「『令夫人』、『婦人』、『未亡人』、『家内』のように女性に用いられる言葉が使われること」との比較。
 * 前回調査の回答条件は【3つまで○】。

前回調査と比べ、「女性の働く風俗営業」や「職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」などの割合が高くなっており、「女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD」や「男女の固定的な役割分担意識（『男は仕事、女は家庭』など）を他の人に押しつける」などは低くなっている。

内閣府調査と比べ、「男女の固定的な役割分担意識（『男は仕事、女は家庭』など）を他の人に押しつける」の割合が10ポイント以上高くなっており、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」や「職場における差別待遇」は10ポイント以上低くなっている。

表 3-3 女性に関する人権上の問題点【性別】 (%)

	男性			女性		
	今回調査	前回調査	内閣府調査	今回調査	前回調査	内閣府調査
固定的な役割分担意識 (※1)	33.7	36.0	18.9	39.3	40.5	28.5
ドメスティック・バイオレンス	28.9	24.4	32.1	31.6	26.4	37.9
職場における差別待遇	31.6	30.6	38.5	29.0	29.6	40.8
意見や発言が無視される	25.8	28.8	-	31.3	33.2	-
職場におけるセクシュアル・ハラスメント	27.2	21.4	45.2	26.8	21.5	40.7
非正規職員が多い	19.3	-	-	27.0	-	-
売春・買春	19.5	14.1	17.6	20.6	18.1	15.3
風俗営業	10.4	4.8	-	13.0	7.6	-
ヌード写真などを掲載した雑誌、DVD等 (※2)	10.3	10.7	-	12.7	23.1	-
女性だけに用いられる言葉 (※3)	4.3	2.7	7.8	5.2	6.0	8.8
その他	1.2	1.1	0.2	1.6	0.9	0.4
特になし	14.0	6.7	13.8	11.7	6.7	13.7
わからない	10.1	6.1	7.7	9.3	8.7	6.1

性別で見ると、「女性が多い職業で非正規職員(パート等)が多い」や「男女の固定的な役割分担意識(『男は仕事、女は家庭』など)を他の人に押しつける」などでは女性の割合が高くなっている。一方で、「職場における差別待遇」などでは男性の割合が多くなっている。

前回調査と比べ、女性では「女性の働く風俗営業」の割合が高くなっており、「女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD」は低くなっている。一方、男性では「ドメスティック・バイオレンス(DV)」の割合が高くなっており、「女性ということで意見や発言が無視される」は低くなっている。

内閣府調査と比べ、男女ともに「男女の固定的な役割分担意識(『男は仕事、女は家庭』など)を他の人に押しつける」の割合が10ポイント以上高くなっており、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)」は10ポイント以上低くなっている。

表 3-4 女性に関する人権上の問題点【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
固定的な役割分担意識	53.9	54.4	43.2	35.6	31.6	26.9
ドメスティック・バイオレンス	43.4	37.5	38.5	33.3	28.7	19.6
職場における差別待遇	43.4	32.5	31.8	29.2	29.7	25.8
意見や発言が無視される	35.5	36.3	26.6	30.1	25.2	27.4
職場におけるセクシュアル・ハラスメント	44.7	35.0	31.3	28.7	23.2	19.1
非正規職員が多い	17.1	31.3	21.4	21.8	26.5	21.0
売春・買春	21.1	14.4	16.7	18.1	25.2	20.7
風俗営業	5.3	6.9	6.3	10.6	19.0	12.6
ヌード写真などを掲載した雑誌、DVD等	9.2	6.9	6.3	9.3	13.5	16.4
女性だけに用いられる言葉	6.6	8.1	3.6	6.5	4.5	2.7
その他	1.3	3.1	3.1	0.9	1.3	0.3
特になし	1.3	10.0	12.5	14.4	11.0	17.2
わからない	10.5	3.8	6.8	7.9	8.7	15.6

年齢別で見ると、70歳以上では「女性ということで意見や発言が無視される」が、70歳以上を除く年齢層では「男女の固定的な役割分担意識（『男は仕事、女は家庭』など）を他の人に押しつける」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

「職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」は年齢層が下がるほど割合が高くなっている。

表 3-5 女性に関する人権上の問題点【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
固定的な役割分担意識	27.7	29.0	38.2	54.0	35.6	37.6	64.3	28.4
ドメスティック・バイオレンス	14.5	29.0	30.1	42.6	20.0	32.0	50.0	27.6
職場における差別待遇	24.1	28.0	27.3	38.6	20.0	30.4	42.9	30.1
意見や発言が無視される	36.1	21.5	28.6	30.2	24.4	30.9	28.6	27.9
職場におけるセクシュアル・ハラスメント	19.3	24.7	27.3	33.7	31.1	26.3	50.0	23.8
非正規職員が多い	18.1	24.7	23.9	24.8	13.3	26.8	28.6	22.4
売春・買春	20.5	17.2	13.7	22.3	15.6	25.8	42.9	21.0
風俗営業	9.6	8.6	7.1	12.9	11.1	18.0	7.1	13.4
ヌード写真などを掲載した雑誌、DVD等	6.0	11.8	6.2	11.9	13.3	17.0	14.3	13.9
女性だけに用いられる言葉	1.2	2.2	5.3	7.9	0.0	5.2	7.1	4.1
その他	0.0	1.1	2.2	2.0	0.0	1.0	0.0	1.4
特になし	13.3	15.1	14.0	9.9	8.9	10.8	0.0	15.0
わからない	10.8	11.8	6.5	3.5	15.6	12.4	0.0	13.4

職業別で見ると、農林漁業では「女性ということで意見や発言が無視される」の割合が、商工サービス業では「男女の固定的な役割分担意識（『男は仕事、女は家庭』など）を他の人に押しつける」と「ドメスティック・バイオレンス（DV）」が、無職では「職場における差別待遇」が、そのほかの職業では「男女の固定的な役割分担意識（『男は仕事、女は家庭』など）を他の人に押しつける」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

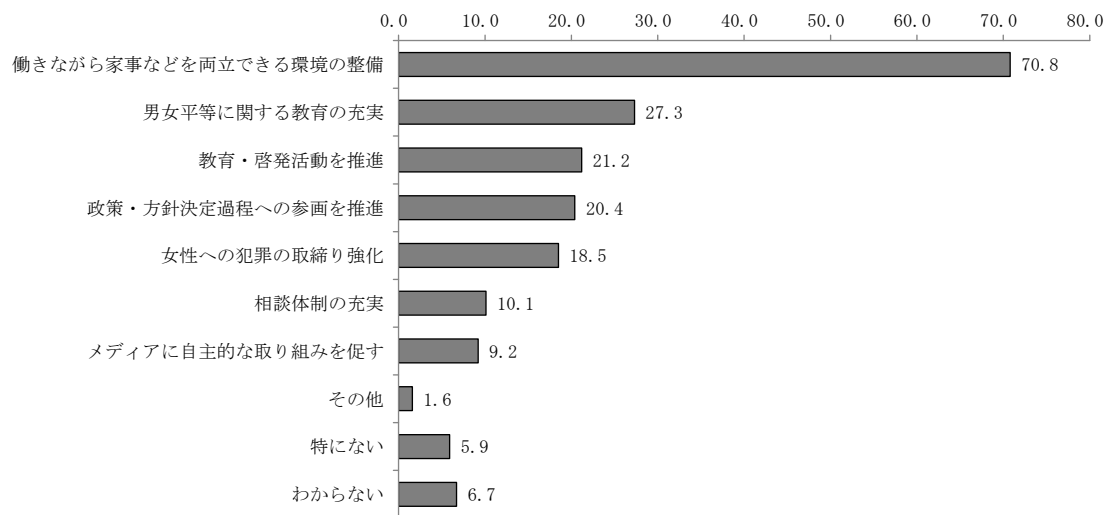
(2) 女性の人権を守るために必要なこと

問3-2 あなたは、女性の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する
3. 政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する
4. 女性に対する犯罪の取締りを強化する
5. 男女平等に関する教育を充実する
6. 女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取り組みを促す
7. 女性のための人権相談や電話相談を充実する
8. その他
9. 特にない
10. わからない

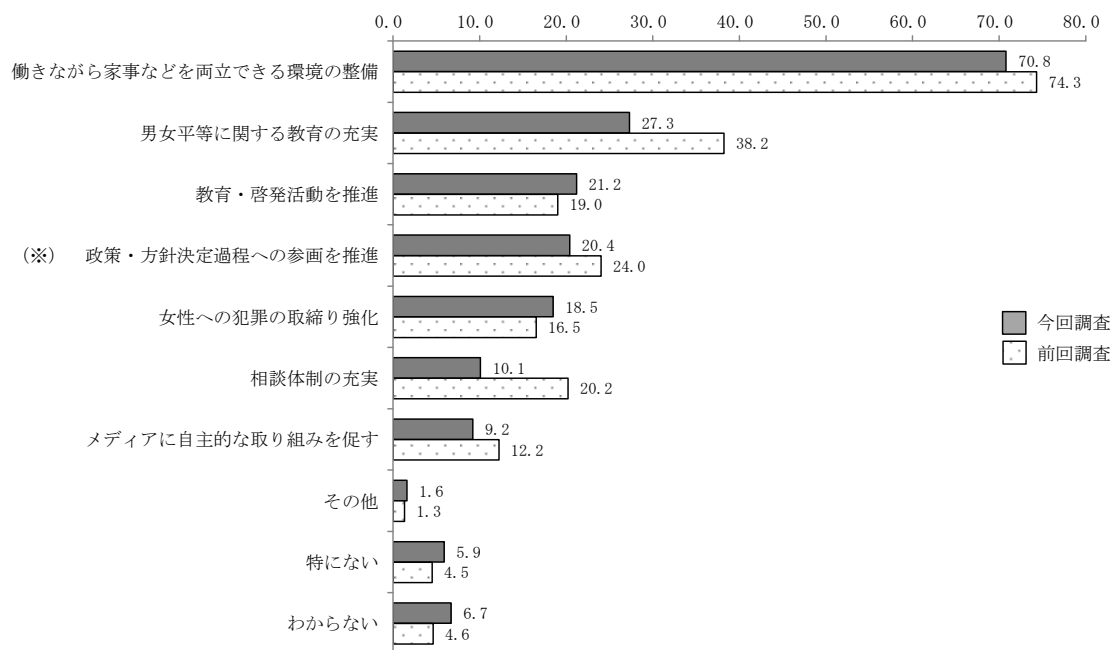
図3-6 女性の人権を守るために必要なこと (%)



「女性の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思うか」について聞いたところ、「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」の割合が70.8%で最も高く、次いで「男女平等に関する教育を充実する」が27.3%、「女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」が21.2%となっている。

「その他」の主な記述としては、「国の法律でしっかりとした環境を整備する」、「男女の機能は違うが、違うことを互いに尊重する社会づくりが必要」、「女性問題に限らず、能力が評価基準であるという教育を充実する」などがあつた。

図 3-7 女性の人権を守るために必要なこと (%) [過去の調査との比較]



※ 「政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する」は、前回調査「議員や企業役員など意思・方針決定の場への女性の参画を推進する」との比較。

前回調査と比べ、「女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」や「女性に対する犯罪の取締りを強化する」などの割合が高くなっており、「男女平等に関する教育を充実する」や「女性のための人権相談や電話相談を充実する」は10ポイント以上低くなっている。

表 3-8 女性の人権を守るために必要なこと【性別】(%)

	男性		女性	
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
働きながら家事などを両立できる環境の整備	64.8	70.5	77.5	77.7
男女平等に関する教育の充実	29.4	40.4	26.5	36.9
教育・啓発活動を推進	22.7	22.3	20.8	16.4
政策・方針決定過程への参画を推進 (※)	19.8	25.0	21.3	23.6
女性への犯罪の取締り強化	16.9	13.7	20.1	18.7
相談体制の充実	9.1	16.4	11.1	23.3
メディアに自主的な取り組みを促す	9.4	10.6	9.0	13.4
その他	2.6	1.3	1.0	1.4
特がない	7.7	5.2	4.6	3.9
わからない	7.7	3.8	6.0	5.4

性別でみると、「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」や「女性に対する犯罪の取締りを強化する」などでは女性の割合が高くなっている。一方で、「男女平等に関する教育を充実する」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、女性では「女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」などの割合が高くなっており、「女性のための人権相談や電話相談を充実する」や「男女平等に関する教育を充実する」は10ポイント以上低くなっている。一方、男性では「女性に対する犯罪の取締りを強化する」などの割合が高くなっており、「男女平等に関する教育を充実する」は10ポイント以上低くなっている。

表 3-9 女性の人権を守るために必要なこと【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
働きながら家事などを両立できる環境の整備	77.6	83.8	69.3	70.8	75.2	63.7
男女平等に関する教育の充実	27.6	31.3	24.5	29.6	26.8	27.4
教育・啓発活動を推進	17.1	16.9	20.8	20.4	19.7	27.2
政策・方針決定過程への参画を推進	15.8	16.9	21.4	22.2	23.9	19.4
女性への犯罪の取締り強化	19.7	20.6	25.0	18.5	20.3	12.9
相談体制の充実	10.5	7.5	8.3	11.1	10.6	11.6
メディアに自主的な取り組みを促す	7.9	5.6	6.8	10.6	11.0	9.9
その他	3.9	3.1	3.6	2.3	0.3	0.3
特にない	0.0	3.8	6.8	4.2	6.1	8.9
わからない	9.2	4.4	4.7	7.4	4.2	10.2

年齢別でみると、全ての年齢層で「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」の割合が最も高く、次いで40歳代を除く年齢層では「男女平等に関する教育を充実する」が、40歳代では「女性に対する犯罪の取締りを強化する」の割合が、それぞれ高くなっている。

表 3-10 女性の人権を守るために必要なこと【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育等関 係職員・ 公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
働きながら家事などを両立できる環境の整備	73.5	69.9	78.0	77.2	55.6	73.7	71.4	63.9
男女平等に関する教育の充実	21.7	26.9	22.4	36.1	33.3	26.3	28.6	29.0
教育・啓発活動を推進	24.1	16.1	17.7	22.8	20.0	24.7	21.4	23.2
政策・方針決定過程への参画を推進	27.7	17.2	19.6	22.3	15.6	20.6	7.1	20.8
女性への犯罪の取締り強化	16.9	19.4	18.9	20.8	24.4	23.7	7.1	14.8
相談体制の充実	7.2	8.6	8.4	7.9	11.1	15.5	7.1	11.7
メディアに自主的な取り組みを促す	10.8	8.6	8.7	7.9	6.7	10.3	7.1	10.1
その他	3.6	3.2	1.2	3.5	0.0	0.5	0.0	1.1
特にない	4.8	7.5	5.9	5.0	15.6	4.1	0.0	6.8
わからない	6.0	7.5	5.6	4.0	4.4	6.7	7.1	9.6

職業別でみると、全ての職業で「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」の割合が最も高く、次いで、農林漁業では「政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する」が、そのほかの職業では「男女平等に関する教育を充実する」の割合が、それぞれ高くなっている。

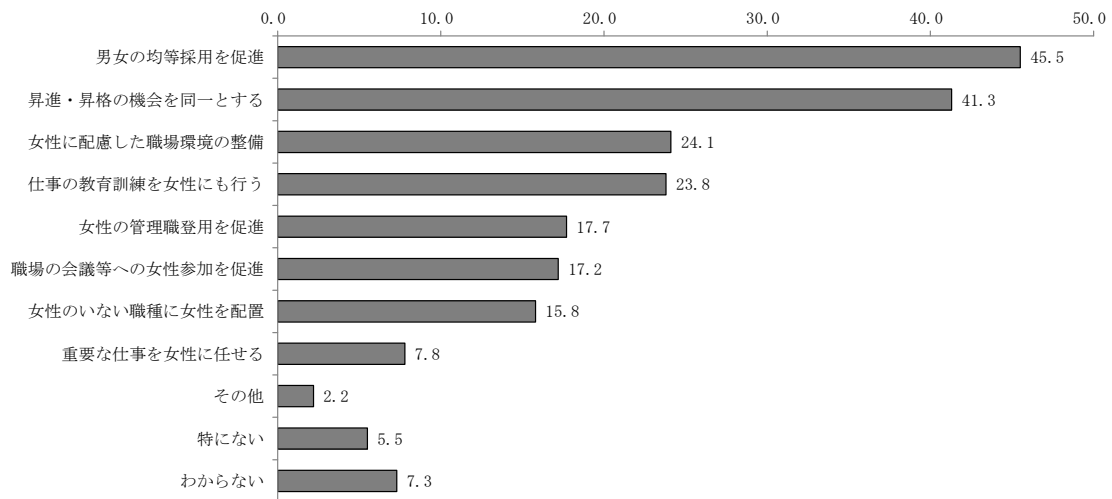
(3) 男女の雇用機会について

問3-3 あなたは、男女の雇用機会を均等にするために必要だと思うものはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 男女の均等採用を促進する
2. 職場の会議等への女性の参加を促進する
3. 昇進・昇格の機会を男女同一とする
4. これまでより、重要な仕事を女性に任せる
5. 女性を配置していなかった職種に女性を配置する
6. 仕事に関連した教育訓練を女性にも同様に行う
7. 女性の管理職登用を促進する
8. 女性に配慮した職場環境（男女別トイレ、男女別休養室等）の整備を行う
9. その他
10. 特にない
11. わからない

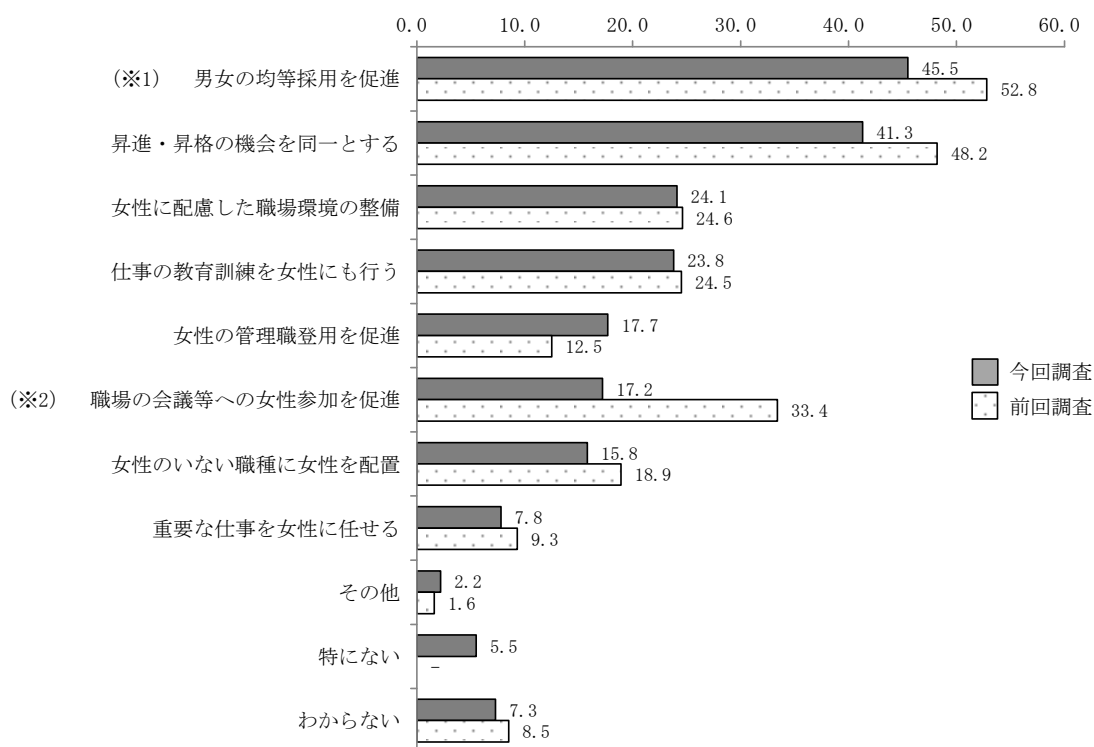
図 3-11 男女の雇用機会について (%)



「男女の雇用機会を均等にするために必要だと思うものはどのようなことだと思うか」について聞いたところ、「男女の均等採用を促進する」の割合が 45.5%で最も高く、次いで「昇進・昇格の機会を男女同一とする」が 41.3%、「女性に配慮した職場環境（男女別トイレ、男女別休養室等）の整備を行う」が 24.1%となっている。

「その他」の主な記述としては、「男女関係なく、個人に適した職業がある。雇用者側がその意識を持ち適正な雇用・配置をすること」、「女性自身の意識も変わるべき」、「女性が子育てしながら安心して仕事ができる環境を作ってください」などがあった。

図 3-12 男女の雇用機会について (%) [過去の調査との比較]



※1 「男女の均等採用を促進する」は、前回調査「募集・採用時に男女平等に採用する」との比較。

※2 「職場の会議等への女性の参加を促進する」は、前回調査「職場の会議等には男女ともに参加する」との比較。

前回調査と比べ、「女性の管理職登用を促進する」の割合が高くなっており、「職場の会議等への女性の参加を促進する」は10ポイント以上低くなっている。

表 3-13 男女の雇用機会について【性別】 (%)

	男性		女性	
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
男女の均等採用を促進 (※1)	43.6	54.0	48.0	51.6
昇進・昇格の機会を同一とする	39.0	48.4	44.5	48.1
女性に配慮した職場環境の整備	21.5	24.2	26.8	25.4
仕事の教育訓練を女性にも行う	25.0	24.4	23.5	25.0
女性の管理職登用を促進	17.8	13.2	18.4	12.1
職場の会議等への女性参加を促進 (※2)	17.6	33.6	17.5	33.2
女性のいない職種に女性を配置	17.6	19.4	14.6	18.2
重要な仕事を女性に任せる	8.9	12.6	7.2	6.9
その他	2.6	2.3	2.0	1.1
特にない	6.3	-	4.6	-
わからない	7.9	6.4	7.0	10.2

性別で見ると、「昇進・昇格の機会を男女同一とする」や「女性に配慮した職場環境（男女別トイレ、男女別休養室等）の整備を行う」などでは女性の割合が高くなっている。一方で、「女性を配置していなかった職種に女性を配置する」や「これまでより、重要な仕事を女性に任せる」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、男女ともに「女性の管理職登用を促進する」の割合が高くなっており、「職場の会議等への女性の参加を促進する」は10ポイント以上低くなっている。

表 3-14 男女の雇用機会について【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
男女の均等採用を促進	44.7	51.3	48.4	41.2	47.4	43.8
昇進・昇格の機会を同一とする	51.3	57.5	35.4	48.1	37.4	36.3
女性に配慮した職場環境の整備	30.3	23.1	29.7	28.2	25.8	17.5
仕事の教育訓練を女性にも行う	13.2	26.3	29.7	21.8	28.1	20.7
女性の管理職登用を促進	17.1	16.3	14.1	18.1	21.0	18.5
職場の会議等への女性参加を促進	17.1	12.5	10.9	16.7	22.3	19.4
女性のいない職種に女性を配置	21.1	18.8	16.1	17.6	12.6	15.3
重要な仕事を女性に任せる	2.6	6.3	7.3	6.9	9.0	9.7
その他	2.6	3.1	5.7	3.2	1.3	0.3
特になし	2.6	2.5	7.3	4.6	4.5	8.1
わからない	11.8	3.1	4.2	5.1	5.8	12.6

年齢別でみると、40歳代、60歳代、70歳以上では「男女の均等採用を促進する」が、20歳代、30歳代、50歳代では「昇進・昇格の機会を男女同一とする」の割合が、最も高くなっている。

表 3-15 男女の雇用機会について【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
男女の均等採用を促進	44.6	32.3	46.3	47.5	42.2	45.4	64.3	48.4
昇進・昇格の機会を同一とする	39.8	44.1	45.7	49.5	33.3	37.6	64.3	36.3
女性に配慮した職場環境の整備	16.9	23.7	23.0	34.7	22.2	28.9	21.4	20.2
仕事の教育訓練を女性にも行う	25.3	33.3	26.4	23.3	28.9	22.7	21.4	20.5
女性の管理職登用を促進	20.5	18.3	15.5	16.8	15.6	21.6	7.1	18.9
職場の会議等への女性参加を促進	21.7	18.3	13.0	14.4	20.0	22.7	35.7	18.3
女性のいない職種に女性を配置	20.5	14.0	18.3	17.3	24.4	11.3	0.0	14.8
重要な仕事を女性に任せる	8.4	7.5	8.7	4.5	8.9	8.8	0.0	9.0
その他	2.4	0.0	1.9	6.4	0.0	2.1	7.1	1.1
特になし	4.8	8.6	4.7	4.5	6.7	5.2	0.0	6.6
わからない	6.0	6.5	5.0	2.0	4.4	10.3	14.3	11.7

職業別でみると、農林漁業、勤め、自由業等、家事専業、無職では「男女の均等採用を促進する」が、商工サービス業、教育等関係職員・公務員では「昇進・昇格の機会を男女同一とする」が、学生では「男女の均等採用を促進する」と「昇進・昇格の機会を男女同一とする」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

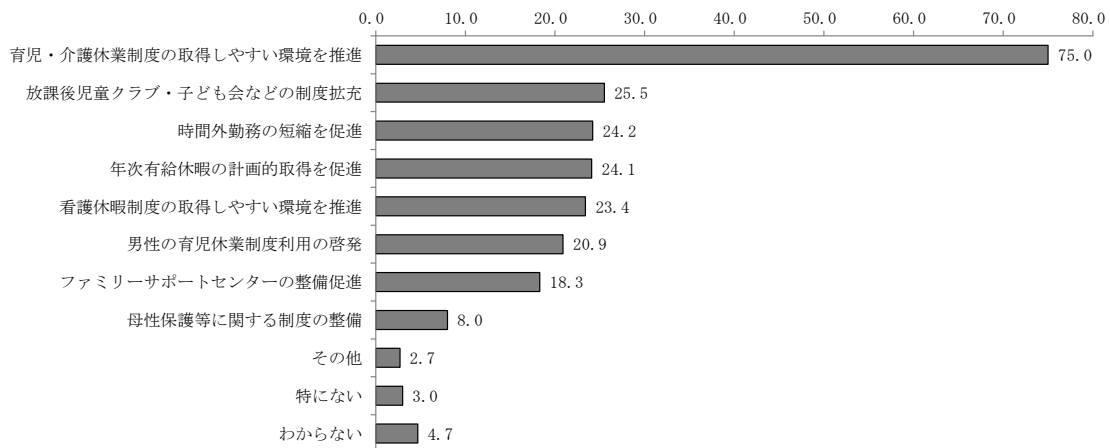
(4) 仕事と家庭の両立について

問3-4 あなたは、仕事と家庭を両立するために行政はどのようなことに力をいれたらよいと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する
2. 時間外勤務の短縮を促進する
3. 年次有給休暇の計画的取得を促進する
4. 看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する
5. ファミリーサポートセンター（育児の援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員システム）の整備を促進する
6. 男性の育児休業制度利用の啓発を行う
7. 母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う
8. 放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う
9. その他
10. 特にない
11. わからない

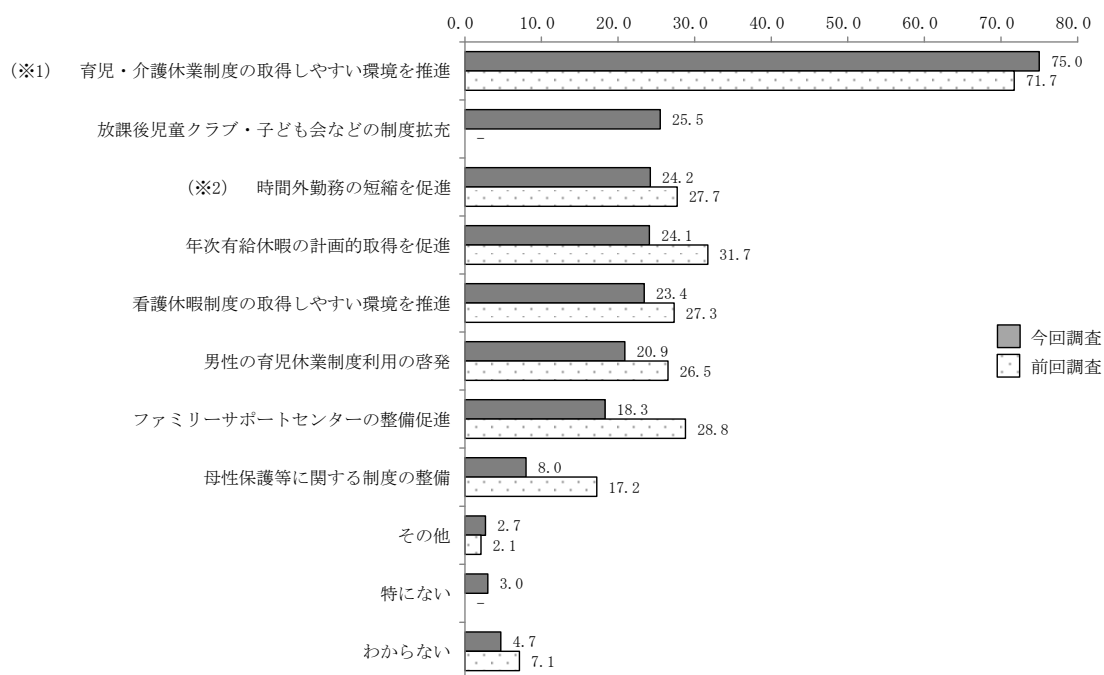
図 3-16 仕事と家庭の両立について (%)



「仕事と家庭を両立するために行政はどのようなことに力をいれたらよいと思うか」について聞いたところ、「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」の割合が 75.0%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う」が 25.5%、「時間外勤務の短縮を促進する」が 24.2%となっている。

「その他」の主な記述としては、「休業後の復職支援の充実」、「保育所の整備」、「中小零細企業で働く人に対する制度の充実」などがあつた。

図 3-17 仕事と家庭の両立について (%) [過去の調査との比較]



※1 「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」は、前回調査「育児・介護休業制度の導入を促進する」との比較。

※2 「時間外勤務の短縮を促進する」は、前回調査「所定外労働時間の短縮を促進する」との比較。

前回調査と比べ、「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」などの割合が高くなっており、「ファミリーサポートセンター（育児の援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員システム）の整備を促進する」は10ポイント以上低くなっており、そのほか「母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う」なども低くなっている。

表 3-18 仕事と家庭の両立について【性別】 (%)

	男性		女性	
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進 (※1)	72.1	71.7	79.1	72.3
放課後児童クラブ・子ども会などの制度拡充	21.7	-	29.1	-
時間外勤務の短縮を促進 (※2)	25.3	28.5	24.2	26.9
年次有給休暇の計画的取得を促進	25.6	33.1	23.6	30.5
看護休暇制度の取得しやすい環境を推進	21.4	24.7	25.8	28.8
男性の育児休業制度利用の啓発	23.6	30.7	19.4	24.0
ファミリーサポートセンターの整備促進	16.2	26.3	20.4	31.0
母性保護等に関する制度の整備	8.5	16.0	7.5	18.2
その他	3.1	2.2	2.5	2.0
特になし	3.8	-	2.2	-
わからない	4.6	6.3	4.9	7.4

性別でみると、「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」や「放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う」などでは女性の割合が高くなっている。一方で、「男性の育児休業制度利用の啓発を行う」や「年次有給休暇の計画的取得を促進する」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、男女ともに「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」の割合が高くなっている。一方、男女ともに「ファミリーサポートセンター（育児の援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員システム）の整備を促進する」の割合は10ポイント以上低くなっており、女性では「母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う」も10ポイント以上低くなっている。

表 3-19 仕事と家庭の両立について【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進	77.6	78.8	76.6	79.2	79.0	69.1
放課後児童クラブ・子ども会などの制度拡充	21.1	35.6	28.1	28.7	26.8	18.3
時間外勤務の短縮を促進	32.9	26.9	24.0	19.4	25.8	24.2
年次有給休暇の計画的取得を促進	32.9	34.4	24.0	20.4	24.8	20.7
看護休暇制度の取得しやすい環境を推進	9.2	15.0	25.0	26.4	23.5	28.8
男性の育児休業制度利用の啓発	17.1	26.9	26.6	22.7	18.1	18.3
ファミリーサポートセンターの整備促進	19.7	18.8	18.2	25.9	24.5	8.9
母性保護等に関する制度の整備	6.6	6.9	4.2	10.2	8.7	9.1
その他	3.9	5.6	4.7	3.7	1.0	1.1
特になし	0.0	0.0	3.1	1.9	2.9	5.6
わからない	5.3	1.3	2.6	1.4	3.5	10.5

年齢別でみると、全ての年齢層で「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」の割合が最も高く、次いで30歳代から60歳代では「放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う」が、70歳以上では「看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する」が、20歳代では「時間外勤務の短縮を促進する」と「年次有給休暇の計画的取得を促進する」の割合が、それぞれ高くなっている。

表 3-20 仕事と家庭の両立について【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進	75.9	74.2	76.7	80.2	68.9	83.5	85.7	69.9
放課後児童クラブ・子ども会などの制度拡充	24.1	25.8	32.3	29.7	22.2	24.2	21.4	19.4
時間外勤務の短縮を促進	25.3	21.5	25.2	24.8	22.2	27.3	28.6	23.0
年次有給休暇の計画的取得を促進	19.3	24.7	29.5	26.7	17.8	24.7	28.6	20.2
看護休暇制度の取得しやすい環境を推進	26.5	17.2	20.5	25.2	24.4	25.3	14.3	26.8
男性の育児休業制度利用の啓発	18.1	18.3	25.2	22.8	17.8	17.0	7.1	21.3
ファミリーサポートセンターの整備促進	25.3	17.2	18.3	24.3	22.2	19.6	21.4	13.1
母性保護等に関する制度の整備	6.0	5.4	7.5	9.4	11.1	9.3	0.0	8.2
その他	2.4	4.3	1.9	7.9	0.0	1.0	7.1	1.4
特になし	2.4	5.4	2.5	1.5	2.2	1.0	0.0	5.2
わからない	4.8	2.2	1.2	1.5	6.7	6.7	7.1	9.0

職業別でみると、全ての職業で「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」の割合が最も高く、次いで農林漁業、自由業等、無職では「看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する」が、商工サービス業、勤め、教育等関係職員・公務員では「放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う」が、家事専業では「時間外勤務の短縮を促進する」が、学生では「時間外勤務の短縮を促進する」と「年次有給休暇の計画的取得を促進する」の割合が、それぞれ高くなっている。

4. 子ども

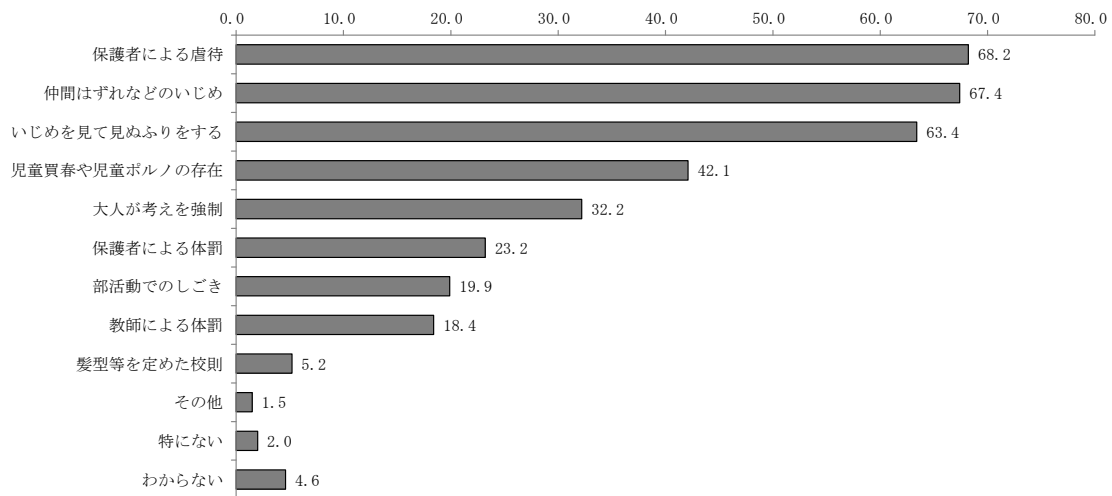
(1) 子どもに関する人権上の問題点

問4-1 子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. 友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける
2. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
3. 保護者によるしつけるための体罰
4. 保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為
5. 大人が子どもに自分の考え方を強制する
6. 教師による児童・生徒への体罰
7. 髪型や服装を定めた校則
8. 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける
9. 児童買春や児童ポルノ等が存在する
10. その他
11. 特にない
12. わからない

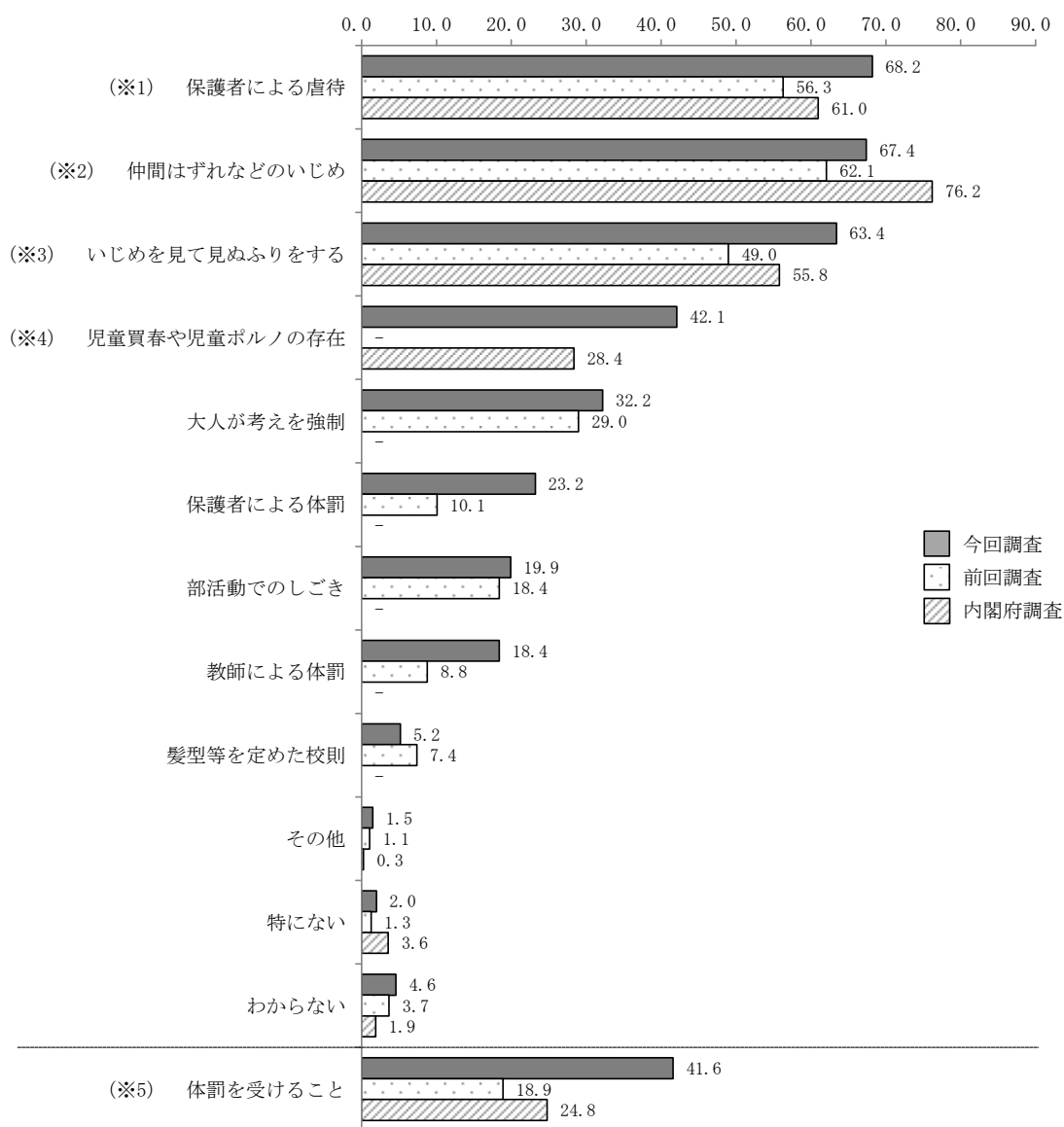
図4-1 子どもに関する人権上の問題点（％）



「子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことか」について聞いたところ、「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」の割合が68.2%で最も高く、次いで「友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」が67.4%、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」が63.4%となっている。

「その他」の主な記述としては、「教育委員会、学校によるいじめの陰湿な隠ぺい行為」、「家庭でのしつけができていないこと」、「家庭と学校と地域の連絡の欠落」などがあつた。

図 4-2 子どもに関する人権上の問題点 (%) [過去調査等との比較]



※1 「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」は、前回調査「保護者による子どもへの虐待」、内閣府調査「虐待を受けること」との比較。
 ※2 「友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」は、内閣府調査「いじめを受けること」との比較。
 ※3 「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」は、内閣府調査「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをする」との比較。
 ※4 「児童買春や児童ポルノ等が存在する」は、内閣府調査「児童買春・児童ポルノ等の対象となること」との比較。
 ※5 今回調査及び前回調査「保護者によるしつけるための体罰」、「教師による児童・生徒への体罰」を合計したものと、内閣府調査「体罰を受けること」との比較。
 * 前回調査の回答条件は【3つまで○】。

前回調査と比べ、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」や「保護者によるしつけるための体罰」などの割合が10ポイント以上高くなっており、「髪型や服装を定めた校則」は低くなっている。

内閣府調査と比べ、「児童買春や児童ポルノ等が存在する」の割合が10ポイント以上高くなっており、「友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」は低くなっている。

表 4-3 子どもに関する人権上の問題点【性別】(%)

	男性			女性		
	今回調査	前回調査	内閣府調査	今回調査	前回調査	内閣府調査
保護者による虐待 (※1)	66.5	53.2	56.5	71.9	59.5	64.7
仲間はずれなどのいじめ (※2)	67.9	63.0	73.6	69.1	61.3	78.3
いじめを見て見ぬふりをする (※3)	63.6	54.1	52.3	64.9	45.3	58.7
児童買春や児童ポルノの存在 (※4)	37.4	-	27.6	47.1	-	29.1
大人が考えを強制	29.1	28.0	-	35.7	29.7	-
保護者による体罰	22.6	10.2	-	24.3	9.9	-
部活動でのしごき	15.9	16.7	-	23.8	19.9	-
教師による体罰	15.9	6.8	-	20.8	10.2	-
髪型等を定めた校則	5.6	8.4	-	4.9	7.0	-
その他	2.2	1.1	0.5	1.0	1.1	0.1
特にない	2.4	1.3	3.6	1.6	1.4	3.7
わからない	4.4	3.2	2.3	4.5	3.9	1.7
体罰を受けること (※5)	38.5	17.0	22.1	45.1	20.1	27.1

性別でみると、「児童買春や児童ポルノ等が存在する」や「学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける」では女性の割合が高くなっている。一方で、「髪型や服装を定めた校則」では男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、女性では「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」が、男性では「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」の割合が、それぞれ10ポイント以上高くなっている。一方、男女ともに「髪型や服装を定めた校則」の割合は低くなっている。

内閣府調査と比べ、女性では「児童買春や児童ポルノ等が存在する」が、男性では「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」や「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」の割合が、それぞれ10ポイント以上高くなっている。一方、男女ともに「友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」は低くなっている。

表 4-4 子どもに関する人権上の問題点【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
保護者による虐待	80.3	78.8	75.0	74.5	69.7	56.2
仲間はずれなどのいじめ	73.7	74.4	69.8	70.4	71.6	59.4
いじめを見て見ぬふりをする	63.2	64.4	64.1	68.1	71.6	55.6
児童買春や児童ポルノの存在	39.5	45.6	45.3	46.3	41.6	39.2
大人が考えを強制	46.1	40.6	33.3	30.6	27.7	31.2
保護者による体罰	32.9	24.4	29.7	29.6	20.3	16.9
部活動でのしごき	14.5	21.9	13.0	14.8	23.9	24.5
教師による体罰	31.6	25.0	15.1	13.9	15.5	20.4
髪型等を定めた校則	10.5	10.0	2.1	6.5	3.5	4.6
その他	0.0	1.9	3.6	1.9	1.0	0.8
特にない	0.0	0.0	1.6	1.4	0.6	5.1
わからない	3.9	3.1	2.1	3.2	4.2	7.8

年齢別でみると、20歳代から50歳代では「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」が、60歳代では「友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」と「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」が、70歳以上では「友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」は年齢層が下がるほど割合が高くなっている。

表 4-5 子どもに関する人権上の問題点【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
保護者による虐待	66.3	71.0	75.5	80.2	55.6	70.1	85.7	58.5
仲間はずれなどのいじめ	56.6	72.0	73.3	74.3	66.7	67.0	71.4	63.4
いじめを見て見ぬふりをする	51.8	68.8	65.2	71.3	75.6	61.9	71.4	60.4
児童買春や児童ポルノの存在	32.5	48.4	36.6	48.0	31.1	51.5	50.0	42.1
大人が考えを強制	26.5	32.3	30.4	37.1	28.9	36.6	57.1	30.6
保護者による体罰	16.9	17.2	23.6	33.2	20.0	22.2	35.7	22.1
部活動でのしごき	15.7	14.0	15.2	22.3	11.1	27.8	14.3	23.0
教師による体罰	19.3	11.8	15.8	24.3	11.1	22.7	42.9	17.2
髪型等を定めた校則	6.0	3.2	3.7	5.9	11.1	6.7	21.4	4.6
その他	3.6	0.0	1.2	2.5	4.4	1.0	0.0	1.1
特にない	1.2	2.2	1.6	0.0	2.2	1.5	0.0	4.1
わからない	7.2	4.3	1.6	1.5	4.4	4.6	0.0	8.5

職業別でみると、商工サービス業、無職では「友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」が、自由業等では「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」が、そのほかの職業では「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

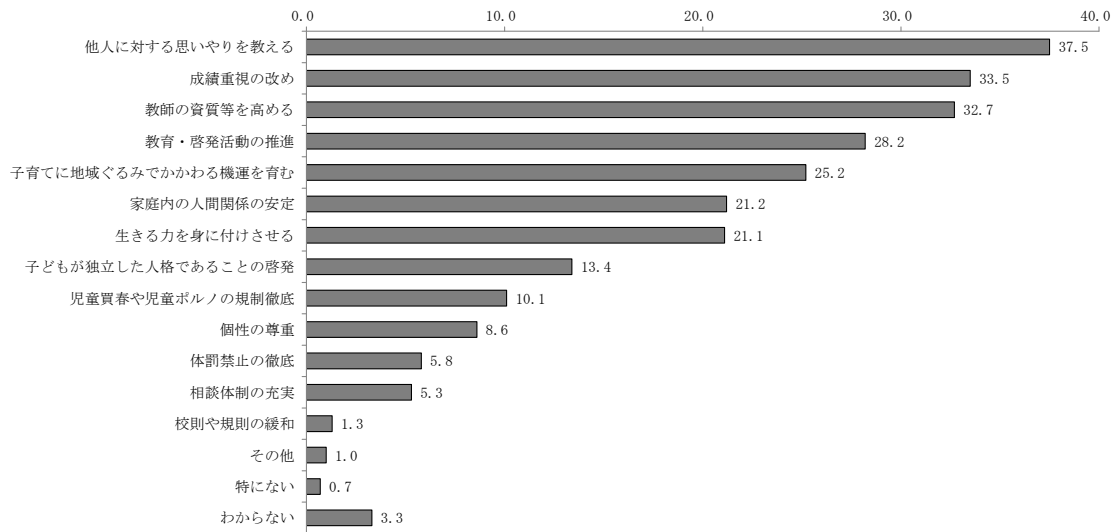
(2) 子どもの人権を守るために必要なこと

問4-2 あなたは、子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 体罰禁止を徹底させる
3. 校則や規則を緩やかなものにする
4. 成績だけを重んじる教育の在り方を改める
5. 大人に子どもが独立した人格であることを啓発する
6. 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む
7. 教師の人間性、資質を高める
8. 家庭内の人間関係を安定させる
9. 子どもに、他人に対する思いやりを教える
10. 子どもの個性を尊重する
11. 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる
12. 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する
13. 子どものための人権相談や電話相談を充実する
14. その他
15. 特にない
16. わからない

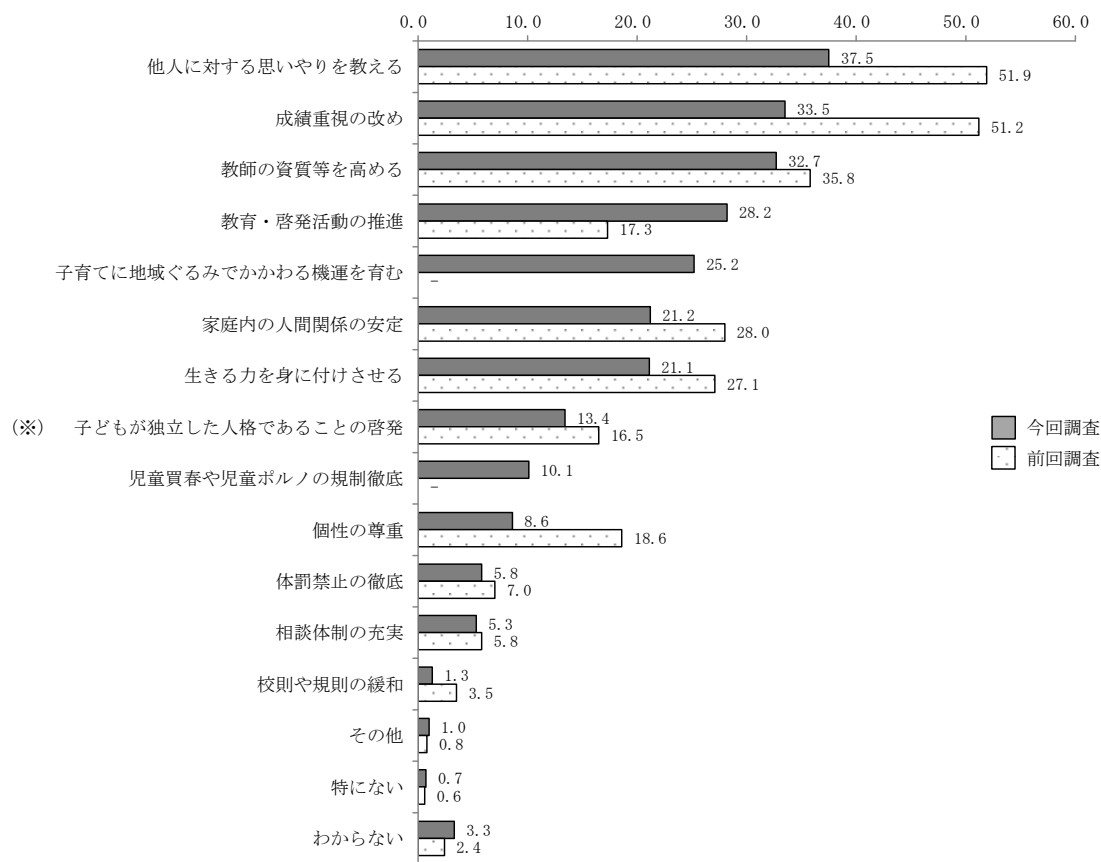
図4-6 子どもの人権を守るために必要なこと (%)



「子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思うか」について聞いたところ、「子どもに、他人に対する思いやりを教える」の割合が37.5%で最も高く、次いで「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」が33.5%、「教師の人間性、資質を高める」が32.7%となっている。

「その他」の主な記述としては、「いじめ被害者への救済措置、対策を真剣に取り組む」、「スクールポリスや相談員（警察OB）を学校におく」、「愛情を注げる環境を社会で作る」などがあつた。

図 4-7 子どもの人権を守るために必要なこと (%) [過去の調査との比較]



※ 「大人に子どもが独立した人格であることを啓発する」は、前回調査「大人に子どもが独立した人格であることを教育する」との比較。

前回調査と比べ、「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が10ポイント以上高くなっており、「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」、「子どもに、他人に対する思いやりを教える」、「子どもの個性を尊重する」は10ポイント以上低くなっている。

表 4-8 子どもの人権を守るために必要なこと【性別】 (%)

	男性		女性	
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
他人に対する思いやりを教える	36.4	53.2	39.1	50.8
成績重視の改め	34.5	53.0	33.2	50.3
教師の資質等を高める	36.2	33.7	30.9	37.7
教育・啓発活動の推進	34.7	20.5	24.0	14.7
子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む	22.9	-	26.9	-
家庭内の人間関係の安定	20.2	27.3	22.7	28.8
生きる力を身に付けさせる	19.3	25.2	23.0	28.5
子どもが独立した人格であることの啓発 (※)	11.6	16.5	15.2	16.7
児童買春や児童ポルノの規制徹底	7.9	-	12.2	-
個性の尊重	7.7	19.2	9.7	18.4
体罰禁止の徹底	5.6	7.0	6.1	6.9
相談体制の充実	5.1	5.8	5.6	5.8
校則や規則の緩和	1.5	4.6	1.1	2.7
その他	1.7	0.7	0.5	0.9
特にない	1.0	0.5	0.4	0.8
わからない	3.4	1.8	3.4	2.7

性別で見ると、「児童買春や児童ポルノの規制を徹底する」や「子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む」では女性の割合が高くなっている。一方で、「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」では男性の割合が10ポイント以上高くなっている。

前回調査と比べ、男女ともに「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が高くなっており、特に男性では10ポイント以上高くなっている。一方、男女ともに「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」や「子どもに、他人に対する思いやりを教える」の割合は10ポイント以上低くなっている。

表 4-9 子どもの人権を守るために必要なこと【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
他人に対する思いやりを教える	28.9	45.0	39.1	40.3	41.9	31.7
成績重視の改め	21.1	26.9	30.7	34.3	37.7	37.4
教師の資質等を高める	21.1	25.6	34.9	32.4	36.1	36.3
教育・啓発活動の推進	19.7	25.0	26.0	27.3	30.6	32.0
子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む	34.2	28.8	26.0	29.6	23.2	21.0
家庭内の人間関係の安定	28.9	21.3	28.6	21.8	20.0	17.7
生きる力を身に付けさせる	17.1	23.8	21.4	23.6	25.8	16.1
子どもが独立した人格であることの啓発	11.8	17.5	16.1	18.5	13.5	7.8
児童買春や児童ポルノの規制徹底	13.2	14.4	11.5	10.6	10.0	7.0
個性の尊重	14.5	18.1	8.9	6.5	7.1	6.2
体罰禁止の徹底	10.5	6.3	2.1	4.2	5.5	8.1
相談体制の充実	6.6	6.3	4.2	5.1	6.8	4.3
校則や規則の緩和	3.9	1.9	1.0	0.9	0.6	1.6
その他	2.6	3.1	1.0	1.4	0.3	0.3
特にない	1.3	0.0	1.0	0.5	0.3	1.3
わからない	5.3	1.3	1.6	1.9	1.6	7.3

年齢別でみると、20歳代では「子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む」が、70歳以上では「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」が、そのほかの年齢層では「子どもに、他人に対する思いやりを教える」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

表 4-10 子どもの人権を守るために必要なこと【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
他人に対する思いやりを教える	41.0	41.9	42.2	35.6	37.8	39.7	21.4	34.4
成績重視の改め	37.3	44.1	31.1	26.7	35.6	34.0	14.3	37.7
教師の資質等を高める	36.1	36.6	33.5	29.2	35.6	33.5	35.7	33.3
教育・啓発活動の推進	38.6	28.0	25.5	27.7	28.9	27.8	14.3	30.3
子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む	28.9	32.3	27.0	33.7	15.6	27.3	21.4	17.2
家庭内の人間関係の安定	13.3	22.6	25.2	22.8	31.1	22.7	21.4	18.0
生きる力を身に付けさせる	19.3	18.3	24.2	24.8	24.4	21.6	14.3	17.5
子どもが独立した人格であることの啓発	6.0	12.9	15.2	19.3	13.3	15.5	28.6	9.0
児童買春や児童ポルノの規制徹底	3.6	5.4	11.5	16.8	2.2	12.4	14.3	7.9
個性の尊重	8.4	4.3	11.8	11.9	8.9	8.8	7.1	5.5
体罰禁止の徹底	8.4	4.3	4.3	5.9	0.0	6.2	0.0	7.7
相談体制の充実	7.2	1.1	5.6	5.0	8.9	5.2	7.1	5.5
校則や規則の緩和	3.6	0.0	0.9	1.5	2.2	1.0	7.1	1.4
その他	1.2	1.1	1.6	1.0	0.0	0.5	0.0	1.1
特にない	1.2	0.0	0.6	0.5	0.0	0.0	0.0	1.6
わからない	1.2	3.2	0.6	1.0	2.2	4.1	0.0	7.4

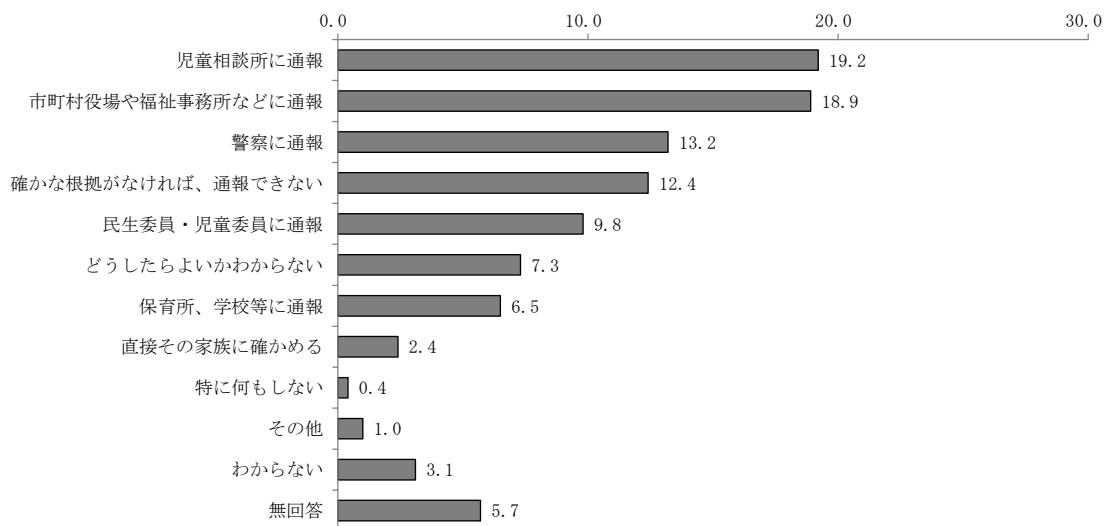
職業別でみると、商工サービス業、無職では「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」が、学生では「教師の人間性、資質を高める」が、そのほかの職業では「子どもに、他人に対する思いやりを教える」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

(3) 子どもが虐待されていると知った場合の対応

問4-3 近所の子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）あなたはどうしますか。
【〇は1つだけ】

1. 市町村役場や福祉事務所などに通報する
2. 児童相談所に通報する
3. 警察に通報する
4. 民生委員・児童委員に通報する
5. 子どもの通っている保育所、学校等に通報する
6. 直接、その家族に確かめてみる
7. 何か行動をおこしたいが、どうしたらよいかわからない
8. 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない
9. 自分には関係がないので、特に何もしない
10. その他
11. わからない

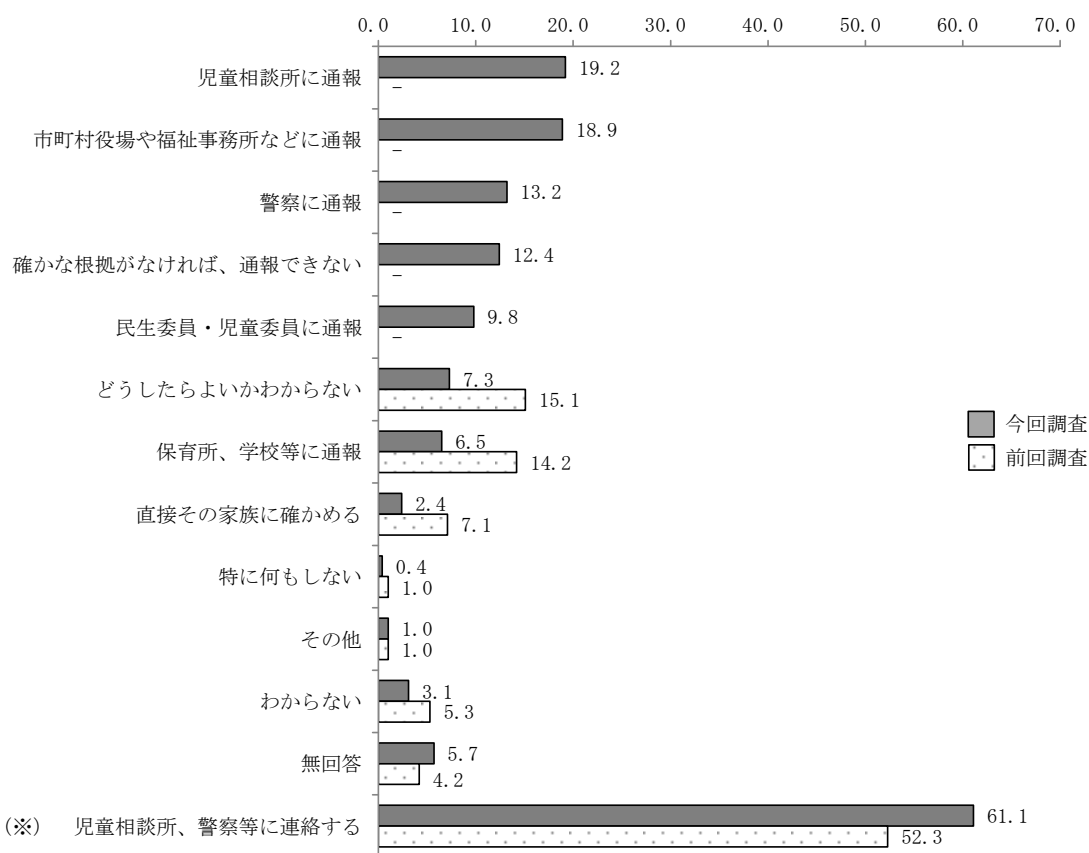
図4-11 子どもが虐待されていると知った場合の対応（％）



「近所の子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）どうするか」について聞いたところ、「児童相談所に通報する」の割合が 19.2%で最も高く、次いで「市町村役場や福祉事務所などに通報する」が 18.9%、「警察に通報する」が 13.2%となっている。

「その他」の主な記述としては、「近所の人に相談してみる」、「当事者である子どもに確かめる」、「周辺住人に注意を促す」などがあつた。

図 4-12 子どもが虐待されていると知った場合の対応 (%) [過去の調査との比較]



※ 「児童相談所に通報する」、「市町村役場や福祉事務所などに通報する」、「警察に通報する」、「民生委員・児童委員に通報する」を合計したものと、前回調査「児童相談所や福祉事務所、警察、民生・児童委員などに連絡する」との比較。

前回調査と比べ、「児童相談所や福祉事務所、警察、民生・児童委員などに連絡する」(※)の割合が高くなっており、「何か行動をおこしたいが、どうしたらよいかわからない」や「子どもの通っている保育所、学校等に通報する」などは低くなっている。

表 4-13 子どもが虐待されていると知った場合の対応【性別】 (%)

	男性		女性	
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
児童相談所に通報	17.4	-	21.2	-
市町村役場や福祉事務所などに通報	21.2	-	17.2	-
警察に通報	16.6	-	10.7	-
確かな根拠がなければ、通報できない	9.9	-	14.8	-
民生委員・児童委員に通報	8.7	-	10.9	-
どうしたらよいかわからない	6.5	12.6	8.2	17.0
保育所、学校等に通報	7.0	13.0	6.0	15.2
直接その家族に確かめる	3.1	9.9	2.0	5.1
特に何もしない	0.7	1.0	0.3	0.8
その他	0.9	0.7	1.1	1.2
わからない	2.9	5.7	3.4	4.6
無回答	5.1	4.2	4.2	4.1
児童相談所、警察等に連絡する (※)	63.9	53.0	60.0	51.9

性別でみると、「確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない」や「児童相談所に通報する」では女性の割合が高くなっている。一方で、「警察に通報する」や「市町村役場や福祉事務所などに通報する」では男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、男女ともに「児童相談所や福祉事務所、警察、民生・児童委員などに連絡する」(※)の割合が高くなっており、特に男性では10ポイント以上高くなっている。一方、女性では「子どもの通っている保育所、学校等に通報する」などが、男性では「直接、その家族に確かめてみる」などの割合が、それぞれ低くなっている。

表 4-14 子どもが虐待されていると知った場合の対応【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
児童相談所に通報	38.2	28.8	21.4	20.8	12.9	15.1
市町村役場や福祉事務所などに通報	6.6	17.5	18.8	17.6	25.5	18.3
警察に通報	10.5	11.9	12.0	13.4	16.1	12.4
確かな根拠がなければ、通報できない	14.5	18.1	11.5	16.2	12.3	8.6
民生委員・児童委員に通報	2.6	3.1	4.2	9.7	10.6	17.2
どうしたらよいかわからない	14.5	12.5	7.8	6.9	7.7	3.5
保育所、学校等に通報	3.9	1.9	8.9	9.3	4.8	7.8
直接その家族に確かめる	1.3	1.3	4.7	0.5	3.2	2.7
特に何もしない	0.0	0.6	0.0	0.5	0.0	1.1
その他	3.9	1.3	2.1	0.9	0.3	0.3
わからない	2.6	1.3	2.6	1.4	2.6	5.9

年齢別でみると、20歳代から50歳代では「児童相談所に通報する」が、60歳代、70歳以上では「市町村役場や福祉事務所などに通報する」の割合が、最も高くなっている。

表 4-15 子どもが虐待されていると知った場合の対応【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
児童相談所に通報	13.3	11.8	22.0	28.7	13.3	18.0	28.6	16.4
市町村役場や福祉事務所などに通報	15.7	23.7	18.9	17.3	22.2	19.1	7.1	20.2
警察に通報	19.3	11.8	13.4	13.4	11.1	10.3	28.6	13.1
確かな根拠がなければ、通報できない	10.8	11.8	15.5	12.4	6.7	12.4	7.1	12.0
民生委員・児童委員に通報	14.5	19.4	4.7	5.0	13.3	14.9	14.3	10.9
どうしたらよいかわからない	4.8	2.2	13.4	6.9	2.2	7.7	7.1	4.9
保育所、学校等に通報	12.0	9.7	5.3	7.9	11.1	5.2	0.0	5.5
直接その家族に確かめる	3.6	2.2	2.5	1.5	6.7	3.6	0.0	1.9
特に何もしない	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4
その他	1.2	1.1	0.6	2.0	2.2	1.0	7.1	0.3
わからない	2.4	2.2	0.9	1.0	2.2	3.1	0.0	6.8

職業別でみると、勤め、教育等関係職員・公務員では「児童相談所に通報する」が、農林漁業では「警察に通報する」が、学生では「児童相談所に通報する」と「警察に通報する」が、そのほかの職業では「市町村役場や福祉事務所などに通報する」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

5. 高齢者

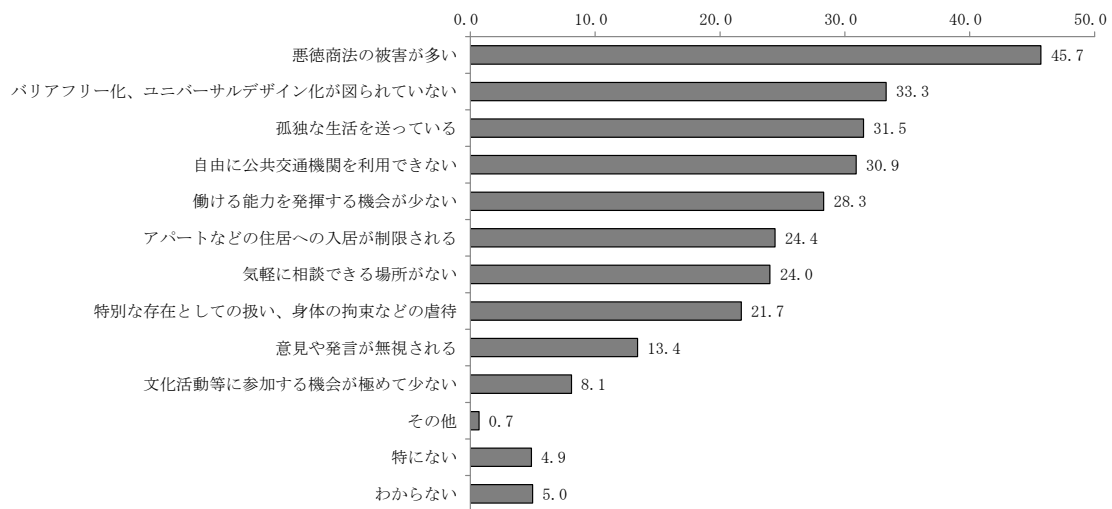
(1) 高齢者に関する人権上の問題点

問5-1 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. 道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない
2. 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない
3. アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される
4. 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている
5. 高齢者（特に認知症高齢者）ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける
6. 働ける能力を発揮する機会が少ない
7. 高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い
8. 高齢者ということで意見や発言が無視される
9. 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない
10. 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない
11. その他
12. 特にない
13. わからない

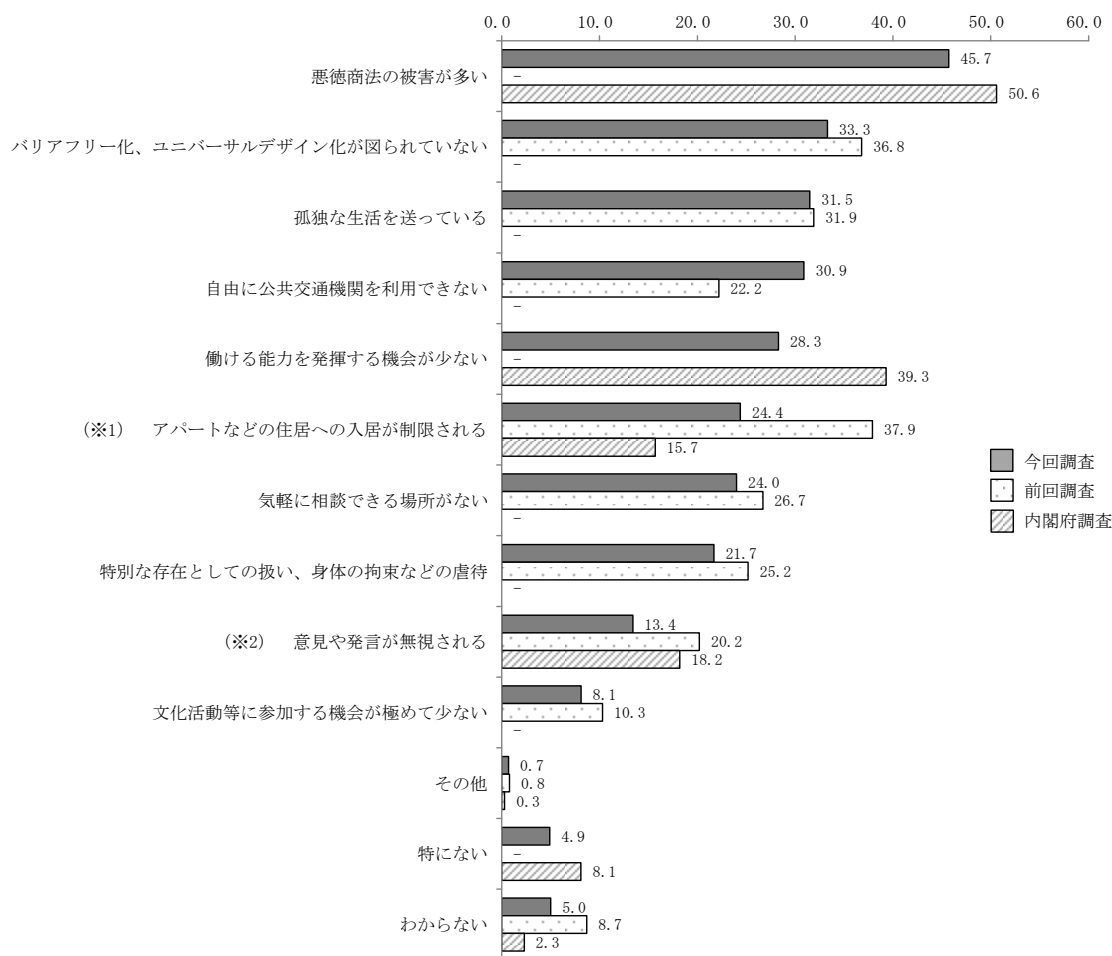
図5-1 高齢者に関する人権上の問題点（％）



「高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことか」について聞いたところ、「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」の割合が45.7%で最も高く、次いで「道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない」が33.3%、「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている」が31.5%となっている。

「その他」の主な記述としては、「独りでは危ないと病院に入院させられている」、「経済的に苦しい」、「病気や老化により、あらゆる機能が低下した方に対する、赤ちゃん言葉で接する態度」などがあつた。

図 5-2 高齢者に関する人権上の問題点 (%) [過去調査等との比較]



※1 「アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される」は、内閣府調査「アパート等への入居を拒否されること」との比較。
 ※2 「高齢者ということで意見や発言が無視される」は、内閣府調査「高齢者の意見や行動が尊重されないこと」との比較。
 * 前回調査の回答条件は【3つまで○】。

前回調査と比べ、「自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない」の割合が高くなっている。一方、「アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される」の割合は10ポイント以上低くなっており、そのほか「高齢者ということで意見や発言が無視される」なども低くなっている。

内閣府調査と比べ、「アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される」などの割合が高くなっている。一方、「働ける能力を発揮する機会が少ない」の割合は10ポイント以上低くなっており、そのほか「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」なども低くなっている。

表 5-3 高齢者に関する人権上の問題点【性別】 (%)

	男性			女性		
	今回調査	前回調査	内閣府調査	今回調査	前回調査	内閣府調査
悪徳商法の被害が多い	44.6	-	47.1	47.7	-	53.6
バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない	31.1	37.1	-	36.1	36.8	-
孤独な生活を送っている	30.9	34.0	-	32.8	31.0	-
自由に公共交通機関を利用できない	30.4	22.7	-	32.1	21.9	-
働ける能力を発揮する機会が少ない	25.8	-	37.8	31.0	-	40.5
アパートなどの住居への入居が制限される (※1)	22.6	37.0	13.2	26.4	39.4	17.8
気軽に相談できる場所がない	23.1	25.5	-	24.9	27.0	-
特別な存在としての扱い、身体の拘束などの虐待	19.8	23.2	-	23.6	27.0	-
意見や発言が無視される (※2)	14.0	20.2	17.8	13.0	19.9	18.5
文化活動等に参加する機会が極めて少ない	6.2	11.3	-	9.7	9.6	-
その他	0.9	0.7	0.5	0.5	0.7	0.2
特になし	4.3	-	9.9	5.2	-	6.6
わからない	6.0	9.1	2.9	4.5	8.5	1.8

性別で見ると、「働ける能力を発揮する機会が少ない」や「道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない」では女性の割合が高くなっている。一方で、「高齢者ということで意見や発言が無視される」は男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、男女ともに「自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない」の割合が高くなっており、特に女性では10ポイント以上高くなっている。一方で、男女ともに「アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される」の割合は10ポイント以上低くなっている。

内閣府調査と比べ、男女ともに「アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される」の割合が高くなっている。一方で、「働ける能力を発揮する機会が少ない」の割合は低くなっており、特に男性では10ポイント以上低くなっている。

表 5-4 高齢者に関する人権上の問題点【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
悪徳商法の被害が多い	60.5	48.8	52.6	50.5	42.3	39.5
バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない	26.3	41.3	37.0	42.1	32.3	26.6
孤独な生活を送っている	39.5	38.8	33.3	34.3	32.3	25.0
自由に公共交通機関を利用できない	34.2	32.5	30.2	31.5	34.8	28.0
働ける能力を発揮する機会が少ない	42.1	34.4	32.3	33.8	33.5	14.8
アパートなどの住居への入居が制限される	31.6	31.9	30.2	23.6	24.8	17.5
気軽に相談できる場所がない	15.8	14.4	25.0	26.9	25.5	26.9
特別な存在としての扱い、身体の拘束などの虐待	31.6	21.9	28.1	24.1	21.0	16.1
意見や発言が無視される	19.7	17.5	12.0	10.2	11.9	14.5
文化活動等に参加する機会が極めて少ない	9.2	5.0	8.3	6.9	8.7	9.7
その他	1.3	1.3	1.0	0.5	0.0	0.8
特になし	0.0	3.8	3.1	1.4	5.2	9.1
わからない	6.6	4.4	4.7	4.6	5.2	5.6

年齢別でみると、全ての年齢層で「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」の割合が最も高く、次いで20歳代では「働ける能力を発揮する機会が少ない」が、30歳代から50歳代では「道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない」が、60歳代、70歳以上では「自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない」の割合が、それぞれ高くなっている。

表 5-5 高齢者に関する人権上の問題点【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
悪徳商法の被害が多い	39.8	51.6	46.0	54.0	35.6	46.9	78.6	41.8
バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない	24.1	37.6	35.4	41.1	31.1	32.0	7.1	31.4
孤独な生活を送っている	26.5	32.3	36.0	41.6	26.7	30.4	50.0	25.1
自由に公共交通機関を利用できない	31.3	24.7	28.9	37.1	31.1	32.0	35.7	31.4
働ける能力を発揮する機会が少ない	19.3	29.0	34.5	34.2	31.1	29.4	57.1	21.3
アパートなどの住居への入居が制限される	18.1	22.6	22.7	34.2	24.4	24.2	42.9	22.7
気軽に相談できる場所がない	25.3	24.7	19.3	20.8	31.1	25.3	28.6	27.9
特別な存在としての扱い、身体の拘束などの虐待	27.7	16.1	19.3	36.1	15.6	16.0	28.6	20.5
意見や発言が無視される	22.9	3.2	9.9	18.8	11.1	12.4	14.3	15.3
文化活動等に参加する機会が極めて少ない	6.0	5.4	6.8	8.9	8.9	13.9	14.3	7.1
その他	0.0	0.0	0.3	1.5	0.0	0.0	7.1	1.1
特になし	4.8	4.3	3.4	1.5	8.9	7.2	0.0	6.8
わからない	4.8	5.4	6.5	1.5	6.7	5.7	0.0	5.7

職業別でみると、全ての職業で「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」の割合が最も高く、次いで農林漁業では「自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない」が、商工サービス業では「道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない」が、勤め、教育等関係職員・公務員では「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている」が、学生では「働ける能力を発揮する機会が少ない」が、自由業等では「気軽にいつでも何でも相談できる場所がない」など4項目が、家事専業、無職では「自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない」と「道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない」の割合が、それぞれ高くなっている。

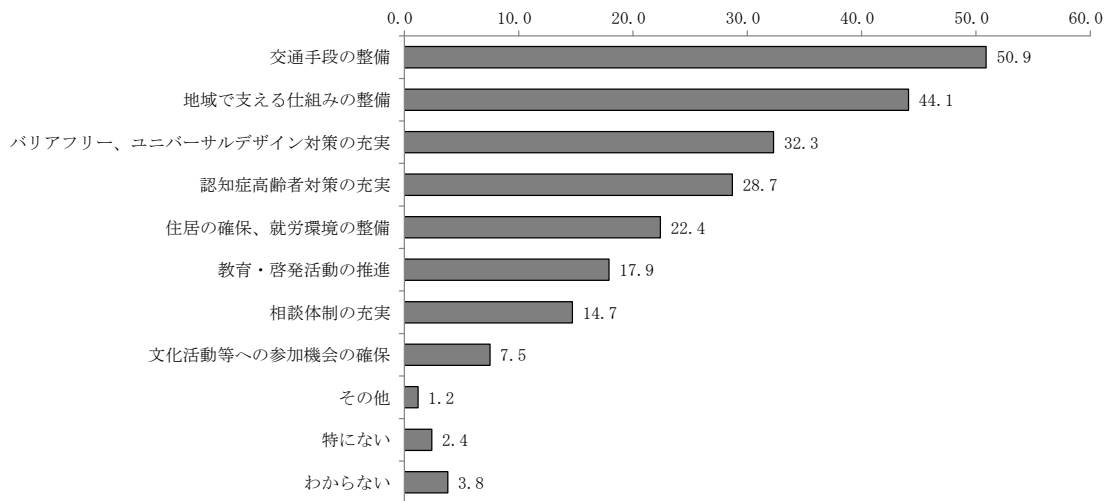
(2) 高齢者の人権を守るために必要なこと

問5-2 あなたは、高齢者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 道路、乗物、建物等のバリアフリー、ユニバーサルデザイン対策を充実する
3. 少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する
4. 住居の確保や、就労環境を整備する
5. 高齢者を地域で支える仕組みを整備する
6. 認知症高齢者対策を充実する
7. 自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する
8. 高齢者のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他
10. 特にない
11. わからない

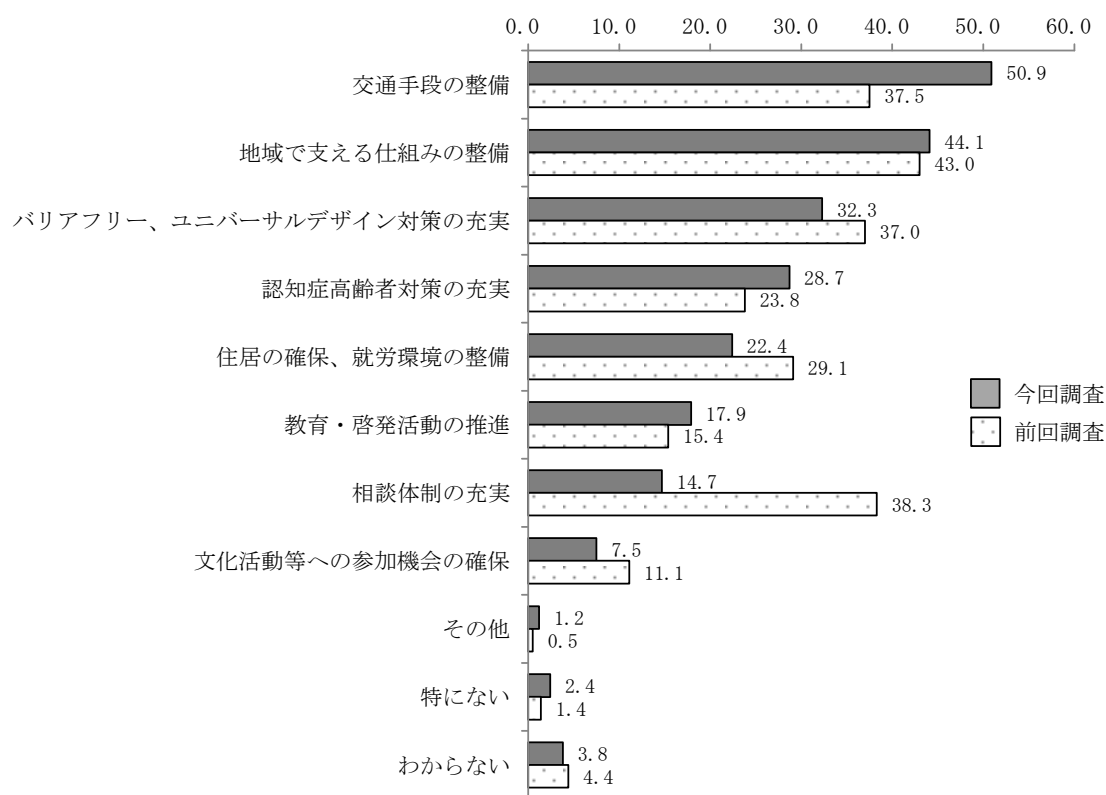
図5-6 高齢者の人権を守るために必要なこと (%)



「高齢者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思うか」について聞いたところ、「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」の割合が50.9%で最も高く、次いで「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」が44.1%、「道路、乗物、建物等のバリアフリー、ユニバーサルデザイン対策を充実する」が32.3%となっている。

「その他」の主な記述としては、「安定した年金等、経済の保障」、「地域の子どもたちとのふれあいの場や機会を増やす」、「二世帯、三世帯で暮らす生活を取り戻す取り組み」などがあつた。

図 5-7 高齢者の人権を守るために必要なこと (%) [過去の調査との比較]



前回調査と比べ、「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」の割合が10ポイント以上高くなっている。一方、「高齢者のための人権相談や電話相談を充実する」の割合は20ポイント以上低くなっており、そのほか「住居の確保や、就労環境を整備する」なども低くなっている。

表 5-8 高齢者の人権を守るために必要なこと【性別】 (%)

	男性		女性	
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
交通手段の整備	46.5	37.1	55.9	38.1
地域で支える仕組みの整備	44.3	42.1	45.1	43.9
バリアフリー、ユニバーサルデザイン対策の充実	29.4	38.7	35.7	36.3
認知症高齢者対策の充実	26.3	20.5	30.9	26.3
住居の確保、就労環境の整備	24.8	29.7	20.9	29.4
教育・啓発活動の推進	21.2	18.5	15.7	12.9
相談体制の充実	14.9	37.1	15.0	39.0
文化活動等への参加機会の確保	7.5	12.1	7.5	10.4
その他	1.5	0.5	1.0	0.4
特にない	2.6	1.7	2.5	1.2
わからない	4.3	4.1	3.6	4.6

性別でみると、「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」や「道路、乗物、建物等のバリアフリー、ユニバーサルデザイン対策を充実する」では女性の割合が高くなっている。一方、「高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」や「住居の確保や、就労環境を整備する」では男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、男女ともに「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」の割合が高くなっており、特に女性では10ポイント以上高くなっている。一方で、男女ともに「高齢者のための人権相談や電話相談を充実する」の割合が20ポイント以上低くなっている。

表 5-9 高齢者の人権を守るために必要なこと【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
交通手段の整備	43.4	45.0	48.4	57.9	54.2	52.7
地域で支える仕組みの整備	47.4	43.8	47.9	52.3	44.2	38.2
バリアフリー、ユニバーサルデザイン対策の充実	38.2	36.9	29.7	34.7	35.5	28.5
認知症高齢者対策の充実	23.7	30.6	29.2	35.2	31.0	24.2
住居の確保、就労環境の整備	38.2	41.3	35.9	28.2	17.1	5.9
教育・啓発活動の推進	10.5	17.5	16.7	16.7	16.8	22.3
相談体制の充実	9.2	9.4	6.8	12.5	17.1	22.3
文化活動等への参加機会の確保	6.6	9.4	7.3	8.3	8.4	6.2
その他	1.3	0.6	3.1	1.4	0.6	0.8
特にない	0.0	1.9	2.1	0.5	2.9	4.3
わからない	6.6	3.8	6.3	1.9	1.9	4.8

年齢別でみると、20歳代は「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」が、20歳代を除く年齢層では「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」の割合が、最も高くなっている。

表 5-10 高齢者の人権を守るために必要なこと【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
交通手段の整備	57.8	52.7	51.6	46.5	42.2	56.7	35.7	52.7
地域で支える仕組みの整備	42.2	44.1	47.2	55.4	46.7	41.2	42.9	38.5
バリアフリー、ユニバーサルデザイン対策の充実	28.9	43.0	32.3	36.1	24.4	39.2	28.6	27.9
認知症高齢者対策の充実	20.5	28.0	28.6	38.6	24.4	29.4	7.1	27.6
住居の確保、就労環境の整備	16.9	23.7	33.2	35.6	17.8	13.9	57.1	11.5
教育・啓発活動の推進	20.5	8.6	17.1	20.3	24.4	17.5	14.3	19.1
相談体制の充実	10.8	18.3	11.2	8.4	24.4	17.5	0.0	19.9
文化活動等への参加機会の確保	10.8	5.4	8.7	9.4	6.7	8.2	0.0	5.7
その他	0.0	0.0	1.6	3.5	0.0	0.5	0.0	0.8
特にない	4.8	3.2	1.6	0.5	4.4	3.1	0.0	3.0
わからない	3.6	2.2	3.1	3.0	4.4	2.6	0.0	6.3

職業別でみると、教育等関係職員・公務員、自由業等では「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」が、学生では「住居の確保や、就労環境を整備する」が、そのほかの職業では「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」の割合が、それぞれ高くなっている。

6. 障害者

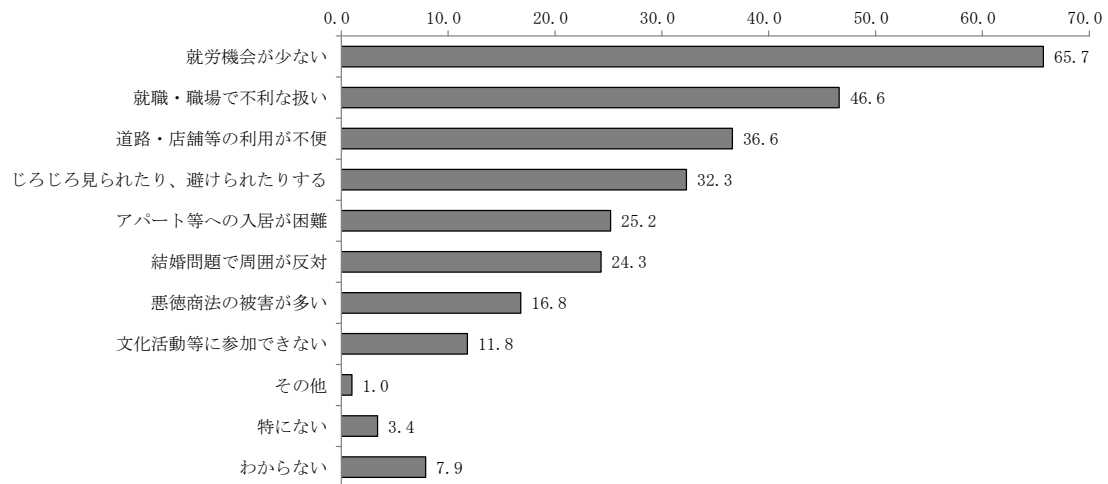
(1) 障害者に関する人権上の問題点

問6-1 障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. 就職・職場で不利な扱いを受ける
2. 就労の機会が少ない
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. じろじろ見られたり、避けられたりする
5. アパートなどの住宅への入居が困難である
6. 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である
7. スポーツ・文化活動、地域活動に参加できない
8. 障害者を狙った悪徳商法の被害が多い
9. その他
10. 特にない
11. わからない

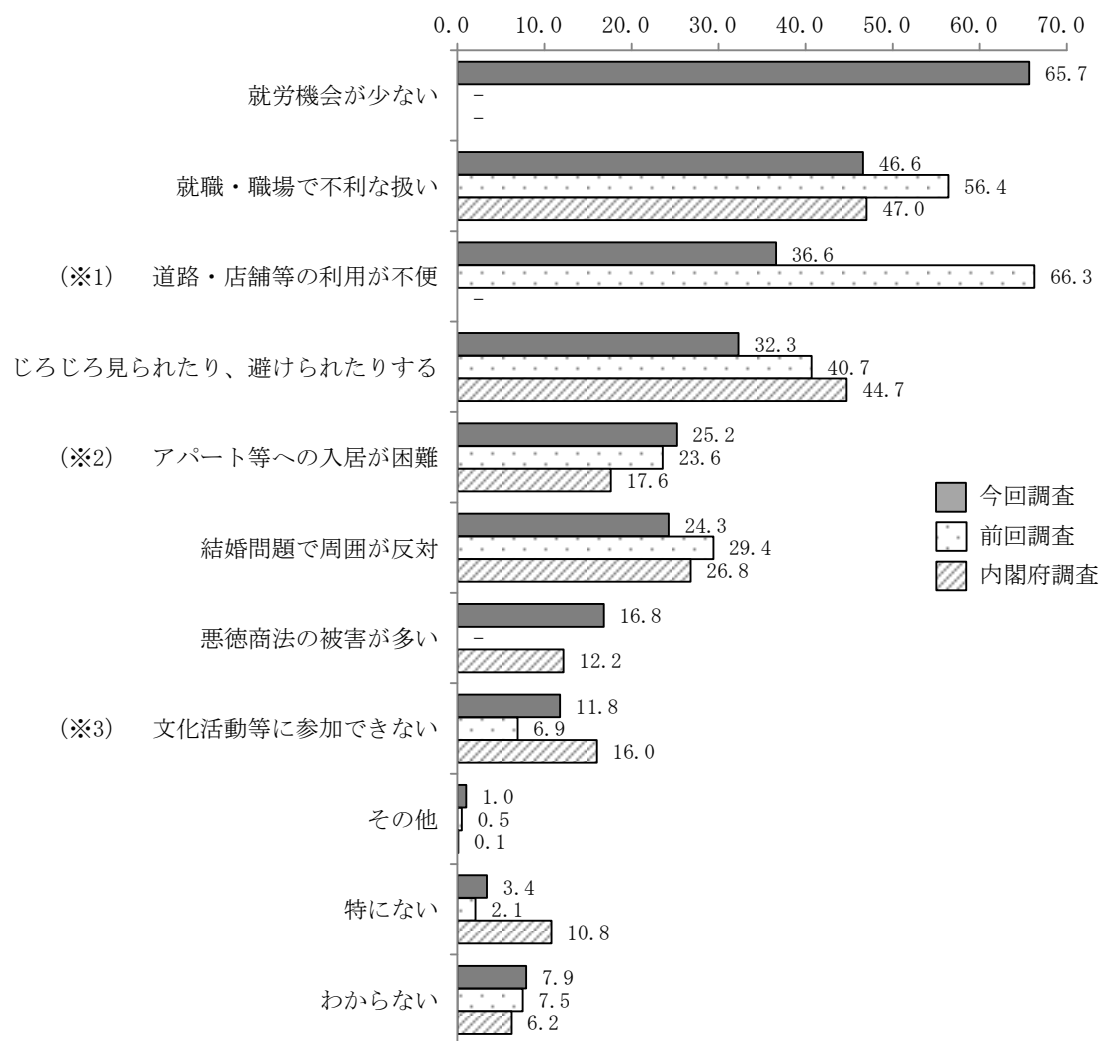
図6-1 障害者に関する人権上の問題点 (%)



「障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことか」について聞いたところ、「就労の機会が少ない」の割合が65.7%で最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受ける」が46.6%、「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」36.6%となっている。

「その他」の主な記述として、「施設内の虐待を軽視している」、「障害者本人もですが、その家族への配慮がなされていない」、「障害者という言葉自体が、すでに身体や心に病気、不自由がある方に対する差別ではないか」などがあった。

図 6-2 障害者に関する人権上の問題点 (%) [過去調査等との比較]



※1 「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」は、前回調査「外出時に道路、店舗、公園等の利用が不便なこと」、「外出時に交通機関の利用が不便なこと」を合計したものと比較。

※2 「アパートなどの住宅への入居が困難である」は、内閣府調査「アパート等への入居を拒否されること」との比較。

※3 「スポーツ・文化活動、地域活動に参加できない」は、内閣府調査「スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと」との比較。

* 前回調査の回答条件は【3つまで○】。

前回調査と比べ、「スポーツ・文化活動、地域活動に参加できない」や「アパートなどの住宅への入居が困難である」などの割合が高くなっている。一方、「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」の割合は20ポイント以上低くなっており、そのほか「就職・職場で不利な扱いを受ける」なども低くなっている。

内閣府調査と比べ、「アパートなどの住宅への入居が困難である」や「障害者を狙った悪徳商法の被害が多い」などの割合が高くなっている。一方、「じろじろ見られたり、避けられたりする」の割合は10ポイント以上低くなっており、そのほか「スポーツ・文化活動、地域活動に参加できない」なども低くなっている。

表 6-3 障害者に関する人権上の問題点【性別】 (%)

	男性			女性		
	今回調査	前回調査	内閣府調査	今回調査	前回調査	内閣府調査
就労機会が少ない	66.3	-	-	66.5	-	-
就職・職場で不利な扱い	47.7	58.1	44.8	46.9	55.4	48.8
道路・店舗等の利用が不便 (※1)	36.4	65.2	-	37.7	68.0	-
じろじろ見られたり、避けられたりする	32.6	40.4	40.4	32.8	40.7	48.3
アパート等への入居が困難 (※2)	23.1	21.6	15.0	27.2	25.7	19.7
結婚問題で周囲が反対	25.0	31.3	23.9	24.7	27.5	29.2
悪徳商法の被害が多い	16.9	-	10.9	17.2	-	13.3
文化活動等に参加できない (※3)	12.6	8.1	16.5	11.6	5.9	15.5
その他	1.2	0.5	0.1	0.8	0.6	0.0
特になし	3.2	1.9	12.1	3.7	2.2	9.7
わからない	6.5	6.8	6.9	9.2	7.9	5.6

性別でみると、「アパートなどの住宅への入居が困難である」や「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」では女性の割合が高くなっている。一方で、「スポーツ・文化活動、地域活動に参加できない」では男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、男女ともに「スポーツ・文化活動、地域活動に参加できない」の割合が高くなっている。一方で、「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」の割合は女性では30ポイント以上、男性では20ポイント以上低くなっている。

内閣府調査と比べ、男女ともに「アパートなどの住宅への入居が困難である」の割合が高くなっている。一方、女性では「じろじろ見られたり、避けられたりする」の割合は10ポイント以上低くなっている。

表 6-4 障害者に関する人権上の問題点【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
就労機会が少ない	67.1	66.9	72.4	73.6	71.3	54.6
就職・職場で不利な扱い	65.8	55.0	51.6	47.7	43.2	40.3
道路・店舗等の利用が不便	38.2	37.5	39.6	40.7	42.3	28.8
じろじろ見られたり、避けられたりする	55.3	41.3	42.2	35.2	26.8	23.1
アパート等への入居が困難	34.2	31.3	32.3	24.5	23.9	19.1
結婚問題で周囲が反対	32.9	33.1	28.1	24.1	19.7	22.3
悪徳商法の被害が多い	19.7	21.9	23.4	13.9	11.6	17.2
文化活動等に参加できない	10.5	15.0	10.9	13.9	14.2	8.9
その他	3.9	1.9	1.6	0.9	0.3	0.3
特にない	0.0	1.3	2.1	1.4	3.2	7.3
わからない	5.3	5.6	6.3	5.1	9.0	11.6

年齢別でみると、全ての年齢層で「就労の機会が少ない」の割合が最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受ける」が高くなっている。

「就職・職場で不利な扱いを受ける」は年齢層が下がるほど割合が高くなっている。

表 6-5 障害者に関する人権上の問題点【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育等関 係職員・ 公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
就労機会が少ない	67.5	67.7	67.7	79.7	62.2	63.4	64.3	59.8
就職・職場で不利な扱い	48.2	47.3	50.3	54.5	46.7	45.4	71.4	40.4
道路・店舗等の利用が不便	24.1	30.1	38.5	46.0	24.4	40.7	64.3	33.9
じろじろ見られたり、避けられたりする	19.3	35.5	40.4	41.1	26.7	30.4	64.3	24.6
アパート等への入居が困難	16.9	17.2	23.0	37.1	35.6	28.4	28.6	21.9
結婚問題で周囲が反対	25.3	21.5	23.3	32.7	17.8	25.8	35.7	22.4
悪徳商法の被害が多い	12.0	15.1	13.7	22.3	15.6	17.5	21.4	17.8
文化活動等に参加できない	8.4	7.5	11.5	17.8	11.1	13.4	14.3	10.9
その他	0.0	1.1	1.6	1.5	0.0	1.0	0.0	0.5
特にない	2.4	2.2	1.9	1.0	8.9	3.1	0.0	6.3
わからない	9.6	7.5	6.5	3.0	8.9	10.3	0.0	11.2

職業別でみると、学生では「就職・職場で不利な扱いを受ける」が、学生を除く職業では「就労の機会が少ない」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

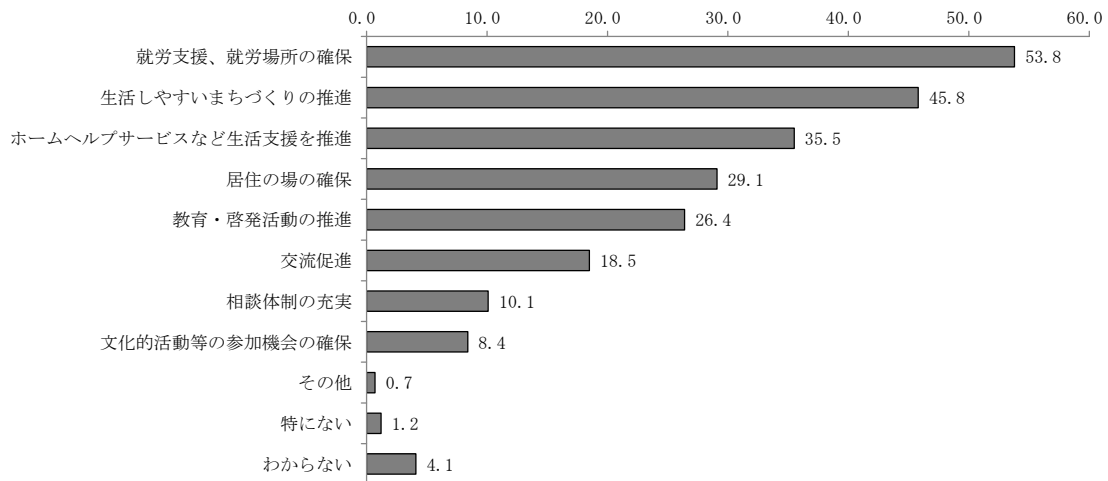
(2) 障害者の人権を守るために必要なこと

問6-2 あなたは、障害者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する
3. 地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する
4. 就労の支援や働く場の確保を図る
5. 障害のある人とない人との交流を促進する
6. 障害者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する
7. ホームヘルプサービス（居宅介護）やデイサービス（生活介護）などの生活支援を推進する
8. 障害者のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他
10. 特にない
11. わからない

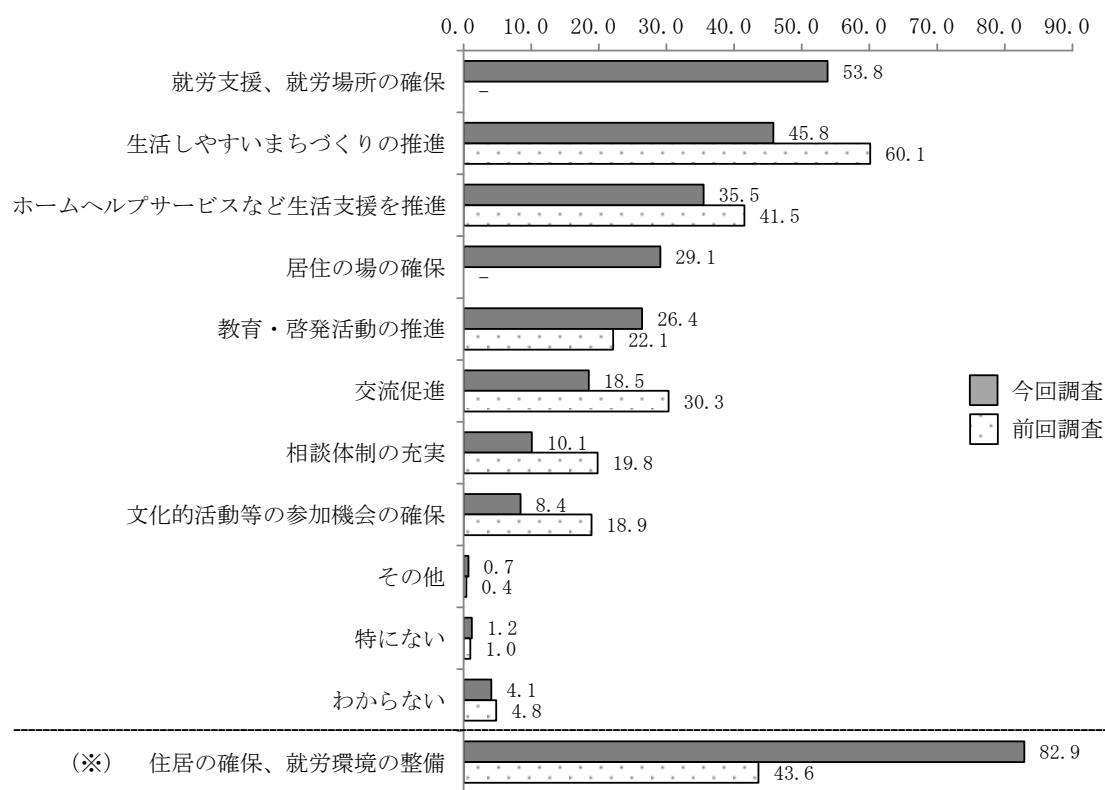
図6-6 障害者の人権を守るために必要なこと（%）



「障害者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思うか」について聞いたところ、「就労の支援や働く場の確保を図る」の割合が53.8%で最も高く、次いで「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」が45.8%、「ホームヘルプサービス（居宅介護）やデイサービス（生活介護）などの生活支援を推進する」が35.5%となっている。

「その他」の主な記述として、「子どものころから区別せず一緒に育てていける環境があればよい」、「障害者が活躍している事例を多くの人々が知ることができるようにする」、「重度障害者にも生きる力が得られるように、グループホーム等の世話人・支援員の資質が上がると良い」などがあった。

図 6-7 障害者の人権を守るために必要なこと (%) [過去の調査との比較]



※ 「地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する」、「就労の支援や働く場の確保を図る」を合計したものと、前回調査「住居の確保や、就労環境を整備する」との比較。

前回調査と比べ、「障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が高くなっており、「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」や「障害のある人とない人との交流を促進する」は10ポイント以上低くなっている。

表 6-8 障害者の人権を守るために必要なこと【性別】(%)

	男性		女性	
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
就労支援、就労場所の確保	53.0	-	55.7	-
生活しやすいまちづくりの推進	44.1	60.3	48.4	61.0
ホームヘルプサービスなど生活支援を推進	31.3	36.5	39.8	45.7
居住の場の確保	28.7	-	30.3	-
教育・啓発活動の推進	30.4	25.0	23.8	19.6
交流促進	19.8	32.7	17.9	28.9
相談体制の充実	10.9	21.0	9.7	18.1
文化的活動等の参加機会の確保	9.9	20.6	7.5	17.6
その他	1.0	0.2	0.4	0.6
特になし	1.9	1.2	0.7	1.0
わからない	3.2	4.3	4.9	5.3
住居の確保、就労環境の整備 (※)	81.7	45.4	86.0	42.9

性別で見ると、「ホームヘルプサービス（居宅介護）やデイサービス（生活介護）などの生活支援を推進する」や「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」では女性の割合が高くなっている。一方で、「障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」や「障害者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する」では男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、男女ともに「障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が高くなっており、「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」、「障害のある人とない人との交流を促進する」、「障害者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する」は10ポイント以上低くなっている。

表 6-9 障害者の人権を守るために必要なこと【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
就労支援、就労場所の確保	60.5	63.1	62.0	59.3	58.1	39.8
生活しやすいまちづくりの推進	52.6	51.9	44.8	44.9	46.8	44.1
ホームヘルプサービスなど生活支援を推進	27.6	36.3	38.0	37.5	40.6	31.7
居住の場の確保	30.3	27.5	32.3	32.9	32.9	24.5
教育・啓発活動の推進	27.6	26.9	26.0	25.0	24.2	29.6
交流促進	22.4	23.1	25.0	25.5	14.5	12.6
相談体制の充実	5.3	3.8	6.3	10.2	10.6	15.9
文化的活動等の参加機会の確保	5.3	8.1	4.7	8.8	11.3	8.9
その他	0.0	0.0	1.6	1.4	0.3	0.5
特にない	0.0	1.3	1.6	0.5	1.0	1.9
わからない	2.6	1.3	4.2	1.9	3.2	8.1

年齢別でみると、20歳代から60歳代では「就労の支援や働く場の確保を図る」が、70歳以上では「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」の割合が、それぞれ高くなっている。

表 6-10 障害者の人権を守るために必要なこと【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
就労支援、就労場所の確保	49.4	51.6	64.0	63.9	46.7	52.1	64.3	45.4
生活しやすいまちづくりの推進	42.2	48.4	46.3	53.5	44.4	49.0	64.3	41.0
ホームヘルプサービスなど生活支援を推進	41.0	28.0	34.8	41.6	26.7	43.3	7.1	33.1
居住の場の確保	32.5	35.5	30.7	28.2	44.4	28.9	50.0	24.9
教育・啓発活動の推進	32.5	25.8	24.8	27.2	22.2	28.4	28.6	26.8
交流促進	21.7	16.1	21.1	23.8	24.4	17.5	14.3	14.2
相談体制の充実	8.4	12.9	6.8	7.4	22.2	11.3	0.0	13.1
文化的活動等の参加機会の確保	9.6	11.8	8.1	9.4	2.2	6.2	7.1	9.6
その他	1.2	1.1	0.3	1.5	0.0	0.5	0.0	0.5
特にない	1.2	0.0	0.9	0.5	6.7	0.5	0.0	1.6
わからない	2.4	4.3	2.5	0.5	2.2	5.7	0.0	7.9

職業別でみると、学生では「就労の支援や働く場の確保を図る」と「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」が、学生を除く職業では「就労の支援や働く場の確保を図る」の割合が、最も高くなっている。

7. エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病元患者等

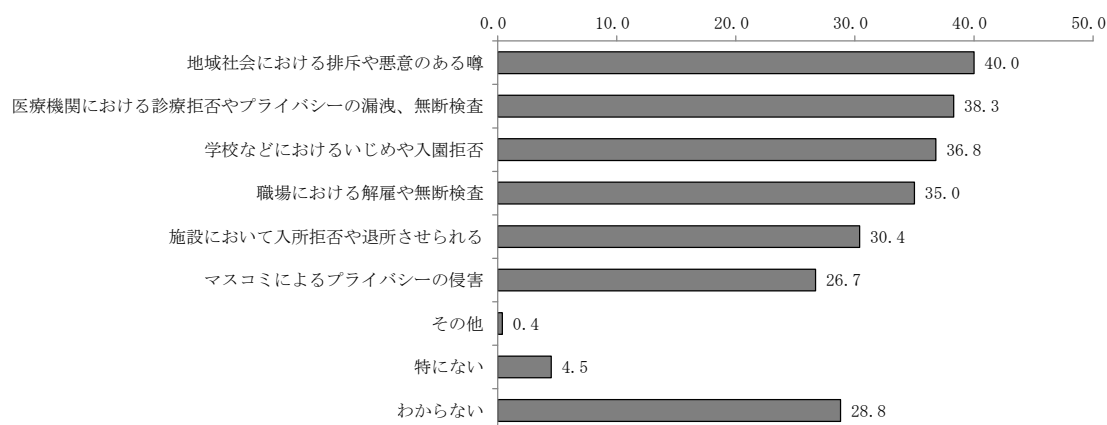
(1) エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題点

問7-1 エイズ患者・HIV感染者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. 医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩（もれること）、無断で検査が行われる
2. 職場における解雇や無断で検査が行われる
3. 学校などにおけるいじめや入園が拒否される
4. 施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる
5. マスコミによりプライバシーが侵害される
6. 地域社会における排斥や悪意のある噂が流される
7. その他
8. 特にない
9. わからない

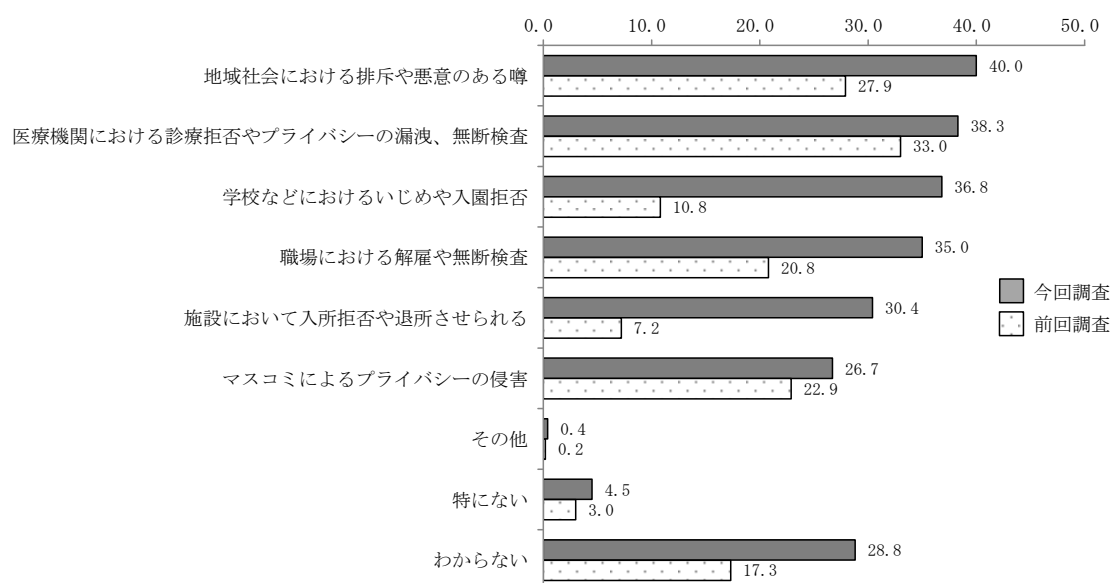
図7-1 エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題点（%）



「エイズ患者・HIV感染者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことか」について聞いたところ、「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」の割合が40.0%で最も高く、次いで「医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩（もれること）、無断で検査が行われる」が38.3%、「学校などにおけるいじめや入園が拒否される」が36.8%となっている。

「その他」の主な記述として、「行政等の情報のたれ流し」、「病気が怖いのであって、その人自体を避ける必要はないという知識、認識の不足」などがあつた。

図 7-2 エイズ患者・H I V感染者に関する人権上の問題点 (%) [過去の調査との比較]



* 前回調査の回答条件は【2つまで○】。

前回調査と比べ、全ての項目で割合が高くなっており、特に「学校などにおけるいじめや入園が拒否される」や「施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる」の割合が20ポイント以上、「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」が10ポイント以上、それぞれ高くなっている。

表 7-3 エイズ患者・H I V感染者に関する人権上の問題点【性別】 (%)

	男性		女性	
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
地域社会における排斥や悪意のある噂	39.1	28.5	41.9	27.5
医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断検査	36.2	33.8	41.0	32.8
学校などにおけるいじめや入園拒否	34.0	9.4	39.9	12.0
職場における解雇や無断検査	31.8	21.3	38.5	20.7
施設において入所拒否や退所させられる	28.5	8.4	32.7	6.1
マスコミによるプライバシーの侵害	26.3	23.4	27.6	23.1
その他	0.3	0.2	0.4	0.3
特にない	5.8	2.9	3.6	3.1
わからない	27.7	16.5	30.1	17.7

性別で見ると、「特にない」を除く全ての項目で女性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、男女ともに全ての項目で割合が高くなっており、特に「学校などにおけるいじめや入園が拒否される」や「施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる」の割合が20ポイント以上高くなっている。

表 7-4 エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題点【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
地域社会における排斥や悪意のある噂	50.0	50.6	49.5	42.1	38.4	30.6
医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断検査	42.1	50.6	44.8	39.4	40.3	28.0
学校などにおけるいじめや入園拒否	47.4	56.3	46.9	37.0	33.5	25.0
職場における解雇や無断検査	46.1	47.5	41.7	35.6	34.5	25.3
施設において入所拒否や退所させられる	32.9	40.0	39.1	31.9	28.1	23.4
マスコミによるプライバシーの侵害	32.9	32.5	37.0	28.7	26.1	17.5
その他	1.3	0.0	1.0	0.0	0.3	0.3
特になし	0.0	1.9	3.1	3.2	5.5	7.5
わからない	21.1	18.8	21.4	28.2	30.3	38.7

年齢別でみると、20歳代、40歳代、50歳代では「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」が、30歳代では「学校などにおけるいじめや入園が拒否される」が、60歳代では「医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩（もれること）、無断で検査が行われる」が、70歳以上では「わからない」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

表 7-5 エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題点【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
地域社会における排斥や悪意のある噂	37.3	37.6	41.6	55.0	31.1	39.2	28.6	35.8
医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断検査	38.6	39.8	41.3	48.0	31.1	40.7	28.6	31.4
学校などにおけるいじめや入園拒否	27.7	30.1	41.3	54.5	26.7	38.1	50.0	28.4
職場における解雇や無断検査	33.7	30.1	37.3	49.0	22.2	38.7	42.9	27.3
施設において入所拒否や退所させられる	27.7	30.1	30.7	44.1	28.9	29.4	28.6	24.9
マスコミによるプライバシーの侵害	22.9	26.9	29.8	38.6	20.0	25.8	21.4	20.5
その他	0.0	0.0	0.3	0.5	2.2	0.5	0.0	0.3
特になし	6.0	4.3	3.4	2.0	8.9	5.7	0.0	5.7
わからない	24.1	29.0	29.8	16.3	17.8	30.9	35.7	37.4

職業別でみると、農林漁業、商工サービス業、家事専業では「医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩（もれること）、無断で検査が行われる」が、勤め、教育等関係職員・公務員では「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」が、学生では「学校などにおけるいじめや入園が拒否される」が、無職では「わからない」が、自由業等では「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」と「医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩（もれること）、無断で検査が行われる」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

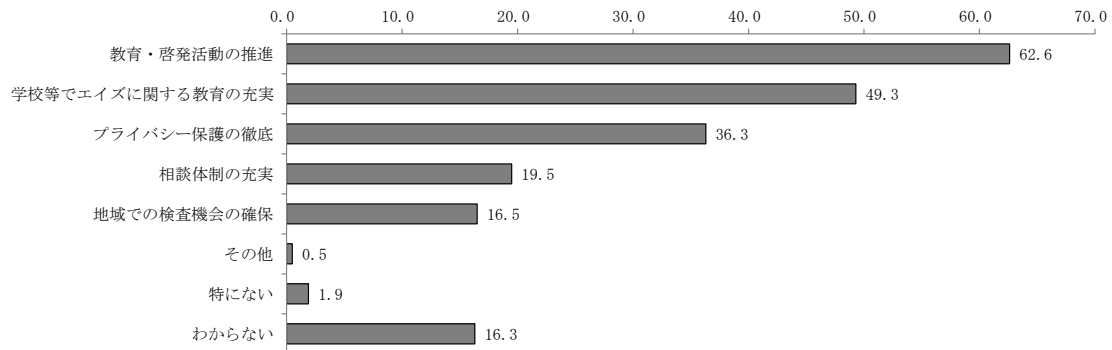
(2) エイズ患者・H I V感染者の人権を守るために必要なこと

問7-2 あなたは、エイズ患者・H I V感染者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. エイズ患者・H I V感染者について、正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する
2. 学校等でエイズに関する教育を充実する
3. エイズ患者・H I V感染者のプライバシー保護を徹底する
4. それぞれの地域でH I V抗体等の検査機会を確保する
5. エイズ患者・H I V感染者のための人権相談や電話相談を充実する
6. その他
7. 特にない
8. わからない

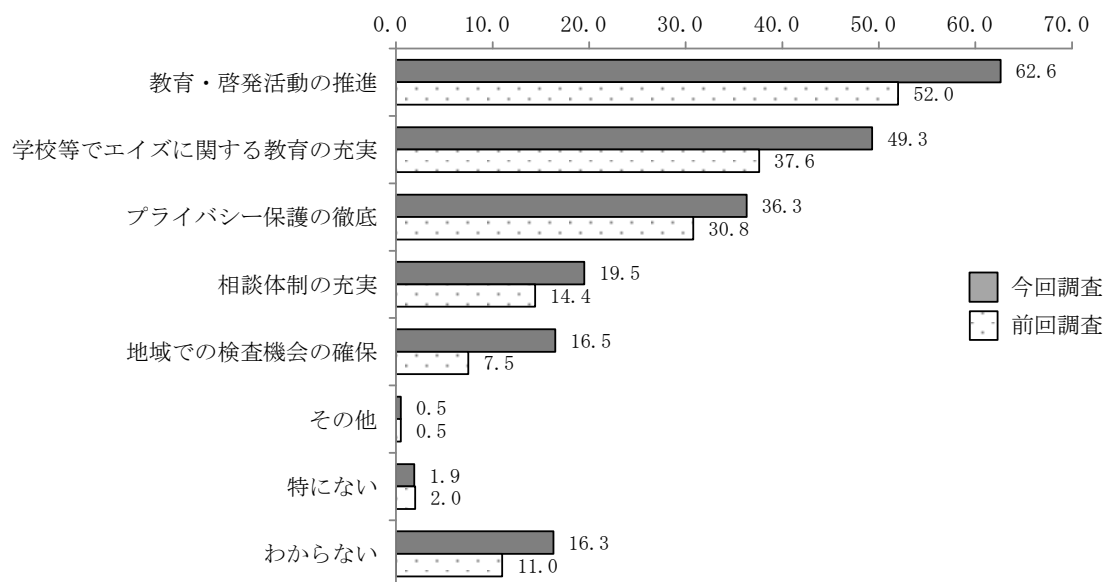
図7-6 エイズ患者・H I V感染者の人権を守るために必要なこと (%)



「エイズ患者・H I V感染者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思うか」について聞いたところ、「エイズ患者・H I V感染者について、正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する」の割合が62.6%で最も高く、「学校等でエイズに関する教育を充実する」が49.3%、次いで「エイズ患者・H I V感染者のプライバシー保護を徹底する」が36.3%となっている。

「その他」の主な記述として、「薬害のような不可抗力による感染者の差別的な扱いは良くないと思う」、「その人たちをどれぐらい私たちが理解し、受け入れられるにはどうしたら一番か考えるのも必要では」、「人のことを思いやる心」などがあつた。

図 7-7 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要なこと (%) [過去の調査との比較]



* 前回調査の回答条件は【2つまで○】。

前回調査と比べ、「学校等でエイズに関する教育を充実する」や「エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する」の割合が10ポイント以上高くなっている。

表 7-8 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要なこと【性別】 (%)

	男性		女性	
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
教育・啓発活動の推進	61.5	53.1	65.3	51.5
学校等でエイズに関する教育の充実	49.4	37.3	51.0	38.1
プライバシー保護の徹底	35.6	30.2	37.8	31.6
相談体制の充実	20.2	14.2	19.5	14.7
地域での検査機会の確保	14.9	9.0	18.2	6.5
その他	0.3	0.6	0.7	0.5
特にない	3.2	2.0	1.0	1.9
わからない	16.6	9.9	16.0	11.7

性別でみると、「エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する」や「それぞれの地域でHIV抗体等の検査機会を確保する」などでは女性の割合が高くなっている。一方で、「エイズ患者・HIV感染者のための人権相談や電話相談を充実する」では男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、男女ともに「学校等でエイズに関する教育を充実する」の割合が10ポイント以上高くなっており、女性では「エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する」や「それぞれの地域でHIV抗体等の検査機会を確保する」も10ポイント以上高くなっている。

表7-9 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要なこと【年齢別】(%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
教育・啓発活動の推進	73.7	68.1	74.5	69.4	65.2	48.9
学校等でエイズに関する教育の充実	39.5	59.4	53.1	53.2	51.9	43.0
プライバシー保護の徹底	47.4	45.6	41.1	36.1	34.5	30.1
相談体制の充実	6.6	15.6	16.1	23.6	22.6	21.5
地域での検査機会の確保	34.2	23.8	20.3	14.4	13.2	12.4
その他	1.3	0.0	1.6	0.5	0.6	0.0
特にない	1.3	1.3	2.1	1.9	2.6	1.9
わからない	14.5	11.9	8.9	13.0	16.8	24.5

年齢別でみると、全ての年齢層で「エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する」の割合が最も高く、次いで20歳代を除く年齢層では「学校等でエイズに関する教育を充実する」の割合が、20歳代では「エイズ患者・HIV感染者のプライバシー保護を徹底する」が、それぞれ高くなっている。

表7-10 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要なこと【職業別】(%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
教育・啓発活動の推進	66.3	71.0	64.9	81.7	55.6	62.9	85.7	50.5
学校等でエイズに関する教育の充実	56.6	49.5	49.4	61.4	53.3	41.8	28.6	48.1
プライバシー保護の徹底	38.6	39.8	37.3	44.1	37.8	35.6	50.0	30.6
相談体制の充実	22.9	16.1	16.1	20.8	28.9	20.6	0.0	21.3
地域での検査機会の確保	14.5	11.8	19.3	21.3	13.3	12.4	50.0	15.0
その他	1.2	1.1	0.3	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5
特にない	2.4	1.1	3.4	0.0	2.2	0.5	0.0	2.7
わからない	13.3	14.0	14.9	5.4	17.8	21.6	14.3	22.1

職業別でみると、全ての職業で「エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する」の割合が最も高く、次いで学生を除く職業で「学校等でエイズに関する教育を充実する」の割合が、学生では「エイズ患者・HIV感染者のプライバシー保護を徹底する」と「それぞれの地域でHIV抗体等の検査機会を確保する」が、それぞれ高くなっている。

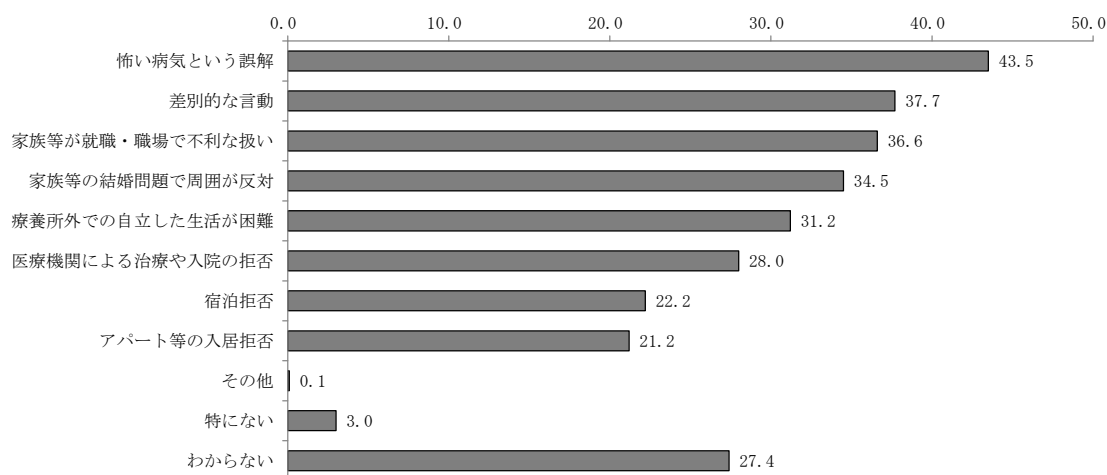
(3) ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点

問7-3 ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. 家族等の結婚問題で周囲が反対する
2. 家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける
3. 医療機関で治療や入院を断る
4. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である
5. 偏見により差別的な言動をする
6. アパート等の入居を拒否する
7. 宿泊を拒否する
8. 怖い病気といった誤解がある
9. その他
10. 特にない
11. わからない

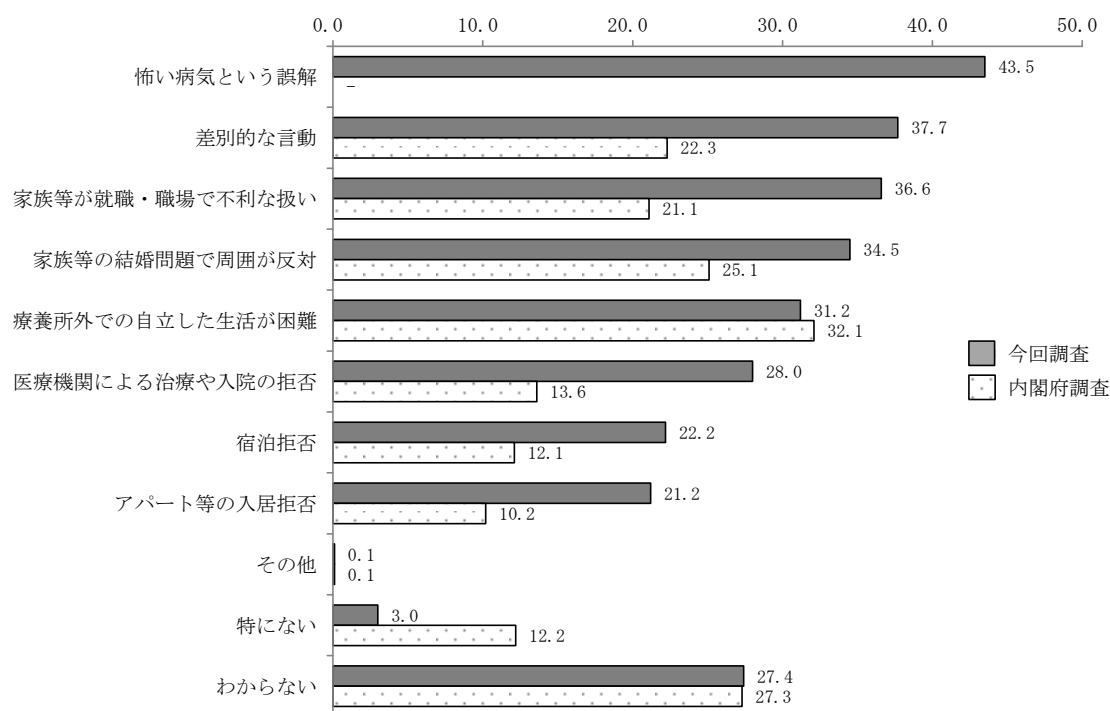
図7-11 ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点 (%)



「ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことか」について聞いたところ、「怖い病気といった誤解がある」の割合が 43.5%で最も高く、次いで「偏見により差別的な言動をする」が 37.7%、「家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける」36.6%となっている。

「その他」の記述はなかった。

図 7-12 ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点 (%) [他の調査との比較]



内閣府調査と比べ、「家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける」や「偏見により差別的な言動をする」などの割合が10ポイント以上高くなっており、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である」は低くなっている。

表 7-13 ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点【性別】 (%)

	男性		女性	
	今回調査	内閣府調査	今回調査	内閣府調査
怖い病気という誤解	41.2	-	46.6	-
差別的な言動	37.8	23.1	38.8	21.6
家族等が就職・職場で不利な扱い	35.4	21.3	38.7	21.0
家族等の結婚問題で周囲が反対	34.4	22.0	35.5	27.6
療養所外での自立した生活が困難	30.9	27.8	32.4	35.6
医療機関による治療や入院の拒否	27.9	12.8	28.8	14.2
宿泊拒否	22.2	12.4	22.7	11.9
アパート等の入居拒否	19.5	10.1	23.0	10.3
その他	0.0	0.1	0.3	0.0
特になし	3.8	13.2	2.5	11.4
わからない	28.4	28.1	27.2	26.6

性別で見ると、「怖い病気といった誤解がある」や「アパート等の入居を拒否する」などでは女性の割合が高くなっている。

内閣府調査と比べ、男女ともに「偏見により差別的な言動をする」、「家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける」、「医療機関で治療や入院を断る」の割合が10ポイント以上高くなっている。

表 7-14 ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
怖い病気という誤解	39.5	40.6	46.4	47.2	45.8	42.2
差別的な言動	44.7	41.9	47.4	44.0	39.4	25.8
家族等が就職・職場で不利な扱い	46.1	47.5	42.2	38.4	33.9	29.8
家族等の結婚問題で周囲が反対	35.5	39.4	34.4	34.3	33.5	34.4
療養所外での自立した生活が困難	23.7	37.5	39.1	34.7	31.0	25.3
医療機関による治療や入院の拒否	32.9	40.0	35.4	26.9	27.1	20.4
宿泊拒否	28.9	31.3	31.3	19.0	20.0	16.7
アパート等の入居拒否	27.6	27.5	30.7	20.8	16.5	16.9
その他	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.3
特になし	1.3	2.5	1.0	3.2	1.9	5.4
わからない	30.3	27.5	25.0	26.4	28.7	28.5

年齢別でみると、20歳代、30歳代では「家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける」が、40歳代では「偏見により差別的な言動をする」が、50歳代以上の年齢層では「怖い病気といった誤解がある」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

表 7-15 ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
怖い病気という誤解	42.2	41.9	38.8	53.5	44.4	45.9	35.7	44.3
差別的な言動	32.5	47.3	36.3	58.4	28.9	33.0	50.0	30.6
家族等が就職・職場で不利な扱い	36.1	34.4	36.3	51.5	28.9	39.2	35.7	30.6
家族等の結婚問題で周囲が反対	32.5	29.0	29.2	48.0	20.0	37.6	42.9	34.7
療養所外での自立した生活が困難	22.9	21.5	26.7	48.0	13.3	37.6	21.4	30.6
医療機関による治療や入院の拒否	27.7	26.9	28.0	41.1	31.1	29.4	28.6	21.3
宿泊拒否	18.1	20.4	20.5	34.7	15.6	25.3	42.9	17.2
アパート等の入居拒否	15.7	21.5	18.6	34.2	24.4	21.6	50.0	16.4
その他	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.0
特になし	2.4	3.2	3.1	0.0	6.7	1.0	0.0	5.2
わからない	26.5	30.1	30.4	17.3	28.9	27.3	28.6	31.1

職業別でみると、商工サービス業、教育等関係職員・公務員では「偏見により差別的な言動をする」が、学生では「偏見により差別的な言動をする」と「アパート等の入居を拒否する」が、そのほかの職業では「怖い病気といった誤解がある」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

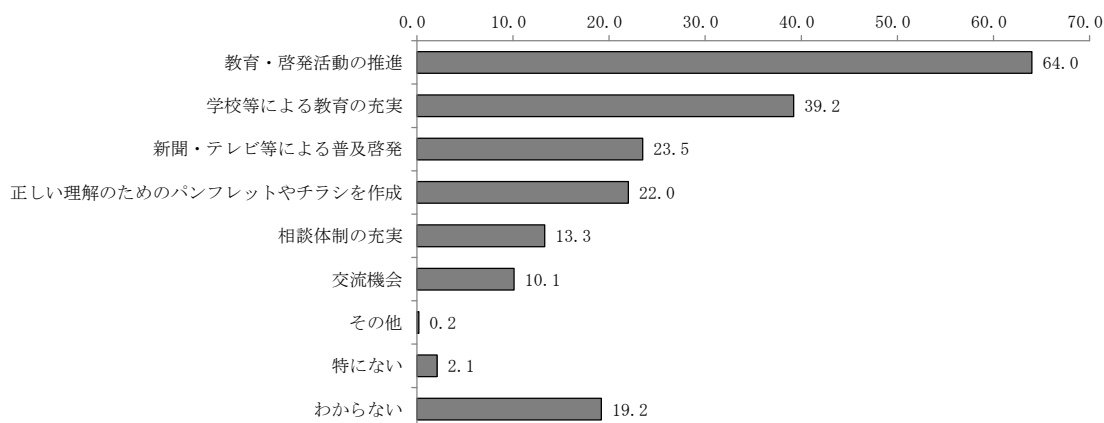
(4) ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なこと

問7-4 あなたは、ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する
2. ハンセン病を正しく理解するパンフレットやチラシを作成する
3. 新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする
4. ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつくる
5. 学校等でハンセン病に関する教育を充実する
6. ハンセン病元患者等の人権相談や電話相談を充実する
7. その他
8. 特にない
9. わからない

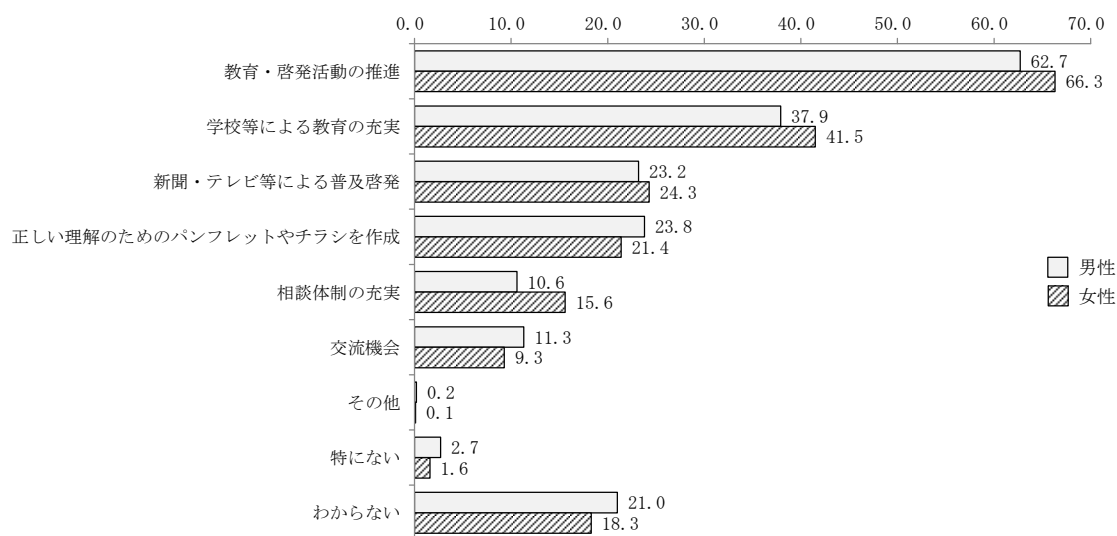
図7-16 ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なこと (%)



「ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思うか」について聞いたところ、「ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する」の割合が64.0%で最も高く、次いで「学校等でハンセン病に関する教育を充実する」が39.2%、「新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする」が23.5%となっている。

「その他」の記述として、「相手の人の立場に立った、人を思いやる心」があった。

図 7-17 ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なこと【性別】(%)



性別でみると、「ハンセン病元患者等のための人権相談や電話相談を充実する」や「ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する」、「学校等でハンセン病に関する教育を充実する」などでは女性の割合が高くなっている。一方で、「ハンセン病を正しく理解するパンフレットやチラシを作成する」や「ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつくる」などでは男性の割合が高くなっている。

表 7-18 ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なこと【年齢別】(%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
教育・啓発活動の推進	75.0	67.5	74.5	67.6	65.5	53.8
学校等による教育の充実	50.0	48.8	44.8	44.9	35.8	31.5
新聞・テレビ等による普及啓発	23.7	21.9	26.6	25.9	25.2	20.7
正しい理解のためのパンフレットやチラシを作成	17.1	24.4	28.1	17.1	21.9	23.1
相談体制の充実	7.9	8.8	12.0	11.6	15.5	16.4
交流機会	11.8	13.8	8.9	9.3	12.6	7.5
その他	1.3	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3
特にない	0.0	1.9	0.5	2.3	1.6	4.0
わからない	19.7	18.8	15.6	17.1	19.0	23.1

年齢別でみると、全ての年齢層で「ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する」の割合が最も高く、次いで「学校等でハンセン病に関する教育を充実する」が高くなっている。

表 7-19 ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なこと【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育等関 係職員・ 公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
教育・啓発活動の推進	67.5	62.4	67.1	81.7	44.4	64.9	71.4	55.7
学校等による教育の充実	42.2	33.3	37.9	56.4	28.9	42.3	28.6	33.9
新聞・テレビ等による普及啓発	20.5	19.4	23.9	28.7	20.0	22.7	21.4	24.3
正しい理解のためのパンフレットやチラシを作成	26.5	23.7	24.8	21.8	24.4	20.1	14.3	20.5
相談体制の充実	12.0	14.0	10.6	12.9	11.1	14.9	7.1	15.8
交流機会	9.6	5.4	11.2	14.9	6.7	8.2	7.1	9.8
その他	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.3
特にない	1.2	1.1	1.9	0.0	6.7	1.0	0.0	4.1
わからない	10.8	20.4	19.6	7.9	31.1	20.6	21.4	25.4

職業別でみると、全ての職業で「ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する」の割合が最も高く、次いで自由業等を除く職業では「学校等でハンセン病に関する教育を充実する」が高くなっている。

8. 外国人

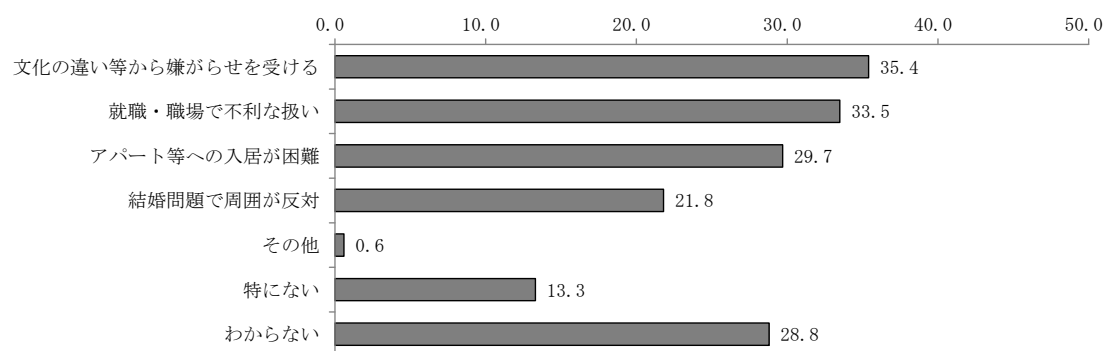
(1) 外国人に関する人権上の問題点

問8-1 日本に住む外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. アパートなどの住宅への入居が困難である
2. 国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける
3. 就職・職場で不利な扱いを受ける
4. 結婚問題で周囲から反対を受ける
5. その他
6. 特にない
7. わからない

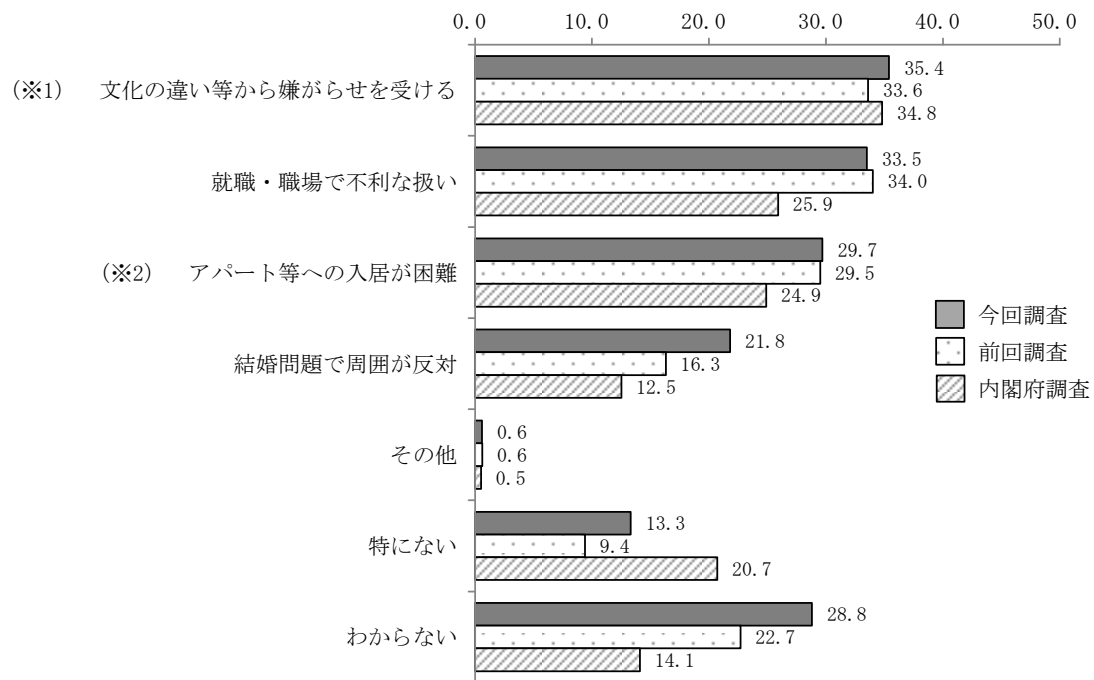
図8-1 外国人に関する人権上の問題点（％）



「日本に住む外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことか」について聞いたところ、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」の割合が 35.4%で最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受ける」が 33.5%、「アパートなどの住宅への入居が困難である」が 29.7%となっている。

「その他」の主な記述として、「言葉の壁」、「外国人という言葉」、「インターネット等で誹謗中傷される」などがあつた。

図 8-2 外国人に関する人権上の問題点 (%) [過去調査等との比較]



※1 「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」は、内閣府調査「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」との比較。

※2 「アパートなどの住宅への入居が困難である」は、内閣府調査「アパート等への入居を拒否されること」との比較。

* 前回調査の回答条件は【2つまで○】。

前回調査と比べ、「結婚問題で周囲から反対を受ける」などの割合が高くなっており、「就職・職場で不利な扱いを受ける」は低くなっている。

内閣府調査と比べ、「結婚問題で周囲から反対を受ける」などの割合が高くなっている。

表 8-3 外国人に関する人権上の問題点【性別】 (%)

	男性			女性		
	今回調査	前回調査	内閣府調査	今回調査	前回調査	内閣府調査
文化の違い等から嫌がらせを受ける (※1)	35.0	37.8	34.5	36.7	30.7	35.0
就職・職場で不利な扱い	32.6	35.4	24.5	34.8	33.4	27.0
アパート等への入居が困難 (※2)	30.1	29.0	24.6	30.2	30.0	25.1
結婚問題で周囲が反対	23.9	16.3	11.9	20.8	16.2	13.0
その他	0.7	0.6	0.4	0.5	0.6	0.6
特にない	14.9	9.1	23.2	12.0	9.2	18.7
わからない	26.2	20.4	12.2	31.7	24.3	15.6

性別で見ると、「就職・職場で不利な扱いを受ける」などでは女性の割合が高くなっている。一方で、「結婚問題で周囲から反対を受ける」では男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、女性では「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」などの割合が高くなっている。一方、男性では「結婚問題で周囲から反対を受ける」などの割合が高くなっており、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」や「就職・職場で不利な扱いを受ける」は低くなっている。

内閣府調査と比べ、男女ともに「結婚問題で周囲から反対を受ける」などの割合が高くなっており、特に男性では10ポイント以上高くなっている。

表 8-4 外国人に関する人権上の問題点【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
文化の違い等から嫌がらせを受ける	48.7	50.0	42.2	38.0	29.7	27.4
就職・職場で不利な扱い	55.3	43.1	33.9	37.5	29.7	26.3
アパート等への入居が困難	42.1	38.8	40.1	29.2	26.1	22.0
結婚問題で周囲が反対	26.3	25.0	19.8	20.8	19.4	24.2
その他	1.3	1.9	0.5	1.4	0.0	0.0
特にない	3.9	9.4	13.0	13.9	15.8	15.1
わからない	21.1	20.0	19.3	27.3	33.2	37.9

年齢別で見ると、20歳代では「就職・職場で不利な扱いを受ける」が、30歳代から50歳代では「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」が、60歳代、70歳以上では「わからない」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

表 8-5 外国人に関する人権上の問題点【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
文化の違い等から嫌がらせを受ける	32.5	32.3	34.5	53.0	26.7	35.1	35.7	30.6
就職・職場で不利な扱い	31.3	28.0	34.5	48.5	22.2	34.5	21.4	28.4
アパート等への入居が困難	26.5	21.5	30.7	39.6	28.9	32.0	42.9	25.1
結婚問題で周囲が反対	25.3	21.5	17.4	28.7	20.0	20.1	28.6	22.7
その他	2.4	0.0	0.6	1.0	0.0	0.0	0.0	0.5
特になし	13.3	14.0	15.5	8.9	22.2	11.3	7.1	14.2
わからない	33.7	31.2	25.8	15.3	26.7	34.0	14.3	37.4

職業別でみると、農林漁業、無職では「わからない」が、商工サービス業、教育等関係職員・公務員、家事専業では「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」が、自由業等、学生では「アパートなどの住宅への入居が困難である」が、勤めでは「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」と「就職・職場で不利な扱いを受ける」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

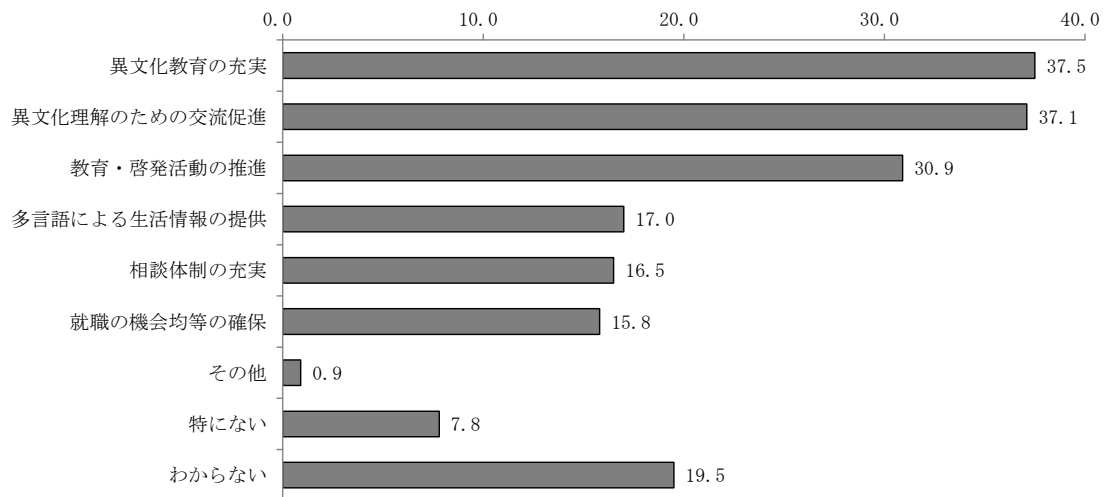
(2) 外国人の人権を守るために必要なこと

問8-2 あなたは、外国人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 外国人の持つ異文化に対する理解のため県民に向けた教育・啓発活動を推進する
2. 学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する
3. 異文化の理解のため、外国人との交流を促進する
4. 外国人の就職の機会均等を確保する
5. 多言語による生活情報の提供を充実する
6. 外国人のための人権相談や電話相談を充実する
7. その他
8. 特にない
9. わからない

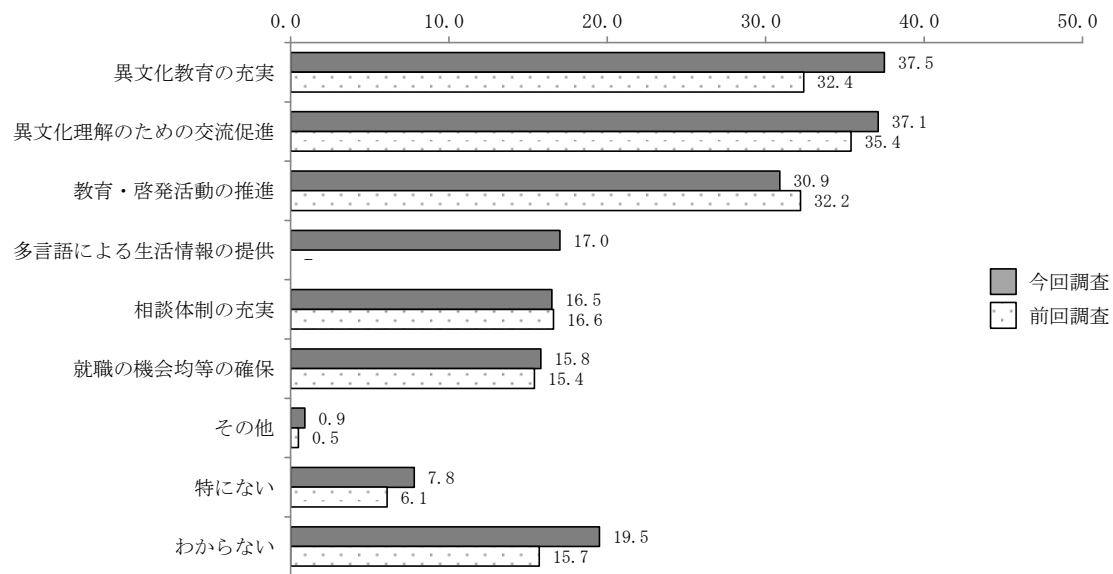
図8-6 外国人の人権を守るために必要なこと (%)



「外国人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思うか」について聞いたところ、「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」の割合が37.5%で最も高く、次いで「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」が37.1%、「外国人の持つ異文化に対する理解のため県民に向けた教育・啓発活動を推進する」が30.9%となっている。

「その他」の主な記述として、「人間としての人格を認め合う」、「まずは相手のことを知ろうとすること」、「外国人自身の意識改革」などがあつた。

図 8-7 外国人の人権を守るために必要なこと (%) [過去の調査との比較]



* 前回調査の回答条件は【2つまで○】。

前回調査と比べ、「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」や「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」などの割合が高くなっており、「外国人の持つ異文化に対する理解のため県民に向けた教育・啓発活動を推進する」と「外国人のための人権相談や電話相談を充実する」は低くなっている。

表 8-8 外国人の人権を守るために必要なこと【性別】 (%)

	男性		女性	
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
異文化教育の充実	35.2	31.9	39.9	33.0
異文化理解のための交流促進	39.5	38.2	35.9	33.6
教育・啓発活動の推進	32.6	35.9	30.5	29.7
多言語による生活情報の提供	13.2	-	20.6	-
相談体制の充実	15.0	15.9	18.2	17.2
就職の機会均等の確保	16.6	14.5	15.6	16.4
その他	1.0	0.8	0.7	0.4
特になし	9.1	7.0	6.6	5.2
わからない	19.7	13.3	20.2	17.1

性別で見ると、「多言語による生活情報の提供を充実する」や「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」などでは女性の割合が高くなっている。一方で、「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」や「外国人の持つ異文化に対する理解のため県民に向けた教育・啓発活動を推進する」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、女性では「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」などの割合が高くなっており、「外国人の就職の機会均等を確保する」は低くなっている。一方、男性では「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」などの割合が高くなっており、「外国人の持つ異文化に対する理解のため県民に向けた教育・啓発活動を推進する」などは低くなっている。

表 8-9 外国人の人権を守るために必要なこと【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
異文化教育の充実	40.8	46.9	38.0	32.4	42.6	32.0
異文化理解のための交流促進 教育・啓発活動の推進	50.0	44.4	35.4	42.1	37.7	29.8
多言語による生活情報の提供	28.9	29.4	33.9	35.6	32.3	28.0
相談体制の充実	10.5	13.1	16.7	13.4	18.1	20.4
就職の機会均等の確保	28.9	23.1	18.8	17.6	12.6	10.8
その他	1.3	0.0	1.6	1.4	0.6	0.5
特にない	0.0	5.0	9.4	10.2	7.4	8.9
わからない	11.8	12.5	15.1	15.3	21.3	28.5

年齢別でみると、20歳代、50歳代では「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」が、そのほかの年齢層では「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

「外国人の就職の機会均等を確保する」は年齢層が下がるほど割合が高くなっている。

表 8-10 外国人の人権を守るために必要なこと【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
異文化教育の充実	38.6	41.9	34.5	48.0	37.8	40.2	57.1	31.7
異文化理解のための交流促進 教育・啓発活動の推進	37.3	34.4	37.6	51.0	37.8	29.9	35.7	34.7
多言語による生活情報の提供	34.9	25.8	29.5	38.1	33.3	31.4	28.6	29.8
相談体制の充実	9.6	17.2	18.9	26.7	15.6	16.0	21.4	12.8
就職の機会均等の確保	19.3	16.1	12.1	18.3	22.2	17.5	0.0	19.1
その他	12.0	11.8	22.4	19.8	6.7	13.4	28.6	12.3
特にない	1.2	0.0	0.6	1.5	0.0	1.0	0.0	0.8
わからない	7.2	9.7	8.7	5.4	11.1	7.7	0.0	7.9
わからない	21.7	18.3	15.8	8.9	20.0	23.7	14.3	27.9

職業別でみると、農林漁業、商工サービス業、家事専業、学生では「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」が、勤め、教育等関係職員・公務員、無職では「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」が、自由業等では「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」と「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

9. 刑を終えて出所した人

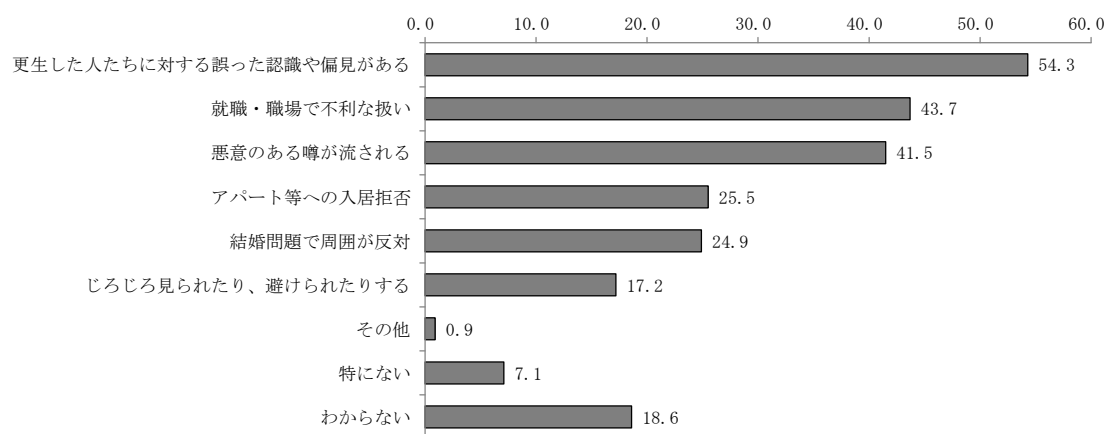
(1) 刑を終えて出所した人に関する人権上の問題点

問9-1 刑を終えて出所した人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. 更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在する
2. 就職、職場で不利な扱いをする
3. アパート等の入居を拒否する
4. 結婚問題で周囲が反対する
5. じろじろ見られたり、避けられたりする
6. 悪意のある噂が流される
7. その他
8. 特にない
9. わからない

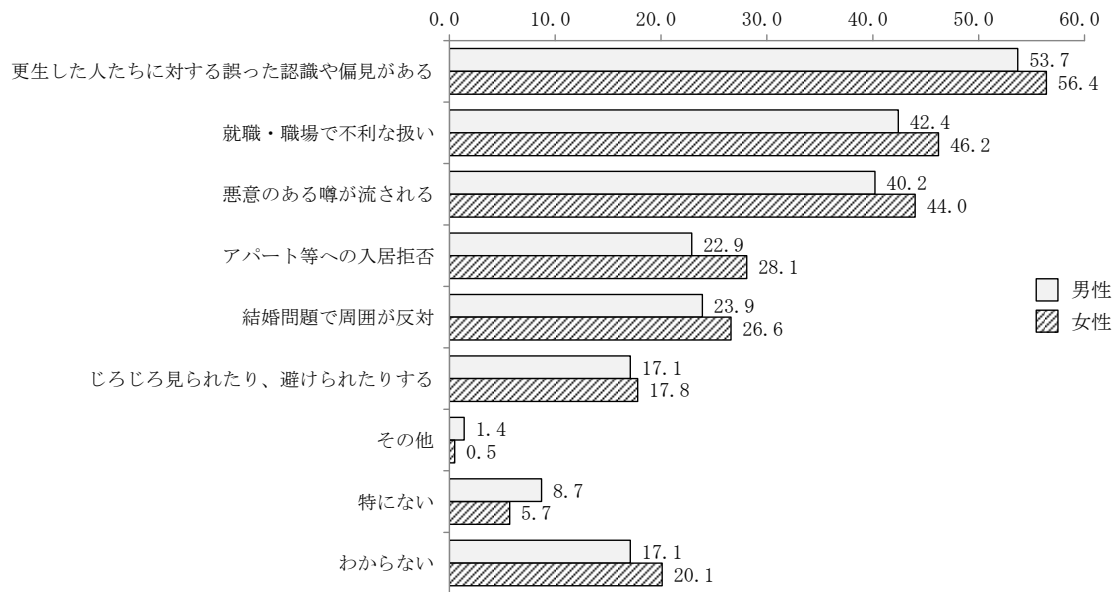
図9-1 刑を終えて出所した人に関する人権上の問題点 (%)



「刑を終えて出所した人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことか」について聞いたところ、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在する」の割合が 54.3%で最も高く、次いで「就職、職場で不利な扱いをする」が 43.7%、「悪意のある噂が流される」が 41.5%となっている。

「その他」の主な記述として、「再犯に対する偏見や恐怖」、「犯した罪によって気持ちが違ってくる」などがあった。

図 9-2 刑を終えて出所した人に関する人権上の問題点【性別】 (%)



性別で見ると、「アパート等への入居を拒否する」や「就職・職場で不利な扱いをする」、「悪意のある噂が流される」では女性の割合が高くなっている。

表 9-3 刑を終えて出所した人に関する人権上の問題点【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
更生した人たちに対する誤った認識や偏見がある	51.3	48.1	53.6	61.1	58.7	52.4
就職・職場で不利な扱い	47.4	44.4	51.6	44.4	43.9	40.3
悪意のある噂が流される	51.3	51.3	45.3	43.5	42.9	33.1
アパート等への入居拒否	27.6	27.5	30.2	25.0	23.2	25.0
結婚問題で周囲が反対	25.0	21.9	27.1	19.4	23.5	30.9
じろじろ見られたり、避けられたりする	25.0	21.9	18.8	14.4	13.5	18.3
その他	1.3	1.3	1.0	1.4	1.0	0.3
特になし	3.9	8.1	7.8	6.5	5.8	8.6
わからない	19.7	16.3	14.1	20.4	17.4	22.3

年齢別でみると、30歳代では「悪意のある噂が流される」が、40歳代以上の年齢層では「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在する」が、20歳代では「悪意のある噂が流される」と「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在する」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

表 9-4 刑を終えて出所した人に関する人権上の問題点【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育等関 係職員・ 公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
更生した人たちに対する誤った認識や偏見がある	54.2	58.1	50.9	62.9	48.9	54.1	50.0	55.5
就職・職場で不利な扱い	41.0	47.3	41.3	55.0	46.7	42.8	35.7	42.1
悪意のある噂が流される	41.0	45.2	41.9	52.0	40.0	42.3	50.0	36.3
アパート等への入居拒否	25.3	16.1	22.0	36.6	31.1	28.9	21.4	23.5
結婚問題で周囲が反対	24.1	19.4	18.3	29.2	28.9	29.4	21.4	28.4
じろじろ見られたり、避けられたりする	16.9	14.0	17.1	19.8	20.0	18.0	35.7	15.8
その他	2.4	1.1	0.6	1.0	0.0	0.5	0.0	1.1
特になし	7.2	5.4	8.1	5.4	8.9	7.2	0.0	7.4
わからない	19.3	17.2	18.3	12.4	15.6	20.1	28.6	22.7

職業別でみると、学生を除く職業では「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在する」が、学生では「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在する」と「悪意のある噂が流される」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

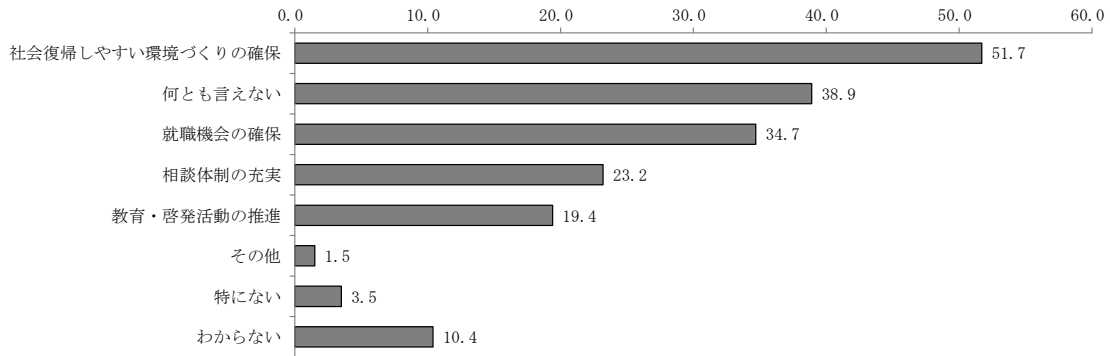
(2) 刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なこと

問9-2 あなたは、刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 刑を終えて出所した人に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. 社会復帰しやすい環境づくりを確保する
3. 就職の機会を確保する
4. 刑を終えて出所した人のための人権相談や電話相談を充実する
5. 犯罪の種類や刑の重さによって違うので、何とも言えない
6. その他
7. 特にない
8. わからない

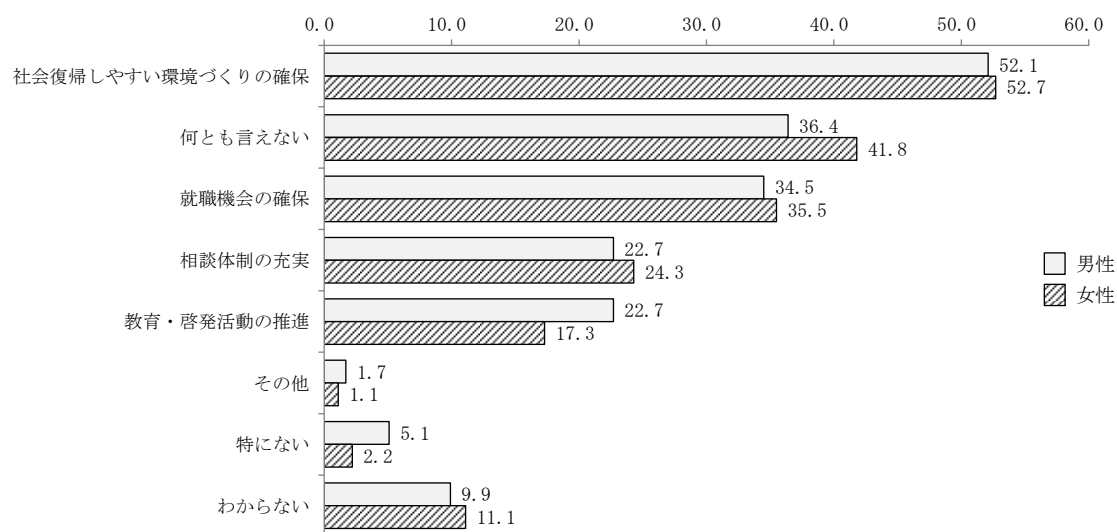
図9-5 刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なこと (%)



「刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思うか」について聞いたところ、「社会復帰しやすい環境づくりを確保する」の割合が 51.7%で最も高く、次いで「犯罪の種類や刑の重さによって違うので、何とも言えない」が 38.9%、「就職の機会を確保する」が 34.7%となっている。

「その他」の主な記述として、「カウンセリングの充実」、「再犯防止策を整備する」、「刑を終えた後の復帰施設みたいなものの充実」などがあつた。

図 9-6 刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なこと【性別】 (%)



性別でみると、「犯罪の種類や刑の重さによって違うので、何とも言えない」や「刑を終えて出所した人のための人権相談や電話相談を充実する」などでは女性の割合が高くなっている。一方で、「刑を終えて出所した人に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する」では男性の割合が高くなっている。

表 9-7 刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なこと【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
社会復帰しやすい環境づくりの確保	55.3	48.8	47.4	52.8	55.2	53.2
何とも言えない	46.1	50.0	46.9	43.1	38.1	28.8
就職機会の確保	34.2	35.0	32.8	35.6	39.4	32.8
相談体制の充実	18.4	13.8	18.2	24.1	28.7	26.6
教育・啓発活動の推進	14.5	17.5	15.1	17.1	19.7	25.5
その他	1.3	4.4	1.6	1.4	1.0	0.5
特になし	2.6	2.5	6.3	4.2	2.6	3.0
わからない	9.2	8.1	9.9	11.1	7.1	14.8

年齢別でみると、30歳代では「犯罪の種類や刑の重さによって違うので、何とも言えない」が、30歳代を除く年齢層では「社会復帰しやすい環境づくりを確保する」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

表 9-8 刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なこと【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
社会復帰しやすい環境づくりの確保	55.4	41.9	51.6	53.5	57.8	55.2	42.9	53.0
何とも言えない	27.7	50.5	44.7	43.1	42.2	36.1	35.7	35.0
就職機会の確保	34.9	31.2	31.7	41.6	28.9	33.5	28.6	37.7
相談体制の充実	20.5	24.7	19.9	23.3	35.6	27.3	14.3	23.2
教育・啓発活動の推進	26.5	18.3	16.1	17.3	26.7	20.6	14.3	21.6
その他	1.2	2.2	1.2	2.5	2.2	1.5	0.0	0.8
特にない	3.6	3.2	5.3	4.0	2.2	1.0	0.0	3.0
わからない	13.3	9.7	8.7	5.4	6.7	12.9	14.3	13.9

職業別でみると、商工サービス業を除く職業では「社会復帰しやすい環境づくりを確保する」が、商工サービス業では「犯罪の種類や刑の重さによって違うので、何とも言えない」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

10. 犯罪被害者等

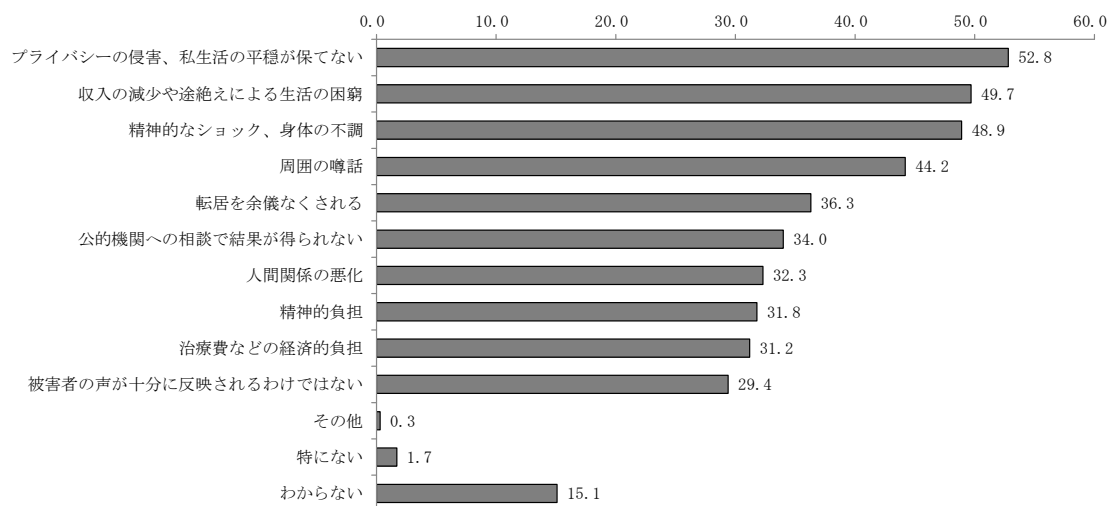
(1) 犯罪被害者とその家族に関する人権上の問題点

問 10-1 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. 犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす
2. 治療費などで経済的負担がかかる
3. 仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる
4. 家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する
5. 事件のことについて、周囲に噂話をされる
6. 事件のことで、転居を余儀なくされる
7. 警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない
8. 捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける
9. 捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない
10. 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる
11. その他
12. 特にない
13. わからない

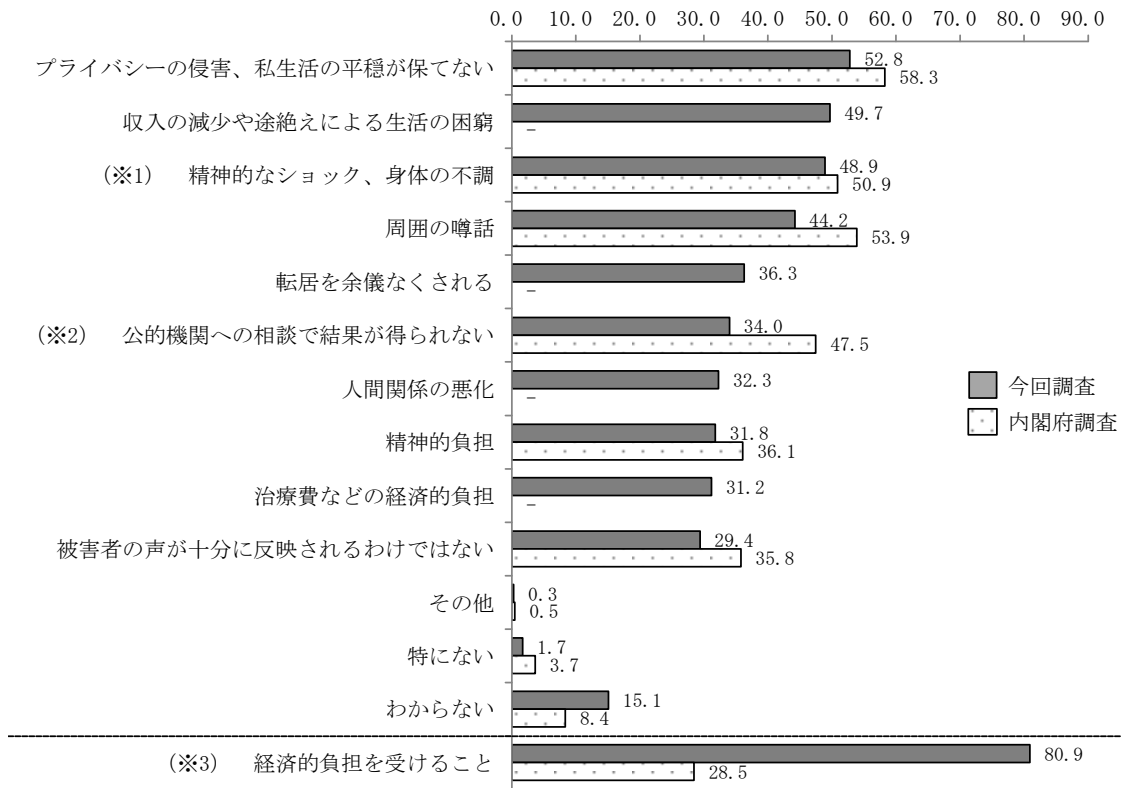
図 10-1 犯罪被害者とその家族に関する人権上の問題点 (%)



「犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことか」について聞いたところ、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」の割合が52.8%で最も高く、次いで「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」が49.7%、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」が48.9%となっている。

「その他」の主な記述として、「ネットへの書き込みでプライバシーが侵害される」、「メディア側の常識のなさ」などがあつた。

図 10-2 犯罪被害者とその家族に関する人権上の問題点 (%) [他の調査との比較]



※1 「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」は、内閣府調査「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」との比較。

※2 「警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない」は、内閣府調査「警察に相談しても期待どおりの対応が得られないこと」との比較。

※3 「治療費などで経済的負担がかかる」、「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることより生活が苦しくなる」を合計したものと、内閣府調査「犯罪行為によって経済的負担を受けること」との比較。

内閣府調査と比べ、「警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない」の割合は10ポイント以上低くなっており、そのほか「事件のことについて、周囲に噂話をされる」なども低くなっている。

表 10-3 犯罪被害者とその家族に関する人権上の問題点【性別】 (%)

	男性		女性	
	今回調査	内閣府調査	今回調査	内閣府調査
プライバシーの侵害、私生活の平穏が保てない	52.3	53.6	54.8	62.1
収入の減少や途絶えによる生活の困窮	50.3	-	50.8	-
精神的なショック、身体の不調 (※1)	48.2	45.3	50.8	55.4
周囲の噂話	43.8	47.6	45.9	59.1
転居を余儀なくされる	33.8	-	39.1	-
公的機関への相談で結果が得られない (※2)	35.6	45.8	33.7	48.9
人間関係の悪化	32.3	-	33.2	-
精神的負担	31.3	32.5	32.9	39.1
治療費などの経済的負担	33.3	-	30.3	-
被害者の声が十分に反映されるわけではない	29.1	34.1	30.5	37.2
その他	0.2	0.6	0.3	0.4
特になし	1.7	3.9	1.8	3.5
わからない	13.7	8.7	16.3	8.2
経済的負担を受けること (※3)	83.6	28.8	81.1	28.3

性別でみると、「事件のことで、転居を余儀なくされる」や「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」などでは女性の割合が高くなっている。一方で、「治療費などで経済的負担がかかる」や「警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない」では男性の割合が高くなっている。

内閣府調査と比べ、男女ともに「警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない」の割合は10ポイント以上低くなっており、女性では「事件のことについて、周囲に噂話をされる」も10ポイント以上低くなっている。

表 10-4 犯罪被害者とその家族に関する人権上の問題点【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
プライバシーの侵害、私生活の平穏が保てない	64.5	60.6	64.6	58.8	52.3	40.1
収入の減少や途絶えによる生活の困窮	51.3	64.4	62.5	51.4	48.7	38.4
精神的なショック、身体の不調	51.3	58.8	60.9	53.7	46.1	39.5
周囲の噂話	67.1	66.3	60.4	45.4	38.7	27.7
転居を余儀なくされる	50.0	50.6	50.0	39.8	30.6	24.2
公的機関への相談で結果が得られない	36.8	43.8	45.8	36.6	33.2	23.4
人間関係の悪化	34.2	40.6	39.6	31.0	30.6	28.0
精神的負担	35.5	43.8	45.3	30.6	30.0	22.0
治療費などの経済的負担	36.8	42.5	46.4	31.5	28.4	20.7
被害者の声が十分に反映されるわけではない	21.1	40.6	44.8	27.8	29.0	20.7
その他	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0
特になし	0.0	1.3	1.0	0.5	1.6	3.5
わからない	14.5	14.4	7.3	14.8	12.6	22.8

年齢別でみると、20歳代、30歳代では「事件のことについて、周囲に噂話をされる」が、40歳代以上の年齢層では「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

「事件のことについて、周囲に噂話をされる」は年齢層が下がるほど割合が高くなっている。

表 10-5 犯罪被害者とその家族に関する人権上の問題点【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育等関 係職員・ 公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
プライバシーの侵害、私生活の平穏が保てない	47.0	57.0	53.4	72.8	53.3	50.0	64.3	45.6
収入の減少や途絶えによる生活の困窮	43.4	54.8	51.2	63.4	44.4	46.9	64.3	45.1
精神的なショック、身体の不調	43.4	50.5	51.6	57.9	46.7	50.5	64.3	43.7
周囲の噂話	36.1	49.5	45.7	69.8	46.7	37.6	78.6	34.2
転居を余儀なくされる	31.3	39.8	37.6	54.5	26.7	35.6	50.0	27.9
公的機関への相談で結果が得られない	26.5	39.8	34.8	43.6	42.2	30.4	57.1	30.1
人間関係の悪化	36.1	29.0	30.4	43.6	26.7	30.4	42.9	30.9
精神的負担	19.3	33.3	32.9	44.1	35.6	26.3	50.0	29.2
治療費などの経済的負担	19.3	29.0	37.9	39.6	26.7	29.4	42.9	26.2
被害者の声が十分に反映されるわけではない	26.5	29.0	30.1	38.1	33.3	30.9	21.4	25.4
その他	0.0	0.0	0.0	0.5	2.2	0.0	0.0	0.3
特になし	1.2	0.0	0.9	0.5	2.2	2.6	0.0	2.7
わからない	16.9	12.9	15.5	6.9	11.1	20.6	7.1	18.6

職業別でみると、家事専業では「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」が、学生では「事件のことについて、周囲に噂話をされる」が、そのほかの職業では「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

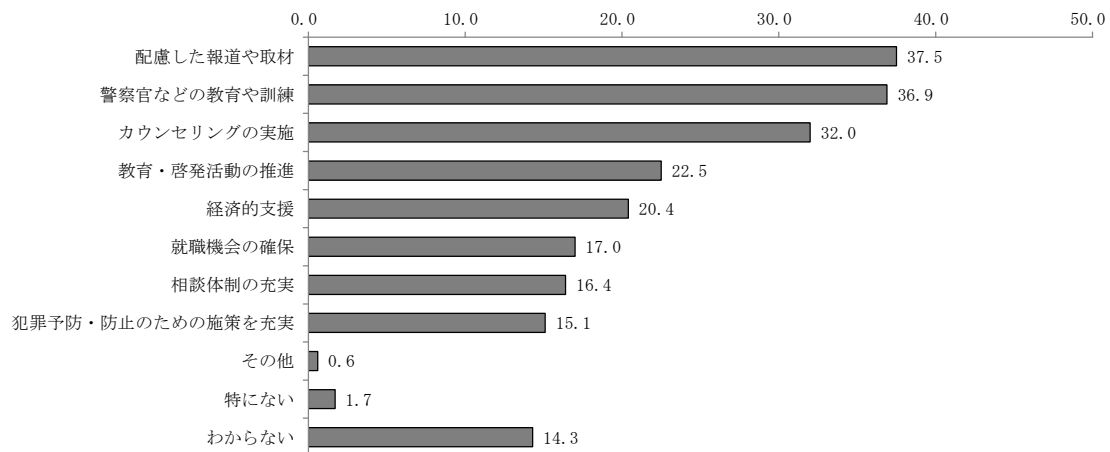
(2) 犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なこと

問 10-2 あなたは、犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 犯罪被害者とその家族に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. 就職機会を確保する
3. 経済的な支援を行う
4. 犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する
5. 精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う
6. 犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う
7. 犯罪予防・防止のための施策を充実する
8. 犯罪被害者とその家族のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他
10. 特にない
11. わからない

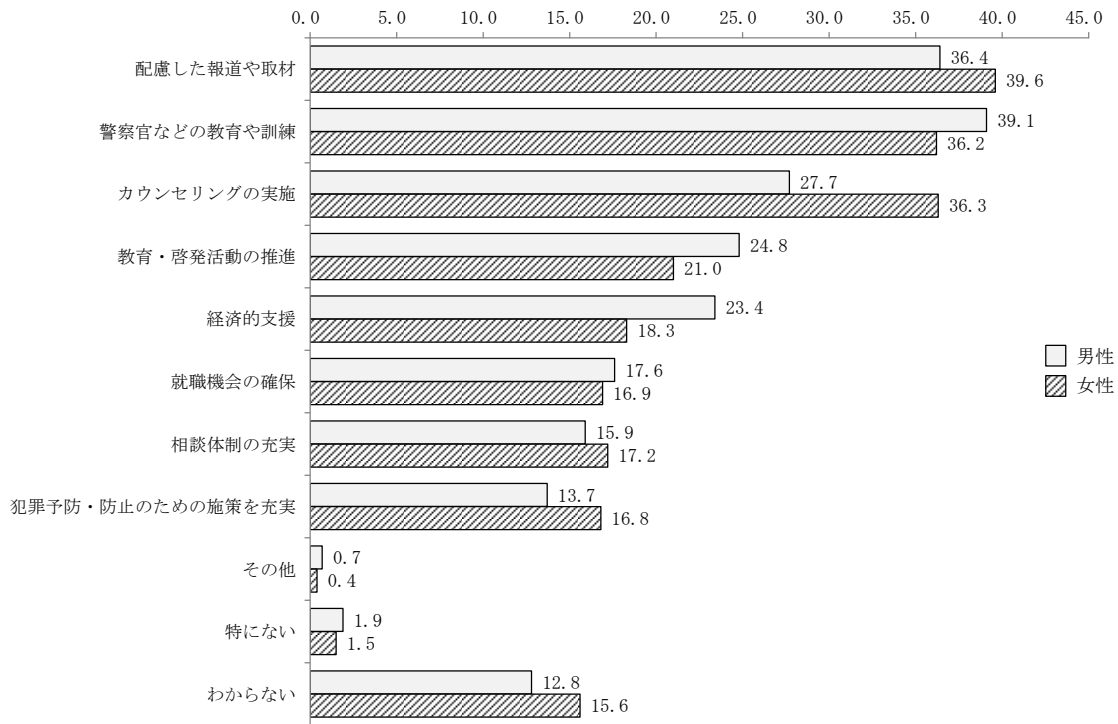
図 10-6 犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なこと (%)



「犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思うか」について聞いたところ、「犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う」の割合が 37.5%で最も高く、次いで「犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する」が 36.9%、「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」が 32.0%となっている。

「その他」の主な記述として、「裁判の精度も高め、時代に順応させること」、「法律を見直す」、「周囲の過剰反応をしないという思いやり」などがあつた。

図 10-7 犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なこと【性別】(%)



性別でみると、「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」や「犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う」などでは女性の割合が高くなっている。一方で、「経済的な支援を行う」や「犯罪被害者とその家族に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する」などでは男性の割合が高くなっている。

表 10-8 犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なこと【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
配慮した報道や取材	44.7	46.3	43.2	44.0	43.9	21.8
警察官などの教育や訓練	31.6	43.1	43.2	38.9	40.3	29.6
カウンセリングの実施	36.8	40.0	42.7	33.8	29.4	24.5
教育・啓発活動の推進	11.8	16.9	21.9	24.5	22.9	26.9
経済的支援	28.9	26.9	28.6	25.0	18.7	10.5
就職機会の確保	14.5	15.0	13.5	14.4	17.1	22.0
相談体制の充実	11.8	10.6	10.4	14.8	21.9	19.9
犯罪予防・防止のための施策を充実	23.7	15.6	15.1	13.4	17.4	13.2
その他	1.3	1.3	1.6	0.0	0.0	0.3
特にない	1.3	1.3	0.5	0.5	1.6	3.2
わからない	11.8	11.3	11.5	15.3	10.3	21.2

年齢別でみると、70歳以上では「犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する」が、40歳代では「犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する」と「犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う」が、そのほかの年齢層では「犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

表 10-9 犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なこと【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
配慮した報道や取材	30.1	36.6	43.5	54.5	26.7	35.1	50.0	29.0
警察官などの教育や訓練	39.8	40.9	38.5	43.1	40.0	34.0	28.6	33.9
カウンセリングの実施	24.1	35.5	33.2	42.6	35.6	34.5	28.6	26.2
教育・啓発活動の推進	22.9	25.8	18.3	19.8	26.7	29.4	14.3	24.3
経済的支援	13.3	22.6	23.3	27.7	24.4	16.5	35.7	16.4
就職機会の確保	25.3	18.3	14.3	13.9	13.3	14.4	14.3	21.3
相談体制の充実	20.5	18.3	12.7	11.4	28.9	20.6	7.1	18.0
犯罪予防・防止のための施策を充実	14.5	7.5	15.8	23.3	6.7	11.3	21.4	15.8
その他	0.0	1.1	0.3	0.5	4.4	0.0	0.0	0.5
特にない	2.4	0.0	1.2	0.5	0.0	1.5	0.0	3.0
わからない	15.7	14.0	14.0	6.9	6.7	18.0	7.1	18.9

職業別でみると、農林漁業、商工サービス業、自由業等、無職では「犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する」が、そのほかの職業では「犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

11. インターネットによる人権侵害

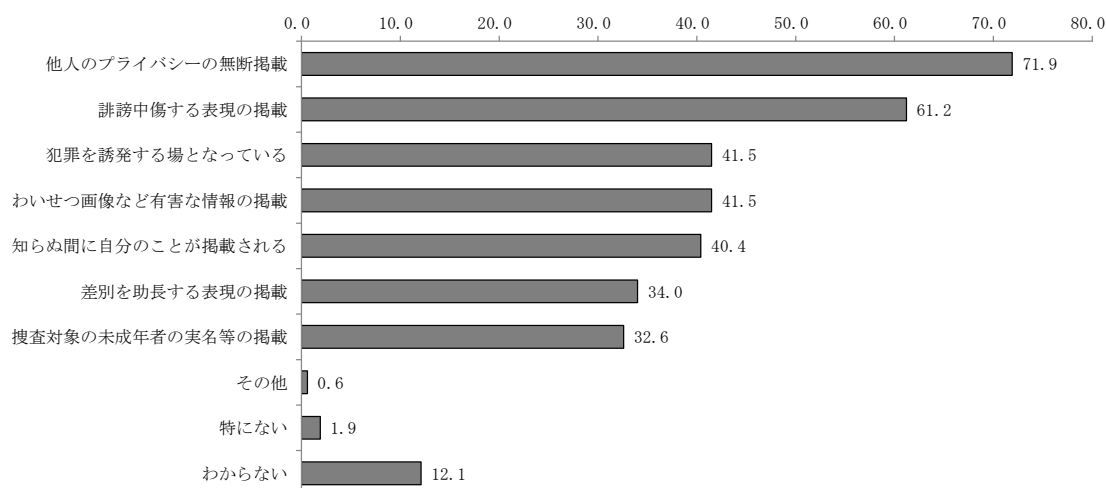
(1) インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点

問 11-1 インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. 無断で他人のプライバシーに関することを掲載する
2. 他人を誹謗中傷する表現を掲載する
3. 差別を助長する表現を掲載する
4. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている
5. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する
6. わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する
7. 知らない間に自分のことが掲載されている
8. その他
9. 特にない
10. わからない

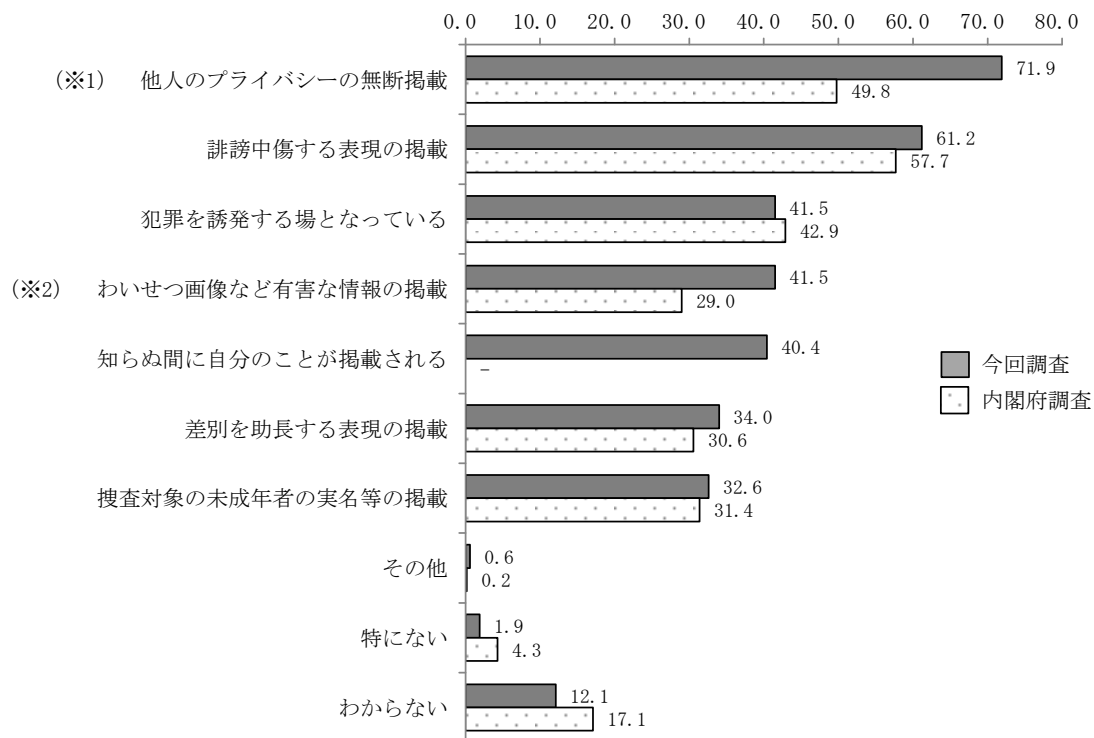
図 11-1 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点 (%)



「インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことか」について聞いたところ、「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」の割合が 71.9%で最も高く、次いで「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」が 61.2%、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」と「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する」がそれぞれ 41.5%となっている。

「その他」の主な記述として、「不確かな情報が氾濫している」、「IPアドレスなどから個人を特定する」、「目に見えないところで情報が共有されている」などがあつた。

図 11-2 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点 (%) [他の調査との比較]



※1 「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」は、内閣府調査「プライバシーに関する情報が掲載されること」との比較。

※2 「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する」は、内閣府調査「ネットポルノが存在していること」との比較。

内閣府調査と比べ、「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」の割合が 20 ポイント以上、「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する」が 10 ポイント以上高くなっており、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」は低くなっている。

表 11-3 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点【性別】 (%)

	男性		女性	
	今回調査	内閣府調査	今回調査	内閣府調査
他人のプライバシーの無断掲載 (※1)	71.8	47.6	73.9	51.6
誹謗中傷する表現の掲載	61.7	57.3	62.6	58.1
犯罪を誘発する場となっている	39.3	38.4	44.3	46.5
わいせつ画像など有害な情報の掲載 (※2)	37.1	26.8	46.2	30.8
知らぬ間に自分のことが掲載される	38.3	-	43.3	-
差別を助長する表現の掲載	36.1	30.1	33.5	31.1
捜査対象の未成年者の実名等の掲載	28.2	28.2	37.2	34.1
その他	0.7	0.2	0.5	0.2
特になし	2.1	4.6	1.5	4.0
わからない	12.0	15.7	12.7	18.3

性別で見ると、「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する」や「捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する」などでは女性の割合が高くなっている。一方、「差別を助長する表現を掲載する」では男性の割合が高くなっている。

内閣府調査と比べ、男女ともに「無断で他人のプライバシーに関する情報を掲載する」の割合が20ポイント以上、「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する」が10ポイント以上、それぞれ高くなっている。

表 11-4 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
他人のプライバシーの無断掲載	84.2	81.3	81.3	79.6	74.5	57.3
誹謗中傷する表現の掲載	72.4	72.5	79.2	73.1	60.0	41.7
犯罪を誘発する場となっている	38.2	38.8	45.8	42.6	47.4	37.1
わいせつ画像など有害な情報の掲載	36.8	43.1	49.0	45.8	42.9	35.8
知らぬ間に自分のことが掲載される	56.6	50.6	43.8	41.7	38.4	33.9
差別を助長する表現の掲載	43.4	45.6	45.8	34.7	29.7	25.8
捜査対象の未成年者の実名等の掲載	30.3	38.8	36.5	36.6	33.2	27.2
その他	0.0	0.6	1.6	0.9	0.3	0.3
特にない	0.0	1.3	1.6	1.4	1.9	3.0
わからない	1.3	8.1	4.2	7.4	11.9	23.7

年齢別でみると、全ての年齢層で「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」の割合が最も高く、次いで「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」が高くなっている。

表 11-5 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育等関 係職員・ 公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
他人のプライバシーの無断掲載	77.1	80.6	78.6	82.7	60.0	72.7	85.7	60.9
誹謗中傷する表現の掲載	56.6	64.5	69.3	82.7	53.3	51.5	92.9	50.5
犯罪を誘発する場となっている	31.3	51.6	41.6	46.0	33.3	39.7	42.9	42.3
わいせつ画像など有害な情報の掲載	38.6	46.2	40.4	53.5	40.0	44.3	35.7	35.8
知らぬ間に自分のことが掲載される	36.1	39.8	38.2	53.5	42.2	41.2	71.4	36.6
差別を助長する表現の掲載	25.3	31.2	36.3	49.5	26.7	32.0	50.0	29.0
捜査対象の未成年者の実名等の掲載	30.1	31.2	30.1	42.1	22.2	37.6	28.6	30.9
その他	1.2	0.0	0.3	1.5	2.2	0.5	0.0	0.3
特にない	1.2	0.0	1.6	1.5	6.7	2.1	0.0	2.2
わからない	12.0	7.5	6.2	5.0	6.7	14.9	0.0	23.0

職業別でみると、学生では「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」が、教育等関係職員・公務員では「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」と「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」が、そのほかの職業では「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

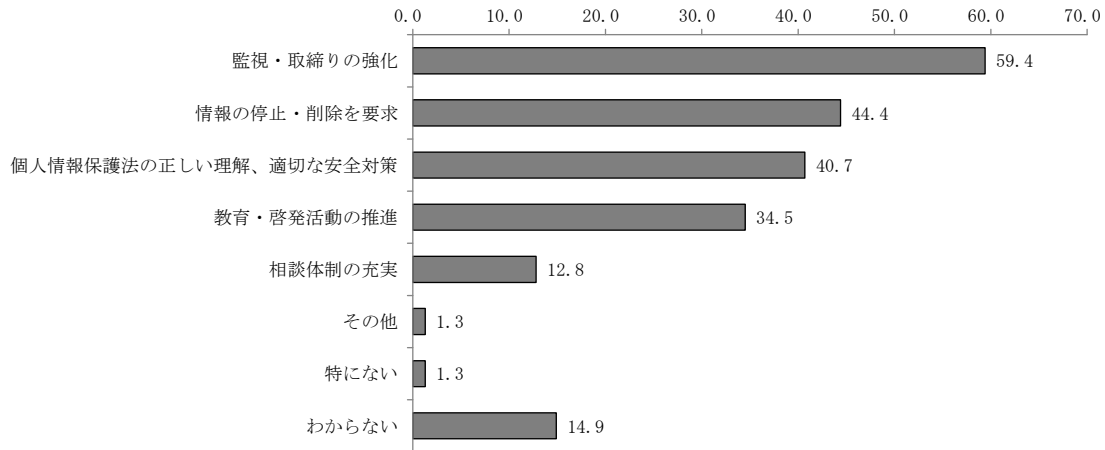
(2) インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと

問 11-2 あなたは、インターネットによる人権侵害を解決するためにはどのようなことが必要だと思いますか。

【〇は3つまで】

1. インターネット利用者やプロバイダ（インターネット接続事業者）等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする
3. プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める
4. インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する
5. 違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する
6. その他
7. 特にない
8. わからない

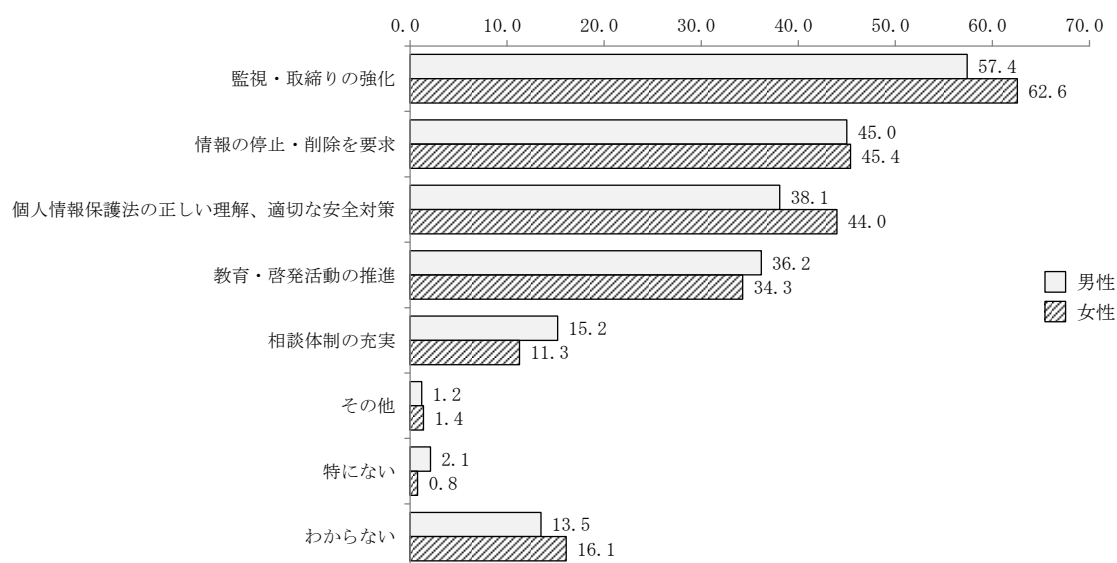
図 11-6 インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと（％）



「インターネットによる人権侵害を解決するためにはどのようなことが必要だと思うか」について聞いたところ、「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」の割合が 59.4%で最も高く、次いで「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」が 44.4%、「企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする」が 40.7%となっている。

「その他」の主な記述として、「一人一人のマナー向上」、「ネット上でのいじめや営業妨害などに対しても犯罪として法的に罰するべき」、「表現の自由などがあるので、判断が難しい」などがあつた。

図 11-7 インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと【性別】(%)



性別で見ると、「企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする」や「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」では女性の割合が高くなっている。一方で、「インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する」や「インターネット利用者やプロバイダ（インターネット接続事業者）等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」では男性の割合が高くなっている。

表 11-8 インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
監視・取締りの強化	63.2	69.4	69.3	64.4	62.6	46.0
情報の停止・削除を要求	47.4	55.0	51.6	50.9	50.6	28.2
個人情報保護法の正しい理解、適切な安全対策	51.3	54.4	46.4	43.1	39.0	31.7
教育・啓発活動の推進	28.9	34.4	37.0	34.3	36.8	34.7
相談体制の充実	10.5	6.3	10.4	14.8	13.9	15.9
その他	1.3	1.9	5.2	0.0	0.6	0.3
特にない	0.0	1.3	1.0	1.4	0.6	2.4
わからない	6.6	7.5	5.2	11.1	13.9	28.2

年齢別でみると、全ての年齢層で「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」の割合が最も高く、次いで20歳代では「企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする」が、70歳以上では「インターネット利用者やプロバイダ（インターネット接続事業者）等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」が、そのほかの年齢層では「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」の割合が、それぞれ高くなっている。

表 11-9 インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育等関 係職員・ 公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
監視・取締りの強化	48.2	60.2	66.5	70.3	64.4	57.7	71.4	52.2
情報の停止・削除を要求	42.2	49.5	50.0	54.5	40.0	43.3	64.3	35.8
個人情報保護法の正しい理解、適切な安全対策	41.0	39.8	43.5	53.5	42.2	43.3	14.3	32.8
教育・啓発活動の推進	34.9	38.7	33.9	42.1	28.9	36.6	35.7	31.1
相談体制の充実	19.3	12.9	11.8	9.9	20.0	9.8	7.1	15.0
その他	1.2	1.1	0.9	2.5	4.4	0.0	7.1	1.1
特にない	1.2	0.0	1.2	1.0	2.2	0.5	0.0	2.5
わからない	18.1	9.7	9.0	5.0	6.7	21.6	7.1	24.6

職業別でみると、全ての職業で「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」の割合が最も高く、次いで自由業等では「企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする」が、家事専業では「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」と「企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする」が、そのほかの職業では「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」の割合が高くなっている。

12. 人権啓発

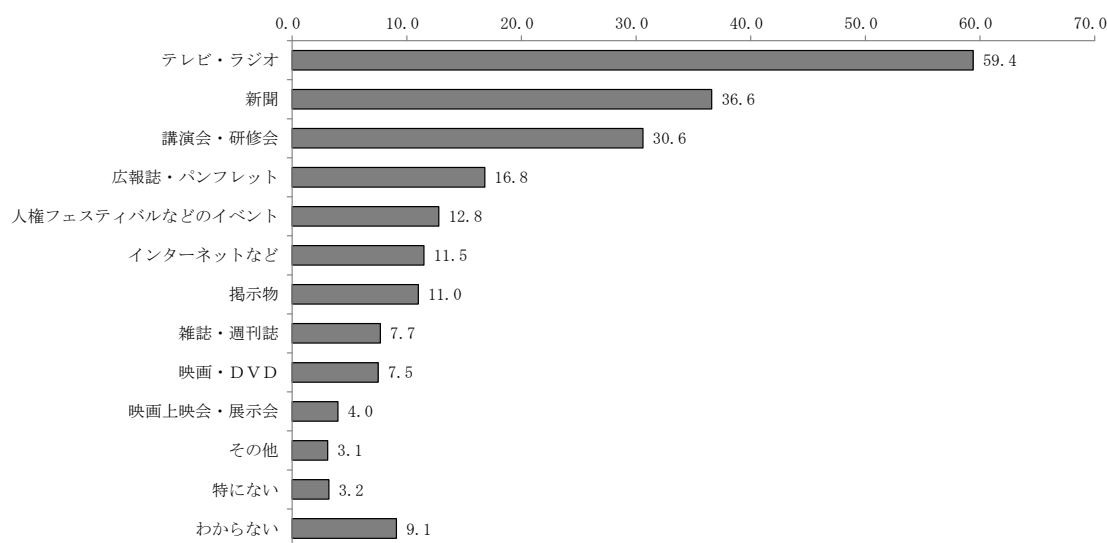
人権意識を高めるための啓発方法

問 12-1 人権問題について、さまざまな方法で啓発活動が行われていますが、あなたは、人権意識を高めるための啓発方法として、特にどれが効果が高いと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 講演会や研修会
2. 広報誌やパンフレット
3. テレビ・ラジオ
4. 映画・DVD
5. 新聞
6. 雑誌、週刊誌
7. 映画の上映会やパネルなどの展示会
8. 掲示物（ポスターや電車バスの車体広告など）
9. 人権フェスティバルなどのイベント
10. インターネットなど
11. その他
12. 特にない
13. わからない

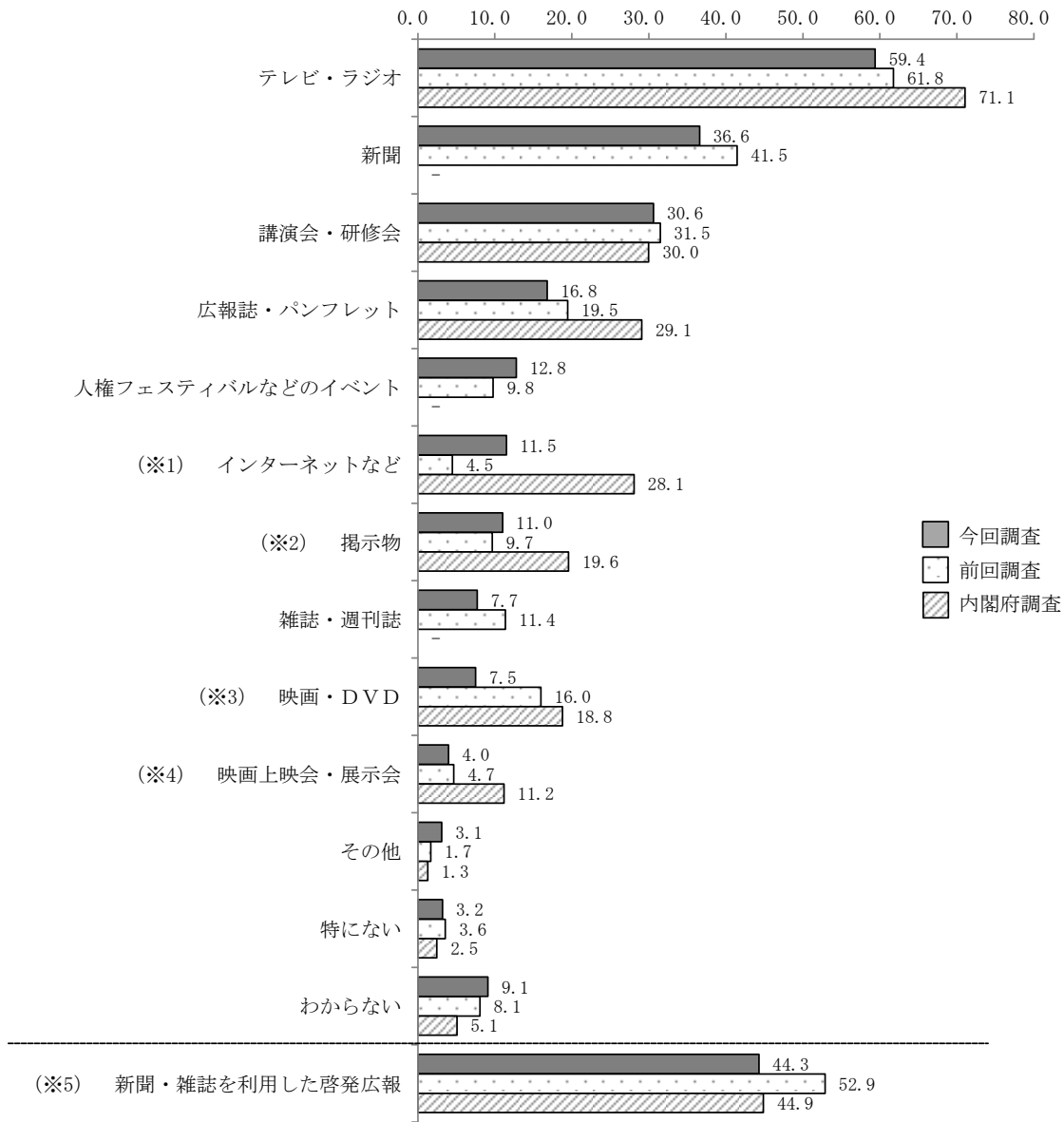
図 12-1 人権意識を高めるための啓発方法（％）



「人権意識を高めるための啓発方法として、特にどれが効果が高いと思うか」について聞いたところ、「テレビ・ラジオ」の割合が59.4%で最も高く、次いで「新聞」が36.6%、「講演会や研修会」が30.6%となっている。

「その他」の主な記述として、「学校教育の充実」、「親が子どもに教えること」、「子どものころからの人権に関する正しい教育」などがあつた。

図 12-2 人権意識を高めるための啓発方法 (%) [過去調査等との比較]



※1 「インターネットなど」は、内閣府調査「インターネット・Eメール（メールマガジン等）を利用した啓発広報」との比較。
 ※2 「掲示物（ポスターや電車バスの車体広告など）」は、内閣府調査「交通広告（電車やバス等の車内広告や車体広告、駅での広告等）」との比較。
 ※3 「映画・DVD」は、前回調査「映画・ビデオ」との比較。
 ※4 「映画の上映会やパネルなどの展示会」は、内閣府調査「展示会（資料、写真等）」との比較。
 ※5 今回調査及び前回調査「新聞」、「雑誌、週刊誌」を合計したものと、内閣府調査「新聞・雑誌を利用した啓発広報」との比較。
 * 内閣府調査の回答条件は【〇はいくつでも】。

前回調査と比べ、「インターネットなど」や「人権フェスティバルなどのイベント」などの割合が高くなっており、「映画・DVD」や「新聞」などは低くなっている。

内閣府調査と比べ、「インターネットなど」や「広報誌やパンフレット」などは10ポイント以上低くなっている。

表 12-3 人権意識を高めるための啓発方法【性別】 (%)

	男性			女性		
	今回調査	前回調査	内閣府調査	今回調査	前回調査	内閣府調査
テレビ・ラジオ	59.7	60.5	68.0	60.8	62.9	73.7
新聞	34.9	41.7	-	38.3	41.3	-
講演会・研修会	33.3	31.2	29.7	29.1	31.8	30.2
広報誌・パンフレット	17.6	22.0	28.1	16.7	18.0	29.9
人権フェスティバルなどのイベント	12.8	10.2	-	12.8	9.9	-
インターネットなど (※1)	11.5	4.7	30.1	11.9	4.5	26.4
掲示物	10.9	9.2	16.3	11.5	10.0	22.3
雑誌・週刊誌	7.4	11.9	-	8.2	10.8	-
映画・DVD	5.5	15.3	17.6	9.3	16.7	19.8
映画上映会・展示会 (※2)	4.3	5.2	10.7	4.0	4.1	11.5
その他	3.9	1.9	1.7	2.5	1.6	1.1
特になし	3.9	4.4	3.2	2.6	2.9	1.9
わからない	8.9	7.8	4.2	9.7	8.3	5.9
新聞・雑誌を利用した啓発広報 (※3)	42.3	53.6	43.6	46.5	52.1	45.9

性別で見ると、「映画・DVD」や「新聞」では女性の割合が高くなっている。一方で、「講演会や研修会」や「広報誌やパンフレット」では男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、男女ともに「インターネットなど」の割合が高くなっており、「映画・DVD」は低くなっている。

内閣府調査と比べ、男女ともに「インターネットなど」、「広報誌やパンフレット」、「映画・DVD」の割合は10ポイント以上低くなっている。

表 12-4 人権意識を高めるための啓発方法【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
テレビ・ラジオ	69.7	66.9	59.4	63.0	60.0	54.3
新聞	23.7	33.8	31.3	33.3	43.9	39.8
講演会・研修会	22.4	20.0	28.6	33.8	29.7	38.2
広報誌・パンフレット	10.5	16.9	13.5	13.4	21.3	18.8
人権フェスティバルなどのイベント	11.8	18.8	12.5	12.0	11.6	12.1
インターネットなど	21.1	13.1	18.2	14.4	10.3	5.1
掲示物	17.1	13.1	9.4	12.5	12.3	8.3
雑誌・週刊誌	7.9	13.8	9.9	9.3	6.8	4.3
映画・DVD	19.7	11.9	9.4	10.6	3.2	4.0
映画上映会・展示会	0.0	5.0	4.7	6.0	4.2	3.0
その他	2.6	5.0	9.4	2.3	2.3	0.3
特にない	0.0	3.1	3.1	3.7	2.6	4.0
わからない	6.6	6.9	8.3	7.9	9.4	12.1

年齢別でみると、全ての年齢層で「テレビ・ラジオ」の割合が最も高く、次いで50歳代では「講演会や研修会」が、50歳代を除く年齢層では「新聞」の割合が、それぞれ高くなっている。

表 12-5 人権意識を高めるための啓発方法【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
テレビ・ラジオ	61.4	62.4	63.0	68.8	55.6	53.6	57.1	56.6
新聞	28.9	33.3	34.8	38.1	40.0	45.9	14.3	36.3
講演会・研修会	36.1	36.6	30.1	29.7	31.1	29.4	14.3	31.7
広報誌・パンフレット	24.1	12.9	18.6	11.4	22.2	19.1	14.3	16.4
人権フェスティバルなどのイベント	10.8	12.9	14.3	16.8	11.1	11.3	7.1	11.2
インターネットなど	13.3	10.8	12.7	13.9	20.0	9.8	28.6	8.7
掲示物	6.0	11.8	14.0	9.9	11.1	9.3	14.3	11.2
雑誌・週刊誌	6.0	10.8	10.2	8.9	8.9	7.2	14.3	4.6
映画・DVD	3.6	9.7	8.4	12.9	4.4	6.7	21.4	4.4
映画上映会・展示会	7.2	4.3	3.7	3.5	6.7	3.6	0.0	4.1
その他	2.4	3.2	3.4	7.4	0.0	2.6	0.0	1.4
特にない	3.6	4.3	2.8	1.5	6.7	2.6	0.0	3.8
わからない	9.6	8.6	6.2	5.4	11.1	12.4	7.1	12.6

職業別でみると、全ての職業で「テレビ・ラジオ」の割合が最も高く、次いで農林漁業、商工サービス業では「講演会や研修会」が、学生では「インターネットなど」が、そのほかの職業では「新聞」の割合が、それぞれ高くなっている。

13. 人権教育

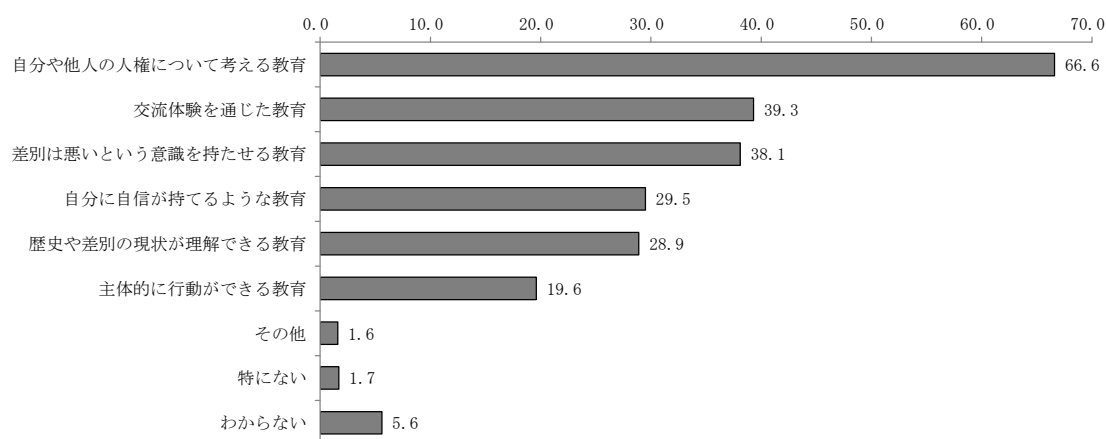
人権を尊重する心や態度を育むための教育について

問 12-2 あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか。

【〇は3つまで】

1. すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める
2. すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める
3. 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める
4. 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める
5. 障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める
6. 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める
7. その他
8. 特にない
9. わからない

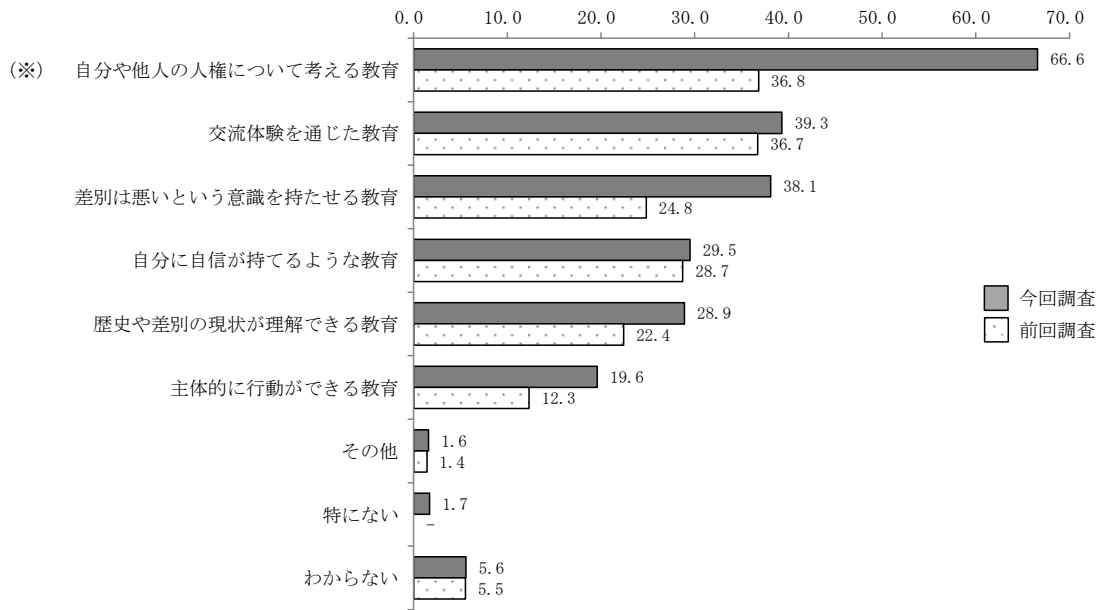
図 13-1 人権を尊重する心や態度を育むための教育について (%)



「人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったらよいと思うか」について聞いたところ、「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」の割合が 66.6%で最も高く、次いで「障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める」が 39.3%、「『差別をすることは悪いことである』という意識を持たせる教育を進める」が 38.1%となっている。

「その他」の主な記述として、「人権を正しく理解し、行使できるような教育をする」、「一人一人の命の大切さを教えてほしい」、「異なる者を受け入れる寛容な心を育む教育が必要」などがあつた。

図 13-2 人権を尊重する心や態度を育むための教育について(%) [過去の調査との比較]



※ 「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」と、前回調査「すべての児童・生徒が、『自分の人権』について考えるような教育を進める」との比較。

* 前回調査の回答条件は【2つまで○】。

前回調査と比べ、全ての項目で割合が高くなっており、「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」は20ポイント以上、『差別をすることは悪いことである』という意識を持たせる教育を進める」は10ポイント以上、それぞれ高くなっている。

表 13-3 人権を尊重する心や態度を育むための教育について【性別】 (%)

	男性		女性	
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
自分や他人の人権について考える教育 (※)	67.7	40.3	67.5	34.4
交流体験を通じた教育	36.9	33.1	42.3	39.7
差別は悪いという意識を持たせる教育	38.8	26.6	38.1	23.3
自分に自信が持てるような教育	26.8	25.1	32.4	31.7
歴史や差別の現状が理解できる教育	28.9	25.8	29.8	19.8
主体的に行動ができる教育	22.1	14.6	18.4	10.5
その他	2.2	2.0	1.1	0.9
特にない	2.2	-	1.2	-
わからない	5.8	4.3	5.6	6.4

性別でみると、「すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める」や「障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める」では女性の割合が高くなっている。一方で、「人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める」や「特にない」では男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」の割合が女性では 30 ポイント以上、男性では 20 ポイント以上、『差別をすることは悪いことである』という意識を持たせる教育を進める」が男女ともに 10 ポイント以上、それぞれ高くなっている。

表 13-4 人権を尊重する心や態度を育むための教育について【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
自分や他人の人権について考える教育	67.1	69.4	65.6	73.1	67.4	64.5
交流体験を通じた教育	39.5	52.5	42.2	44.9	39.7	30.1
差別は悪いという意識を持たせる教育	22.4	35.0	30.2	38.9	37.7	48.1
自分に自信が持てるような教育	31.6	31.9	39.1	26.9	28.7	26.6
歴史や差別の現状が理解できる教育	30.3	33.8	29.7	33.8	30.3	23.4
主体的に行動ができる教育	22.4	22.5	25.5	19.4	21.0	15.1
その他	2.6	3.8	2.1	2.3	1.0	0.3
特にない	0.0	2.5	1.0	0.5	1.9	2.4
わからない	5.3	3.8	3.1	2.8	5.5	9.7

年齢別でみると、全ての年齢層で「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」の割合が最も高く、次いで70歳以上では『差別をすることは悪いことである』という意識を持たせる教育を進める」が、70歳以上を除く年齢層では「障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める」の割合が、それぞれ高くなっている。

表 13-5 人権を尊重する心や態度を育むための教育について【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サー ビス業	勤め	教育等関 係職員・ 公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
自分や他人の人権について考える教育	63.9	75.3	70.2	70.8	62.2	66.0	57.1	64.5
交流体験を通じた教育	41.0	44.1	42.9	49.5	33.3	40.2	28.6	31.7
差別は悪いという意識を持たせる教育	43.4	43.0	38.8	29.7	42.2	37.6	14.3	41.5
自分に自信が持てるような教育	16.9	33.3	29.8	37.6	31.1	35.1	42.9	24.6
歴史や差別の現状が理解できる教育	24.1	25.8	31.7	36.6	33.3	30.9	35.7	24.0
主体的に行動ができる教育	19.3	14.0	20.5	24.3	22.2	13.4	21.4	21.9
その他	3.6	3.2	0.9	2.5	2.2	1.5	7.1	0.5
特にない	2.4	1.1	1.6	1.0	0.0	1.5	0.0	2.2
わからない	8.4	3.2	3.4	0.5	4.4	5.7	7.1	10.7

職業別でみると、全ての職業で「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」の割合が最も高く、次いで農林漁業、自由業等、無職では『差別をすることは悪いことである』という意識を持たせる教育を進める」が、学生では「すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める」が、そのほかの職業では「障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める」の割合が、それぞれ高くなっている。

14. 人権尊重の社会の実現

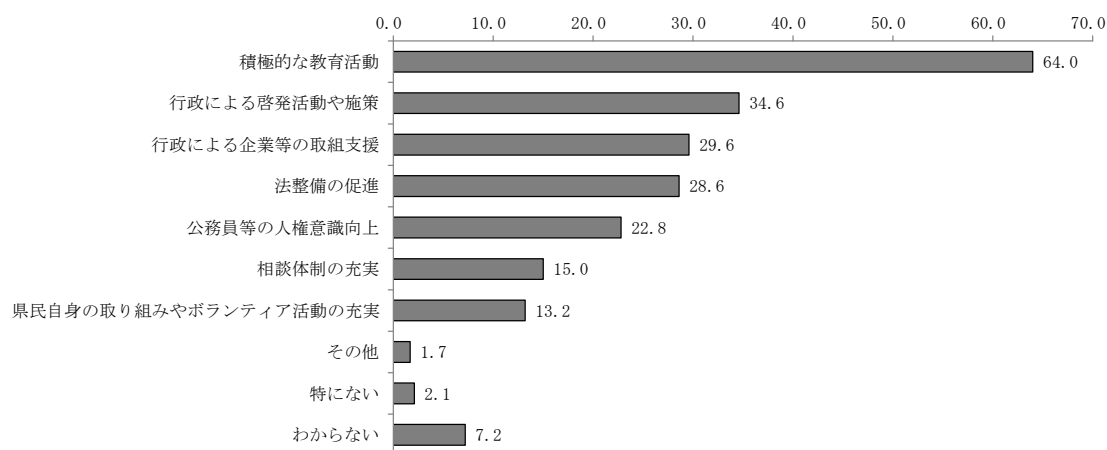
人権尊重の社会実現のため必要なこと

問 12-3 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う
2. 行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う
3. 行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する
4. 公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める
5. 県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる
6. 人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する
7. 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する
8. その他
9. 特にない
10. わからない

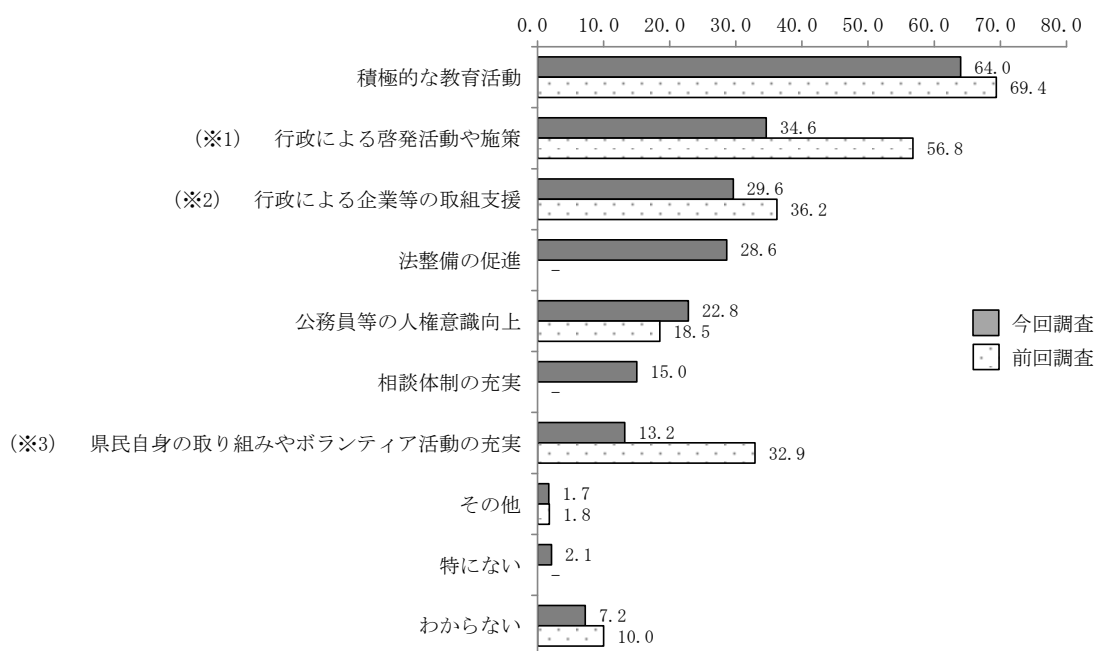
図 14-1 人権尊重の社会実現のため必要なこと (%)



「人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思うか」について聞いたところ、「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」の割合が 64.0%で最も高く、次いで「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」が 34.6%、「行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」が 29.6%となっている。

「その他」の主な記述として、「官民一体で連携し、人権が尊重される仕組みづくりをする必要がある」、「地域コミュニティの再構築」、「家族、地域住民が子どもに、人を思いやる心を教える」などがあつた。

図 14-2 人権尊重の社会実現のため必要なこと (%) [過去の調査との比較]



- ※1 「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」は、前回調査「行政が県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動を積極的に行う」、「行政が人権尊重の視点に立ってさまざまな施策を行う」を合計したものとの比較。
- ※2 「行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」は、前回調査「行政が、企業、事業所等における人権尊重に向けた取り組みを支援する」、「行政が、県民やNPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」を合計したものとの比較。
- ※3 「県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる」は、前回調査「県民自らがボランティア活動などを通じて人権意識を高める」との比較。

前回調査と比べ、「公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める」の割合が高くなっている。一方で、「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」の割合は20ポイント以上、「県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる」は10ポイント以上、それぞれ低くなっている。

表 14-3 人権尊重の社会実現のため必要なこと【性別】 (%)

	男性		女性	
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
積極的な教育活動	62.6	71.0	66.7	68.1
行政による啓発活動や施策 (※1)	39.7	59.4	31.4	54.8
行政による企業等の取組支援 (※2)	29.6	39.9	30.6	34.0
法整備の促進	28.2	-	30.1	-
公務員等の人権意識向上	24.3	19.1	22.3	18.2
相談体制の充実	14.2	-	16.3	-
県民自身の取り組みやボランティア活動の充実 (※3)	11.8	31.5	14.6	34.2
その他	2.1	2.5	1.4	1.4
特にない	2.7	-	1.8	-
わからない	7.0	9.4	7.7	10.4

性別でみると、「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」や「県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる」などでは女性の割合が高くなっている。一方で、「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」や「公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める」では男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べ、男女ともに「公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める」の割合が高くなっている。一方、女性では「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」の割合は20ポイント以上、「県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる」は10ポイント以上低くなっており、男性では「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」や「県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる」が10ポイント以上低くなっている。

表 14-4 人権尊重の社会実現のため必要なこと【年齢別】 (%)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
積極的な教育活動	61.8	60.6	69.3	62.5	65.8	64.5
行政による啓発活動や施策	28.9	36.3	29.2	36.1	33.9	39.2
行政による企業等の取組支援	21.1	25.6	26.0	32.9	33.9	30.6
法整備の促進	30.3	38.1	38.5	28.7	27.7	21.5
公務員等の人権意識向上	22.4	26.9	21.9	24.5	21.0	23.4
相談体制の充実	6.6	12.5	10.9	15.3	14.8	20.7
県民自身の取り組みやボランティア活動の充実	15.8	18.1	12.5	17.1	15.2	7.5
その他	1.3	4.4	3.1	1.9	1.0	0.5
特にない	0.0	1.9	3.6	0.9	1.9	3.0
わからない	11.8	6.3	4.2	8.8	6.8	8.1

年齢別でみると、全ての年齢層で「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」の割合が最も高く、次いで20歳代から40歳代では「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する」が、50歳代、70歳以上では「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」が、60歳代では「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」と「行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」の割合が、それぞれ高くなっている。

表 14-5 人権尊重の社会実現のため必要なこと【職業別】 (%)

	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育等関係職員・公務員	自由業等	家事専業	学生	無職
積極的な教育活動	67.5	67.7	62.7	71.8	60.0	70.1	57.1	59.3
行政による啓発活動や施策	37.3	31.2	36.0	35.6	33.3	34.5	28.6	35.5
行政による企業等の取組支援	30.1	30.1	29.5	33.2	20.0	29.9	21.4	30.3
法整備の促進	22.9	32.3	30.7	37.6	35.6	26.8	21.4	24.3
公務員等の人権意識向上	21.7	28.0	25.5	20.3	37.8	19.1	7.1	22.4
相談体制の充実	12.0	15.1	11.2	11.9	22.2	22.2	7.1	16.7
県民自身の取り組みやボランティア活動の充実	15.7	12.9	14.0	19.3	8.9	12.9	7.1	10.4
その他	0.0	3.2	1.9	3.0	2.2	1.0	0.0	1.4
特にない	3.6	1.1	1.9	2.0	4.4	1.5	0.0	2.7
わからない	9.6	5.4	6.8	4.5	2.2	6.7	7.1	10.1

職業別でみると、全ての職業で「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」の割合が最も高く、次いで商工サービス業、教育等関係職員・公務員では「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する」が、自由業等では「公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める」が、そのほかの職業では「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」の割合が、それぞれ高くなっている。

15. 人権問題や調査についての意見・要望

人権問題やこの調査に関して、自由記述として寄せられた意見、要望は全体で 205 件となっており、その内容を各調査項目、及び調査等に分類し、取りまとめた結果は下表のとおりとなっている。

表 15-1 人権問題や調査についての意見・要望

人権全般	結果を公表し、行政としての方策を立てるなど	9
	相手の立場に立って物事を考え、個々を尊重し、違いを認めることなど	7
	差別される側に問題がある時もあるなど	6
	一人一人が大切な存在であることを自覚するなど	5
	職場や教育現場などで人権の話を開ける機会があればいいなど	5
	人権尊重が一番には家庭の問題など	4
	不勉強であると思ったなど	4
	個人の差を認めること。その差を大切に考えることなど	3
	子どもや高齢者が地域で安全で安心して生活できる社会になればよいなど	3
	マイノリティをどう尊重していくかが重要など	2
	権利ばかり主張して義務を果たしていないなど	2
	その他	10
小計		60
教育	社会全体で人権教育を行っていくことが必要など	7
	学校教育が一番重要など	5
	教師のレベル向上第一など	4
	道徳教育が最も大切など	2
	子どもに対する教育が一番重要など	2
	その他	4
小計		24
啓発	継続的で回数が多い手段が効果的	1
	TVのほうがイベントなどよりも影響が大きい	1
小計		2
同和問題	行政が差別しているなど	8
	あまり気にしたことがないなど	6
	公営住宅へ入居時に優先されているなど	3
	お互いが相手を理解尊重するなど	3
	家族がちゃんと教えるべきことなど	3
	いつまでも甘えないで普通の生活は自分で努力してほしいなど	2
	寝た子を起こすなど	2
	生まれるときに親や場所を選ぶことはできない	1
	大人が子どもに対して差別を言いすぎる	1
	その他	2
小計		31
女性	おんなのくせになどと言われる	1
	中小企業では育休も難しい	1
小計		2

子ども	今のいじめ自殺の陰惨さは悲しい	1
	不登校から登校できた事例など知りたい	1
	守ってあげられるのは周りの大人たちです	1
	子どもと向き合うことが大切です	1
	いじめを受けている子がいたら、必ず助けてあげてください	1
	安心して子どもを通わせられる学校づくりをお願いする	1
小計		6
高齢者	高齢者が安心して過ごせる世の中であってほしい	1
	老後と人権問題が気になります	1
	高齢者の人権が守られるには、お金が必要な現状がある	1
小計		3
障害者	障がいのある人に対して配慮が足りない	1
小計		1
エイズ患者・HIV感染者 ・ハンセン病元患者等	エイズ患者とハンセン病患者について、よくわからない	1
小計		1
外国人	「地球人」であるという意識づくりが大切	1
小計		1
刑を終えて出所した人	性犯罪者は再犯の可能性が高い	1
小計		1
犯罪被害者等	罪を償ったとしても、やはり怖い	1
	いつ自分がその立場になるかわからない	1
	犯罪の種類により、その対応の仕方が難しい	1
	生活苦に悩んでいる人をもっと救済すべきである	1
小計		4
インターネット	扇動した者たちを断罪しない限り、同じことの繰り返し	1
	無責任な中傷など目に余るものがある	1
小計		2
調査	こんな調査がなんになるのかなど	12
	高齢者ですので、内容がわかりませんなど	11
	質問が多いなど	8
	調査結果が反映されることを願いますなど	6
	自分自身の考えを再確認したなど	4
	無駄に税金を使ってほしくないなど	2
	その他	3
小計		46
その他	行政機関の一律的、統一的な対応を要望するなど	10
	頑張ってくださいよう祈っていますなど	5
	実行することが一番大事など	5
	情けない世の中です	1
小計		21

Ⅲ. 設問間クロス集計分析

III. 設問間クロス集計分析

1. 問 1-1 × 問 1-1 副問 × 問 1-2

表 16-1 「問 1-1」 基本的人権の周知度 × 「問 1-1 副問」 日本の基本的人権 × 「問 1-2」 人権意識の変化 (%)

問 1-1	問 1-2		そう思う	いちがいには いえない	思わない	わからない
			全体 (n=228)	全体 (n=425)	全体 (n=362)	全体 (n=230)
			男性 (n=93)	男性 (n=189)	男性 (n=185)	男性 (n=79)
		女性 (n=127)	女性 (n=232)	女性 (n=173)	女性 (n=149)	
知っている (n=1,065) 78.8%	そう思う	全体 (n=241)	37.3	33.6	10.8	10.4
		男性 (n=118)	35.6	34.7	13.6	6.8
		女性 (n=118)	38.1	32.2	8.5	14.4
	いちがいにいえない	全体 (n=658)	15.2	38.6	31.2	8.5
		男性 (n=292)	14.0	37.3	35.6	7.2
		女性 (n=360)	15.6	40.0	27.5	9.7
	おもわない	全体 (n=124)	3.2	21.8	61.3	9.7
		男性 (n=60)	5.0	23.3	63.3	5.0
		女性 (n=63)	1.6	20.6	58.7	14.3
	わからない	全体 (n=39)	7.7	5.1	12.8	64.1
		男性 (n=14)	7.1	7.1	21.4	57.1
		女性 (n=25)	8.0	4.0	8.0	68.0
		全体 (n=1,065)	18.5	34.4	29.3	11.1
		男性 (n=486)	17.9	34.2	33.1	8.2
		女性 (n=567)	18.3	34.7	26.1	13.8
知らない (n=252) 18.7%		全体 (n=252)	11.5	23.0	17.9	44.0
		男性 (n=92)	5.4	23.9	23.9	42.4
		女性 (n=154)	14.3	22.7	14.3	45.5

2. 問1-4 副問1 × 問12-1

表17-1 「問1-4 副問1」人権が侵害されたと思った内容 × 「問12-1」人権意識を高めるための啓発方法 (%)

問1-4副問1	講演会・研修会		広報紙・パンフレット		テレビ・ラジオ		映画・DVD		新聞		雑誌・週刊誌		映画上映会・展示会		掲示物		人権フェスティバルなどのイベント		インターネットなど		その他		特になし		わからない							
	全体 (n=211)	男性 (n=75)	全体 (n=227)	男性 (n=103)	全体 (n=803)	男性 (n=349)	全体 (n=101)	男性 (n=52)	全体 (n=194)	男性 (n=204)	全体 (n=104)	男性 (n=43)	全体 (n=54)	男性 (n=25)	全体 (n=118)	男性 (n=64)	全体 (n=172)	男性 (n=87)	全体 (n=165)	男性 (n=67)	全体 (n=42)	男性 (n=23)	全体 (n=43)	男性 (n=19)	全体 (n=123)	男性 (n=52)	全体 (n=71)	男性 (n=34)				
あからさま、他人からの悪口、かけこ	29.9	18.0	18.0	14.7	61.6	33.3	13.3	32.7	32.7	9.5	9.5	4.7	4.7	14.2	10.7	16.6	14.7	14.7	14.7	4.3	4.3	0.9	0.9	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1			
名誉・信用のき損、侮辱	27.6	33.3	16.2	19.4	66.7	33.3	10.5	39.0	39.0	3.8	3.8	2.9	2.9	14.3	10.7	13.3	15.2	15.2	15.2	7.6	7.6	2.9	2.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9			
暴力、脅迫、強要	28.0	33.3	16.0	13.0	56.0	33.3	12.0	28.0	28.0	5.9	5.9	2.0	2.0	10.0	10.0	12.0	12.0	12.0	12.0	8.0	8.0	4.0	4.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0			
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	15.0	11.8	11.8	11.8	55.0	33.3	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	5.0	5.0	15.0	10.0	11.8	11.8	11.8	11.8	10.0	10.0	3.6	3.6	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1			
悪臭・騒音等の公害	20.7	23.1	17.2	12.5	58.2	33.3	10.3	7.7	41.4	6.9	6.9	15.4	15.4	17.2	10.0	24.1	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4		
差別待遇	19.6	25.0	21.7	12.5	60.9	33.3	8.7	41.3	41.3	13.0	13.0	6.5	6.5	19.6	17.4	17.4	8.7	8.7	8.7	8.7	6.5	6.5	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7		
地域などでの仲間はずれ	12.5	18.8	16.7	16.7	70.0	33.3	6.7	46.7	46.7	6.7	6.7	10.0	6.3	23.3	23.3	23.3	10.0	10.0	10.0	10.0	6.7	6.7	18.8	18.8	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3		
公的機関による不当な取扱い	33.3	22.2	24.2	20.0	57.6	33.3	6.1	24.2	24.2	9.1	9.1	3.0	3.0	10.0	10.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	9.1	9.1	3.0	3.0	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1		
使用者による労働時間等の不当な待遇	36.4	52.6	18.2	10.5	61.4	33.3	25.0	37.5	37.5	2.3	2.3	9.1	9.1	6.8	6.8	25.0	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	4.5	4.5	2.3	2.3	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5		
プライバシーの侵害	24.0	24.0	24.0	24.0	68.0	33.3	12.0	44.0	44.0	4.0	4.0	12.0	4.0	8.0	8.0	32.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	4.0	4.0	8.0	8.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
セクシュアル・ハラスメント	10.0	10.0	10.0	10.0	75.0	33.3	10.0	10.0	40.0	15.0	15.0	5.0	5.0	20.0	20.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	33.3	33.3	4.3	4.3	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	
パワー・ハラスメント	26.6	29.4	13.9	11.8	68.4	33.3	10.1	23.5	23.5	8.9	8.9	5.1	5.1	15.2	11.8	20.3	13.9	13.9	13.9	13.9	12.7	12.7	1.3	1.3	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	
ストーカー行為	20.0	20.0	20.0	20.0	66.7	33.3	6.7	46.7	46.7	6.8	6.8	6.8	6.8	13.3	13.3	13.3	40.0	40.0	40.0	40.0	20.0	20.0	22.2	22.2	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	
家庭での不当な取扱い	31.4	25.0	11.4	12.9	54.3	33.3	11.1	48.6	48.6	11.4	11.4	5.7	5.7	22.2	14.3	14.3	11.4	11.4	11.4	11.4	17.1	17.1	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	
社会福祉施設での不当な取扱い	75.0	100.0	100.0	100.0	25.0	33.3	9.7	51.6	51.6	12.9	12.9	6.5	6.5	16.1	16.1	16.1	25.0	25.0	25.0	25.0	16.1	16.1	16.1	16.1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	
その他	9.1	9.1	9.1	9.1	33.3	33.3	9.1	66.7	66.7	27.3	27.3	100.0	100.0	33.3	33.3	33.3	18.2	18.2	18.2	18.2	20.0	20.0	9.1	9.1	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	
なんとなくさう感じた	39.0	26.7	24.4	20.0	43.9	33.3	4.9	31.7	31.7	4.9	4.9	7.3	7.3	9.8	20.0	12.2	19.5	19.5	19.5	19.5	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6
答えたくない	18.2	20.0	9.1	9.1	63.6	33.3	9.1	60.0	60.0	8.0	8.0	8.0	8.0	27.3	9.1	20.0	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2

3. 問 1-4 副問 1 × 問 1-4 副問 2

表 18-1 「問 1-4 副問 1」人権が侵害されたと思った内容 × 「問 1-4 副問 2」人権侵害されたと思ったときの内容 (%)

	問 1-4 副問 2	友人、職場の同僚・上司に相談した	家族、親せきに相談した	弁護士に相談した	警察に相談した	法務局や人権擁護委員に相談した	県や市町村役場に相談した	民間団体に相談した	相手に抗議した	何もなかった	その他	おぼえていない
		全体 (n=103) 男性 (n=35) 女性 (n=67)	全体 (n=105) 男性 (n=28) 女性 (n=77)	全体 (n=21) 男性 (n=12) 女性 (n=8)	全体 (n=24) 男性 (n=9) 女性 (n=15)	全体 (n=6) 男性 (n=2) 女性 (n=4)	全体 (n=17) 男性 (n=6) 女性 (n=11)	全体 (n=11) 男性 (n=4) 女性 (n=7)	全体 (n=82) 男性 (n=37) 女性 (n=44)	全体 (n=145) 男性 (n=58) 女性 (n=86)	全体 (n=22) 男性 (n=8) 女性 (n=14)	全体 (n=13) 男性 (n=5) 女性 (n=7)
問 1-4 副問 1												
あらぬ噂、他人からの悪口、かざり	全体 (n=211) 男性 (n=75) 女性 (n=134)	36.0 29.3 40.3	33.6 24.0 39.6	4.7 5.3 4.5	7.1 8.0 6.7	0.9 8.0 1.5	2.4 4.0 1.5	2.8 2.7 3.0	23.2 28.0 20.9	36.0 40.0 33.6	4.7 2.7 6.0	1.9 1.3 1.5
名誉・信用のき損、侮辱	全体 (n=105) 男性 (n=51) 女性 (n=54)	33.3 21.6 44.4	36.2 21.6 50.0	7.6 9.8 5.6	7.6 3.9 11.1	1.9 3.9 3.7	4.8 5.9 3.7	5.7 2.0 9.3	32.4 39.2 25.9	28.6 33.3 24.1	6.7 5.9 7.4	1.0 2.0
暴力、脅迫、強要	全体 (n=50) 男性 (n=22) 女性 (n=28)	36.0 31.8 39.3	42.0 27.3 53.6	12.0 4.5 17.9	20.0 13.6 25.0	4.0 4.5 3.6	8.0 9.1 7.1	8.0 4.5 10.7	32.0 27.3 35.7	16.0 22.7 10.7	10.0 9.1 10.7	2.0 3.6
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	全体 (n=20) 男性 (n=17) 女性 (n=3)	35.0 29.4 66.7	30.0 35.3	20.0 17.6 33.3	15.0 17.6	5.0 33.3	25.0 17.6 66.7	5.0 5.9	40.0 47.1	20.0 23.5	10.0 5.9 33.3	
悪臭・騒音等の公害	全体 (n=29) 男性 (n=13) 女性 (n=16)	10.3 7.7 12.5	24.1 15.4 31.3	3.4 7.7	24.1 15.4 31.3	3.4 6.3	13.8 7.7 18.8	48.3 61.5 37.5	27.6 38.5 18.8			
差別待遇	全体 (n=46) 男性 (n=16) 女性 (n=30)	19.6 25.0 16.7	30.4 18.8 36.7	6.5 12.5 3.3	8.7 12.5 6.7	2.2 3.3 3.3	10.9 12.5 10.0	6.5 10.0	32.6 56.3 20.0	32.6 12.5 43.3	10.9 12.5 10.0	6.5 6.3 6.7
地域などでの仲間はずれ	全体 (n=16) 男性 (n=6) 女性 (n=10)	43.8 50.0 40.0	43.8 33.3 50.0		6.3 10.0	6.3 10.0	6.3 10.0	12.5 20.0	43.8 33.3 50.0	12.5 6.3	6.3	
公的機関による不当な取扱い	全体 (n=33) 男性 (n=18) 女性 (n=15)	27.3 22.2 33.3	15.2 5.6 26.7	21.2 27.8 13.3	12.1 16.7 6.7	3.0 5.6	6.1 11.1	3.0	48.5 55.6 40.0	33.3 22.2 46.7	3.0 5.6	
使用者による労働強制等の不当な待遇	全体 (n=23) 男性 (n=15) 女性 (n=8)	39.1 20.0 75.0	26.1 26.7 25.0	17.4 20.0 12.5			8.7 6.7 12.5	4.3 6.7	26.1 26.7 25.0	17.4 20.0 12.5	4.3 6.7	4.3 6.7
プライバシーの侵害	全体 (n=44) 男性 (n=19) 女性 (n=25)	27.3 21.1 32.0	29.5 10.5 44.0	6.8 10.5 4.0	11.4 15.8 8.0	4.5 8.0	6.8 5.3 8.0	2.3 4.0	25.0 31.6 20.0	38.6 42.1 36.0	9.1 16.0	2.3 4.0
セクシュアル・ハラスメント	全体 (n=23) 男性 (n=3) 女性 (n=20)	47.8 33.3 50.0	26.1 30.0	4.3 5.0	13.0 15.0	8.7 10.0	4.3 5.0	8.7 10.0	8.7 33.3 5.0	34.8 33.3 35.0	4.3	
パワーハラスメント	全体 (n=79) 男性 (n=34) 女性 (n=44)	48.1 38.2 54.5	32.9 20.6 43.2	10.1 5.9 13.6	6.3 2.9 9.1	2.5 4.5	5.1 2.9 6.8	7.6 5.9 9.1	31.6 38.2 25.0	26.6 32.4 22.7	6.3 2.9 9.1	
ストーカー行為	全体 (n=15) 男性 (n=6) 女性 (n=9)	46.7 50.0 44.4	26.7 16.7 33.3	13.3 16.7	26.7 16.7	6.7	6.7 11.1 11.1	6.7	33.3 33.3 33.3	6.7 16.7	6.7	
家庭での不当な取扱い	全体 (n=35) 男性 (n=4) 女性 (n=31)	25.7 25.0 25.8	34.3 25.0 35.5	2.9 3.2	5.7 6.5	2.9 3.2	2.9 3.2 3.2	5.7 6.5	28.6 25.0 29.0	40.0 50.0 38.7	2.9 3.2	2.9 3.2
社会福祉施設での不当な取扱い	全体 (n=4) 男性 (n=1) 女性 (n=3)	25.0 100.0 33.3	75.0 100.0 66.7	25.0			25.0 100.0	25.0 100.0	25.0 100.0			
その他	全体 (n=11) 男性 (n=5) 女性 (n=5)	18.2 40.0		18.2 20.0 20.0	9.1 20.0	9.1 20.0	18.2 40.0	18.2 40.0	18.2 40.0	36.4 20.0 40.0	27.3 40.0 20.0	
なんとなくそう感じた	全体 (n=41) 男性 (n=15) 女性 (n=25)	9.8 16.0	22.0 26.7 20.0	2.4 6.7	2.4 6.7		2.4 6.7		12.2 6.7 16.0	51.2 46.7 56.0		14.6 13.3 16.0
答えたくない	全体 (n=11) 男性 (n=5) 女性 (n=6)	18.2 20.0 16.7	9.1					9.1 20.0	9.1 20.0	63.6 60.0		9.1 20.0

4. 問3-1 × 問3-2

表 19-1 「問3-1」女性に関する人権上の問題点 × 「問3-2」女性の人権を守るために必要なこと (%)

問3-1		問3-2		働きながら家事などを両立できる環境の整備	政策・方針決定過程への参画を推進	女性への犯罪の取締り強化	男女平等に関する教育の充実	メディアの自主的な取り組みを促す	相談体制の充実	その他	特にない	わからない
		教育・啓発活動を推進	教育・啓発活動を推進									
		全体 (n=287)	全体 (n=957)	全体 (n=276)	全体 (n=250)	全体 (n=369)	全体 (n=124)	全体 (n=136)	全体 (n=22)	全体 (n=80)	全体 (n=90)	
		男性 (n=133)	男性 (n=379)	男性 (n=116)	男性 (n=99)	男性 (n=172)	男性 (n=55)	男性 (n=53)	男性 (n=15)	男性 (n=45)	男性 (n=45)	
		女性 (n=152)	女性 (n=567)	女性 (n=156)	女性 (n=147)	女性 (n=194)	女性 (n=66)	女性 (n=81)	女性 (n=7)	女性 (n=34)	女性 (n=44)	
固定的な役割分担意識	全体 (n=492)	32.1	85.8	28.7	18.3	35.8	11.8	9.6	2.4	0.8	1.0	
	男性 (n=197)	36.5	81.2	28.4	17.3	41.1	10.2	10.7	3.6	1.0	1.0	
	女性 (n=288)	29.9	88.5	28.5	19.4	32.3	12.5	9.0	1.7	0.7	1.0	
意見や発言が無視される	全体 (n=383)	36.3	81.2	32.4	20.9	34.7	11.2	11.7	2.3	1.0	1.6	
	男性 (n=151)	41.7	76.8	33.8	17.2	37.7	13.9	8.6	4.0	0.7	1.3	
	女性 (n=229)	32.8	84.3	31.4	23.6	32.3	9.6	14.0	1.3	1.3	1.7	
職場における差別待遇	全体 (n=400)	33.0	84.0	34.5	21.8	38.3	13.0	9.5	2.8	0.8	1.5	
	男性 (n=185)	34.6	78.4	30.3	22.2	42.7	16.2	7.0	4.3	0.5	2.2	
	女性 (n=212)	32.1	88.7	38.2	21.2	34.4	10.4	11.8	1.4	0.9	0.9	
非正規職員が多い	全体 (n=313)	27.5	85.3	29.4	18.5	35.1	12.1	13.7	2.6	1.3	1.6	
	男性 (n=113)	29.2	80.5	31.0	16.8	34.5	15.0	11.5	4.4	1.8	1.8	
	女性 (n=198)	26.3	87.9	28.3	19.2	35.4	10.6	15.2	1.5	1.0	1.5	
ドメスティック・バイオレンス	全体 (n=404)	31.4	81.7	27.7	29.2	34.4	12.4	13.4	2.0	0.7	2.0	
	男性 (n=169)	34.3	75.1	26.0	27.8	40.8	13.0	12.4	3.6	1.2	3.0	
	女性 (n=231)	29.9	86.6	28.6	29.9	29.9	11.7	14.3	0.9	0.4	1.3	
職場におけるセクシュアル・ハラスメント	全体 (n=356)	30.9	80.3	29.8	28.4	36.0	15.2	12.6	2.5		1.4	
	男性 (n=159)	35.8	74.8	27.7	24.5	42.8	15.7	11.9	3.8		2.5	
	女性 (n=196)	27.0	84.7	31.1	31.6	30.1	14.8	13.3	1.5		0.5	
売春・買春	全体 (n=270)	34.1	82.6	33.0	31.5	36.3	18.9	14.1	1.9	0.4	1.1	
	男性 (n=114)	36.8	78.1	36.0	25.4	43.0	20.2	12.3	3.5		0.9	
	女性 (n=151)	32.5	86.1	30.5	35.1	31.8	17.2	15.9	0.7	0.7	1.3	
ヌード写真などを掲載した雑誌・DVD等	全体 (n=155)	40.0	81.3	31.6	25.8	32.9	24.5	12.3	1.3		1.3	
	男性 (n=60)	41.7	78.3	41.7	16.7	36.7	21.7	13.3	1.7			
	女性 (n=93)	39.8	83.9	24.7	31.2	30.1	25.8	11.8	1.1		2.2	
風俗営業	全体 (n=158)	34.8	80.4	28.5	32.3	36.7	23.4	17.1	2.5	0.6	0.6	
	男性 (n=61)	39.3	72.1	34.4	29.5	41.0	21.3	16.4	4.9			
	女性 (n=95)	32.6	86.3	25.3	32.6	34.7	24.2	17.9	1.1	1.1	1.1	
女性だけに用いられる言葉	全体 (n=63)	30.2	73.0	34.9	20.6	39.7	27.0	12.7	1.6		6.3	
	男性 (n=25)	44.0	64.0	28.0	4.0	36.0	32.0	8.0			12.0	
	女性 (n=38)	21.1	78.9	39.5	31.6	42.1	23.7	15.8	2.6		2.6	
その他	全体 (n=20)	25.0	70.0	35.0	25.0	30.0	20.0	5.0	15.0			
	男性 (n=7)	14.3	71.4	28.6	28.6	28.6	14.3		28.6			
	女性 (n=12)	33.3	75.0	41.7	16.7	33.3	25.0		8.3			
特にない	全体 (n=170)	4.7	51.2	7.1	6.5	14.1	2.9	4.1	0.6	32.9	7.1	
	男性 (n=82)	3.7	42.7	6.1	7.3	13.4	3.7	3.7	1.2	41.5	4.9	
	女性 (n=86)	5.8	59.3	7.0	5.8	15.1	2.3	4.7		24.4	9.3	
わからない	全体 (n=129)	4.7	40.3	1.6	4.7	14.0		6.2	0.8	7.8	44.2	
	男性 (n=59)	3.4	37.3	1.7	5.1	15.3		1.7		6.8	49.2	
	女性 (n=68)	5.9	44.1	1.5	4.4	13.2		8.8	1.5	8.8	39.7	

5. 問3-3 × 問3-4

表 20-1 「問3-3」男女の雇用機会について × 「問3-4」仕事と家庭の両立について (%)

問3-3	問3-4		育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進	時間外勤務の短縮を促進	年次有給休暇の計画的取得を促進	看護休暇制度の取得しやすい環境を促進	ファミリーサポートセンターの整備促進	男性の育児休業制度利用の啓発	男性保護等に關する制度の整備	児童クラブ・子ども会などの利便性	その他	特にな	わからない
	全体	男性											
男女の均等採用を促進	全体 (n=615)	87.8	3.9	2.1	1.1	1.1	0.8	0.5	0.8	1.1	0.8	0.5	0.3
	男性 (n=255)	85.1	4.7	3.9	0.8	1.2	0.8	1.2	0.8	0.8	0.8	0.8	0.4
女性 (n=351)	89.7	3.1	0.9	1.4	1.4	1.4	0.6	1.3	0.9	1.4	0.9	0.3	0.3
職場の会議等への女性参加を促進	全体 (n=103)	51.3	18.1	11.6	7.3	7.3	5.6	1.3	0.9	0.4		0.4	0.4
	男性 (n=103)	48.5	18.4	14.6	7.8	7.8	6.8	1.0	1.0			0.8	0.8
女性 (n=28)	53.9	18.0	9.4	7.0	7.0	4.7	1.6						
昇進・昇格の機会を同一とする	全体 (n=558)	29.6	16.7	14.3	10.8	11.1	11.1	7.0	1.3	3.4	0.9	0.2	0.2
	男性 (n=228)	28.5	17.1	14.5	13.2	10.1	10.1	6.6	2.2	2.6	0.9	0.2	0.4
女性 (n=326)	30.4	16.3	14.4	9.2	9.2	12.0	7.1	0.6	0.6	3.7	0.9	0.4	0.4
重要な仕事を女性に任せる	全体 (n=106)	20.8	20.8	15.1	15.1	2.8	2.8	6.6	3.8	5.7			1.9
	男性 (n=52)	26.9	17.3	9.6	19.2	3.8	3.8	7.7	3.8	3.8			1.9
女性 (n=53)	15.1	24.5	20.8	11.3	11.3	3.8	5.7	3.8	3.8	7.5			1.9
女性のいない職種に女性を配置	全体 (n=213)	12.2	11.7	14.6	15.0	8.9	8.9	9.9	3.3	13.1	0.5	0.5	
	男性 (n=103)	11.7	13.6	15.5	10.7	8.7	8.7	11.7	2.9	12.6		1.0	
女性 (n=107)	12.1	10.3	13.1	19.6	9.3	13.1	8.4	3.7	3.7	13.1	0.9		
仕事の教育訓練を女性にも行う	全体 (n=321)	11.2	9.7	11.5	15.3	14.0	14.0	9.7	3.4	14.3	0.6	0.6	0.3
	男性 (n=146)	8.2	8.9	15.1	17.1	11.6	11.6	8.2	4.1	13.0	0.7	1.4	
女性 (n=172)	13.4	10.5	8.1	14.0	16.3	16.3	10.5	2.9	2.9	15.7	0.6	0.6	0.6
女性の管理職採用を促進	全体 (n=239)	2.5	6.3	8.8	15.1	10.5	10.5	16.3	7.1	18.0	2.1		
	男性 (n=104)	3.8	5.8	11.5	9.6	6.7	6.7	23.1	5.8	17.3	1.9		
女性 (n=135)	1.5	6.7	6.7	19.3	13.3	13.3	11.1	8.1	8.1	18.5	2.2		
女性に配慮した職場環境の整備	全体 (n=326)	8.0	4.9	9.2	8.0	8.0	8.0	15.0	9.5	21.2	1.2		
	男性 (n=126)	9.5	3.2	10.3	6.3	8.7	8.7	19.0	11.1	15.9	0.8		
女性 (n=196)	7.1	6.1	8.7	8.7	7.1	7.1	12.8	8.7	8.7	24.5	1.5		3.3
その他	全体 (n=30)	20.0	10.0		3.3	10.0	10.0	13.3	3.3	10.0	16.7		
	男性 (n=15)	20.0	6.7		6.7	6.7	6.7	13.3	6.7	6.7	26.7		
女性 (n=15)	20.0	13.3		6.7	13.3	13.3	13.3	6.7	6.7	6.7			6.7
特にな	全体 (n=74)	29.7	5.4	2.7	5.4			1.4	2.7	2.7	1.4	39.2	8.1
	男性 (n=37)	29.7	8.1		2.7			2.7	2.7	2.7	2.7	43.2	5.4
女性 (n=34)	29.4	2.9	5.9	11.8			2.7	2.9	2.9	2.9	2.7	32.4	11.8
わからない	全体 (n=98)	36.7	2.0		1.0			1.0	1.0	3.1		3.1	50.0
	男性 (n=46)	39.1	4.3		2.2			2.2	2.2	4.3		4.3	47.8
女性 (n=51)	35.3			2.0				2.2	2.2	2.0		5.9	51.0

6. 問 4-3

表 21-1 「問 4-3」子どもが虐待されていると知った場合の対応 (%)

		市町村役場 や福祉事務 所などに通 報	児童相談所 に通報	警察に通報	民生委員・ 児童委員に 通報	保育所、学 校等に通報	直接その家 族に確める	どうしたら よいかわか らない	確かな根拠 がなければ、 通報でき ない	特に何もし ない	その他	わからない
		(n=255)	(n=259)	(n=178)	(n=133)	(n=88)	(n=33)	(n=99)	(n=168)	(n=6)	(n=13)	(n=42)
全体	全体 (n=1,351)	18.9	19.2	13.2	9.8	6.5	2.4	7.3	12.4	0.4	1.0	3.1
	男性 (n=585)	21.2	17.4	16.6	8.7	7.0	3.1	6.5	9.9	0.7	0.9	2.9
	女性 (n=732)	17.2	21.2	10.7	10.9	6.0	2.0	8.2	14.8	0.3	1.1	3.4
20歳代	全体 (n=76)	6.6	38.2	10.5	2.6	3.9	1.3	14.5	14.5	0.0	3.9	2.6
	男性 (n=35)	8.6	37.1	11.4	2.9	2.9	0.0	11.4	14.3	0.0	5.7	2.9
	女性 (n=41)	4.9	39.0	9.8	2.4	4.9	2.4	17.1	14.6	0.0	2.4	2.4
30歳代	全体 (n=160)	17.5	28.8	11.9	3.1	1.9	1.3	12.5	18.1	0.6	1.3	1.3
	男性 (n=64)	20.3	25.0	21.9	4.7	3.1	3.1	7.8	4.7	1.6	1.6	3.1
	女性 (n=96)	15.6	31.3	5.2	2.1	1.0	0.0	15.6	27.1	0.0	1.0	0.0
40歳代	全体 (n=192)	18.8	24.0	9.9	2.6	1.6	1.0	10.4	15.1	0.5	1.0	1.0
	男性 (n=94)	20.2	17.0	14.9	3.2	2.1	2.1	5.3	3.2	1.1	1.1	2.1
	女性 (n=96)	17.7	31.3	5.2	2.1	1.0	0.0	15.6	27.1	0.0	1.0	0.0
50歳代	全体 (n=216)	17.6	20.8	13.4	9.7	9.3	0.5	6.9	16.2	0.5	0.9	1.4
	男性 (n=104)	19.2	19.2	17.3	6.7	9.6	1.0	4.8	17.3	1.0	0.0	0.0
	女性 (n=112)	16.1	22.3	9.8	12.5	8.9	0.0	8.9	15.2	0.0	1.8	2.7
60歳代	全体 (n=310)	25.5	12.9	16.1	10.6	4.8	3.2	7.7	12.3	0.0	0.3	2.6
	男性 (n=146)	29.5	11.0	15.8	7.5	6.8	3.4	6.8	12.3	0.0	0.0	2.1
	女性 (n=163)	21.5	14.7	16.6	13.5	3.1	3.1	8.6	12.3	0.0	0.6	3.1
70歳以上	全体 (n=372)	18.3	15.1	12.4	17.2	7.8	2.7	3.5	8.6	1.1	0.3	5.9
	男性 (n=142)	18.3	14.1	15.5	15.5	7.7	2.8	4.2	4.9	1.4	0.7	5.6
	女性 (n=223)	17.5	16.1	10.8	17.9	7.2	2.7	3.1	11.2	0.9	0.0	6.3
農林漁業	全体 (n=83)	15.7	13.3	19.3	14.5	12.0	3.6	4.8	10.8	0.0	1.2	2.4
	男性 (n=51)	21.6	5.9	21.6	15.7	13.7	3.9	3.9	7.8	0.0	2.0	0.0
	女性 (n=32)	6.3	25.0	15.6	12.5	9.4	3.1	6.3	15.6	0.0	0.0	6.3
商工サービス業	全体 (n=93)	23.7	11.8	11.8	19.4	9.7	2.2	2.2	11.8	0.0	1.1	2.2
	男性 (n=56)	23.2	12.5	12.5	19.6	7.1	3.6	3.6	8.9	0.0	1.8	1.8
	女性 (n=37)	24.3	10.8	10.8	18.9	13.5	0.0	0.0	16.2	0.0	0.0	2.7
勤め	全体 (n=322)	18.9	22.0	13.4	4.7	5.3	2.5	13.4	15.5	0.3	0.6	0.9
	男性 (n=172)	19.8	20.9	16.9	3.5	5.2	2.9	11.0	15.1	0.6	0.0	1.2
	女性 (n=147)	17.7	23.8	8.8	5.4	5.4	2.0	16.3	16.3	0.0	1.4	0.7
教育等関係職員・公務員	全体 (n=202)	17.3	28.7	13.4	5.0	7.9	1.5	6.9	12.4	0.0	2.0	1.0
	男性 (n=78)	19.2	29.5	23.1	3.8	10.3	1.3	2.6	3.8	0.0	0.0	1.3
	女性 (n=124)	16.1	28.2	7.3	5.6	6.5	1.6	9.7	17.7	0.0	3.2	0.8
自由業等	全体 (n=45)	22.2	13.3	11.1	13.3	11.1	6.7	2.2	6.7	0.0	2.2	2.2
	男性 (n=27)	25.9	11.1	11.1	11.1	14.8	7.4	3.7	0.0	0.0	3.7	3.7
	女性 (n=17)	17.6	17.6	11.8	11.8	5.9	5.9	0.0	17.6	0.0	0.0	0.0
家事専業	全体 (n=194)	19.1	18.0	10.3	14.9	5.2	3.6	7.7	12.4	0.0	1.0	3.1
	男性 (n=7)	28.6	14.3	14.3	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	女性 (n=183)	18.0	18.6	10.4	14.8	4.9	3.8	8.2	12.6	0.0	1.1	3.3
学生	全体 (n=14)	7.1	28.6	28.6	14.3	0.0	0.0	7.1	7.1	0.0	7.1	0.0
	男性 (n=7)	0.0	28.6	28.6	14.3	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	14.3	0.0
	女性 (n=7)	14.3	28.6	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0
無職	全体 (n=366)	20.2	16.4	13.1	10.9	5.5	1.9	4.9	12.0	1.4	0.3	6.8
	男性 (n=186)	22.6	14.0	14.0	9.1	4.8	3.2	5.9	10.8	1.6	0.5	6.5
	女性 (n=178)	17.4	19.1	12.4	12.9	5.6	0.6	3.9	13.5	1.1	0.0	7.3

7. 問5-1 × 問5-2

表 22-1 「問5-1」高齢者に関する人権上の問題点 × 「問5-2」高齢者の人権を守るために必要なこと (%)

問5-1	問5-2	教育・啓蒙活動の推進		バリアフリー、ユニバーサルデザイン対策の実		交通手段の整備		住居の確保、就労環境の整備		地域で支える仕組みの整備		認知症高齢者対策の実		文化活動等の参加機会の確保		相談体制の充実		その他		特にな		わからない			
		全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性
バリアフリー化、ユニバーサルデザインが図られていない	全体 (n=450)	23.8	70.7	56.0	21.1	46.0	30.7	4.9	11.6	0.7	0.2	0.2	0.5	0.5	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	男性 (n=182)	29.1	71.4	48.9	21.4	45.1	26.9	5.5	14.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
女性 (n=264)	20.1	70.5	61.7	20.1	47.0	33.0	4.5	4.5	9.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
自由に公共交通機関を利用できない	全体 (n=417)	21.6	46.0	77.5	24.2	46.5	26.4	6.0	12.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	男性 (n=178)	24.7	44.4	79.8	25.3	44.9	25.3	6.2	12.4	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
女性 (n=235)	19.6	47.2	76.6	23.4	47.7	26.8	5.5	5.2	12.8	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
アパートなどの住居への入居が制限される	全体 (n=329)	25.2	37.4	51.4	38.0	48.6	37.4	5.5	15.5	1.8	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	男性 (n=132)	29.5	32.6	52.3	42.4	43.9	34.8	5.3	18.9	2.3	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
女性 (n=193)	21.8	40.9	51.3	35.2	51.3	38.9	5.2	5.2	13.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
孤独な生活を送っている	全体 (n=425)	23.1	36.5	56.0	27.5	58.8	31.8	10.1	17.6	0.9	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	男性 (n=181)	26.0	35.9	51.4	29.8	56.9	29.3	8.8	17.7	1.1	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
女性 (n=240)	20.8	37.1	60.4	25.4	60.8	33.3	10.8	6.4	11.6	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	
特別な存在としての扱い、身体の拘束などの虐待	全体 (n=293)	26.6	35.8	51.9	28.7	51.2	46.1	7.8	14.3	1.7	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	男性 (n=116)	32.8	31.9	50.9	26.7	50.0	40.5	10.3	19.0	2.6	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
女性 (n=173)	22.0	39.3	53.2	30.6	52.0	50.3	6.4	6.4	11.6	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	
働ける能力を発揮する機会が少ない	全体 (n=382)	15.7	37.4	55.8	44.5	50.8	29.1	12.3	12.8	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	男性 (n=151)	19.2	32.5	50.3	50.3	50.3	26.5	15.2	12.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
女性 (n=227)	13.7	41.0	59.5	40.5	51.1	30.0	9.7	9.7	13.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
悪徳簡法の被害が多い	全体 (n=617)	19.9	34.8	56.7	26.4	52.8	34.2	7.9	16.0	1.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	男性 (n=261)	23.4	29.9	51.7	29.1	48.7	31.0	7.7	19.2	1.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
女性 (n=349)	17.2	38.7	61.0	24.1	55.9	36.4	8.0	8.0	14.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
意見や発言が無視される	全体 (n=181)	30.4	32.6	48.6	27.1	56.9	31.5	6.1	18.2	2.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
	男性 (n=82)	36.6	26.8	48.8	26.8	53.7	29.3	8.5	22.0	4.9	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
女性 (n=95)	24.2	36.8	50.5	27.4	60.0	32.6	4.2	4.2	14.7	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
文化活動等に参加する機会が極めて少ない	全体 (n=109)	24.8	30.3	61.5	24.8	57.8	16.5	29.4	17.4	2.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	男性 (n=36)	27.8	27.8	63.9	19.4	47.2	19.4	30.6	16.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
女性 (n=71)	23.9	31.0	60.6	26.8	63.4	14.1	28.2	18.3	18.3	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	
気軽に相談できる場所がない	全体 (n=324)	19.8	32.7	58.6	23.5	54.0	26.5	10.8	27.5	1.2	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
	男性 (n=135)	20.7	29.6	57.0	20.7	51.9	30.4	10.4	29.6	1.5	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
女性 (n=182)	19.2	35.2	62.1	25.3	56.6	23.1	11.0	11.0	26.9	1.1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
その他	全体 (n=9)	33.3	22.2	66.7	11.1	44.4	11.1	11.1	44.4	44.4	44.4	44.4	44.4	44.4	44.4	44.4	44.4	44.4	44.4	44.4	44.4	44.4	44.4	44.4	44.4
	男性 (n=5)	40.0	20.0	60.0	20.0	20.0	60.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
女性 (n=4)	25.0	25.0	75.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	
特にな	全体 (n=66)	4.5	9.1	24.2	1.5	13.6	13.6	13.6	9.1	3.0	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
	男性 (n=25)	8.0	12.0	8.0	8.0	28.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
女性 (n=38)	2.6	7.9	28.9	2.6	5.3	13.2	13.2	13.2	10.5	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	
わからない	全体 (n=68)	5.9	5.9	25.0	7.4	19.1	13.2	2.9	8.8	2.9	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
	男性 (n=35)	11.4	8.6	25.7	11.4	20.0	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4
女性 (n=33)	3.0	3.0	24.2	3.0	18.2	15.2	6.1	6.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	12.1	

表 22-2 「問 5-1」高齢者に関する人権上の問題点 × 「問 5-2」高齢者の人権を守るために必要なこと【50歳代以下】(%)

問5-1	問5-2	教育・啓発活動の推進		バリアフリー・ユニバーサルデザイン対策の実		交通手段の整備		住居の確保、就労環境の整備		地域でまえる仕組みの整備		認知症高齢者対策の実		文化活動等への参加機会の確保		相談体制の実		その他		特にな		わからない	
		全体 (n=107) 男性 (n=58) 女性 (n=46)	全体 (n=221) 男性 (n=90) 女性 (n=129)	全体 (n=324) 男性 (n=132) 女性 (n=190)	全体 (n=227) 男性 (n=101) 女性 (n=123)	全体 (n=317) 男性 (n=140) 女性 (n=172)	全体 (n=202) 男性 (n=80) 女性 (n=118)	全体 (n=53) 男性 (n=24) 女性 (n=28)	全体 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	全体 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	全体 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	全体 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	全体 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	全体 (n=53) 男性 (n=24) 女性 (n=28)	全体 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	全体 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	全体 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	全体 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)					
バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない	バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない	21.1 (n=251) 男性 (n=96) 女性 (n=151)	69.7 (n=221) 男性 (n=90) 女性 (n=129)	53.8 (n=324) 男性 (n=132) 女性 (n=190)	28.7 (n=227) 男性 (n=101) 女性 (n=123)	47.8 (n=317) 男性 (n=140) 女性 (n=172)	29.5 (n=202) 男性 (n=80) 女性 (n=118)	4.0 (n=53) 男性 (n=24) 女性 (n=28)	8.4 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	1.2 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.4 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	0.4 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	0.4 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	1.0 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.4 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	1.0 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	0.4 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	0.4 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.4 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	1.0 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	0.4 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	0.4 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	
自由に公共交通機関を利用できない	自由に公共交通機関を利用できない	17.1 (n=205) 男性 (n=83) 女性 (n=120)	46.8 (n=221) 男性 (n=90) 女性 (n=129)	78.0 (n=324) 男性 (n=132) 女性 (n=190)	33.7 (n=227) 男性 (n=101) 女性 (n=123)	46.8 (n=317) 男性 (n=140) 女性 (n=172)	24.4 (n=202) 男性 (n=80) 女性 (n=118)	4.9 (n=53) 男性 (n=24) 女性 (n=28)	6.8 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	1.5 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.5 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	0.5 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	6.8 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	1.5 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.5 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	1.5 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	6.8 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	1.5 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.5 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	1.5 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	0.5 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	0.5 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	
アパートなどの住居への入居が制限される	アパートなどの住居への入居が制限される	22.5 (n=187) 男性 (n=74) 女性 (n=109)	31.0 (n=221) 男性 (n=90) 女性 (n=129)	48.7 (n=324) 男性 (n=132) 女性 (n=190)	51.3 (n=227) 男性 (n=101) 女性 (n=123)	49.2 (n=317) 男性 (n=140) 女性 (n=172)	35.3 (n=202) 男性 (n=80) 女性 (n=118)	7.0 (n=53) 男性 (n=24) 女性 (n=28)	11.8 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	2.7 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.5 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	2.1 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	11.8 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	2.7 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.5 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	2.1 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	11.8 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	2.7 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.5 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	2.1 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	0.5 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	0.5 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	
孤独な生活を送っている	孤独な生活を送っている	17.7 (n=232) 男性 (n=93) 女性 (n=136)	34.9 (n=221) 男性 (n=90) 女性 (n=129)	55.6 (n=324) 男性 (n=132) 女性 (n=190)	39.2 (n=227) 男性 (n=101) 女性 (n=123)	60.3 (n=317) 男性 (n=140) 女性 (n=172)	31.9 (n=202) 男性 (n=80) 女性 (n=118)	11.2 (n=53) 男性 (n=24) 女性 (n=28)	9.5 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	0.9 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.4 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	0.4 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	9.5 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	0.9 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.4 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	0.4 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	9.5 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	0.9 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.4 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	0.4 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	0.4 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	0.4 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	
特別な存在としての扱い、身体的拘束などの虐待	特別な存在としての扱い、身体的拘束などの虐待	22.6 (n=168) 男性 (n=64) 女性 (n=101)	33.3 (n=221) 男性 (n=90) 女性 (n=129)	47.0 (n=324) 男性 (n=132) 女性 (n=190)	39.3 (n=227) 男性 (n=101) 女性 (n=123)	51.2 (n=317) 男性 (n=140) 女性 (n=172)	45.8 (n=202) 男性 (n=80) 女性 (n=118)	8.9 (n=53) 男性 (n=24) 女性 (n=28)	9.5 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	2.4 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.6 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	0.6 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	9.5 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	2.4 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.6 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	0.6 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	9.5 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	2.4 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.6 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	0.6 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	0.6 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	0.6 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	
働ける能力を発揮する機会が少ない	働ける能力を発揮する機会が少ない	13.5 (n=223) 男性 (n=84) 女性 (n=137)	31.8 (n=221) 男性 (n=90) 女性 (n=129)	52.9 (n=324) 男性 (n=132) 女性 (n=190)	60.1 (n=227) 男性 (n=101) 女性 (n=123)	52.5 (n=317) 男性 (n=140) 女性 (n=172)	27.8 (n=202) 男性 (n=80) 女性 (n=118)	12.1 (n=53) 男性 (n=24) 女性 (n=28)	9.0 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	0.9 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.4 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	0.9 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	9.0 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	0.9 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.4 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	0.9 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	9.0 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	0.9 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.4 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	0.9 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	0.4 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	0.4 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	
悪徳商法の被害が多い	悪徳商法の被害が多い	18.3 (n=143) 男性 (n=190)	36.0 (n=221) 男性 (n=90) 女性 (n=129)	45.5 (n=324) 男性 (n=132) 女性 (n=190)	38.3 (n=227) 男性 (n=101) 女性 (n=123)	54.3 (n=317) 男性 (n=140) 女性 (n=172)	34.8 (n=202) 男性 (n=80) 女性 (n=118)	9.1 (n=53) 男性 (n=24) 女性 (n=28)	8.0 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	2.1 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.3 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	1.5 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	8.0 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	2.1 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.3 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	1.5 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	8.0 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	2.1 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.3 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	1.5 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	0.3 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	0.3 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	
意見や差言が無視される	意見や差言が無視される	26.7 (n=300) 男性 (n=38) 女性 (n=49)	30.0 (n=221) 男性 (n=90) 女性 (n=129)	41.1 (n=324) 男性 (n=132) 女性 (n=190)	43.3 (n=227) 男性 (n=101) 女性 (n=123)	55.6 (n=317) 男性 (n=140) 女性 (n=172)	32.2 (n=202) 男性 (n=80) 女性 (n=118)	4.4 (n=53) 男性 (n=24) 女性 (n=28)	15.6 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	3.3 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	2.2 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	2.2 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	15.6 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	3.3 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	2.2 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	2.2 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	15.6 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	3.3 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	2.2 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	2.2 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	2.2 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	2.2 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	
文化活動等に参加する機会が極めて少ない	文化活動等に参加する機会が極めて少ない	23.9 (n=46) 男性 (n=12) 女性 (n=33)	32.6 (n=221) 男性 (n=90) 女性 (n=129)	54.3 (n=324) 男性 (n=132) 女性 (n=190)	50.0 (n=227) 男性 (n=101) 女性 (n=123)	57.6 (n=317) 男性 (n=140) 女性 (n=172)	26.1 (n=202) 男性 (n=80) 女性 (n=118)	26.1 (n=53) 男性 (n=24) 女性 (n=28)	6.5 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	4.3 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.7 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	1.4 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	6.5 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	4.3 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.7 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	1.4 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	6.5 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	4.3 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.7 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	1.4 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	0.7 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	0.7 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	
気懸に相談できる場所がない	気懸に相談できる場所がない	14.5 (n=145) 男性 (n=53) 女性 (n=87)	31.0 (n=221) 男性 (n=90) 女性 (n=129)	59.3 (n=324) 男性 (n=132) 女性 (n=190)	37.2 (n=227) 男性 (n=101) 女性 (n=123)	57.2 (n=317) 男性 (n=140) 女性 (n=172)	29.7 (n=202) 男性 (n=80) 女性 (n=118)	11.7 (n=53) 男性 (n=24) 女性 (n=28)	20.0 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	2.8 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.7 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	1.4 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	20.0 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	2.8 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.7 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	1.4 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	20.0 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	2.8 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	0.7 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	1.4 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	0.7 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	0.7 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	
その他	その他	33.3 (n=6) 男性 (n=4) 女性 (n=2)	33.3 (n=221) 男性 (n=90) 女性 (n=129)	75.0 (n=324) 男性 (n=132) 女性 (n=190)	16.7 (n=227) 男性 (n=101) 女性 (n=123)	50.0 (n=317) 男性 (n=140) 女性 (n=172)	16.7 (n=202) 男性 (n=80) 女性 (n=118)	16.7 (n=53) 男性 (n=24) 女性 (n=28)	16.7 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	33.3 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	33.3 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	33.3 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	16.7 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	33.3 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	33.3 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	33.3 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	16.7 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	33.3 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	33.3 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	33.3 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	33.3 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	33.3 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	
特にな	特にな	18.8 (n=16) 男性 (n=9) 女性 (n=6)	18.8 (n=221) 男性 (n=90) 女性 (n=129)	18.8 (n=324) 男性 (n=132) 女性 (n=190)	6.3 (n=227) 男性 (n=101) 女性 (n=123)	18.8 (n=317) 男性 (n=140) 女性 (n=172)	6.3 (n=202) 男性 (n=80) 女性 (n=118)	18.8 (n=53) 男性 (n=24) 女性 (n=28)	6.3 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	6.3 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	37.5 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	12.5 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	6.3 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	6.3 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	37.5 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	12.5 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	6.3 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	6.3 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	37.5 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	12.5 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	6.3 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	6.3 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	
わからない	わからない	3.2 (n=31) 男性 (n=19) 女性 (n=12)	6.5 (n=221) 男性 (n=90) 女性 (n=129)	31.6 (n=324) 男性 (n=132) 女性 (n=190)	6.5 (n=227) 男性 (n=101) 女性 (n=123)	19.4 (n=317) 男性 (n=140) 女性 (n=172)	16.1 (n=202) 男性 (n=80) 女性 (n=118)	3.2 (n=53) 男性 (n=24) 女性 (n=28)	16.7 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	16.7 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	33.3 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	3.2 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	16.7 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	16.7 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	33.3 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	3.2 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	16.7 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	16.7 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	33.3 (n=8) 男性 (n=8) 女性 (n=0)	3.2 (n=28) 男性 (n=16) 女性 (n=11)	6.3 (n=62) 男性 (n=30) 女性 (n=32)	11.1 (n=11) 男性 (n=6) 女性 (n=5)	

表 22-3 「問 5-1」高齢者に関する人権上の問題点 × 「問 5-2」高齢者の人権を守るために必要なこと【60歳以上】(%)

問 5-1	問 5-2	教育・啓発活動の推進		バリアフリー、ユニバーサルデザイン対策の充実		交通手段の整備		住居の確保、就労環境の整備		地域でまえる仕組みの整備		認知症高齢者対策の充実		文化活動等の参加機会の確保		相談体制の充実		その他		特になし		わからない											
		全体 (n=135)	男性 (n=66)	女性 (n=69)	全体 (n=216)	男性 (n=82)	女性 (n=132)	全体 (n=364)	男性 (n=140)	女性 (n=219)	全体 (n=75)	男性 (n=44)	女性 (n=30)	全体 (n=279)	男性 (n=119)	女性 (n=158)	全体 (n=186)	男性 (n=74)	女性 (n=108)	全体 (n=136)	男性 (n=57)	女性 (n=78)	全体 (n=25)	男性 (n=7)	女性 (n=18)	全体 (n=24)	男性 (n=9)	女性 (n=15)					
バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない	全体 (n=199)	27.1	71.9	58.8	11.6	43.7	32.2	6.0	15.6																								
	男性 (n=86)	32.6	69.8	51.2	14.0	44.2	27.9	7.0	19.8																								
女性 (n=113)	23.0	73.5	64.6	9.7	43.4	35.4	7.1	18.4																									
自由に公共交通機関を利用できな	全体 (n=212)	25.9	45.3	76.9	15.1	46.2	28.3	7.1	18.4																								
	男性 (n=95)	27.4	40.0	80.0	18.9	41.1	30.5	7.4	16.8																								
女性 (n=115)	25.2	49.6	74.8	12.2	50.4	27.0	6.1	19.1																									
アパートなどの住居への入居が制限される	全体 (n=142)	28.9	45.8	54.9	20.4	47.9	40.1	3.5	20.4																								
	男性 (n=58)	32.8	34.5	56.9	29.3	32.8	50.0	5.2	25.9																								
女性 (n=84)	26.2	53.6	53.6	14.3	46.4	45.2	2.4	16.7																									
孤独な生活を送っている	全体 (n=193)	29.5	38.3	56.5	13.5	57.0	31.6	8.8	27.5																								
	男性 (n=88)	30.7	35.2	53.4	19.3	48.9	34.1	6.8	23.9																								
女性 (n=104)	28.8	41.3	59.6	7.7	64.4	28.8	9.6	30.8																									
特別な存在としての扱い、身体的拘束などの虐待	全体 (n=125)	32.0	39.2	58.4	14.4	51.2	46.4	6.4	20.8																								
	男性 (n=52)	32.7	30.8	59.6	17.3	51.9	42.3	9.6	23.1																								
女性 (n=72)	31.9	45.8	56.9	12.5	51.4	50.0	4.2	19.4																									
働ける能力を発揮する機会が少ない	全体 (n=159)	18.9	45.3	59.7	22.6	48.4	30.8	12.6	18.2																								
	男性 (n=67)	25.4	35.8	50.7	29.9	47.8	31.3	16.4	17.9																								
女性 (n=90)	14.4	53.3	66.7	16.7	48.9	28.9	8.9	18.9																									
悪徳商法の被害が多い	全体 (n=278)	21.9	33.5	61.9	11.9	51.1	33.5	6.5	25.9																								
	男性 (n=118)	24.6	29.7	59.3	18.6	46.6	29.7	5.1	28.0																								
女性 (n=159)	20.1	36.5	63.5	6.9	54.1	35.8	7.5	24.5																									
意見や発言が無視される	全体 (n=91)	34.1	35.2	56.0	11.0	58.2	30.8	7.7	20.9																								
	男性 (n=44)	36.4	27.3	61.4	13.6	59.1	27.3	9.1	22.7																								
女性 (n=46)	32.6	41.3	52.2	8.7	58.7	34.8	6.5	17.4																									
文化活動等に参加する機会が極めて少ない	全体 (n=63)	25.4	28.6	66.7	6.3	60.3	9.5	31.7	25.4																								
	男性 (n=24)	25.0	25.0	66.7	8.3	45.8	20.8	25.0	20.8																								
女性 (n=38)	26.3	31.6	65.8	5.3	68.4	2.6	34.2	28.9																									
気懸に相談できる場所がない	全体 (n=179)	24.0	34.1	58.1	12.3	51.4	24.0	10.1	33.5																								
	男性 (n=82)	25.6	26.8	58.5	11.0	50.0	29.3	9.8	34.1																								
女性 (n=95)	23.2	40.0	58.9	12.6	53.7	18.9	9.5	33.7																									
その他	全体 (n=3)	33.3		33.3		33.3																											
	男性 (n=1)	100.0		100.0		100.0																											
女性 (n=2)	50.0		50.0		50.0																												
特になし	全体 (n=50)	6.0	6.0	26.0		12.0	16.0		10.0																								
	男性 (n=16)	12.5	12.5	6.3		31.3	12.5		12.5																								
女性 (n=32)	3.1	3.1	31.3		3.1	12.5		9.4																									
わからない	全体 (n=37)	8.1	5.4	24.3	8.1	18.9	10.8	2.7	16.2																								
	男性 (n=16)	18.8	6.3	18.8	12.5	18.8	6.3	4.8	12.5																								
女性 (n=21)	28.6	4.8	28.6	4.8	19.0	14.3	4.8	19.0																									

IV. 添付資料

IV. 添付資料

「人権に関する県民意識調査」へのご協力をお願い

県民の皆様には、日頃から県勢発展のため何かとご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

高知県では、真に人権が尊重される明るい社会の実現をめざして、さまざまな人権課題に対する取組を進めており、平成 14 年に人権施策を進めていくうえでの参考とするため「人権に関する県民意識調査」を行いました。

このたびは、前回調査から 10 年が経過し、再び、県民の皆様には人権に対するお考えを伺うことで、人権に対する意識の推移と、これまでの教育啓発の効果などを把握して、今後の人権施策を推進していくうえでの基礎資料とさせていただきます。

この調査は、県内全市町村から無作為で 3,000 人を選び、アンケートにお答えいただくもので、そのお一人としてあなたをお願いすることになりました。

ご多用中のところ、まことに恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

平成 24 年 8 月

高 知 県

必ずお読みください

《回答にあたってのお願い》

(1) 回答は、お送りした封筒のあて名のご本人がお答えください。

- ・ あて名のご本人が障害などのため、記入できない場合は、あて名のご本人の考えを聞き、ご家族の方が代理で記入してください。
- ・ 代理で記入してくれる人がいない方など、回答に際してお困りの方は、《お問合せ先》まで、ご連絡ください。

(2) 次の場合を除き、質問番号順に全部の質問にお答えください。

- ・ 問1-1で「2 知らない」を選択した方は、問1-1の副問に答えないでください。
- ・ 問1-4で「2 ない」を選択した方は、問1-4の副問1及び副問2に答えないでください。
- ・ 問2-1で「1 同和地区や同和問題は知らない」を選択した方は、問2-2から問2-5に答えないでください。

(3) 回答は、各設問の指示に従い、該当する番号を○で囲むか、記入枠に適切な言葉をご記入ください。

(4) お答えいただいた調査票は、記入漏れがないか確認のうえ、同封の封筒に入れ、郵便ポストに投函してください。 なお、9月5日(水曜)までにご返送いただきますようお願いいたします。

(5) その他

この調査は、市町村役場の選挙人名簿から3,000人を無作為に選びましたので、各人権課題へ直接関係する方に送付される可能性があります。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

また、調査に当たっては、個人情報やプライバシーなどに配慮するため、無記名で回答をお願いします。ご記入いただいた調査票もすべて統計的に処理をし、調査目的以外で使用することはありません。

なお、調査の集計・分析等には専門的な技術が必要とするため、この調査は、株式会社クリケットに委託して実施しています。

《お問合せ先》

この調査について、ご質問などがございましたら、下記までご連絡ください。

○ 調査の内容や記入方法等について

高知県文化生活部人権課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話 088-823-9804

ファックス 088-823-9058

E-mail 141101@ken.pref.kochi.lg.jp

○ 調査票の郵送について

株式会社クリケット

〒780-8050 高知市鴨部1476-11 ロイヤルハイツ102

電話 088-844-1579

ファックス 088-844-1579

E-mail kikankochi@k-cricket.com



人権イメージキャラクター 人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

目次〔調査項目の紹介〕

属性	1 ページ
〔回答者の性別、年齢、職業、居住地域についてお聞きします。〕	
問1：人権全般	2～4 ページ
〔侵すことのできない権利として、基本的人権が憲法によって保障されています。〕	
問2：同和問題	5、6 ページ
〔日本固有の問題であり、その早期解決を図るため、これまで特別対策事業により、対象地域の生活環境などは整備されてきましたが、差別発言、結婚における差別などの存在が指摘されています。〕	
問3：女性	7、8 ページ
〔男女平等の考え方は、法律や制度面の整備は着実に進んでいますが、社会の様々な場面で女性が不利益を受けていることがあります。〕	
問4：子ども	9、10 ページ
〔平成23年に国が調査・処理を行った人権侵犯事件では、学校でのいじめ、児童に対する暴行・虐待がいずれも増えています。〕	
問5：高齢者	11 ページ
〔介護するべき者による身体的・心理的虐待や高齢者の家族が無断で財産を処分する経済的虐待などが指摘されています。〕	
問6：障害者	12 ページ
〔平成21年度に国が実施した調査では、障害のある人の約7割が障害を理由とした差別や偏見を受けたことがあると答えています。〕	
問7：エイズ患者・HIV感染者 ハンセン病患者等	13、14 ページ
〔周囲の誤った知識や偏見などにより、患者や元患者、その家族に対する様々な問題が発生しています。〕	

問8：外国人	15ページ
[言語、宗教、習慣などの違いから、様々な人権問題が発生しています。]	
問9：刑を終えて出所した人	16ページ
[刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、社会復帰をめざすのに厳しい状況があります。]	
問10：犯罪被害者等	17ページ
[犯罪そのものや後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、名誉が傷つけられるなどの問題があります。]	
問11：インターネットによる人権侵害	18ページ
[インターネットの匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害するなどの問題が発生しています。]	
問12-1：人権啓発	19ページ
[現在様々な方法によって、人権啓発活動が行われています。]	
問12-2：人権教育	19ページ
[あらゆる教育の場で、人権尊重の精神を育てる教育活動が行われています。]	
問12-3：人権尊重の社会の実現	20ページ
[真に人権が尊重される明るい社会づくりに向けて、様々な取組が行われています。]	
自由回答欄	20ページ
[人権問題や、この調査に対するご意見ご要望などを、ご自由にお書きください。]	

人権に関する県民意識調査

調査票

高知県



はじめに、調査票の整理のために必要ですので、調査票にお答えいただき、
あなたのことについてそれぞれあてはまるもの1つに○印をつけてください。

F 1 あなたの性別は

1. 男性 2. 女性

F 2 あなたの年齢は

1. 20 歳代 2. 30 歳代 3. 40 歳代
4. 50 歳代 5. 60 歳代 6. 70 歳以上

F 3 あなたの現在のお仕事は

1. 農林漁業（自営業主および家族従業者）
2. 商工サービス業（自営業主および家族従業者）
3. 勤め（企業や団体に勤めている方（パート含む）で、次の4に該当しない方）
4. 教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員
5. 自由業、その他有職
6. 家事専業（主婦、主夫）
7. 学生
8. 無職（家事専業、学生以外の無職）

* 商工サービス業には、卸小売業、飲食店、サービス業、建設業、運輸、製造業等があります。

* 自由業には、弁護士、作家、写真家等があります。

* 兼業の方は、重きを置いている職業でお答えください。

F 4 あなたの居住地域（住んでいる地域）は

1. 高知市
2. 安芸広域圏（室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村）
3. 南国・香美広域圏（南国市、香南市、香美市）
4. 嶺北広域圏（本山町、大豊町、土佐町、大川村）
5. 仁淀川広域圏（土佐市、いの町、日高村）
6. 高吾北広域圏（仁淀川町、佐川町、越知町）
7. 高幡広域圏（須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町）
8. 幡多広域圏（宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町）



ここからは、様々な人権について、あなたのお考えをお聞かせください。
 回答方法は、該当する番号(あなたの考えに合う番号)に○をつけてください。
 ○の数は、それぞれの質問文の最後に【 】書きで数を指定していますので、
 ご注意ください。

人権全般

問1-1 基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されています。
 あなたは、このような基本的人権の内容を知っていますか。

【いずれかに○を】

(基本的人権には思想、表現の自由などの自由権や生存権などの社会権、参政権などがあります。)

1. 知っている

2. 知らない



下の副問へお進みください



(問1-2へお進みください)

〔問1-1で「1. 知っている」と答えた方にお尋ねします〕

副問 あなたは、今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。

【○は1つだけ】

1. そう思う
2. いちがいにはいえない
3. そう思わない
4. わからない

問1-2 あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、4～5年前に比べて高くなっていると思いますか。

【○は1つだけ】

1. そう思う
2. いちがいにはいえない
3. そう思わない
4. わからない

問1-3 日本の社会における人権にかかわる問題として、あなたが関心のあるものはどれですか。
【○はいくつでも】

1. 同和問題
2. 女性
3. 子ども
4. 高齢者
5. 障害者
6. HIV感染者等（※）（エイズ、結核、腸管出血性大腸菌O-157、B型・C型肝炎ウイルスなどの感染症にかかった患者、感染者が含まれます）
7. ハンセン病元患者等（※）
8. 外国人
9. アイヌの人々
10. 刑を終えて出所した人
11. 犯罪被害者等
12. インターネットによる人権侵害
13. ホームレス
14. 北朝鮮当局による拉致問題等
15. 性的指向（※）
16. 性同一性障害（※）
17. 人身取引（※）
18. 震災における風評被害等による人権侵害
19. その他の問題（具体的に)
20. 特にない

※ HIV (Human Immunodeficiency Virus : ヒト免疫不全ウイルス)

エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因となるウイルスで、非常に弱いウイルスです。通常の社会生活では感染者と暮らしても、まず感染することはありません。このウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力（免疫）が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍が引き起こされることがあります。

※ ハンセン病

らい菌による感染症で、その感染力は非常に低く、日常生活で感染することはほとんどありません。らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも現在ではすぐれた治療薬が開発されていて、早期発見・早期治療により、後遺症を残さずに治る病気です。また、確実な治療法がなかった時代においても、ハンセン病が原因で死亡することはほとんどありませんでした。

※ 性的指向

いずれの性別を恋愛や性愛の対象にするかをいう、人間の根本的な性傾向のことをいいます。おおまかには、「異性愛」、「同性愛」、「両性愛」に分類されます。

※ 性同一性障害

「生物学的な性別と自己意識の性別が一致しないために、生物学的な性別に違和感を持つ」医学的な疾患名です。一般には、「心と身体の性が一致しない状態」と説明されることもあります。

※ 人身取引

人間を誘拐などの強制的な手段や甘い言葉などによって誘い出し、移送し、金銭などによって売り払う行為のことで、対象の多くは女性や子どもとなっています。その目的は、強制労働や養子、性的搾取、臓器移植などがあります。

問1-4 あなたは今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

【いずれかに○を】

1. ある

2. ない

↓
下の副問1と2へ
お進みください

↓
(5ページの問2-1へお進みください)

[問1-4で「1.ある」と答えた方にお尋ねします]

副問1 それはどのようなことで人権が侵害されたと思われましたか。

【○はいくつでも】

1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
2. 名誉・信用のき損（傷つけること）、侮辱
3. 暴力、脅迫、強要（社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された）
4. 犯罪、不法行為のぬれぎぬ
5. 悪臭・騒音等の公害
6. 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分等により、不平等または不利益な取扱いをされた）
7. 地域などでの仲間はずれ
8. 公的機関による不当な取扱い
9. 使用者による労働強制等の不当な待遇
10. プライバシーの侵害
11. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
12. パワーハラスメント（職務権限などの立場を利用して行ういやがらせやいじめ）
13. ストーカー行為
14. 家庭での不当な取扱い
15. 社会福祉施設での不当な取扱い
16. その他（具体的に)
- 17.なんとなくそう感じた
18. 答えたくない

[問1-4で「1.ある」と答えた人にお尋ねします]

副問2 その（侵害されたと思った）ときにどうされましたか。どなたかへ相談したことがありますか、それともご自分で処理されましたか。

【○はいくつでも】

1. 友人、職場の同僚・上司に相談した
2. 家族、親せきに相談した
3. 弁護士に相談した
4. 警察に相談した
5. 法務局や人権擁護委員に相談した
6. 県や市町村役場に相談した
7. 民間団体に相談した
8. 相手に抗議した
9. 何もなかった
10. その他（具体的に)
11. おぼえていない

同 和 問 題

問2-1 あなたは、同和地区(※)や同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。

【○は1つだけ】

1. 同和地区や同和問題は知らない → (7ページの問3-1へ)
2. 6歳未満 (小学校に入る前)
3. 6歳～12歳未満 (小学生のころ)
4. 12歳～15歳未満 (中学生のころ)
5. 15歳～18歳未満 (高校生のころ)
6. 18歳以降
7. おぼえていない

※ 同和地区

同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、昭和44年7月に公布・施行された「同和対策事業特別措置法」から始まって、昭和62年4月に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年3月に失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取り組みが進められてきました。

取組みを進める際の対象地域として、法律で一定の地域が「同和地区」と指定されていました。この調査での「同和地区」とは、これらの法律で指定されていた地域をさします。

問2-2 あなたが、同和地区や同和問題についてはじめて知ったきっかけは、何ですか。

【○は1つだけ】

1. 家族から聞いた
2. 親せきの人から聞いた
3. 近所の人から聞いた
4. 職場の人から聞いた
5. 学校の授業で教わった
6. 学校で友達から聞いた
7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った
8. 同和問題の講演会や研修会などで知った
9. 県や市町村の広報誌や冊子などで知った
10. その他 (具体的に)
11. おぼえていない

問 2-3 あなたは、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか。 【○はいくつでも】

1. 気にしたり、意識したりすることはない
→（この項目を選ばれた方は、他の項目には○印をつけないでください）
2. 結婚するとき
3. 人を雇うとき
4. 同じ職場で働くとき
5. 自分の子どもが同じ学校に通学するとき
6. 隣近所で生活するとき
7. 同じ団体（町内会、自治会、PTA、サークルなど）のメンバーとして活動するとき
8. 飲食したり、つきあったりするとき
9. 不動産（家、土地など）を購入したり借りたりするとき
10. 店で買物をするとき
11. 仕事上でかかわりをもつとき
12. その他（具体的に ）

問 2-4 かりに、あなたにお子さんがいて、そのお子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区出身の人だとわかった場合、あなたはどうしますか。 【○は1つだけ】

1. 子どもの意志を尊重する
2. 親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める
3. 家族や親戚が反対すれば、結婚を認めない
4. 絶対に結婚を認めない
5. その他（具体的に ）
6. わからない

問 2-5 あなたは、同和問題を解決するためには、どのようなことが大切だと思いますか。 【○は3つまで】

1. 行政が、差別意識をなくし人権を大切にす教育・啓発活動を積極的に行う
2. 県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする
3. 同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる
4. 同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する
5. えせ同和行為（※）を排除する
6. インターネットの利用等にかかわる規制をする
7. その他（具体的に ）
8. わからない

※ えせ同和行為

個人や団体が、同和問題への取組みを口実に高額な図書の購入を迫るなど、不当な利益を要求する行為をいいます。

女性

問3-1 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【○はいくつでも】

1. 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を他の人に押しつける
2. 女性ということで意見や発言が無視される
3. 職場における差別待遇
4. 女性が多い職業で非正規職員（パート等）が多い
5. ドメスティック・バイオレンス（DV）（※）
6. 職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
7. 売春・買春（いわゆる「援助交際」を含む）
8. 女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD
9. 女性の働く風俗営業
10. 「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに用いられる言葉
11. その他（具体的に)
12. 特にない
13. わからない

※ ドメスティック・バイオレンス（DV：Domestic Violence）

一般的には「夫婦や恋人など親密な関係にある男女間における暴力」という意味で使われます。
暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあり、最近では若者間での「デートDV」が問題となっています。

問3-2 あなたは、女性の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【○は3つまで】

1. 女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する
3. 政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する
4. 女性に対する犯罪の取締りを強化する
5. 男女平等に関する教育を充実する
6. 女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取り組みを促す
7. 女性のための人権相談や電話相談を充実する
8. その他（具体的に)
9. 特にない
10. わからない

男女の雇用機会均等

問3-3 あなたは、男女の雇用機会を均等にするために必要だと思うものはどのようなことだと思いますか。

【○は3つまで】

1. 男女の均等採用を促進する
2. 職場の会議等への女性の参加を促進する
3. 昇進・昇格の機会を男女同一とする
4. これまでより、重要な仕事を女性に任せる
5. 女性を配置していなかった職種に女性を配置する
6. 仕事に関連した教育訓練を女性にも同様にを行う
7. 女性の管理職登用を促進する
8. 女性に配慮した職場環境（男女別トイレ、男女別休養室等）の整備を行う
9. その他（具体的に)
10. 特にない
11. わからない

問3-4 あなたは、仕事と家庭を両立するために行政はどのようなことに力をいれたらよいと思いますか。

【○は3つまで】

1. 育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する
2. 時間外勤務の短縮を促進する
3. 年次有給休暇の計画的取得を促進する
4. 看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する
5. ファミリーサポートセンター（育児の援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員システム）の整備を促進する
6. 男性の育児休業制度利用の啓発を行う
7. 母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う
8. 放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う
9. その他（具体的に)
10. 特にない
11. わからない

子ども

問4-1 子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【○はいくつでも】

1. 友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける
2. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
3. 保護者によるしつけるための体罰
4. 保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為
5. 大人が子どもに自分の考え方を強制する
6. 教師による児童・生徒への体罰
7. 髪型や服装を定めた校則
8. 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける
9. 児童買春や児童ポルノ等が存在する
10. その他（具体的に)
11. 特にない
12. わからない

問4-2 あなたは、子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【○は3つまで】

1. 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 体罰禁止を徹底させる
3. 校則や規則を緩やかなものにする
4. 成績だけを重んじる教育の在り方を改める
5. 大人に子どもが独立した人格であることを啓発する
6. 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む
7. 教師の人間性、資質を高める
8. 家庭内の人間関係を安定させる
9. 子どもに、他人に対する思いやりを教える
10. 子どもの個性を尊重する
11. 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる
12. 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する
13. 子どものための人権相談や電話相談を充実する
14. その他（具体的に)
15. 特にない
16. わからない

問4-3 近所の子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）あなたはどうしますか。

【○は1つだけ】

1. 市町村役場や福祉事務所などに通報する
2. 児童相談所に通報する
3. 警察に通報する
4. 民生委員・児童委員に通報する
5. 子どもの通っている保育所、学校等に通報する
6. 直接、その家族に確かめてみる
7. 何か行動をおこしたいが、どうしたらよいかわからない
8. 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない
9. 自分には関係がないので、特に何もしない
10. その他（具体的に)
11. わからない

高齢者

問5-1 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【○はいくつでも】

1. 道路、乗物、建物等でバリアフリー化(※)、ユニバーサルデザイン化(※)が図られていない
2. 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない
3. アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される
4. 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている
5. 高齢者(特に認知症高齢者)ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける
6. 働ける能力を発揮する機会が少ない
7. 高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い
8. 高齢者ということで意見や発言が無視される
9. 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない
10. 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない
11. その他(具体的に)
12. 特になし
13. わからない

※ バリアフリー

主に生活弱者である高齢者や障害者が生活する上で、支障となる物理的・精神的な障壁(バリア)を取り除くための取組みや障壁を取り除いた状態のことをいいます。

※ ユニバーサルデザイン

文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障害や能力の違いを問わずに、あらゆる人が利用できる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいいます。

バリアフリーが「障害者などが生活していくうえで障壁となるものを取り除くこと」をさすのに対して、ユニバーサルデザインは「もともと障壁がない環境とデザイン」のことをいいます。

問5-2 あなたは、高齢者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【○は3つまで】

1. 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 道路、乗物、建物等のバリアフリー、ユニバーサルデザイン対策を充実する
3. 少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する
4. 住居の確保や、就労環境を整備する
5. 高齢者を地域で支える仕組みを整備する
6. 認知症高齢者対策を充実する
7. 自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する
8. 高齢者のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他(具体的に)
10. 特になし
11. わからない

障 害 者

問6-1 障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【○はいくつでも】

1. 就職・職場で不利な扱いを受ける
2. 就労の機会が少ない
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. じろじろ見られたり、避けられたりする
5. アパートなどの住宅への入居が困難である
6. 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である
7. スポーツ・文化活動、地域活動に参加できない
8. 障害者を狙った悪徳商法の被害が多い
9. その他（具体的に)
10. 特にない
11. わからない

問6-2 あなたは、障害者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【○は3つまで】

1. 障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する
3. 地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する
4. 就労の支援や働く場の確保を図る
5. 障害のある人とない人との交流を促進する
6. 障害者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する
7. ホームヘルプサービス（居宅介護）やデイサービス（生活介護）などの生活支援を推進する
8. 障害者のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他（具体的に)
10. 特にない
11. わからない

問7-1 エイズ患者・HIV感染者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【〇はいくつでも】

1. 医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩(もれること)、無断で検査が行われる
2. 職場における解雇や無断で検査が行われる
3. 学校などにおけるいじめや入園が拒否される
4. 施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる
5. マスコミによりプライバシーが侵害される
6. 地域社会における排斥や悪意のある噂が流される
7. その他(具体的に)
8. 特にない
9. わからない

問7-2 あなたは、エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。 【〇は3つまで】

1. エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する
2. 学校等でエイズに関する教育を充実する
3. エイズ患者・HIV感染者のプライバシー保護を徹底する
4. それぞれの地域でHIV抗体等の検査機会を確保する
5. エイズ患者・HIV感染者のための人権相談や電話相談を充実する
6. その他(具体的に)
7. 特にない
8. わからない

問7-3 ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【○はいくつでも】

1. 家族等の結婚問題で周囲が反対する
2. 家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける
3. 医療機関で治療や入院を断る
4. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である
5. 偏見により差別的な言動をする
6. アパート等の入居を拒否する
7. 宿泊を拒否する
8. 怖い病気といった誤解がある
9. その他（具体的に)
10. 特にない
11. わからない

問7-4 あなたは、ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。 【○は3つまで】

1. ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する
2. ハンセン病を正しく理解するパンフレットやチラシを作成する
3. 新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする
4. ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつくる
5. 学校等でハンセン病に関する教育を充実する
6. ハンセン病元患者等のための人権相談や電話相談を充実する
7. その他（具体的に)
8. 特にない
9. わからない

外国人

問8-1 日本に住む外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. アパートなどの住宅への入居が困難である
2. 国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける
3. 就職・職場で不利な扱いを受ける
4. 結婚問題で周囲から反対を受ける
5. その他（具体的に)
6. 特にない
7. わからない

問8-2 あなたは、外国人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 外国人の持つ異文化に対する理解のため県民に向けた教育・啓発活動を推進する
2. 学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する
3. 異文化の理解のため、外国人との交流を促進する
4. 外国人の就職の機会均等を確保する
5. 多言語による生活情報の提供を充実する
6. 外国人のための人権相談や電話相談を充実する
7. その他（具体的に)
8. 特にない
9. わからない

刑を終えて出所した人

問9-1 刑を終えて出所した人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【○はいくつでも】

1. 更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在する
2. 就職、職場で不利な扱いをする
3. アパート等の入居を拒否する
4. 結婚問題で周囲が反対する
5. じろじろ見られたり、避けられたりする
6. 悪意のある噂が流される
7. その他（具体的に)
8. 特にない
9. わからない

問9-2 あなたは、刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。 【○は3つまで】

1. 刑を終えて出所した人に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. 社会復帰しやすい環境づくりを確保する
3. 就職の機会を確保する
4. 刑を終えて出所した人のための人権相談や電話相談を充実する
5. 犯罪の種類や刑の重さによって違うので、何とも言えない
6. その他（具体的に)
7. 特にない
8. わからない

犯罪被害者等

問 10-1 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【○はいくつでも】

1. 犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす
2. 治療費などで経済的負担がかかる
3. 仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる
4. 家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する
5. 事件のことについて、周囲に噂話をされる
6. 事件のことで、転居を余儀なくされる
7. 警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない
8. 捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける
9. 捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない
10. 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる
11. その他（具体的に）
12. 特にない
13. わからない

問 10-2 あなたは、犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。 【○は3つまで】

1. 犯罪被害者とその家族に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. 就職機会を確保する
3. 経済的な支援を行う
4. 犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する
5. 精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う
6. 犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う
7. 犯罪予防・防止のための施策を充実する
8. 犯罪被害者とその家族のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他（具体的に）
10. 特にない
11. わからない

インターネットによる人権侵害

問 11-1 インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【○はいくつでも】

1. 無断で他人のプライバシーに関することを掲載する
2. 他人を誹謗中傷する表現を掲載する
3. 差別を助長する表現を掲載する
4. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている
5. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する
6. わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する
7. 知らない間に自分のことが掲載されている
8. その他（具体的に)
9. 特にない
10. わからない

問 11-2 あなたは、インターネットによる人権侵害を解決するためにはどのようなことが必要だと思いますか。 【○は3つまで】

1. インターネット利用者やプロバイダ(インターネット接続事業者)等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする
3. プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める
4. インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する
5. 違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する
6. その他（具体的に)
7. 特にない
8. わからない

人権啓発

問 12-1 人権問題について、さまざまな方法で啓発活動が行われていますが、あなたは、人権意識を高めるための啓発方法として、特にどれが効果が高いと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 講演会や研修会
2. 広報誌やパンフレット
3. テレビ・ラジオ
4. 映画・DVD
5. 新聞
6. 雑誌、週刊誌
7. 映画の上映会やパネルなどの展示会
8. 掲示物（ポスターや電車バスの車体広告など）
9. 人権フェスティバルなどのイベント
10. インターネットなど
11. その他（具体的に)
12. 特にない
13. わからない

人権教育

問 12-2 あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか。

【〇は3つまで】

1. すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める
2. すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める
3. 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める
4. 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める
5. 障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める
6. 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める
7. その他（具体的に)
8. 特にない
9. わからない

人権尊重の社会の実現

問 12-3 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う
2. 行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う
3. 行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する
4. 公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める
5. 県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる
6. 人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する
7. 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する
8. その他（具体的に）
9. 特にない
10. わからない

最後に、人権問題や、この調査に対するご意見ご要望など、何かございましたら、ご自由にお書きください。



調査は以上で終わりです。調査にご協力いただき誠にありがとうございました。お手をかけますが、記入もれがないかも一度ご確認のうえ、同封の封筒で9月5日（水）までに郵便にてご返送ください（切手は不要です）。

平成 24 年度
高知県 人権に関する県民意識調査
報告書
平成 25 年 3 月

発行・編集 高知県文化生活部人権課
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号
TEL088-823-9804 FAX088-823-9058
E-Mail 141101@ken.pref.kochi.lg.jp